資　料　編

資料編目次

１．　条例・要綱

１－１　上富良野町防災会議条例 ----------1-1

１－２　上富良野町防災会議運営規定----------1-4

１－３　上富良野町災害対策本部条例----------1-5

１－４　十勝岳火山防災会議協議会規約----------1-7

１－５　上富良野町山火予消防対策協議会要綱----------1-10

１－６　上富良野地区林野火災予消防対策協議会関係機関----------1-12

１－７　活動火山対策連絡協議会要綱----------1-13

１－８　災害弔慰金の支給等に関する条例----------1-15

１－９　災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する条例施行規則----------1-18

１－１０　災害情報等報告取扱要領 ----------1-21

１－１１　北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱----------1-26

１－１２　北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領----------1-30

１－１３　北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領----------1-32

２．基準

２－１．気象注意報警報発表基準 ----------2-1

２－２．被害状況判定基準 ----------2-2

３．　現況

３－１　気象状況 ----------3-1

３－２　災害履歴 ----------3-2

３－３　十勝岳噴火の記録 ----------3-6

３－４　想定地震による上富良野町の被害予測----------3-17

３－５　重要水防区域一覧 ----------3-23

３－６　富良野川・ベベルイ川・ヌッカクシ富良野川浸水想定区域図----------3-24

３－７　上富良野町洪水ハザードマップ----------3-25

３－８　地すべり・崖くずれ・土石流等危険区域一覧及び箇所図----------3-27

３－９　土砂災害危険箇所一覧及び箇所図----------3-34

３－１０　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域一覧及び箇所図----------3-36

３－１１　十勝岳火山噴火・緊急避難地図----------3-46

３－１２　雪崩危険箇所一覧及び箇所図----------3-48

４．　組織・体制

４－１　防災関係機関連絡一覧 ----------4-1

４－２　上富良野町災害対策本部の組織----------4-3

４－３　上富良野町災害対策本部事務分掌----------4-4

４－４　十勝岳における火山観測・監視体制----------4-8

４－５　消防署組織図及び消防団組織図----------4-10

５．　応援・協定

５－１　災害時応援協定締結事業者等一覧----------5-1
５－２　北海道等締結応援・協定 ----------5-2
５－３　上富良野町締結応援・協定 ----------5-33

６．　施設・設備・備蓄

６－１　消防施設 ----------6-1
６－２　防災行政無線設置状況 ----------6-3
６－３　指定避難所一覧及び位置図 ----------6-5
６－４　緊急輸送道路一覧及び箇所図----------6-11
６－５　ヘリポート適地 ----------6-13
６－６　水位・雨量観測所及び水位一覧----------6-14
６－７　浸水想定区間内の要配慮者利用施設----------6-15
６－８　医療機関一覧 ----------6-16
６－９　備蓄状況 ----------6-17

７．　書式・様式

７－１　自衛隊派遣要請書 ----------7-1
７－２　自衛隊撤収要請書 ----------7-2
７－３　配置人員報告書 ----------7-3
７－４　消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票----------7-4
７－５　救急患者の緊急搬送情報伝達票----------7-5
７－６　北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書----------7-6
７－７　被害状況報告 ----------7-7
７－８　緊急通行車両確認証明書 ----------7-9
７－９　災害救助法による救助の概要----------7-10
７－１０　生活必需物資給付（貸与）簿----------7-16
７－１１　公用負担命令書等 ----------7-17
７－１２　水防活動実施報告 ----------7-18
７－１３　水防標識及び立入検査証 ----------7-20

８．　復旧・復興

８－１　事業別国庫負担及び補助率等一覧----------8-1

1　条例・要綱

上富良野町防災会議条例

（昭和 37 年 10 月 23 日上富良野町条例第 28 号）

改正　昭和 40 年３月 17 日　上富良野町条例第 10 号
昭和 47 年６月 27 日　上富良野町条例第 18 号
平成　２年３月 30 日　上富良野町条例第 12 号
平成　８年３月 25 日　上富良野町条例第４号
平成 12 年３月 27 日　上富良野町条例第１号
平成 19 年３月 19 日　上富良野町条例第５号
平成 21 年３月 30 日　上富良野町条例第２号
平成 24 年９月 28 日　上富良野町条例第 15 号

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第６項の規定に基づき、上富良野町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第２条　防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

（１）　上富良野町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

（２）　上富良野町長の諮問に応じて上富良野町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

（３）　前号に規定する重要事項に関し、上富良野町長に意見を述べること。

（４）　水防法（昭和24年法律第193号）第25条の水防計画を調査審議すること。

（５）　前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第３条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

２　会長は、上富良野町長をもって充てる。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長が事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

５　委員は、次に掲げる者をもって充てる。

（１）　指定地方行政機関のうちから町長が任命する者

（２）　陸上自衛隊の自衛官のうちから町長が任命する者

（３）　北海道知事の部内の職員のうちから町長が指名する者

（４）　北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者

（５）　上富良野町長がその部内の職員のうちから指名する者

（６）　上富良野町の教育委員会の教育長

（７）　富良野広域連合の上富良野消防署長

（８）　富良野広域連合の上富良野消防団長

（９）　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者

(10)　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから上富良野町長が任命

する者
(11)　公共的団体の職員のうちから町長が任命する者
６　前項の委員の定数は、26名以内とする。
７　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
８　前項の委員は、再任されることができる。
（専門委員）
第４条　防災会議に専門事項を調査させるため専門委員を置くことができる。
２　専門委員は、関係地方行政機関の職員、北海道の職員、上富良野町の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから上富良野町長が任命する。
３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
（部会）
第５条　防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
２　部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
３　部会に部会長を置き会長の指名する委員がこれに当る。
４　部会長は、部会の事務を掌理する。
５　部会長に事故あるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名するものがその職務を代理する。
（議事等）
第６条　前各条に定めるもののほか、防災会議の議事、その他防災会議の運営に関し、必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。
附　則
この条例は、昭和37年11月１日から施行する。
附　則（昭和40年３月17日条例第10号）
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（昭和47年６月27日条例第18号）
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（平成２年３月30日条例第12号）
この条例は、平成２年４月１日から施行する。
附　則（平成８年３月25日条例第４号）
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（平成12年３月27日条例第１号抄）
（施行期日）
１　この条例は、平成12年４月１日から施行する。
附　則（平成19年３月19日条例第５号）
この条例は、公布の日から施行する。ただし、現委員の任期は、平成20年３月31日までとする。
附　則（平成21年３月30日条例第２号）
１　この条例は、平成21年４月１日から施行する。
２　この条例の施行の際現に上富良野町防災会議委員である者の任期は、平成22年３月31日までとする。

附　則（平成24年９月28日条例第15号）

（施行期日）

１　この条例中第１条の規定は公布の日から、第２条の規定は同年10月１日から施行する。

２　この条例中第２条の施行の際現に上富良野町防災会議委員である者の任期は、平成26年３月31日までとし、改正後の第３条第５項第10項の規定に係る委員の任期も同様とする。

上富良野町防災会議運営規程

（趣　旨）

第１条　上富良野町防災会議（以下「防災会議」という）の運営について災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 286 号）及び上富良野町防災会議条例（昭和 37 年上富良野町条例第 28 号）に定めるもののほか、この規定の定めるところによる。

（会長の職務代理）

第２条　防災会議の会長（以下「会長」という）に事故あるときは、防災会議委員（以下「委員」という）である上富良野町副町長がその職務代理をする。

（防災会議の招集）

第３条　防災会議は会長が招集する。

２　委員は、必要あると認めたときは、会長に対して防災会議の招集を求めることができるものとする。

（議　事）

第４条　防災会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決することはできない。

２　委員がやむを得ない事情により出席できないときは、代理を出席させることができる。

３　代理については、委員と同一の機関に属する者で委員が指名する者とし、委員の職務を代理する。

（常任理事）

第５条　幹事のうち若干人を常任幹事とする。

２　常任幹事は、会長が指名し、常任幹事会を構成する。

（委員の異動報告）

第６条　災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 15 条第 5 項第 1 号の委員が異動等により変更のあった場合は、当該委員の後任者は、その職、氏名及び異動年月日を直ちに会長に報告しなければならない。

（費用）

第７条　防災会議条例第 3 条第 5 項の第 5 号及び第 6 号を除く各号の任命区分の委員のうち申出があった委員は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 32 年上富良野町条例第 3 号、以下「報酬等条例」という。）第 1 条に規定する報酬の支給を辞退できるものとし、この場合において報酬は支払わないものとする。

２　防災会議条例第 3 条第 5 項の第 5 号及び第 6 号を除く各号の任命区分の委員は、報酬等条例第 2 条に規定する費用弁償の支給を辞退できるものとし、この場合において費用弁償は支払わないものとする。

３　第４条に規定する委員の代理には、報酬及び費用弁償は支払わないものとする。

（会員への委任）

第８条　この規定に定めるもののほか、常任幹事会の運営等に関し必要な事項は会長が定める。

附　則

この規程は、平成 14 年 2 月 18 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

上富良野町災害対策本部条例

（昭和 37 年 10 月 23 日条例第 29 号）
改正　平成 23 年９月 30 日　上富良野町条例第 12 号
平成 24 年９月 28 日　上富良野町条例第 15 号

（目的）
第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の２第８項の規定に基づき、上富良野町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。
（組織）
第２条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
２　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
３　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。
（部）
第３条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。
２　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
３　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。
（雑則）
第４条　前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。
附　則
この条例は、昭和37年11月１日から施行する。
附　則（平成23年９月30日条例第12号）
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（平成24年９月28日条例第15号抄）
（施行期日）
１　この条例中第１条の規定は公布の日から、第２条の規定は同年10月１日から施行する。

上富良野町災害対策本部の組織

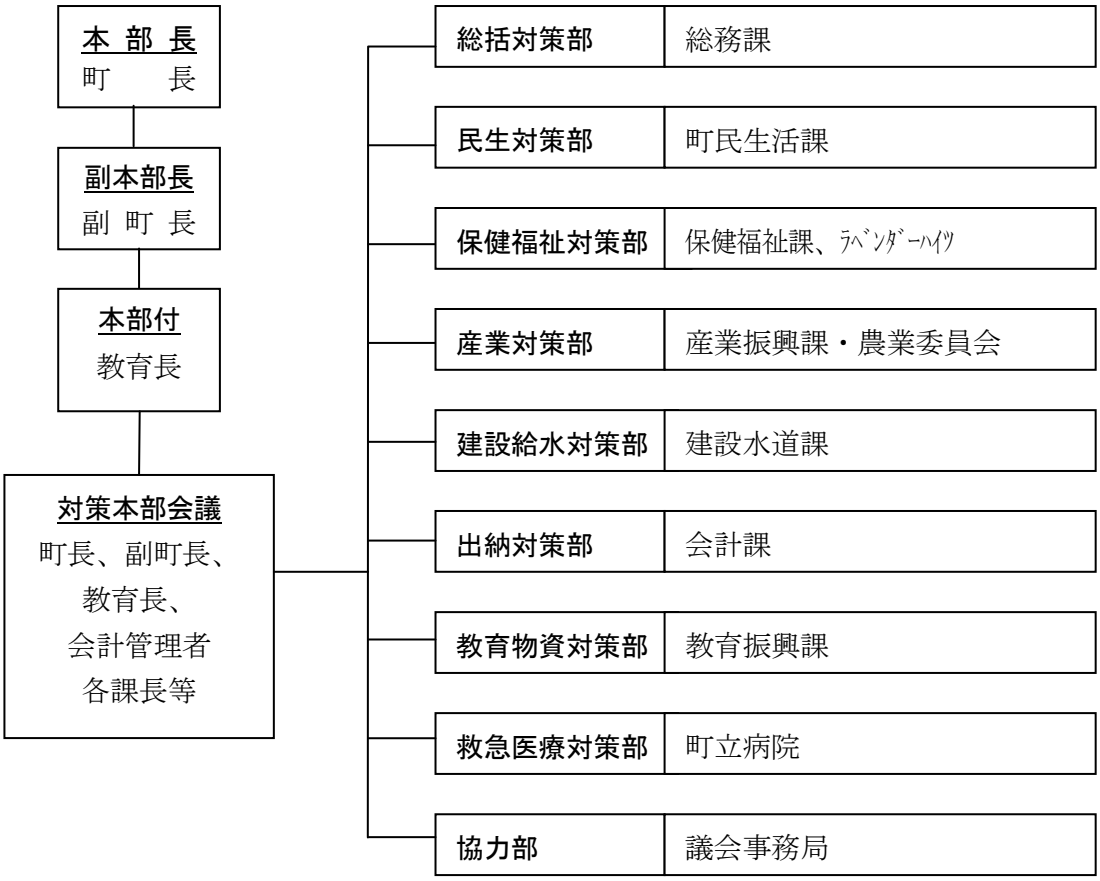

十勝岳火山防災会議協議会規約

第１章　総　則

（目　的）

第１条　この協議会は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号、以下「法」という。）第 17 条第１項の規定に基づき設置し、十勝岳火山噴火災害に際し、登山者及び地域住民等の生命、身体及び財産の保護に関する防災計画（以下「防災計画」という。）を作成し、もって十勝岳火山噴火災害に適切に対処することを目的とする。

（名　称）

第２条　この協議会は、十勝岳火山防災会議協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（協議会を設置する町）

第３条　この協議会は、次に掲げる町（以下「設置町」という。）で設置する。

(1)　美瑛町

(2)　上富良野町

（防災計画に係る地域）

第４条　協議会が作成する防災計画に係る地域は、設置町の地域全体とする。

（所掌事務）

第５条　協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1)　防災計画を作成（修正）し、その実施を推進すること。

(2)　法第 45 条に基づく必要な要請、勧告又は指示等を行うこと。

(3)　十勝岳火山噴火による災害が発生した場合において、災害に関する情報の収集、災害応急対策及び災害復旧に関し、設置町及び関係機関相互の連絡調整を図ること。

(4)　その他協議会が必要と認める事項。

第２章　協議会の組織

（組　織）

第６条　協議会は、会長及び委員をもって組織する。

２　専門の事項を調査させるため専門委員をおくことができる。

（会　長）

第７条　会長は、設置町の防災会議会長のうちから、設置町が協議により定めるものをもって充てる。

２　会長は、協議会を代表し会務を総理する。

３　会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

４　会長の任期は、２年とする。ただし、再任されることができる。

（委　員）

第８条　委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

（専門委員）

第９条　専門委員は、会長が任命する。
２　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

第３章　協議会の会議

（会議の招集）
第 10 条　協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集する。
（会議の運営）
第 11 条　会長は、会議の議長となる。
２　会議は、委員（会長を含む）の出席過半数をもって成立する。
３　会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長が決する。
（会長の専決処分）
第 12 条　会長は、会議を招集する暇がないとき、その他やむを得ない事由により会議を招集することができないときは、協議会が処理すべき事務のうち、早急に決定を要する事項について専決処分することができる。
２　会長は、前項の規定により専決処分したときは、速やかに各委員に報告しなければならない。

第４章　協議会の経費

（経　費）
第 13 条　協議会の事務に要する経費は、設置町の負担金及びその他の収入をもって充てる。
２　各設置町の負担金額並びに協議会の経費に係る出納事務の手続き及び方法は、別に協議して、会長が定める。
（会計年度）
第 14 条　協議会の会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月 31 日に終了する。

第５章　補　則

（事務局）
第 15 条　協議会の事務は、会長の属する町において行う。
（雑　則）
第 16 条この規約に定めのない事項で、必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附　則

この規約は、平成２年４月 17 日から施行する。

別表（第８条関係）

十勝岳火山防災会議協議会委員名簿

	委　　員	委　　員	担　　当
1	旭川開発建設部	次長	防災対策官
2	上川中部森林管理署	署長	総務グループ
3	上川南部森林管理署	署長	総務グループ
4	札幌管区気象台	気象防災部 火山防災情報調整官	気象防災部地震火山課
5	旭川地方気象台	台長	防災管理官
6	上川総合振興局	局長	地域政策課主査(防災)
7	上川総合振興局保健環境部	部長	企画総務課
8	上川総合振興局保健環境部 富良野地域保健室	室長	企画総務課
9	旭川建設管理部	部長	管理課
10	旭川東警察署	署長	警備課
11	富良野警察署	署長	警備係
12	大雪消防組合	消防長	警防課
13	富良野広域連合本部	消防長	消防課
14	北海道電力(株) 富良野営業所	所長	配電課
15	ＮＴＴ東日本－北海道 旭川支店	支店長	総括担当
16	美瑛町	町長	総務課総務係
17	上富良野町	町長	総務課基地調整室

上富良野町山火予消防対策協議会要綱

１．目　的

林野火災の出火原因は、タバコ・マッチ及びごみ焼きの火の不始末によるものが多く、特にハイキング、山菜採り等のための入林者による火災が多発傾向にあり、これらの入林者に対して森林所有者又は管理者の了解なしに入林できないことなどを指導し、森林の公益性についての理解を求め、予防の啓発に努める。

２．名　称

本協議会は、上富良野町山火予消防対策協議会（以下「協議会」という。）と称する。

３．構　成

（１）協議会は、次の団体を持って構成する。

上富良野町、富良野広域連合上富良野消防署、上川総合振興局、上川南部森づくりセンター富良野事務所、上川南部森林管理署、陸上自衛隊上富良野駐屯地、富良野警察署、上富良野交番、富良野地区森林組合

（２）事務局を上富良野町役場産業振興課内におく。

４．会　議

協議会の会議は、会長が必要に応じ召集する。

（１）会長は、会議の議長となる。

５．実施計画

（１）危険期間等の設定

（ア）４月２０日から６月３０日までを「危険期間」とする。

（イ）危険期間の内、５月１日から５月３１日までを「強調期間」とする。

（２）林野火災予防思想の普及宣伝

林野火災に対する関心を向上させるため、次により警防思想の普及を図る。

（ア）広報車による啓発

（イ）広報紙による普及・宣伝

（ウ）ポスター・チラシ等の配付

（エ）山火事注意標識、旗等による啓発

（オ）入林者に対する指導（入林許可、携帯用灰皿の携行等）

６．気象情報

林野火災の発生は、気象条件が極めて大きな要素となっているので、気象予報、警報を適確に把握し、内容を関係機関へ連絡をとると共に一般住民に周知する。

７．林野火災予防対策

山火事の発生原因のほとんどが人為的なものであり、特に火入れによる失火が多く入林者のたばこ、たき火の不始末、ごみ焼き等による火災が大半を占めるので、これらに重点を置き、予防の安全を図る。

（１）一般入林者対策

ハイキング、山菜採取等の入林者に対する対策として次の事項を推進する。

（ア）入林届出、許可証の交付により、無断入林者を無くす。

（イ）入林個所入口に標識等による注意心の啓発を図る。

（ウ）入林についての火気取扱いは充分注意させる。

（２）非常警戒体制

次の場合は、非常警戒として一般入林者の禁止、火入れ、たき火の禁止とし、巡視の強化を図る。

（ア）湿度４０％以下のとき。

（イ）風速７メートル以上のとき。

（ウ）連続して５日以上降雨のないとき

（３）火入れ対策

「危険期間」中の火入れは極力さけ、できる限り夏季又は秋季に行うよう指導するとともに、許可を得てやむを得ず火入れをする場合には、火入れ方法、許可付帯条件の厳守及び火入れ跡地の完全消火の確認を指導するものとする。

８．林内事業者対策

林内において事業を営むものに対し、次の体制を整え予防の万全を図るよう指導する。

（１）林内事業者は、火気取扱責任者を定め、かつ事業区域内に巡視員を配置して警戒体制を図る。

（２）事業箇所には、火気取扱責任者の指定する喫煙所、並びにたき火、ごみ焼却場を設け標識、及び消火設備を完備すること。

（３）火気取扱責任者は、あらかじめ事業箇所内の連絡系統を定め、関係機関との連絡に万全を図る。

（４）鉱山、道路整備、その他事業者は事業区域内より失火することのないよう森林所有者と協議して、万全の予防措置を講ずること。

９．林野火災消防対策

（１）体制の強化

林野火災消防の目的は、火災を短時間に、容易に消火し、可燃物を除去して火災の拡大を防止することにある。そのため関係機関は、林野火災に即応する体制に強化を図り消防対策の万全を期するものとする。

（２）自衛隊に対する協力要請

林野火災は、その規模から、自衛隊の災害派遣を必要とする場合があるので、発生の際は、上富良野町及び関係機関は情報収集に努め、早期通報ができるようにすると共に、派遣を要請する場合は、次のとおり体制を整備する。

（ア）ヘリポートを確保する。

（イ）現地に合同指揮所を設ける。

（ウ）林班図を提示する。

（３）林野火災消火資機材の備え付け

富良野広域連合上富良野消防署及び上川南部森林管理署は、地域に適合した消火作業に要する資機材を常備し、常に緊急時に対処できるよう整備点検をすると共に、消火体制の確立を図るものとする。

附　則

この要綱は、平成１４年４月１日から施行する。

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

1－6　上富良野地区林野火災予消防対策協議会関係機関

上富良野地区林野火災予消防対策協議会関係機関

機　関　名	住　　所	電　話
上川総合振興局産業振興部林務課	旭川市永山 6 条 19 丁目 1 番 1 号	0166- 46-5111
上川総合振興局南部森林室 富良野事務所	富良野市末広町 2－1	0167- 23-2897
上川南部森林管理署	南富良野町字幾寅	0167- 52-2772
富良野地区森林組合	富良野市弥生町 2－42	0167- 22-2369
富良野広域連合上富良野消防署	上富良野町大町 2 丁目 2 番 46 号	0167- 45-2119
上富良野消防団	上富良野町大町 2 丁目 2 番 46 号	0167- 45-2119
陸上自衛隊上富良野駐屯地	上富良野町南町 4 丁目 948 番地	0167- 45-3101
富良野警察署上富良野交番	上富良野町宮町 1 丁目 1 番 33 号	0167- 45-2039

活 動 火 山 対 策 連 絡 会 議 要 綱

１　目　　的

活動火山対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）は、火山及び火山地域を抱える関係団体が情報交換や防災対策等についての検討、協議を通じ、活動火山対策の一層の充実・強化に向けて努力し、住民の安全確保と地域の振興等に資することを目的とする。

２　構　　成

連絡会議は、活動火山対策特別措置法第２条第１項の避難施設緊急整備地域に指定されている市町村及び当該市町村を包括する都道県で構成し、その構成員は別紙のとおりとする。

３　組　　織

(1)　連絡会議に会長を１名置く。
(2)　会長は会議を召集し、会議を総理する。
(3)　会長は開催都道県の関係課長を充て、任期は開催年度の期間とする。

４　協議事項

連絡会議は、次の事項について協議する。

(1)　活動火山対策の現状と課題
(2)　活動火山対策に対する要望
(3)　火山地域の振興方策
(4)　その他

５　雑　　則

この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営について必要な事項は連絡会議で定める。

付　　則

この要綱は、平成元年 10 月 25 日から施行する。

付　　則

この要綱は、平成 14 年 11 月１日から施行する。

付　　則

この要綱は、平成 23 年 11 月 14 日から施行する。

活動火山対策連絡会議構成員

都道府県名	担当課	市町村名	担当課
北海道	総務部危機対策局危機対策課	伊達市	自治防災課
		洞爺湖町	企画防災課
		壮瞥町	総務課
		美瑛町	総務課
		上富良野町	総務課
東京都	総務局総合防災部防災管理課	大島町	総務課
		三宅村	総務課
長崎県	危機管理課	島原市	市民生活グループ
		南島原市	総務課
熊本県	知事公室危機管理防災課	阿蘇市	総務課
		南阿蘇村	総務課
宮崎県	総務部危機管理局危機管理課	高原町	総務課
鹿児島県	危機管理局危機管理防災課	鹿児島市	安心安全課
		垂水市	土木課

1−8　災害弔慰金の支給等に関する条例

〇災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和57年12月24日条例第39号

改正

昭和62年３月20日条例第２号

平成23年９月30日条例第11号

災害弔慰金の支給等に関する条例

目次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　災害弔慰金の支給（第３条―第８条）
第３章　災害障害見舞金の支給（第９条―第11条）
第４章　災害援護資金の貸付け（第12条―第16条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風・豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

（１）　災害　暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

（２）　町民　災害により被害を受けた当時、この町の区域内に住所を有した者をいう。

第２章　災害弔慰金の支給

（災害弔慰金の支給）

第３条　町は、町民が令第１条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第４条　災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第３条第２項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

（１）　死亡者の死亡時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。

（２）　前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

イ　配偶者

ロ　子

ハ　父母

ニ　孫

ホ　祖父母

（３）　死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

２　前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
３　遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前２項の規定により難いときは、前２項の規定にかかわらず、第１項の遺族のうち、町長が適当と認める者に支給することができる。
４　前３項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が２人以上あるときは、その１人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

（災害弔慰金の額）

第５条　災害により死亡した者１人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

（死亡の推定）

第６条　災害の際、現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については法第４条の規定によるものとする。

（支給の制限）

第７条　弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。
（１）　当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
（２）　令第２条に規定する場合
（３）　災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、町長が支給を不適当と認めた場合

（支給の手続）

第８条　町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規定で定めるところにより支給を行うものとする。
２　町長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第３章　災害障害見舞金の支給

（災害障害見舞金の支給）

第９条　町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

（災害障害見舞金の額）

第10条　障害者１人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

（準用規定）

第11条　第７条及び第８条の規定は災害障害見舞金について準用する。

第４章　災害援護資金の貸付け

（災害援護資金の貸付け）

第12条　町は、令第３条に掲げる災害により法第10条第１項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。
２　前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第１項に規定する要件に該当するものでなければならない。

（災害援護資金の限度額等）

第13条　災害援護資金の１災害における１世帯当たりの貸付け限度額は災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

（１）　療養に要する期間がおおむね１月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ　家財についての被害金額がその家財の価格のおおむね３分の１以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合　150万円

ロ　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　250万円

ハ　住居が半壊した場合　270万円

ニ　住居が全壊した場合　350万円

（２）　世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　150万円

ロ　住居が半壊した場合　170万円

ハ　住居が全壊した場合（ニの場合を除く。）　250万円

ニ　住居の全体が滅失若しくは流失した場合　350万円

（３）　第１号のハ又は前号のロ若しくはハにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

２　災害援護資金の償還期間は10年とし、据置期間はそのうち３年（令第７条第２項括弧書の場合は５年）とする。

（利率）

第14条　災害援護資金は据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年３パーセントとする。

（償還等）

第15条　災害援護資金は、年賦償還（又は半年賦償還）とする。

２　償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

３　償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第１項、令第８条から第12条までの規定によるものとする。

（規則への委任）

第16条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例（昭和50年上富良野町条例第３号。以下「旧条例」という。）は廃止する。

３　この条例施行の際、現に旧条例の規定により貸付けされた災害援護資金については、この条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（昭和62年３月20日条例第２号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条第１項の規定は、昭和61年７月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則（平成23年９月30日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第４条第１項の規定は、平成23年３月11日以後に生じた災害により死亡した町民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

1－9　災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する条例施行規則

○災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する条例施行規則

昭和56年９月１日規則第15号

災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する条例施行規則

第１章　総則

（目的）

第１条　この規則は、災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例（昭和50年上富良野町条例第３号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第２章　災害弔慰金の支給

（支給の手続）

第２条　町長は、条例第３条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（１）　死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日

（２）　死亡（行方不明を含む。）の生年月日及び死亡の状況

（３）　死亡者の遺族に関する事項

（４）　支給の制限に関する事項

（５）　前各号に掲げるもののほか、町長が必要と定める事項

（必要書類の提出）

第３条　町長は、この町の区域外で死亡した町民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

２　町長は、町民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第３章　災害援護資金の貸付け

（借入れの申込）

第４条　災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した借入申込書（別紙様式第１号）を町長に提出しなければならない。

（１）　借入申込者の住所、氏名及び生年月日

（２）　貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法

（３）　貸付けを受けようとする理由及び資金の使途についての計画

（４）　保証人となるべき者に関する事項

（５）　前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

２　借受申込書には次に掲げる書類を添えなければならない。

（１）　世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書

（２）　被害を受けた日の属する前年（当該被害を１月から５月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書

（３）　その他町長が必要と認めた書類

３　借入申込者は、借入申込書をその者の被災の日の属する月の翌月１日から起算して３月を経過する日までに提出しなければならない。

（調査）

第５条　町長は、借入申込書の提出を受けたときは、すみやかにその内容を検討のうえ、当該世帯の被災の状況、所得、その他の必要な事項について調査を行うものとする。

（貸付けの決定）

第６条　町長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書（別紙様式第２号）を、借入申込者に交付するものとする。

２　町長は、借入申込者に対して資金を貸し付けない旨を決定したときは、貸付不承認決定通知書（別紙様式第３号）を借入申込者に通知するものとする。

（借用書の提出）

第７条　貸付決定通知書の交付を受けた者は、すみやかに保証人の連署した借用書（別紙様式第４号）に、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）及び保証人の印鑑証明書を添えて町長に提出しなければならない。

（貸付金の交付）

第８条　町長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

（償還の完了）

第９条　町長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられる印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

（繰上償還の申出）

第10条　繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（別紙様式第５号）を町長に提出するものとする。

（償還金の支払猶予）

第11条　借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間、その他町長が必要と認める事項を記載した申請書（別紙様式第６号）を町長に提出しなければならない。

２　町長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間、その他町長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認書（別紙様式第７号）を当該借受人に交付するものとする。

３　町長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（別紙様式第８号）を、当該借受人に交付するものとする。

（違約金の支払免除）

第12条　借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書（別紙様式第９号）を町長に提出しなければならない。

２　町長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認書（別紙様式第10号）を当該借受人に交付するものとする。

３　町長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（別紙様式第11号）を当該借受人に交付するものとする。

（償還免除）

第13条　災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由、その他町長が必要と認める事項を記載した申請書（別紙様式第12号）を町長に提出しなければならない。

２　前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

（１）　借受人の死亡を証する書類

（２）　借受人が精神若しくは、身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

３　町長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書（別紙様式第13号）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

４　町長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書（別紙様式第14号）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

（督促）

第14条　町長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

（氏名又は住所の変更届等）

第15条　借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人はすみやかにその旨を町長に氏名等変更届（別紙様式第15号）を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代って、その旨を届け出るものとする。

第16条　この規則に定めるもののほか、災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けの手続きについて必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、昭和56年９月１日から施行する。

災害情報等報告取扱要領

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、次に定めるところにより災害情報及び被害状況（以下「災害情報等」という。）を石狩振興局長に報告するものとする。

1　報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

⑴　人的被害又は住家被害が発生したもの。

⑵　災害救助法の適用基準に該当する程度のもの。

⑶　災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの。

⑷　災害が当初軽微であっても、今後拡大し発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で本市の被害が軽微であっても支庁地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。

⑸　地震が発生し、震度4以上を記録したもの。

⑹　災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの。

⑺　その他特に指示があった災害。

2　報告の種類及び内容

⑴　災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、様式1により速やかに報告すること。

この場合、災害の経過に応じ、把握した事項を遂次報告すること。

⑵　被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く）については除くものとする。

ア　速報

被害発生後直ちに様式2により報告すること。

イ　中間報告

被害状況が判明次第、様式2により報告すること。なお、報告内容に変更が生じたときは、その都度報告すること。ただし、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。

ウ　最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に別表2の様式により報告すること。

⑶　その他の報告

災害の報告は、⑴及び⑵によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

3　報告の方法

⑴　災害情報及び被害状況報告（速報・中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。

⑵　被害状況報告のうち最終報告は、文書により速やかに報告するものとする。

4　被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表のとおりとする。

様式1

※災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

<table>
<tr><td colspan="5">災　害　情　報</td></tr>
<tr><td colspan="2">報告時間</td><td>月　日　時　分現在</td><td>発受信日時</td><td>月　日　時　分</td></tr>
<tr><td colspan="2">発信機関</td><td></td><td>受信機関</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">発信者</td><td></td><td>受信担当者</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">発生場所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">発生日時</td><td>月　日　時　分</td><td>災害の原因</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">気象等の状況</td><td>雨量
河川水位
潮位波高
風速
その他</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>道路
鉄道
電話
水道
(飲料水)
電気
その他</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">⑴災害対策本部等の設置状況</td><td colspan="3">(名称)
(設置日時)　月　日　時　分設置

(名称)
(設置日時)　月　日　時　分設置</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">⑵災害救助法の適用状況</td><td>地区名</td><td>被害棟数</td><td>罹災世帯</td><td>罹災人数</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">(救助実施内容)</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="6">応急措置の状況</td><td rowspan="4">⑶避難の状況</td><td></td><td>地　区　名</td><td colspan="2">避難場所</td><td>人　数</td><td>日　　時</td></tr>
<tr><td>自主避難</td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>避難勧告</td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>避難指示</td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>⑷自衛隊派遣要請の状況</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>⑸その他措置の状況</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">⑹応急対策出動人員</td><td colspan="2">(ア)出動人員</td><td colspan="4">(イ)主な活動状況</td></tr>
<tr><td>市職員</td><td>名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>消防職員</td><td>名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>消防団員</td><td>名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>その他(住民等)</td><td>名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>計</td><td>名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">そ　の　他</td><td colspan="6">(今後の見通し等)</td></tr>
</table>

注）欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

様式2

被害状況報告（速報・中間・最終）

月　日　時現在

災害発生日時	月　日　時　分	災害の原因	
災害発生場所			
発信 機関(市町村)名		受信 機関(市町村)名	
発信 職・氏名		受信 職・氏名	
発信 発信日時	月　日　時　分	受信 受信日時	月　日　時　分

項目				件数等	被害金額(千円)
①人的被害	死者		人		※個人別の氏名、性別、年令、原因は、補足資料で報告
	行方不明		人		
	重傷		人		
	軽傷		人		
	計		人		
②住家被害	全壊		棟		
			世帯		
			人		
	半壊		棟		
			世帯		
			人		
	一部破損		棟		
			世帯		
			人		
	床上浸水		棟		
			世帯		
			人		
	床下浸水		棟		
			世帯		
			人		
	計		棟		
			世帯		
			人		
③非住家被害	全壊	公共建物	棟		
		その他	棟		
	半壊	公共建物	棟		
		その他	棟		
	計	公共建物	棟		
		その他	棟		
④農業被害	農地	田 流失・埋没等	ha		
		田 浸冠水	ha		
		畑 流失・埋没等	ha		
		畑 浸冠水	ha		
	農作物	田	ha		
		畑	ha		
	農業用施設		箇所		
	共同利用施設		箇所		
	営農施設		箇所		
	畜産被害		箇所		
	その他		箇所		
	計				

項目				件数等	被害金額(千円)
⑤土木被害	道工事	河川	箇所		
		海岸	箇所		
		砂防設備	箇所		
		地すべり	箇所		
		急傾斜地	箇所		
		道路	箇所		
		橋梁	箇所		
		小計	箇所		
	市町村工事	河川	箇所		
		道路	箇所		
		橋梁	箇所		
		小計	箇所		
	港湾		箇所		
	漁港		箇所		
	下水道		箇所		
	公園		箇所		
	崖くずれ		箇所		
	倒木		本		
	計		箇所		
⑥水産被害	漁船	沈没流出	隻		
		破損	隻		
		計	隻		
	漁港施設		箇所		
	共同利用施設		箇所		
	その他施設		箇所		
	漁具（網）		件		
	水産製品		件		
	その他		件		
	計				
⑦林業被害	道有林	林地	箇所		
		治山施設	箇所		
		林道	箇所		
		林産物	箇所		
		その他	箇所		
		小計	箇所		
	一般民有林	林地	箇所		
		治山施設	箇所		
		林道	箇所		
		林産物	箇所		
		その他	箇所		
		小計	箇所		
	計		箇所		

項目				件数等	被害金額(千円)
⑧衛生被害	水道		箇所		
	病院	公立	箇所		
		個人	箇所		
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所		
		し尿処理	箇所		
	火葬場		箇所		
	計		箇所		
⑨商工被害	商業		件		
	工業		件		
	その他		件		
	計		件		
⑩公立文教施設被害	小学校		箇所		
	中学校		箇所		
	高校		箇所		
	その他文教施設		箇所		
	計		箇所		

項目				件数等	被害金額(千円)
⑪社会教育施設被害			箇所		
⑫社会福祉施設等被害	公立		箇所		
	法人		箇所		
	計		箇所		
⑬その他	鉄道不通		箇所		―
	鉄道施設		箇所		
	被害船舶(漁船除く)		隻		
	空港		箇所		
	水道		戸		―
	電話		回線		―
	電気		戸		―
	ガス		戸		―
	ブロック塀等		箇所		―
	都市施設(防犯灯)		箇所		
	計			―	
被害総額					

公共施設被害市町村数	団体		
罹災世帯数	世帯		
罹災災者数	人		
消防職員出動延人数	人		

火災発生	建物	件	
	危険物	件	
	その他	件	
消防団員出動延人数		人	

災害対策本部の設置状況	道（振興局）			
	市町村名	名称	設置日時	廃止日時

災害救助法適用市町村名	

補足資料（※別葉で報告）
○災害発生場所
○災害発生年月日
○災害の種類概況
○人的被害（個人別の氏名、性別、年令、住所、職業、被災場所、原因）→個人情報につき取扱い注意
○応急対策の状況
・避難の勧告・指示の状況
・避難所の設置状況
・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
・自衛隊の派遣要請、出動状況
・災害ボランティアの活動状況　　ほか

北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱

第１章　　総則

（趣旨）

第１条　この要綱は、北海道消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の安全かつ効果的な運用を図るため、航空機の運航管理等について必要な事項を定めるものとする。

（他の法令との関係）

第２条　航空機の運航管理については、航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

第３条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　航空機等
　航空機、航空機用装備品、消防防災業務活動用装備品等をいう。

⑵　消防防災業務
　航空機を使用して行う災害応急対策活動、救急活動、火災防御活動その他の防災活動に関する業務をいう。

⑶　航空隊員
　航空機に搭乗して消防防災業務に従事する総務部危機対策局防災消防課防災航空室防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）の職員をいう。

⑷　自隊訓練
　総務部危機対策局防災消防課防災航空室（以下「航空室」という。）が隊員の基本技術及び応用技術の習得を図るため、独自で行う訓練をいう。

⑸　運航計画
　航空機を効率的に運航するため、消防防災業務、自隊訓練等について定める飛行計画をいう。

⑹　委託会社
　道が航空機の操縦、整備点検等の運航管理業務を委託する運航会社をいう。

第２章　　防災航空隊

（防災航空隊の設置）

第４条　航空室に、防災航空隊を置く。

２　防災航空隊は、航空機に搭乗し、直接、消防防災業務に従事する。

３　防災航空隊に、隊長、副隊長及び隊員を置く。

４　隊長及び副隊長は、航空隊員の中から防災消防課長が指名する。

（隊長の任務）

第５条　隊長は、副隊長及び隊員を指揮監督して消防防災業務の安全かつ効果的な遂行に努めなければならない。

（副隊長の任務）

第６条　副隊長は、隊長を補佐し、隊員を指揮監督して消防防災業務の万全を期さなければならない。

２　隊長に事故あるときは、防災消防課長があらかじめ指定する副隊長がその職務を代行する。

（隊員の任務）

第７条　隊員は、隊長及び副隊長の指揮に従い、消防防災業務の遂行に当たっては十分安全を確認してその職務に従事しなければならない。

（搭乗者の指定）

第８条　防災航空室長は、航空機を運航する場合には、運航目的、任務等を明示して搭乗する者を指定するものとする。

第３章　　運航管理

（総括管理者）

第９条　航空機の運航管理の総括は、危機管理監（以下「総括管理者」という。）が行う。

（運航管理責任者）

第10条　航空隊の指揮監督、航空機の運航、航空機等の維持管理など、航空機の運航管理に関する事務は、防災航空室長（以下「運航管理責任者」という。）が行う。

（運航指揮者）

第11条　航空機に搭乗中の隊員の指揮監督をする者を「運航指揮者」という。

２　運航指揮者は、隊長をもって充てる。ただし、隊長が航空機に搭乗しないときは、運航管理責任者が航空機に搭乗する副隊長又は隊員の中から指定するものとする。

（運航計画）

第12条　防災消防課長は、消防防災業務及び自隊訓練等を適正かつ円滑に行うため、航空機の運航計画を定めなければならない。

２　運航計画は、北海道消防防災ヘリコプター年間運航計画（様式第1号）及び北海道消防防災ヘリコプター月間運航計画（様式第2号）とする。

（運航する航空機等）

第13条　総括管理者は、法第23条及び第25条に定める技能証明を有する委託会社の整備士による整備点検を受けなければ、航空機を航空の用に供してはならない。

２　運航管理責任者は、航空機等を適正に管理し、常に航空機等の性能を最大限発揮できる状態にしておかなければならない。

（運航範囲）

第14条　航空機は、次に揚げる活動で、航空機の特性を十分に活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に運航するものとする。

⑴　災害応急対策活動
⑵　救急活動
⑶　救助活動
⑷　火災防御活動
⑸　広域航空消防防災応援活動
⑹　災害予防活動
⑺　自隊訓練
⑻　その他総括管理者が必要と認める活動

２　航空機の運航は、原則として午前9時から午後5時15分までとする。ただし、次条に規定する緊急運航の場合は、この限りでない。

（緊急運航）

第15条　前条第1項第1号から第5号までに規定する運航(以下「緊急運航」と総称する。）は、第12条に規定する運航計画に基づく運航（以下「通常運航」という。）に優先する。

２　航空機の通常運航中に緊急運航を要する事態が生じた場合には、運行管理責任者は、直ちに緊急運航に移行することとし、その内容を総括管理者に報告しなければならない。

３　緊急運航に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（運航に伴う報告）

第16条　運航指揮者は、通常運航業務を終了したときは飛行報告書（様式第3号）を、緊急運航業務を終了したときは緊急運航業務報告書（様式第4号）を作成し、速やかに運航管理責任者に報告しなければならない。

（飛行場外離着陸場）

第17条　運航管理責任者は、市町村等と協議して、法第79条ただし書の規定による飛行場外離着陸場及び法第81条の2の規定による緊急離着陸場を確保しておくとともに、常にその実態把握につとめるものとする。

第４章　　使用手続

（使用予定表）

第18条　航空機の使用（緊急運航及び自隊訓練に係るものを除く。以下この章において同じ。）を予定する者は、毎年2月末までに翌年度の航空機の使用予定について消防防災ヘリコプター使用年間予定表（様式第5号）を提出し、かつ、使用月の前々月の末日までに当該使用月の使用予定について、消防防災ヘリコプター使用月間予定表(様式第6号)を総括管理者に提出しなければならい。

（航空機の使用申請）

第19条　航空機を使用しようとする者は、消防防災ヘリコプター使用申請書(様式第7号)により、使用する日の15日前までに総括管理者に申請しなければならない。

（航空機の使用承認）

第20条　総括管理者は、前条の申請があったときは、その使用目的、使用内容等を審査の上、適当と認めるときは、その使用を承認するものとする。

２　総括管理者は、前項の規定により使用を承認した場合は、消防防災ヘリコプター使用承認書（様式第8号）を交付するものとする。

第５章　　安全管理等

（安全管理）

第21条　総括管理者は、航空関係法令及び国土交通大臣の定める航空機の運用限界等指定書を踏まえ、消防防災業務の適正な執行体制及び航空事故防止対策を確立し、安全管理の適正を期さなければならない。

２　運航管理者は、航空隊員の任務及び分担業務の適正な執行を確保するなど、安全管理に万全を期するとともに、航空機等を格納する施設の適正な保守管理を行わなければならない。

（運航指揮者の責務）

第22条　運航指揮者は、航空隊員の任務及び分担業務が適正に執行され、当該業務が効果的かつ安全に遂行できるよう努めなければならない。

第６章　　教育訓練

（隊員等の教育訓練）

第23条　総括管理者は、航空隊員の教育訓練を実施するために必要な訓練体制及び施設、設備並びに教材の整備を図り、航空隊員の養成及び資質の向上に努めなければならない。

２　運航管理責任者は、消防防災業務を効率的に行うため、市町村及びその他の関係機関と連携の上、必要な訓練を実施しなければならない。

（自隊訓練）

第24条　運航管理責任者は、運航計画に基づき、自隊訓練を実施しなければならない。

第７章　　事故対策等

（捜索及び救難体制の確立）

第25条　総括管理者は、航空事故が発生するおそれ若しくは発生した疑いのある場合、又は航空事故が発生した場合の捜索救難等の初動体制及びその後の処理に関する体制を確立しておかなければならない。

（航空事故発生時の措置）

第26条　運航指揮者は、航空機に搭乗中、航空機の故障、気象の急変等により航空事故が発生するおそれがある場合、又は発生した場合は、人命、財産に対する危難の防止に最善の手段を尽くすなど、万全の措置を構じ、その状況を運航管理責任者に直ちに報告しなければならい。

２　運航管理責任者は、前項の規定による報告を受け、又は同項に規定する航空機の故障等に関する情報を入手した場合には、直ちに所要の捜索救難活動を開始するとともに、その旨を総括管理責任者に報告しなければならない。

（事故報告）

第27条　総括管理者は、法第76条第1項に規定する事故が発生した場合は、国土交通大臣にその旨を報告するとともに、直ちにその原因、損害等について調査し、その結果を知事に報告しなければならない。

第８章　　雑則

（記録及び保存）

第28条　運航管理責任者は、航空関係法令に基づく記録のほか、消防防災業務に関する記録を整理、保存しておかなければならない。

（その他）

第29条　この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領

(趣旨)

第１条　北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱(以下「要綱」という。)第15条第3項の規定に基づく北海道消防防災ヘリコプター(以下「航空機」という。)の緊急運航については、要綱及び北海道消防防災ヘリコプター応援協定に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(緊急運航の要件)

第２条　緊急運航は、原則として、要綱第14条第1項第1号から第5号までに掲げる活動で、次の要件に該当する場合に行うものとする。

⑴　災害が隣接する市町村に拡大又は影響を与えるおそれがある場合

⑵　災害が発生した市町村(消防の一部事務組合を含む。以下「市町村等」という。)の消 防力等によっては災害応急対策が著しく困難な場合

⑶　その他航空機による活動が最も有効と認められる場合

(緊急運航の基準)

第３条　緊急運航は、前条の要件に該当し、かつ、次の場合に行うものとする。

⑴　災害応急対策活動

ア　被災状況の偵察・情報収集

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる偵察・情報収集活動を行う必要があると認められる場合

イ　救援物資、人員、資機材等の搬送

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、救援物資、人員、資機材等を搬送する必要があると認められる場合

ウ　その他

災害応急対策活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

⑵　救急活動

ア　傷病者の搬送

離島、山村等の交通遠隔地等から生命が危険な傷病者を搬送する必要がある場合で、他の搬送手段がなく、かつ、原則として医師が搭乗できる場合

イ　医療機関への転院搬送

他の医療機関へ搬送しなければ傷病者の生命に危険が及ぶと医師が判断し、かつ、原則として医師が搭乗できる場合

ウ　医師等の搬送

離島、山村等の交通遠隔地等において緊急医療を行うため、医師、機材等を搬送する必要があると認められる場合

エ　その他

救急活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

⑵　救助活動

ア　中高層ビル等の火災における救助・救出

中高層ビル等の火災において、地上からの救助・救出が困難で屋上等から行うことが必要と認められる場合

イ　山岳遭難、河川・湖沼等の水難事故における救助・救出

山岳遭難及び水難事故において、災害が発生した市町村等の消防力等では対応できないと認められる場合

ウ　高速自動車道及び自動車専用道路上での事故における救助・救出

高速自動車道及び自動車専用道路上での事故で、救急自動車による収容・搬送が困難と認められる場合

エ　その他

救助活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

⑷　火災防御活動

ア　林野火災における空中消火

地上における消火活動では、消火が困難と認められる場合

イ　偵察・情報収集

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあり、偵察・情報収集活動を行う必要があると認められる場合

ウ　消防隊員、資機材等の搬送

大規模林野火災等において、他に人員・資機材等の搬送手段がないと認められる場合

エ　その他

火災防御活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

⑸　広域航空消防防災応援活動

大規模災害発生時における他都府県の消防防災活動への応援が必要と認められる場合

（緊急運航の要請）

第４条　緊急運航の要請（前条第5号に規定するものを除く。）は、総務部危機対策局危機対策課防災航空室に対し、電話により行うとともに、速やかに様式第1号をファクシミリにより提出するものとする。ただし、救急患者の緊急搬送に係る要請手続きについては、別に定めるところによるものとする。

（緊急運航の決定）

第５条　運航管理責任者は、前条本文の要請を受けた場合は、直ちに隊長にその内容を伝えるとともに、災害等の状況・気象状況等を確認の上、速やかに出動の可否を決定し、隊長に指示するものとする。

２　運航管理責任者は、速やかに前項に規定する出動の可否等を総括管理者に報告するとともに、関係総合振興局長又は関係振興局長にその旨を連絡するものとする。

（要請に対する結果の通報）

第６条　運航管理責任者は、直ちに前条第1項に規定する出動の可否を要請者に連絡するものとする。

（受入体制）

第７条　緊急運航を要請した市町村長（消防の一部事務組合の管理者を含む。以下「市町村長等」という。）は、運航管理責任者と緊密な連絡を取るとともに、受入体制を整えるものとする。

（報告）

第８条　緊急運航を要請した市町村長等は、災害等が収束した場合（救急患者の緊急搬送に係る場合を除く。）には、災害等状況報告書（様式第2号）により、総括管理者に報告するものとする。

附　則

この要領は、平成8年7月1日から施行する。

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領

（趣旨）

第１条　この要領は、北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱第15条第3項及び北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第4条ただし書の規定に基づき、救急患者の緊急搬送についての必要な手続等を定めるものとする。

（手続）

第２条　救急患者の緊急搬送に係る各機関の手続は、次によることとする。

⑴　依頼病院等

ア　依頼病院等は、救急患者の緊急搬送が必要であると判断した場合は、受入医療機関を確保した後、あらかじめ総務部危機対策局危機対策課防災航空室(以下「航空室」という。)に連絡するものとする。この場合における連絡は、様式第1号によりファクシミリを使用して行うとともに、送付後、必ず電話により到着の確認等を行うものとする。

イ　依頼病院等は、航空室に連絡をした後、当該市町村（消防の一部事務組合を含む。以下「市町村等」という。）に救急患者の緊急搬送を要請するものとする。この場合の要請方法は、アの例によるものとする。

ウ　依頼病院等は、市町村等から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を受入医療機関へ連絡するものとする。

⑵　市町村等

ア　市町村等は、依頼病院等からヘリコプターの出動要請を受けたとき又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、航空室へヘリコプターの出動を要請し、その後関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡するものとする。

　これらの場合における要請は、電話により行うとともに、様式第1号によりファクシミリを使用して行うものとする。

イ　市町村等は、依頼病院からヘリコプターの出動要請を受けた場合を除き、受入医療機関の確保を行うものとする。

ウ　市町村等は、ヘリコプターの離着陸場を確保しその安全対策を講ずるとともに、救急自動車の手配を行うものとする。

エ　市町村等は、航空室から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼病院等に連絡するものとする。

⑶　航空室

ア　航空室は、依頼病院等から連絡を受けた場合は、消防防災ヘリコプターの出動準備を開始するものとする。

イ　航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受けた場合は、出動の可否について判断し、その結果を市町村等に連絡するとともに、関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡するものとする。

ウ　航空室は、給油及び夜間等の空港使用（航空保安施設の運用等）が必要な場合は、市町村等と連絡調整を行うものとする。

（他の機関への要請等）

第３条　航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受け消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、北海道警察本部（航空隊）、札幌市（消防局）、陸上自衛隊北部方面総監部、航空自衛隊第二航空団司令部及び第一管区海上保安本部に対し、必要な情報を提供するものとする。この場合における情報提供の方法は、様式第1号によりファクシミリを使用して行うものとする。

２　航空室は、消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、前項に規定する機関に対し、航空機の出動を要請するものとする。

（付添人の搭乗）

第４条　医師が付添人を必要と認めた場合は、原則として1名に限り搭乗させることができるものとする。この場合において、付添人は、あらかじめ様式第2号の誓約書を機長に提出するものとする。

（その他）

第５条　この要領に定めるもののほか、ヘリコプターの出動に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附　則

この要領は、平成8年7月1日から施行する。

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

2　基　準

２－１　特別警報・警報・注意報発表基準

特別警報

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

※特別警報の基準は数値ではなく、全国一律の基準です。また発表は広域的に発表されます。

発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をされま

上富良野町での「50年に一度」の雨の値は、48時間降水量206mm、3時間降水量98㎜、土壌雨量指数159が値となっています。

上富良野町	府県予報区		上川・留萌地方	
	一次細分区域		上川地方	
	市町村等をまとめた地域		上川南部	
警報	大雨	（浸水害）	雨量基準	1時間雨量50mm
		（土砂災害）	土壌雨量指数基準	122
	洪水		雨量基準	―
			流域雨量指数基準	富良野川流域=16，ヌッカクシ富良野川流域=11，ベベルイ川流域=8
			複合基準	―
			指定河川洪水予報による基準	―
	暴風		平均風速	16m/s
	暴風雪		平均風速	16m/s　雪による視程障害を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ40cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
注意報	大雨		雨量基準	1時間雨量30mm
			土壌雨量指数基準	96
	洪水		雨量基準	―
			流域雨量指数基準	富良野川流域=13，ヌッカクシ富良野川流域=6，ベベルイ川流域=6
			複合基準	―
			指定河川洪水予報による基準	―
	強風		平均風速	12m/s
	風雪		平均風速	10m/s　雪による視程障害を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ25cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		60mm以上：24時間雨量と融雪量（相当水量）の合計	
	濃霧		視程	200m
	乾燥		最小湿度30%　実効湿度60%	
	なだれ		①24時間降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ50cm以上で、日平均気温5℃以上	
	低温		4月～6月、8月中旬～10月：（平均気温）平年より6℃以上低い 7月～8月上旬　：（気温）14℃以下が12時間以上継続 11月～3月　：（最低気温）平年より12℃以上低い	
	霜		最低気温 3℃以下	
	着氷			
	着雪		気温0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続	
記録的短時間大雨情報			1時間雨量	90mm

2−2　被害状況判定基準

被害状況判定基準

被害区分		判断基準
人的被害	死　　者	当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。 (1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。 (2) A町のものが隣接のB町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、B町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。) (3) 氏名、性別、年令、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。
	行方不明	当該被害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照
	重傷者	災害のため負傷し、1ヵ月以上医師の治療（入院、通院、自宅治療等）を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
	軽症者	災害のため負傷し、1ヵ月未満の医師の治療（入院、通院、自宅治療等）を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 死者欄(2)(3)を参照。
住家被害	住　　家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかを問わない。 (1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。 (2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊１、商工被害１として計上すること。 (3) 住家は社宅、公宅（指定行政機関及び指定公共機関のもの）を問わず全てを住家とする。
	世　　帯	生活を一つにしている実際の生活単位。寄宿舎、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を１世帯とする。 (1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、２世帯とする。
	全　　壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の７０％以上に達した程度のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が５０％以上に達した程度のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害　は含まない。
	半　　壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の２０％以上７０％未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が２０％以上５０％未満のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	一部破損	全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具含む）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで推積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの。 (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。

被害区分		判断基準
非住家被害	非住家	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定地方公共機関の管理する建物は含まない (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に附属する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。
農業被害	農地	農地被害は、耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起又はき裂により、耕作に適さなくなった状態をいう。 (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流出した状態をいう。 (2) 埋没とはその筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径1㎜以下にあっては2㎝、粒径0.25㎜以下の土砂にあっては5㎝以上、土砂が堆積した状態をいう。 (3) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、耕作を維持するための最少限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農作物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水、倒状によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒状とは、風のため相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、農業用道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、果樹(果実は含まない) 草地畜産物等をいう。
土木被害	河川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防施設	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

被害区分		判断基準
土木被害	下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	公園	都市公園法施行令第３１条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で、都市公園法第２条第１項に規定する都市公園に設けられたもの。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
林業被害	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推　定積算すること。
	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設(飯場、作業路を含む。)等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
衛生被害	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	病院	病院、診療所、助産所等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	火葬場	火葬場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
商工被害	商業	商品、原材料等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	工業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額及び再取得価額又は復旧額とする。
公立文教被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、幼稚園等をいう。(私学関係はその他の項目で扱う。) (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
社会福祉施設等被害		老人福祉施設、身体障がい者(児）福祉施設、知的障がい者（児)福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
その他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	水道（戸数）	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話（戸数）	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気（戸数）	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス（戸数）	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

被害区分		判断基準
その他	都市施設	街路等の都市施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

3　現　況

3－1 気象状況

年	降水量(mm)			気温(℃)		風速(m/s)		日照時間	雪(cm)		
									※参考(富良野の値)		
	合計	日最大	時間最大	最高	最低	最大風速	最大瞬間風速		降雪の合計	日降雪の最大	最深積雪
1977	118	19	4	21.7	−23.3	9	—	320.2	—	—	—
1978	727	26	13	34.2	−31.7	11	—	2283.6	—	—	—
1979	984	66	18	31.6	−24.9	11	—	2128.3	—	—	—
1980	786	53	21	33.1	−24.1	11	—	2090.2	205	15	81
1981	1075	205	21	33.7	−26.7	12	—	2063.9	31	7	77
1982	785	65	27	32.3	−28.6	10	—	2224.3	398	18	74
1983	721	63	24	32.7	−24.7	11	—	1988.4	968	32	61
1984	499	17	12	34.6	−26.4	10	—	2243.8	838	31	73
1985	833	85	20	33.7	−31.5	10	—	2104.6	738	31	73
1986	659	41	13	33.4	−27.3	11	—	774.1	975	32	79
1987	929	52	12	30.8	−28.1	12	—	1336.7	904	54	96
1988	721	50	24	33.0	−25.7	10	—	1403.6	731	21	70
1989	862	36	14	33.2	−24.1	11	—	1413.5	701	20	45
1990	828	72	28	33.2	−29.6	10	—	1551.1	580	19	55
1991	714	29	13	30.8	−27.3	9	—	1381.4	526	17	52
1992	1089	78	19	31.0	−23.2	10	—	1223.4	795	34	63
1993	844	41	14	31.0	−20.3	11	—	1269.4	635	19	54
1994	1070	74	15	34.2	−27.3	11	—	1373.4	794	29	83
1995	987	48	13	31.9	−24.1	9	—	1262.1	496	24	52
1996	914	56	34	32.1	−21.6	11	—	1114.2	654	22	74
1997	1011	67	16	35.0	−23.0	11	—	1294.1	689	29	88
1998	1137	116	14	30.9	−27.4	11	—	1427.4	609	23	65
1999	1075	67	23	34.0	−22.5	10	—	1362.9	819	25	119
2000	1371	58	23	36.0	−28.9	10	—	1279.1	822	32	103
2001	1171	119	24	32.9	−28.8	8	—	1401.3	715	21	96
2002	946	34	17	32.3	−25.1	10	—	1249.6	633	29	69
2003	809	85	15	30.5	−24.6	8	—	1373.1	633	28	80
2004	1091	39	22	34.3	−22.8	12	—	1271.4	696	28	104
2005	1019	58	20	33.2	−24.9	9	—	1316.1	705	32	94
2006	1065	91	44	32.8	−23.3	9	—	1297.7	728	28	80
2007	860	54	36	34.2	−21.0	9	—	1485.4	686	21	64
2008	682	38	15	33.2	−26.7	11	14.2	1532.1	539	20	63
2009	809	58	31	32.7	−20.6	14	22.3	1434.7	600	27	73
2010	1083	65	37	33.8	−21.5	14	26.8	1429.8	586	18	79
2011	1309	170	38	32.7	−22.6	14	23.5	1479.6	472	25	69
2012	1149	66	39	33.6	−25.4	13	21	1545.9	591	27	83
2013	1047	61	41	32.8	−21.7	14	21.9	1432.1	567	21	75

3−2　災害履歴

災　害　履　歴

年　月　日	種　別	地　域	被　害　状　況
安政4年5月23日	噴火	十勝岳	中富良野町富良野小岸居住アイヌ死者2人住家流出
明治20年6月3日	噴火	十勝岳	丸山下に爆裂、火口出現
明治22年	噴火	十勝岳	湯沼火口出現
明治31年6月13日	霜	全町	農作物被害多大
明治32年8月8日	暴風雨	全町	全道農作物被害多大
明治34年9月7日	大雨	全町	全道農作物被害多大
明治36年	凶作	全町	全道農作物被害多大
明治38年	凶作	全町	全道農作物被害多大
明治39年	凶作	全町	全道農作物被害多大
明治41年	凶作	全町	全道農作物被害多大
明治42年4月	暴風	全町	巨樹の風倒木被害多大
明治44年1月13日	大雪	全町	上川地方降雪2m以上
大正2年	凶冷	全町	全道
大正2年8月27日	台風	全町	全道
大正4年6月26日	雹	全町	上川地方
大正6年8日17日	雹	全町	上川地方
大正8年8月19日	大雨	全町	富良野地方
大正9年7月29日	雹	全町	上川地方
大正11年6月27日	霜	全町	上川地方
大正14年5月	山火事	ヘベルイ	現在演習場になっているところが、42日間燃えつづけ全町民が消火活動についた。
大正14年7日13日	霜	ヘベルイ	上川地方
大正15年5月24日	噴火	十勝岳	16時17分平均毎秒10ｍの速度で流れた泥流のため、死者行方不明144人、家畜64頭、602羽、羅災戸数315戸、水田被害反数500町歩、畑の被害反数300町歩、建物流出166棟、道路損害48km、橋梁損害33ケ所、河川損害29km
大正15年9月8日	噴火	十勝岳	16時33分大爆発、噴煙上昇、火口附近の登山者死亡2人
大正15年	凶冷	全町	大正2年に次いで被害大
昭和3年12月4日	噴火	十勝岳	16時25分鳴動と共に噴火、火山噴火開始の大正15年5月24日より73回の大小噴火をし休止する。
昭和8年8日6日	大雨	全町	上川地方
昭和15年8月8日	異常気象	全町	空知・上川地方
昭和16年9月23日	霜	全町	全道的に内陸一帯霜害凶作
昭和20年5月8日	凶冷	全町	全道凶作
昭和22年8月15日	大雨	全町	上川・留萌・空知地方
昭和24年6月10日	火災	北栄区	焼損棟数112棟、焼損面積7,237㎡、罹災世帯数48世帯、損害額1億8千5百万円
昭和24年6月～8月	早バツ	全町	上川・空知地方
昭和25年8月1日	大雨	全町	上川・空知地方
昭和27年9月17日	噴火	十勝岳	昭和火口出現
昭和29年9月26日	台風	全町	全道一円に被害をもたらし、気圧中心示度960mb、風速40km／h、15時津軽海峡に至り27日朝宗谷海峡を通過戦後最大の台風被害
昭和29年8月14日	大雨	全町	富良野地方
昭和29年5月～9月	凶冷	全町	全道
昭和31年5月～9月	凶冷	全町	
昭和36年7月24日	集中豪雨	全町	24日よりの雨は、25日急激に増加し、市街地で雨量が243mmとなり2億6千万円の被害を一夜でこうむった。住家被害979戸、田畑被害2、744ha、公共施設被害103ケ所
昭和37年6月29日	噴火	十勝岳	23時頃爆発、死者5人、傷者11人、噴煙12,000m上空に達し、3ケ所の爆発口（37年火口）出現、降灰地域は新得トムラウシ方面

年 月 日	種 別	地 域	被 害 状 況
昭和37年8月3日～4日	集中豪雨	全町	台風9号の影響に依り空知川水系に集中し富良野地方に最大の豪雨をもたらせた。農業被害8,000万円、土木被害7,000万円
昭和39年5月16日	山火事	日新鹿の沢	造林火入飛火により森林等焼失面積73ha、損害額4,049千円
昭和39年5月～9月	凶冷	全町	全道一円冷害本町農業所得の38%被害を被る。
昭和41年8月20日	集中豪雨	全町	8月17日～21日迄に雨量198mmに達した。20日午前1時より5時30分迄の間が最も激しく同日災害救助法適用を受けた。 被害額　農作物関係　248,276千円 農業用施設関係　122,032千円 土木関係　180,000千円 計　551,008千円
昭和45年3月18日	降雪	全町	16日より降雪と吹雪が続き交通関係が各所で麻痺し18日の降雪量は130cmに達した為、雪害対策本部を設置し5日後の23日当本部を解散した。
昭和49年4月21日 ～22日	暴風	全町	公共建造物、一般住宅、営農施設等、5,994千円の被害をもたらした。
昭和49年6月1日	集中豪雨	局地	清富全域及び草分・江幌・日新地区の局地に農作物関係を主に35,100千円の被害をもたらした。
昭和49年6月14日	集中豪雨	局地	江花及び草分地区の集中豪雨により農作物関係に27,389千円の被害をもたらした。
昭和50年8月23日 ～24日	集中豪雨	東中倍本	台風6号の影響により倍本地区を中心に9億3千万円の農作物関係及び土木関係を主に被害をもたらした。倍本地区の降雨量は152mm（23日）にも達し対策本部が設置された。
昭和51年6月～7月	冷害	全町	6月中旬から10月中旬における異常低温による農作物被害が生じ被害農業者に対する経営の安全を図るため経営資金の融通措置が講ぜられた。 天災資金127,100千円
昭和54年5月	集中豪雨	全町	
昭和55年7月～9月	冷害	全町	7月中旬から9月中旬までの異常低温により農作物被害が生じる。 水稲　196,670千円畑作物　396.289千円合計　592,959千円
昭和56年8月4日～5日	集中豪雨	全町	8月4・5日の大雨により重軽傷6名、住宅全壊1棟、一部破損18棟、 水稲被害260ha、畑作被害652ha、 その他施設被害　608戸　被害総額759,767千円
昭和58年9月28日	冷害 （早雪）	全町	6月から7月にかけての異常低温と日照不定に伴う発芽不良、また9月28日から10月5日にかけての霜と異常低温（早雪）により農作物に被害をもたらす。またこの年役場と農協職員による援農が行われた。 被害見込額　1,206,690千円 水稲　628,474千円 畑作物　578,216千円
昭和60年9月1日	台風13号	全町	床下浸水2棟、水稲被害74ha、畑作被害239ha、土木被害12箇所
昭和63年12月16日 ～ 平成元年3月5日	噴火	十勝岳	十勝岳（1988年12月16日）26年ぶりに噴火。1988年12月16日から1989年3月5日にかけ62-2火口から21回の噴火を繰り返した。噴火は小規模であったが、爆発的噴火を特徴とし、火砕サージや小規模火砕流を伴うこともあった。交通規制や避難勧告発令で観光産業や農作業の遅れなどに損失があったが、噴火時が積雪期であり小規模な泥流が発生しただけで直接の人的及び物理的被害はなかった。
昭和63年7月21日	雷		気層の不安定。雷による停電被害
昭和63年11月27日	雪崩	カミホロカメットク山	新積雪直後の暖気移流による雪崩。死者1名
平成2年5月12日	集中豪雨	里仁、静修、江幌、江花	農業施設6箇所（排水路埋没、排水路埋設トラフ破）、土木16箇所（町道埋没、町道側溝土砂埋没、横断管崩壊など）
平成2年5月24日	降霜	全町	
平成2年6月13日	集中豪雨	旭野、日の出、富原、静修、里仁、草分、江花、島津、江幌	道路側溝埋没、横断管埋没、農業配水路埋没
平成3年4月5日～9日	融雪	静修、草分、江花、島津	融雪による農業用水路への土砂流入
平成3年7月15日	集中豪雨	里仁、江幌、島津、日新	梅雨前線による道路側溝埋没、路面流出、路肩流出、土砂流入
平成3年9月6日	集中豪雨	静修、江幌、富原	農業用水路埋没、法面崩壊
平成4年3月31日	融雪	静修、草分、江花、島津、日の出	融雪による農業用水路への土砂流入
平成4年8月9日	台風10号	草分、江花、江幌、日の出、里仁、静修、旭野	農業用水路埋没、法面崩壊、農道崩壊、農道決壊、農道橋破損
平成5年4月	融雪	島津、里仁	農業用水路埋没、法面崩壊
平成6年4月	融雪	里仁、静修、草分、日の出、富原	農業用水路埋没
平成6年8月10日	集中豪雨	清富	路面流出、川道埋没、道路横断管流出
平成6年11月26日	雪崩	カミホロカメットク山	前日の前線通過により山岳地帯では80㎝の降雪となった。死者2名

年 月 日	種 別	地 域	被 害 状 況
平成6年12月3日	雪崩	三段山	前日の前線通過により山岳地帯の降雪となった。死者1名
平成7年4月	融雪	全町	農業用水路埋没
平成8年4月	融雪	全町	農業用水路埋没
平成9年4月	融雪	草分	農業用水路埋没
平成9年8月10日	大雨	全町	土砂等による道路崩壊、側溝埋没、法面崩壊、ほか
平成10年7月7日 ～8日	大雨	江花	土砂等による道路崩壊、側溝埋没、法面崩壊、ほか
平成10年8月28日	大雨	全町	土砂等による道路崩壊、側溝埋没、法面崩壊、ほか
平成10年9月9日	大雨	全町	河川増水による取付管崩壊、土砂等による道路崩壊、側溝埋没、法面崩壊、ほか
平成10年9月15日 ～16日	台風5号	全町	台風5号による河川増水による横断管崩壊、土砂等による道路崩壊、側溝埋没、法面崩壊、ほか
平成11年7月28日	大雨	全町	土砂等による道路崩壊、側溝埋没、法面崩壊、ほか
平成11年8月14日	火災	十勝岳温泉地区	国民宿舎カミホロ荘全焼、焼損面積1,666㎡、損害額59,493千円
平成11年9月25日	強風		台風18号が北海道の西岸を北上し稚内からオホーツク海にぬけて温帯低気圧になった。停電
平成12年6月3日	雷、ひょう	全町	気層の不安定。停電。ひょうによる農作物被害。
平成12年7月6日	大雨	江幌、草分、江花、島津、東中、日の出、富原	土砂等による道路崩壊、側溝埋没、法面崩壊、ほか
平成12年7月26日	大雨	日新、里仁、草分、日の出、東中	土砂等による道路崩壊、側溝埋没、法面崩壊、ほか
平成13年6月29日	大雨	全町	土砂等による道路崩壊、側溝埋没、法面崩壊、ほか
平成13年7月23日	集中豪雨	静修、江幌、草分、日新、富原、清富	土砂等による道路崩壊、側溝埋没、法面崩壊、ほか
平成13年9月9日	台風15号	全町	災害対策本部設置 土砂等による道路崩壊、側溝埋没、法面崩壊、農業用水路埋没、ほか
平成14年10月1日	台風21号	富原、東中	営農施設(ビニールハウス)、非住家全壊
平成15年2月8日	噴火	十勝岳	臨時火山情報(火山性微動)により警戒体制、一時登山規制
平成15年8月10日	台風10号	日の出、東中、江花	横断管埋没、路肩陥没、側溝埋没、法面崩壊
平成15年9月26日	十勝沖地震	全町	江花、静修、里仁地区の簡易水道施設の水源に濁り
平成16年2月25、26日	噴火	十勝岳	小さな火山性微動を観測、有色噴煙を観測、ごく小規模な噴火
平成16年4月19日	噴火	十勝岳	小さな火山性微動を観測(3回)、有色噴煙を観測、ごく小規模な噴火
平成16年9月8日	台風18号	全町	強風により屋根、ビニールハウス被害
平成18年5月28日	強風	東中、富原、江幌、里仁	営農施設(ビニールハウス)、学校・社会教育施設被害
平成18年7月16日	大雨	江花、草分、日の出、江幌、里仁	農業被害 0.6 ha、道路被害 36箇所、河川被害 3箇所
平成18年8月8日	大雨	江花、草分、日の出、旭野	農業被害 0.5ha、道路被害 8箇所
平成18年8月13日	大雨、雷	江幌、日の出、江花、草分	農業用施設被害 3箇所、水道施設被害 1箇所、河川被害 1箇所、道路被害 10箇所、
平成18年8月18日	大雨	本町、日の出、草分、江花、富原、東中、旭野	住家被害(床下浸水) 1件、河川被害 2箇所、道路被害 8箇所、
平成19年6月9日	大雨	清富	農業被害 1.1ha、道路被害 3箇所
平成19年6月15日	大雨	市街地、静修・日新・島津	農業被害 0.4ha、河川被害 1箇所、道路被害 9箇所、公園被害 1箇所
平成19年6月23日	大雨	静修、島津	道路被害 3箇所、排水路被害 1箇所
平成19年8月9日	大雨	静修、江幌、里仁、清富、旭野	河川被害 1箇所、道路被害 7箇所、排水路被害 1箇所、
平成19年9月15日	大雨	江花、江幌、里仁、草分	農業被害 9.5ha
平成22年3月21日	強風(風雪)	全町	農業用施設被害32戸、ハウス38棟、倉庫シャッター破損4件
平成22年7月8日	大雨	全町	農業被害 74ha、河川被害 2箇所、道路被害 69箇所、社会教育施設被害
平成22年8月8日	大雨	全町	河川被害 14箇所、道路被害 57箇所

年 月 日	種 別	地 域	被 害 状 況
平成22年8月24日	大雨	全町	農地被害 15ha、農業被害 84ha、農業用施設被害 1箇所、河川被害 17箇所、道路被害 91箇所
平成23年3月11日	地震	全国	東日本大震災発生（上富良野町被害なし）
平成23年6月10日～11日	大雨	全町	河川被害 1箇所、道路被害 10箇所、排水路被害 6箇所
平成23年7月14日	大雨	全町	農地被害 107ha、農業被害 125ha、農業用施設被害 35箇所、農業用排水路被害 6箇所、河川被害15箇所、道路被害 93箇所、排水路被害 13箇所、公立文教施設被害 2箇所
平成23年7月25日	遭難	富良野岳	
平成23年8月14日	大雨	全町	河川被害 3箇所、道路被害 34箇所、排水路被害 8箇所
平成23年9月2日	大雨	全町	住家被害（床下浸水） 17戸、農地被害 51ha、農業被害 259ha、農業用施設被害 28箇所、河川被害 49箇所、道路被害 123箇所、公園被害 1箇所、排水路被害 32箇所、水道施設被害 1箇所、教育文教施設被害 1箇所
平成24年3月28日	遭難	上ホロカメトック	ホワイトアウトにより、遭難。1名死亡、1名救助。
平成24年6月30日	噴火現象	十勝岳（大正火口）	火口付近が明るくなる現象発生（硫黄の燃焼による）により、十勝岳地区の宿泊者及び関係者が警察の呼びかけにより自主避難。また火口付近で一時的に高温ガス噴出により、十勝岳入山規制を実施（6日正午まで）
平成24年7月5日	大雨	市街地、北部地域	河川被害 5箇所、道路被害 49箇所、排水路被害 6箇所
平成24年7月31日	突風（ダウンバースト）・大雨	全町	住家被害（一部損壊） 3棟、非住家被害 （全壊）3棟・（半壊）3棟、農業被害 95ha、農業用施設被害 17箇所、河川被害 3箇所、道路被害 98箇所、公園被害 1箇所、排水路被害 16箇所、教育施設被害 1箇所
平成24年9月3日	大雨	全町	河川被害 2箇所、道路被害 23箇所、排水路被害 6箇所
平成24年9月11日	大雨	全町	河川被害 11箇所、道路被害 64箇所、排水路被害 8箇所
平成24年12月2日	地震	十勝岳	12年ぶりに（平成12年6月以降）山麓有感地震が2回発生（白金温泉、十勝岳温泉で震度1）
平成24年12月16日	遭難	十勝岳三段山	雪崩により、1名死亡
平成25年3月13日	雪崩	上ホロカメトック	雪崩により、1名負傷
平成25年3月28日	雪崩	十勝岳三峰山沢	雪崩により、1名死亡
平成25年4月7日	短時間集中降雨	東部地区	農業用施設被害 139箇所、公共文教施設被害 3箇所、社会教育施設被害 1箇所
平成25年4月23日	雪崩	十勝岳三峰山沢	雪崩により、1名死亡
平成25年8月20日	短時間集中降雨	全町（東部地区除く）	農業被害 21箇所、河川被害 5箇所、道路被害 38箇所、公園被害 1箇所、排水路被害 4箇所
平成25年9月15日	大雨	全町	農業被害 6箇所、河川被害 3箇所、道路被害 72箇所、排水路被害 7箇所
平成25年10月16日	風雪	十勝岳地区	風雪による倒木等で送電線断裂、十勝岳地区で広く停電発生。被害なし。
平成25年11月24日	遭難	カミホロカメットク山	ホワイトアウトによりテントで待機中テントごと滑落、1名死亡、4名救助

十勝岳噴火の記録

１　安政４年（1857 年）の噴火

松田市太郎は安政４年４月に十勝岳を踏査し、恐らく中央火口（丸山）にたどりつき、「・・・焼山に有煙甚し・・・」（安政４年イシカリ川水源見分書）と記述している。

この１か月後、松浦武四郎は十勝岳山麓を訪れ、「・・・山半腹にして火口燃立て黒烟天を刺上るを見る・・・」（丁巳石狩日誌）と記録している。翌年、再びこの地を訪れた松浦武四郎は、十勝岳の現状を十勝日記にスケッチとして残している。このスケッチには、十勝岳山頂から噴煙が立ち昇るのがえがかれている。この位置は中央火口丘の付近である。しかし、十勝日誌には噴火の記録はなく、活発な噴気活動が続いていたと思われる。

以上のように 1857 年に十勝岳は中央火口丘付近で噴火し、その前後に活発な噴気活動も行われた。記録から見ると噴火は決して、爆発的なものでなく、恐らく、スコリア・火山灰を連続的に放出するストロンボリ式のものであったらしい。

２　明治 20 年（1887 年）ごろの噴火

大日方伝三は、明治 20 年９月ケンルニ（十勝岳）を訪れ「ケンルニ山頂ニ大噴火口アリ周囲凡半里ニシテ常ニ黒烟ヲ噴出スル事甚シ是レ石狩河畔ニ於テ到処望見セル所ニシテ年々大噴出ヲ為ス事数回ニ及ヒ時トシテ忠別近傍迄灰ヲ降ラス事アリト云フ」（北海道鉱床調査報告文、1891）と記述している。この記録は十勝岳が中央火口丘近くから、この頃、しきりに噴火していたことを示すもので、おそらくストロンボリ式噴火がやや、長期に続いたのであろう。

３　大正 15 年（1926 年）～昭和３年（1928 年）の噴火

明治 20 年（1887 年）の噴火後、30 数年間やや静穏であった十勝岳は、大正 12 年（1923 年）ごろから再び噴気活動がはげしくなり、大正 15 年（1926 年）－昭和３年（1928 年）の活動期に入った。1926 年５月 24 日 12 時 11 分、第１回目の爆発がおこり、泥流が畠山温泉（いまの白金温泉）をおそい、ついで同日 16 時 17 分すぎ２回目の大きな爆発が起こった。この爆発で中央火口丘の北西半が破壊され、崩壊物は北西斜面を急速な乱流となって流下し、硫黄鉱山元山事務所をおそい、更に急速に積雪をとかして二次泥流を生じ、美瑛川と富良野川に分かれて流下し、爆発後わずか 25～26 分で火口から 25km の上富良野原野に達した。

この噴火で死者行方不明 144 名、建物 372 棟、家畜 68 頭、602 羽が失われたが、これらの被害は主として二次泥流によるものであった。この爆発のあと、中央火口丘には、北西に開く馬蹄形の大きな爆裂火口が残された。泥流のほかに、旧岩屑 10,000m^3、新火山弾 3,000m^3 が火口の周辺に放出された。新火山弾は、泥流の直後に放出されたもので、暗黒色多孔質のカンラン石含有紫蘇輝石普通安山岩であった。一方、細粒の火山灰は、火口から北（やや東より）方へ降灰した。

1926 年５月 24 日後、活動はおさまり、約３か月半の休止期を経て、同年９月８日 16 時 33 分、再び爆発がおこり、火口付近で２名が行方不明となった。更に、９～21 日迄小爆発がくりかえされた。この９月の噴火で、中央火口丘の北西側に開かれた馬蹄形状の崩壊部に、楕円形の火口が作られた。この火口は「大正火口」又は「新噴火口」と呼ばれた。1926 年の噴火は、その後次第におとろえ、1928 年 12 月４日の活動を最後として、永い休止期に入った。

以上、大きな災害を与えたこの噴火について、当時、硫黄鉱山が操業中であり、また山麓の上富良野及び美瑛の町村における開拓も進んでいたので、噴火の推移及び災害の情況などが詳細に記録された。

A. 噴火に至るまでの経過

十勝岳では、1917 年から確定採掘が行われているが、当初数年間は異常がなかった。しかし、1926 年の噴火の３年前から種々の異常現象があらわれ、しかも、それらは噴火の直前になって急速に活発化した。

1923 年６月、中央火口丘の南側にある湯沼（第３鉱）に、溶融硫黄の沼ができ、硫黄の生産量が、この頃から増加しつつあった。丸谷温泉（別名美瑛温泉、いまの望岳台付近にあった）の温度が上昇し、湧出量が増加した。更に同年８月には、浸沼では溶融硫黄が、７～８ｍも吹き上ることがあった。

1925 年 12 月 23 日、中央火口丘の中央にある火口（第２鉱）が活動をはじめ、火口内に径 30m×20m探さ 20mの「大噴（おおふき)」火口ができた。約２か月後、1926 年２月中旬頃から、大噴は径６～10mの砂礫をとばしはじめ、４月５・６日には降灰があり、８日頃には付近の採取硫黄に点火する状態であった。このため、第２・３鉱では、硫黄採取が不可能になった。

４月中旬には、火柱がみえた。５月にはいって、４・５日は鳴動、７日夜は大噴から噴煙多く、火柱数十尺に昇り、大噴の隣に新しい火口を生じた。５月 13・14 日は鳴動・噴煙はげしく、山麓では地震を感じ、14 日夜は、人々は不安に襲われた夜を明かした。15 日午後からややおとろえ開放的となり、16・17 日は、鳴動はおとろえたが、噴煙ははげしかった。22 日に鳴動があって上富良野でも感じた。音はドーンと一度だけしてユラユラ家の揺れるのを感じ、それから轟音が続いた。鉱夫はこの日も硫黄採取を行ったが、南風が吹き大噴から焼石が飛んできて、一時避難したが鎮まったので一日働いた。翌 23 日は曇天で南風が吹き作業が進まないので午後鉱夫は山を下りた。それから雨で状況不明。(十勝岳爆発災害誌)

この翌日、爆発が起こった。以上の経過をみると、中央火口丘が噴火の３年前から噴気温度を上昇して非常に活発となり、小爆発により新しい噴気孔を聞いた。更に噴火が近くなると、鳴動が感ぜられるようになり、噴火の 10 日前からは、山麓でも有感地震が感ぜられ、急速に危険状態へ移行した情況の推移を辿ることができる。また、この数年間に、噴気温度の上昇とともに、硫黄の生産量も増加した。

B. 噴火の情況と推移

【1926 年 5 月 24 日第 1 回目の爆発】

昨夜来の降雨が一層強く、採鉱を休み元山事務所にいた。午前中、４名の巡視が登山して、大噴からは盛んに石を降らせていたのを目撃したが、煙道には異常なく、午前９時帰着した。

正午すぎて間もなく、12 時 11 分、元山事務所では突然第 1 回目の爆音についで、岩石の崩壊するような遠雷の如き響きが５・６秒聞こえた。この爆音は、上富良野及び志比内でも聞こえた。この第 1 回目の爆発による地震は、旭川測候所の地震計（×50 倍）に 12 時 11 分 16 秒、Ｐ－Ｓ７秒の微動として記録された。直ちに元山事務所では、巡視を行ったが濃霧のため、情況がつかめなかった。渡辺（1926 年）によれば、このとき中央火口丘の西斜面上の硫気孔より 500m北西の地点あたりから煙柱が立ちのぼり降灰していたという。この爆発により泥流が発生し、丸谷温泉（いまの望岳台付近にあった）を襲い、ついで畠山温泉（いまの白金温泉にあった）の風呂場を破壊し、宿前の橋を流した。14 時ごろにも、小規模な鳴動噴火があり、泥水が美瑛川・富良野川を濁した。[以上、おもに十勝岳爆発災害誌及び多田・津屋（1927 年）などによる。田中館（1926 年）及び渡瀬（1926 年）は、第 1 回目の爆発の時刻を午前 11 時半と記述している。また渡辺（1926 年）は午前 11 時 20 分と記録している]

【1926 年 5 月 24 日第 2 回目の爆発】

16 時 17 分すぎ、大きな爆発が起こった。この第 2 回目の爆発は旭川測候所の地震計に、16 時 17 分 55 秒Ｐ－Ｓ的 10 秒の微動として記録された。元山事務所にいて辛うじて避難できた者の話によると、16 時 20 分ごろ突然ゴーという遠雷のような爆発音を聞いてすぐ野外に飛び出し、山頂の方を仰ぐと黒煙の立上がるのを認めたが、間もなく泥流が襲来し、事務所を浚って行ったという（十勝岳爆発災害誌）。このとき、中央火口丘頂の主火口とその西斜面から高く黒煙が上昇し、つづいて第 1 回目の爆発によってその西北方に生じた新爆発孔あたりで、一層濃厚な団煙が斜上方に迸出し、その先端は渦をなして谷を奔下した。この団煙が鉱夫長屋の東を護っていた小丘を越え、直前にきたときは大きな濁流に変っており、鉱夫の大半は小屋を逃れる暇もなく圧倒されたという（渡辺、1926 年）。吹上温泉では、大きな遠雷の如き音響を聞き、障子が震動し、ここから数回黒煙の吹き上がるのがみられた。また山加付近の民家では、爆音は聞かれなかったが、遠雷のような轟音が山麓の方へ次第に移ってゆくのが感ぜられた。これは泥流の奔走する音であった。爆発音は上富良野市街では殆んど聞かれず、美瑛市街では全く感ぜられなかった。

この爆発で中央火口丘の北西半が破壊され、崩壊物は北西斜面を急速な乱流となってなだれ下った。この山体の崩壊物は、火口から２㎞の元山事務所まで、わずか１分未満しかかからなかった。更に、この一次泥流は、急速に積雪をとかし、二次泥流を生じ、美瑛川と富良野川とに分かれて流下し、爆発後わずか 25～26 分で火口から 25 ㎞の上富良野原野に達した。泥流は途中で森林帯を越えたため、森林を破壊し、多量の材木を含む泥水となり、家屋・橋梁・鉄道その他を破壊した。（多田・津屋、1927 年、十勝岳爆発災害誌）

【1926 年 9 月以降の噴火】

1926 年５月 24 日後、活動はおさまり、約３か月半の休止期を経て、同年９月８日 16 時 33 分、再び爆発が起こり、黒煙 4600ｍに達し、火口付近で２名が行方不明となった。この爆発は、旭川測候所の地震計に、16 時 33 分 48 秒に微動として記録された。噴出物の多くは、前十勝岳の東北斜面から中央火口丘の東北部に落下した。更に、翌９日の 15 時 40 分小爆発があり、10 日９時 37 分頃にも爆発があり、十勝岳の上空は赤くみえた。同日 15 時 48 分に、また爆発があり、十勝川上流屈足川に火山礫が降下した。その後、11～21 日まで小爆発がくりかえされた。この９月の噴火で、中央火口丘の北西側に聞かれた馬蹄形状の崩壊部に、長径約 130m、短径約 50m、探さ約 30ｍの楕円形の火口が作られた（延原 1927 年）。

1926 年の噴火は、その後も、ひんぱんに小規模な活動をつづけ、1928 年に入ってからは、1 月 16 日、3 月５日、12 月４日に活動を行っただけで、永い休止期に入った。

C.泥　流

第 2 回目の爆発に伴って起った泥流は、その規模・流速において極めて大きく、災害の大部分はこの泥流によるものであった。多田・津屋（1927 年）は、この泥流を、堆積状態と物質から、崩壊物・一次泥流・二次泥流の 3 つに区分している。むろんこれらは、相互に一連のものである。

崩壊物は、中央火口丘の山体の北西部が爆発により崩壊し、火口から巾 250m、距離 1,000ｍの斜面に堆積したものである。多田・津屋（1927 年）は、このような現象を hot volcanic avalanche（火山岩塊や細礫などの崩壊物の熱いなだれ）と名づけた。この堆積物は硫気変質をうけた岩塊を多量に含む砕屑堆積物で、堆積後しばらくその表面から無数の二次噴気活動が続けられた。

崩壊物は積雪に達して急速に雪を融かし、一次泥流を形成した。一次泥流は崩壊物の堆積から漸移し、更に下流約 1,500ｍの間に堆積している。末端は 1,000ｍ以上の幅に拡がっている。この堆積物は岩塊・

火山灰・硫黄などの混合物で、雪融けの水で膠質状態になり、表面は黒色の荒地状となっていた。一次泥流の先端は5m内外の低い階段となり、二次泥流に続いている。

二次泥流はこれから下流にかけて発達している。一次泥流の位置で多量の積雪から生じた水は、泥流の物理的性質に変化を与え崩壊物の一部を一次泥流堆積物として置き去り、他の一部を伴って極めて流動性の高い二次泥流となった。この泥流は緩やかな傾斜地を流れ、下流に行くに従って扁状（最大幅2.5㎞）に拡がった。泥流が流れる際、幾多の支流が離合した結果、狭長な森林帯が泥流の暴威から免れている。山腹での泥流のおもな流路は、中央主流と左右両支流で、前者は約 100mの幅を持って流勢最も強く、旧い溶岩流上に堆積したグランド火口のスコリア流堆積物の平坦な斜面を真直ぐに奔流し、後者は一次泥流よりやや下流で中央主流から左右に別れたのである。左の支流は富良野川上流を越えて元山事務所を掃去し、26 名の人命を奪い、富良野川に治って北々西に流れた。右の支流は美瑛温泉を破壊し、溶岩中に刻まれた□字形の深い谷から溢れて樹木を掃蕩し、美瑛川岸の畠山温泉を倒壊流出した。美瑛温泉では 3 名、畠山温泉では 4 名の死者を出した。中央主流は海抜 700mの地点で溶岩崖を下り二分され、一方は右支流と合して美瑛の谷に落ち、一方は元山事務所を通過した左支流と合して富良野川を奔流した。

泥流は幅 15m位の狭い谷では谷底から 40m以上に達し、平坦地でも立木は８～15mの高さまで泥流を浴びていた。樹幹の泥流に面していた方は樹皮を全く剥がされ、樹心も八つ裂きにされて土砂をその間に止めていた。泥流の縁辺では樹木は下流に向かって一様に倒され、多数の樹木は泥流と共に下流に運ばれた。

泥流の流下した跡を見ると、削剥された部分が多く、新しく堆積した物質はむしろ少なかった。削剥が 1mにも達している所でも堆積している泥土の厚さはその３分の１に達しない。一般に、大きな岩塊が谷の中央部に残され、流勢の弱い縁辺部には泥土が堆積していた。流路の彎曲している所では、泥流はその外側に高く、内側に低く流下した。この場合、岩塊は内側に多く堆積していた。雪のあった部分では、泥流の縁に沿って高さ 20m位の雪堤を作っていた。富良野川に入った泥流は谷を充たして流れ、新井牧場付近から上富良野の低地に氾濫し、家屋 230 棟を流出し、100 棟を破壊した。ここでは死者 110 名、負傷者 209 名を出した。低地に沈滞した泥流は、泥水状態で水深１m以上に達し、多量の木材を運んできた。大きい岩塊は稀に見出すのみで、大部分は山腹で削剥した表土と一部の山頂崩壊物を混えた泥水であった。一部の泥流は上富良野市街の西側を通り、再び富良野川に入って中富良野に達した。

美瑛川の広い谷に入った泥流は、一部は美瑛川の流路に沿い、一部は谷底の高い西側に沿って流れ、中央にはかん木材を残したが下流では耕地上に氾濫した。堆積した泥土は 15 ㎝以下であった。泥流は美瑛市街地近くで終っている。

全泥流の通過した跡は約 29k ㎡に達し、上富良野及び美瑛の耕地に堆積した泥土、木材等の容積は概算 3,000.000m^3に達した。

【泥流の速さ】

泥流は爆発後わずか25 分余で火口から25㎞の上富良野原野に達した。この流速については、中村(1926年）により解析され、次表のような結果が得られている。

区間	平均速度（m／抄）	距離（k/m）	時間（分）
火口－元山事務所	46	2.4	0.9
元山－富良野川渓谷	21.8	4.0	3.1
富良野川渓谷内	15.5	13.6	14.6
富良野川平野	10（5～15.5）	4.2	7.0

火口から元山事務所の流速については、元山の主任の藤倉技師との電話による応答により求められた。

同技師は、爆発音を聞き、入口まで出、直ぐ室内に入って、受話器をとり「モシモシどこですか？」という間に対し、単に「二鉱だ」と一声云ったきり、電話が不通になった。このとき事務所は泥流によって破壊されてしまったのである。爆発から電話の切れるまでの時間は、42～54 秒と推定された（中村、1926 年)。他の多くの報告も、この時間が１分以内であったと述べている。多田・津屋（1927 年）は、泥流の発生、つまり hot volcanic avalanche が、毎秒 80m位の初速をもっていたと推定しているが、これは渡辺（1926 年）の「...新爆発孔と覚ゆる方向に、更に一層濃厚なる団煙を斜上方に迸出し、その先端は渦をなし却って谷を奔下せり。此団煙が坑夫長屋の東を護れる一小丘陵を越え、その直ぐ前に殺到せる時は既に一大濁流に変じ...」という記述に符合するように思われる。

【泥流における水の役割の起源】

初期の崩壊と第一次泥流の形成について、渡辺（1926 年）は、火口底にあった直径 75m、水深４mの湖水並びに火山体に飽和していた地下水が主要な媒質となって高い流動性をもつに至ったと考えた。渡辺は、火山体中の水が媒質となって泥流を生じた例として、磐梯山 1888 年及び有珠岳 1910 年の活動をあげている。

二次泥流は、泥水であって、この多量な水は積雪の急速な融解によってもたらされたということに多くの意見が一致している。これについて、多田・津屋（1927 年）は次のようにのべている。当時積雪は海抜 600mから 1,400m付近にあり、山麓で 20～30 ㎝、元山事務所付近で１m以上あり、特に谷間には多量の積雪があった。泥流の通過した区域の平均積雪を１mとし、雪の平均密度を 0.3 とすれば、融雪により約$3\times10^6 m^3$の水が得られ、これが二次泥流として山麓へ流下したと考えられる。

最近、建設省土木研究所（1965 年）は、同じく融雪による水量を$3.1\times10^6 m^3$と推算しているが、この値は実際に流下したと推定される泥水量（富良野川で泥１：水７の混合物として13.3×10^6）に比べてはるかに少なく、当時の降雨量（50 ㎜以上）を考直しても未だ少ないと述べている。

上記２つの推算では、雪の平均密度を 0.3 としているが、田代（1926 年）によれば「...融雪期における水にて飽和されたる積雪少なくも下部は飽和され或は地面と雪との接触面には恐らく水流があった...」ということであり、また田中館（1926 年）は、雪は水を飽和し、この雪をとかせば 40%（体積比）の水が得られるとのべている。したがって、融雪による水量は上記の値より更に増える可能性もある。

いずれにしろ、二次泥流の水の大部分は、結局、その起源を急速な融雪に求めなければならない。急速な融雪の熱源として、田中館（1926 年）田代（1926 年）福富（1926 年）佐藤（1926 年）多田・津屋（1927 年）その他により次のような意見がのべられてきた。

(1) 放出された熱い岩屑・火山灰
(2) 噴出された熱水蒸気・ガス及び熱水
(3) 放出物が落下する際変換される熱エネルギー
(4) 硫黄の燃焼熱（福富が特に強調）

このうち、(4)は田代（1926 年）によって主要な原因ではないとのべられている。(3)も恐らく要因とはなり得ず、結局(1)及び(2)が重要な熱源と考えられる。泥流の流下堆積直後、噴出口近く数 100mの厚く堆積したところでは、二次噴気孔が形成された状況からみると、岩屑の温度がやや高いものであったと推定される。

Ｄ. 災害と復旧対策

死亡及び行方不明

合計 144 名（うち行方不明 21 名）内訳は次のとおり。

上富良野村	計 137 名（当時の推計人口 10,028 人）

平山硫黄鉱業所	25 名
農場及び市街地	112 名
美瑛村	計　7 名（当時の推計人口 12,280 人）
丸谷（美瑛）温泉	3 名
畠山温泉	4 名

合計 144 名に対し、行方不明者が 21 名もいたことは、泥流による被害で、死体の捜索発掘が如何に困難だったかを想像させる。上記のほか上富良野村では負傷者 19 名を出しているが、人身災害のうち殆どが死亡・行方不明となっていることも、災害の特徴である。

なお、以上のほか、９日の噴火で、火口近くで２名が行方不明となっている。

経　　済　　的　　損　　害

建物（住家・非住家）	361 棟 建物	204,020
〃（公共建物）	7,646 坪 家資	244,850
家畜	68 頭 602 羽	8,070
水田	680 町歩	1,120,790
畑	507 町歩	110,250
雑種地・学校用地・宅地	12.6 町歩	9,040
道路	延長 12 里 30 町	61,200
橋梁	33 ケ所	13,800
潅漑溝		120,000
河川		55,000
国有林（上富良野村）	194,224 石	126,315
御料林（美瑛村）	8,470 石	2,280
鉄道		26,332
電信・電話		13,000
平山硫黄鉱業所		350,000

３村被害総括表　　金額単位：円

種別	項目	上富良野村			美瑛村			中富良野村		
		数量	単位	金額	数量	単位	金額	数量	単位	金額
人事	死亡又は行方不明	60	男人		5	男人				
		77	女人		2	女人				
	小計	137	計		7	計				
	負傷	19	人							
	計	156			7					
罹災戸数		315	戸		86	戸		81	戸	
建物	住家−流失	54	棟	59,265	7	棟	7,165		棟	
	〃 − 半壊	18	棟	15,000						
	〃 − 浸水	67	棟	26,740				3	棟	
	住家計	139	棟	101,005	7	棟	7,165	3	棟	
	非住家−流失	112	棟	59,690	1	棟	50			
	〃 − 半壊	29	棟	11,035						
	〃 − 浸水	81	棟	20,090						
	非住家計	222	棟	90,815	1	棟	50			
	公共−日新小学校	51	坪流失	3,000						
	〃−上富良野尋常小学校	134	坪流失	4,800						
	〃−農産物検査所	12	坪流失	1,800						
	〃−草分青年倶楽部	26	坪半壊	1,200						
	〃−日之出青年倶楽部	22	坪半壊	1,400						
	公共建物計	245	坪	12,200						
	建物合計	361	棟	204,020	8	棟	7,215	3	棟	
		7,646	坪							
家資	商品	2,500	点	8,000	60	点	22			
	貯蔵穀類	4,000	石	108,000			293			
	機械器具	18,340	点	91,700			450			
	家具類	23,580	点	11,790			356			

	衣類	26,200	点	17,510			681			
	有価証券	50	枚	650						
	その他			7,200			1,861			
	計	74,670	点	244,850			3,663			
家畜	牛	3	頭	420						
	馬	25	頭	6,250	1	頭	50			
	豚	10	頭	400						
	兎	3	頭	36						
	小計	41		7,106	1	頭	50			
	鶏	603	羽	964						
	合計			8,070			50			
田	埋没流失(浸水)	5,060	反	1,012,000	400	反浸水		1,345	反	
	耕作被害			108,790	126	反	9,997	1,345	反	24,264
	計	5,060	反	1,120,790	400	反	9,997	1,345	反	24,264
畑	埋没流失(浸水)	2,250	反	90,000	2,760	反浸水		60	反	
	耕作被害			20,250	883	反	9,950	60	反	408
	計	2,250	反	110,250	2,760	反	9,950	60	反	408
その他	雑種地	90	反	3,600						
	学校用地	24	反	2,440						
	市街宅地	10	反	3,000	2	反	40			
	計	124	反	9,040	2	反	40			
道路	準地方費道	1 里 18 町		8,000						
	町村道	11 里 12 町		53,200	3,373 間		7,449	8 間		40
	計	12 里 30 町		61,200	14 箇所		7,449	8 間		40
橋梁	準地方費道	3 箇所 20 間		3,000						
	町村道	30 箇所 90 間		10,800	8 箇所 86 坪		7,920	8 箇所		11,400
	計	33 箇所 110 間		13,800	8 箇所 86 坪		7,920	8 箇所		11,400
灌漑溝	用水路	幹線 2 支線 3	里	120,000	667	間	1,334			
河川		富良野川− 地方費1里、村費4里		12,000	美瑛川− 堤防 6 箇所 560 間		11,200	富良野川− 堤防 8 間		180
		ｴﾎﾛｶﾝﾍﾞﾂ川− 村費支弁 2 里		43,000						
	計			55,000			11,200			180
総計				1,947,020			58,818			36,292

災害に対する応急処置

災害が発生してから直ちに最も被害の大きかった上富良野では、救護本部が作られ、死体発掘、傷病者救護、避難所の設置、食糧・衣服の給与、更に泥流の被害をうけた道路の復旧、河川の浚渫、流木の除去などの困難な作業に当たった。当時、旭川・上川・名寄方面からも救援に集まり、連日 500 人余りの人々がこの作業に従事した。衣服その他の救援品は、一般からも寄せられたが、当時関東大震災のあと東京市が震災用に保存していた救援品貨車３台分が殆ど無償でゆずられたという。一般からの義損金や下賜金など 21 万円余におよんだ。また、地方税の免税、国税の減免措置もとられた。

災害復旧対策

当初、被害の最も大きかった上富良野村の災害地では、「果たして復興できるかどうか」が問題にされたという。放棄説の主な理由は、被害地は硫黄及び硫酸分を多量に含む、耕作できぬばかりか、堆積した泥土が潔く、流木を混じているので、復興に多大な費用を要するということであった。しかし、多くの農民は、永年苦心の末開拓された田畑を放棄せず、復興への道はきびしかったという。

農耕地の被害については、北海道農事試験場が土壌の試験調査を行い、災害地の表層土が硫酸 0.037％を含み、酸性（ｐH4.5）で、しかも硫黄 6.2％を含むことが明らかにされ、石灰による中和法及び客土などの土地改良が行われた。河川・橋梁・道路なども、国庫並びに旭川土木事務所の援助をうけ復旧した。また、もとの富良野の集水区が荒廃したので、新たに貯水池がトラシエホロカンベツ川に設けられ、

かんがい濃の整備も行われた。

火山活動の監視については、昭和２年（1927 年）吹上温泉と村役場に電話線を架設し、絶えず活動状況について連絡をとり、更に吹上温泉を硫黄山駅適所とした。これは吹上温泉が最も火口に近く、しかも安全な場所であることが認識されたからである。

４　昭和 37 年（1962 年）の噴火

大正 15 年（1926 年）５月の爆発に始まった十勝岳の活動は、昭和３年（1928 年）12 月の小爆発を最後に休止期に入った。33 年あまりの休止期ののち、十勝岳は昭和 37 年（1962 年）６月 29 日夜半再び噴火を始めた。この噴火に先だち、昭和 27 年（1952 年）ごろから噴気活動が活発化し、噴気の量・温度の上昇・火山ガス中のハロゲン・H2Ｓ・ＳO2 などの増加が認められ、新しい噴気孔も生じた。1955 年から大正火口内では硫黄採取が行われてきたが、この生産量が次第に増加した。火山性地震が観測されるようになり、噴火近くなって有感地震が発生し、火口周辺に亀裂・落石などあった。硫黄の自然発火もみられた。

６月 29 日 22 時すぎ、ついに噴火が始まった。大正火口の西北西３㎞の吹上温泉付近では、22 時 15 分頃、大正火口の方から白煙が昇りはじめ、同 45 分になって大きな爆発音とともに強い上下動を感じ、稲妻が見られた。ついで黒い噴煙が上昇し、稲妻が見られた。この噴火は 22 時 55 分、一時静穏に復した。一方、大正火口近くの宿舎に泊まっていた硫黄鉱山の鉱員は、屋根をつき破る火山岩塊ではじめて爆発に気づき、岩塊のために鉱員５名が死亡し、残る 11 名（うち２名は気象庁技官）が負傷した。この爆発は、火口付近の既存の岩石が水蒸気爆発で吹きとばされたものである。

約３時間後、30 日２時 45 分第２回目の噴火が始まった。今度は前回よりはるかに大きく連続した遠雷のような音を発し、幅 70～80ｍ、高さ 500ｍの火柱が垂直に上がり、稲妻が閃めき、噴煙が高く上昇した。間もなく硫責鉱山宿舎が燃え上がった。明らかに苦鉄質マグマが砕屑物となってはげしく噴き出したのであった。噴煙は、略垂直に上昇して原子雲状にやや拡がり、その頂部は海抜 12,000ｍの高さに達し、急速に東方に流された。この噴煙は 30 日朝、札幌・千歳・帯広その他からも望見された。北海道東部一帯は、灰褐色の火山灰の雲におおわれ、日光がさえぎられ、降灰にみまわれた。更に降灰は中部千島方面におよんだ。降灰地は、農作物はもちろん、火山ガスによる空気汚染もひどく人畜に被害を与えた。上富良野町・美瑛町の住民も警戒体制に入り、白金温泉の人々も引きあげた。

こうしたはげしいストロンボリ式噴火は、30 日正午すぎから、ややおとろえを見せ、７月５日まではつづき、６日夕刻雲が切れたとき既に一時休止状態に入っており、白煙の昇るのが見られた。その後活動は一段とおとろえ弱い噴火が８月末まで時折り行われた。しかし、その後も火口から濃厚な黄色の火山ガスが噴出しつづけ、しばしば気象状態の悪い日には山腹を這いくだり山麓民をなやました。

この噴火は、大正火口の南側、つまり、グランド火口西南の内壁に沿って起きた。この内壁に沿い、北西から東南にむかい、62 年０、１、２、３火口が開かれ、更に東南方に亀裂が入った。

第０、１火口は小さく初期に活動を終え、もとの湯沼火口（大正末期の第３鉱）のあった場所に生じた第２火口が最も大きく成長し、新噴石丘が形成された。一方の大正火口は、火口壁の崩落と新噴出物により、かなり堆積された。噴出物は、1926 年火山弾に極めて類似したカンラン石含有紫蘇輝石普通輝石安山岩の火山弾・スコリア・火山灰からなり、約 10％程度の既存山体の砕屑物（類質噴出物）を含んでいた。その総量は 4.8～7.0×$10^7$$m^3$ で、大部分は細粒の砕屑物となって東側に降灰した。この噴火は、磯部硫黄鉱業所が操業中に起り、そのため人命と施設の被害をうけ、閉山となった。しかし、同時に多くの責重な記録を残した。（勝井ほか、1963；北海道防災会議、1971）

A. 噴火に至るまでの経過

噴火に先だつ 10 年ぐらい前から、種々の異常現象が認められ、特に昭和 37 年の噴火の年に入ってからは噴気・地震その現象が活発となった。1952 年（昭和 27 年）９月 17 日、摺鉢火口の西方山腹にあった弱い噴気地帯に径約１ｍの活発な噴気孔があけられ、次第に成長して行った。これらは「52 年噴気孔群」又は「昭和火口」とよばれた。一方、1954 年（昭和 29 年）頃から、大正火口の噴気活動が著しくなり、しばしば噴気孔から火口底へ溶解硫黄が流出した（石橋、1954；勝井・高橋の調査)。この翌年から磯部硫黄鉱業所が大正火口内で火口硫黄の採取を行った。その生産量の推移を次に示す。

昭和 30 年（1955 年）	932ｔ	昭和 34 年（1959 年）	3,346ｔ
31 （1956 年）	1,459	35 （1960 年）	2,577
32 （1957 年）	1,535	36 （1961 年）	2,085
33 （1958 年）	3,144	37 （1962 年）	1,336（6 月まで）

磯部鉱業技術室（1926 年）による

1965 年８月の噴気孔群の温度測定によると、測定値の最高値は、昭和火口で 159℃、大正火口で 160℃（佐久間・村瀬 1966 年、煙道内深さ２ｍで測定）旧噴火口では 159℃を示し、前年度の測定値より高かった。更に、同時に行われた地震観測では、4,000 倍の地震計にわずかの微小地震が記録された。

1958 年 10 月４日、噴気温の上昇を続けていた昭和火口で、小噴火があり、数噴気孔が出現した。これは「58－１」噴気孔と名付けられ、昭和火口中最も勢力の強いものとなった。

1959 年６月・10 月には、火山性地震が明瞭に観測され（310 倍の地震計で月 40 回程度）11 月には昭和火口の「58－１」噴気孔が小爆発を起こし、泥流が 100m流出し、噴気孔の直径 15mに成長した。また、1961 年８月 14 日には、旧噴火口で弱い水蒸気爆があり、ヌッカクシ富良野川の河水が灰色に濁った。噴気孔からの火山ガスの化学組成については、岩崎ほか（1962 年）によって分析が行われている。大正火口については、1957 年と 1960 年と 2 回にわたって測定が行われたが、この間に温度上昇とともに、ＨＣｌ・ＨＦ・ＳO2・H2Ｓの量が増加し、逆にＣO2 の量が減少しているのが示されている。

1962 年に入って、４月 23 日広尾沖地震（M≒7.1）の影響（大正火口付近で強震）で、大正火口内では落石があり、煙道が破壊されることがあった。この地震以後、大正火口では落石がしばしばあり、噴気活動は更にはげしくなった。火山ガスの濃度・温度が高くなって、煙道口で 200～300℃に達するものがあらわれ、硫黄の自然発火もおこった。煙道による硫黄の生産量は急激に増加し、また新しい噴気孔が生じた。大正火口内で硫黄採取に従事していた鉱員の記録によると、４月 27 日ごろから、噴気ガスの成分が濃くなり、喉頭・目・皮膚などを冒され、しばしば作業を中止せざるを得なかった。更に十勝岳付近で、有感地震を５月 31 日５回、６月４日１回、６月９日２回、６月 28 日２回感じた。大正火口の北西 1.2 ㎞の地震計（310 倍）には、５月 23～６月 27 日までに、多い日で１日 41 回の火山性微動が記録された。一方、６月 27～29 日には、大正火口東壁上に、長さ 10m前後の亀裂が 10 数条できており、あるものには噴気孔が認められた。また、火口壁から落石もあった。

以上のような異常現象は、1926 年の爆発前の状況に非常に似ており、地下においてマグマが上昇しはじめたことを示すものとみてよいであろう。問題は、はげしい噴火が、いつはじまるかということであった。気象庁の方でも、しばしば警戒の必要を公表した。しかし、不幸なことに硫黄採取は続けられ、６月 29 日夜、大正火口の北方 0.2 ㎞の元山宿舎では、鉱員 14 名と火山現地踏査のため旭川地方気象台職員２名が宿泊しており、犠牲者を出すことになった。なお、この間 1952 年の昭和火口の活発化に伴い、同年９月 27・28 日の第１回目の現地観測を皮切りに、地元の協力を得て、主として旭川地方気象台によ

りおおよそ年３回の現地観測が行われた。この現地観測の詳細は、「十勝岳火山活動報告」（1970 年）に報告されている。

Ｂ.噴火の状況とその推移

【第１回目の噴火】

1962 年６月 29 日 22 時すぎ、ついに噴火がはじまった。大正火口の西北西３㎞の白銀荘の管理人和田氏によれば、22 時 15 分ごろ、番犬が吠えるので十勝岳の方をみると白煙が昇りはじめ、シュシューという音をきき、同 30 分になってやや音が大きくなり、同 45 分になって大きな爆発音をきき強い上下動を感じ、稲妻をみた。同 46 分、黒い噴煙が上昇し、同 47 分ふたたび噴煙が昇り、稲妻・火柱をみた。この噴火は、22 時 55 分、一時静穏に復した。一方、大正火口の近くの宿舎に就寝していた硫黄鉱山の鉱員は、屋根をつき破る火山岩塊ではじめて噴火に気づき、岩塊のために鉱員５名が死亡（うち１名は行方不明）し、残る 11 名（うち１名は気象庁技官）は、負傷しながら白金温泉に下山した。このとき同宿舎に泊まっていた旭川地方気象台古手技官によれば、屋根をつき破る降石で噴火に気づき、大正火口の方をみると黒色の噴煙がおよそ 300m立昇っており、電光を目撃したという。放出岩塊は大小いろいろで最大直径 1.5～２m、角ばっており、熱くはなかった（体温程度）。落下範囲は、火口縁より 200～300m位で、それ以遠は次第に小さくなり、600～700mあたりまでこぶし大の岩石が落下したという。宿舎のあった北方へは、降灰がなかった。

【第２回目の噴火】

約３時間の休止期の後、30 日２時 45 分、再び噴火がはじまった。白金温泉では、前回よりはげしい空振があり、窓ガラスがビリビリ震え、ドロドロというような底力のある轟音が連続的に聞こえてきた。大正火口の南側の地点から、直径 70～80mの火柱が約 500m鉛直に昇った。火柱の中心部はやや黄色をおび赤熱状態のもので、周辺は赤かった。灼熱した火山弾が新火口から大正火口の縁を越え、北東側に落下しているのが遠望された。落下範囲は、西は前十勝岳、北は大正火口の北側までで、火柱から北東側に多く落下しているのが観察された。２時 55 分頃、噴煙は高く成長し、大正火口の北西壁近くにあったシュナイダーハウス及びその北側にあった硫黄鉱山元山宿舎付近が赤く見え、火災を起こした。３時 30 分、美瑛町から連望すると、噴煙はやや紫色を帯びた暗灰色で、火口から 200mは柱状に上昇し、更に高さ約 12,000mに達し、頂部は平坦で東方に流れていた。しばしば火山富の稲妻の閃めくのが観察された。８時 30 分ころ、白金温泉からみた情報は、ゴーゴーという連続的な轟音がきこえ、窓ガラスが激しく震動し、噴煙は以前より激しく２～３分おきに猛烈に噴出していた。新火口から北方 1.5～2.0 ㎞くらいの北向火口斜面のハイ松が燃えだし、煙を上げるのが認められた。

30 日朝、この噴煙は札幌・千歳・帯広・旭川・紋別その他の地域からも遠望された。旭川からは、噴煙はほぼ垂直に上昇し、原子雲状にやや拡がり、その頂部は成層圏底部に達し、急速に東方に流され、火口から東方へ降灰しているのが遠望された。

第２回目の噴火開始後、火山の東方つまり北海道東部一帯は、灰褐色の火山灰の雲におおわれ、日照がさえぎられ、降灰にみまわれた。降灰のはじまりは、紋別で４時頃、弟子屈で６時頃、根室標津で８時であった。更に降灰は、中部千島のウルップ島の南方 40 哩を航海中の船に及んだ。降灰地は、農作物はもちろん、火山ガスによる空気汚染もひどく、人畜に被害を与え、東麓のトムラウシ部落では避難が始まった。一方、西方の上富良野町、美瑛町の住民も警戒体制にはいり、白金温泉の人々も引きあげた。

【その後の推移】

30 日２時 45 分にはじまる第２回目の連続的なはげしい噴火は、正午すぎまで続き、13 時 30 分ごろから次第におとろえを見せ、噴煙の高さが低下し、14 時 30 分ごろからは火口上 1,000～2,000mぐらいと

なり、白煙の噴火が目立ってきた。しかし、噴火はなお旺盛で、夜は灼熱した火山礫・スコリアなどが数秒おきに噴き上がり、火口周辺（主として北方側）に放物線を措いて落下し、しばしば青紫白色の稲妻が閃めくのが、美しく望見された。新噴出物は、決して完全に固化したものでなく、やや流動性を保ったまま放出されているようにみえ、夜は赤く輝き、光学的高温計では800～850℃と測定された。以上のような噴火は、その後ややおとろえながら、７月５日まではつづき、６日夕方一時休止状態に入っており白煙の立ち昇るのがみられた。その後活動は一段とおとろえ、弱い噴火が７月末まで時折り行われた。しかし、その後も、火口からは濃厚な黄色の火山ガスが噴火しつづけ、しばしば気象状態の悪い日には山腹を這いくだり、山麓の住民をなやませた。（北海道防災会議、1971）

Ｃ.被害と対策

【一般的被害】

1962 年６月 29 日の噴火による最大の被害は人身災害である。既述のように当時火口付近の磯部鉱業所元山の宿舎に泊まっていた鉱員 14 名及び旭川地方気象台職員２名のうち、第１回目の爆発で鉱員５名が死亡（うち１名行方不明）し、他は負傷した。同鉱業所諸施設及び鉱床も破壊され、閉山となった。この物的被害額は、倒壊焼失非住家２戸 240 万円、鉱山付属物件 1,904 万円となっている。（上川総合振興局調）

以上は局所的な被害であるが降灰地では大気汚染のため頭痛やはき気をもよおす人があった。

【上富良野町での応急対策】

噴火直後の６月 29 日 23 時、職員が招集され、十勝岳爆発対策本部が設けられ、企画指令・調査広報・救助防災・災害復旧などの各班が活動した。対策本部では、30 日山麓の日新小学校（120 名）と清富小学校（70 名）を臨時休校とし、清冨部落の 48 戸、232 人をジープ・トラック３台で市街の農事センターに避難させた。対策本部では、絶えず気象台の火山情報、北海道大学及びその他において実施した観測資料をもとに、応急措置をつぎつぎととった。上富良野・美瑛両対策本部では、６月 30 日午前中に警部派出所・自衛隊などの協力により、警備網を張り、危険地帯への一般の立入禁止を行った。検問所は、美瑛市街から白金温泉へ通ずる道路の途中（白金温泉手前７㎞）、及び上富良野市街から白銀荘に通ずる道路途中の中茶屋に設けられ、十勝岳山麓域への立入禁止を行った。白金温泉地区の住民は７月５日帰宅したが、一般の立入禁止措置は 12 日まで続けられた。なお道警旭川方面本部では、13 日十勝岳を中心として最短６㎞（白銀荘）、最長 50 ㎞（十勝三股）までの範囲を当分登山禁止地区に設定した。

３－４　想定地震による上富良野町の被害予測

１　上富良野町における過去の地震被害

上富良野町においては、明治 30(1897)年の開基、入植以降、地震による大きな被害を受けた記録がなく、近年、北海道内で発生した平成 5(1993)年の釧路沖地震及び北海道南西沖地震、平成 6(1994)年の北海道東方沖地震、平成 15(2003)年の十勝沖地震等においても建築物に対する被害は起きていない。

しかし、平成 15(2003)年 9 月 26 日発生した十勝沖地震においては、江花､静修､里仁地区の簡易水道施設の水源に濁りが生じたのが、唯一記録されている被害となっている。

なお、過去に道内で発生した地震被害と、上富良野町で記録された震度は次のとおり。

表 1－1　北海道内の主な地震被害　　※[ ] 内は本町及び近隣。震度×は記録なし。

区分	発生年月日地震名	規模(M)	震度	地域名	被害状況
太平洋側	昭和 27(1952)年 3 月 4 日 十勝沖地震	8.2	5	浦河、帯広、釧路	太平洋一帯に大被害、大津波 死者 28、不明者 5、負傷者 287 住家全壊 815、流出 91、半壊 1,324
			[上富良野×、中富良野×、富良野 4、南富良野×、旭川 3]		
	昭和 43(1968)年 5 月 16 日 十勝沖地震（青森県東方沖）	7.9	5	浦河、苫小牧、広尾、函館	南西部地方を中心に被害、津波 死者 2、負傷者 133 住家全焼 27、半壊 81
			[上富良野×、中富良野×、富良野 4、南富良野×、旭川 3]		
	昭和 48(1973)年 6 月 17 日 根室半島南東沖地震	7.4	5	釧路、根室	釧路、根室地方に被害、津波 負傷者 28 住家全壊 2、半壊 1
			[上富良野×、中富良野×、富良野 2、南富良野×、旭川 1]		
	昭和 57(1982)年 3 月 21 日 浦河沖地震	7.1	6	浦河	日高地方沿岸を中心に被害、小津波 負傷者 167 住家全壊 13、半壊 28
			4	帯広、苫小牧、札幌、小樽	
			[上富良野×、中富良野×、富良野×、南富良野×、旭川 3]		
	平成 5(1993)年 1 月 15 日 釧路沖地震	7.8	6	釧路	釧路、十勝地方を中心に被害 死者 2、負傷者 966 住家全壊 53、半壊 254
			5	帯広、広尾、浦河	
			[上富良野×、中富良野×、富良野×、南富良野×、旭川 3]		
	平成 6(1994)年 10 月 4 日 北海道東方沖地震	8.1	6	釧路、厚岸、中標津	根室地方を中心に被害 負傷者 436 住家全壊 61、半壊 348
			5	根室、広尾、浦河	
			[上富良野×、中富良野×、富良野×、南富良野 4、旭川 2]		
	平成 15(2003)年 9 月 26 日 十勝沖地震	8.0	6 弱	新冠、静内、浦河、鹿追、忠類、幕別、豊頃、釧路、厚岸	日高、十勝、釧路地方を中心に被害 行方不明 2、負傷者 847 住家全壊 116、半壊 368
			[上富良野 4､中富良野 5 弱､富良野 4、南富良野 4、旭川 4]		
日本海側	天保 5(1834)年 2 月 9 日 (石狩川河口付近)	6.4	6	石狩川河口付近（推定）	石狩川河口付近を中心に被害 住家全壊 23、半壊 3
			5	札幌市の一部（推定）	
			記録なし		
	大正 7(1918)年 5 月 26 日 留萌沖地震	6.0	5	鬼鹿、幌延	留萌郡鬼鹿村に小被害
			記録なし		
	昭和 15(1940)年 8 月 2 日 積丹半島沖地震	7.5	4	羽幌、留萌、幌延、岩内、乙部	天塩、羽幌、苫前を中心に被害、津波 死者 10、 住家全壊 26、半壊 7
			[上富良野×、中富良野×、富良野 3、南富良野×、旭川 3]		
	昭和 58(1983)年 5 月 26 日 日本海中部地震	7.7	4	森、江差	渡島、桧山、特に奥尻に被害、大津波 死者 4、負傷者 24 住家全壊 9、半壊 12
			[上富良野×、中富良野×、富良野×、南富良野×、旭川 1]		
	平成 5(1993)年 7 月 12 日 北海道南西沖地震	7.8	5	小樽、寿都、江差、深浦	渡島、桧山、特に奥尻に大被害、大津波 死者 201、行方不明 28、負傷者 323 住家全壊 601、半壊 408
			[上富良野×、中富良野×、富良野×、南富良野×、旭川 2]		
内陸	昭和 34(1959)年 1 月 31 日 弟子屈地震	6.3	5	阿寒湖畔、上御卒別	弟子屈、阿寒を中心に被害 住家全壊 2、一部損壊
			4	釧路	
			[上富良野×、中富良野×、富良野×、南富良野×、旭川×]		
	昭和 62(1987)年 1 月 14 日 日高山脈北部地震	7.0	5	釧路	胆振、十勝、釧路を中心に被害 負傷者 7 住家半壊
			4	帯広、苫小牧、根室、浦河、広尾	
			[上富良野×、中富良野×、富良野×、南富良野×、旭川 2]		

※　北海道地域防災計画に加筆（気象庁震度データベース検索による）

2　想定される地震と被害の予測

2－1　想定される地震タイプと規模

北海道耐震改修促進計画では、北海道地域防災計画及び中央防災会議の専門調査会による既往の「8 つの海溝型地震(※)」と地震調査研究推進本部(※)で示す主要な活断層としての「8 つの断層帯(※)」を道内で想定される地震とる。

各想定地震における上富良野町における予想震度は、8 つの海溝型地震においてはいずれも震度 4 以下と予測されていることから、地震被害を想定する対象としては、「富良野断層帯（西部・東部）：マグニチュード 7.2 程度～上富良野町震度 6 弱」及び「全国どこでも起こりうる直下の地震：マグニチュード 6.9 程度～上富良野町震度 6 弱」の活断層型と直下型の 2 タイプを想定し、地震被害を予測する。

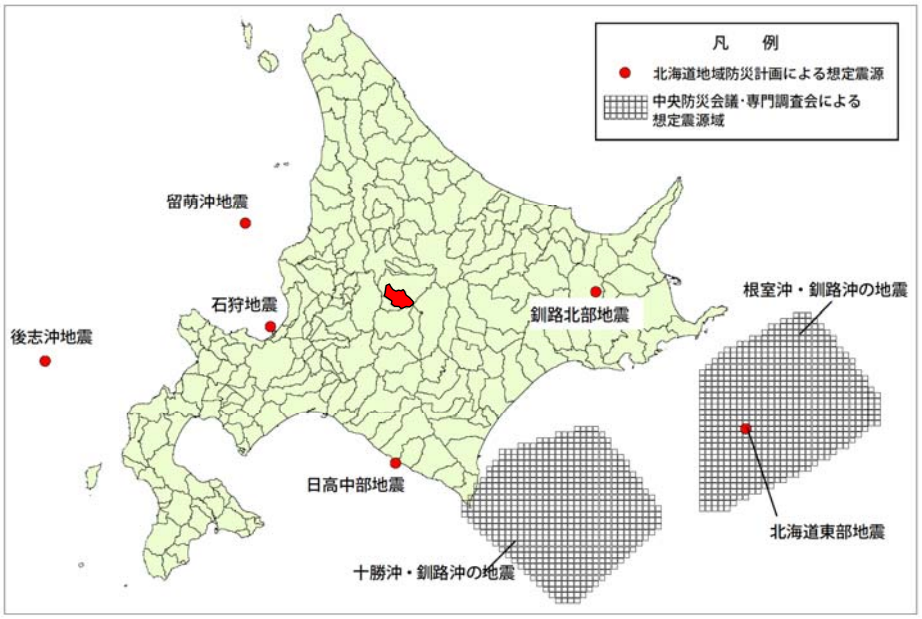

図 2－1　北海道で想定される「8 つの海溝型地震」　※ 北海道耐震改修促進計画から抜粋

(1) 富良野断層帯　（平成１７(2005)年４月１３日　地震調査研究推進本部地震調査委員会発表評価から）

富良野断層帯は、富良野盆地の西縁と芦別山地の境界付近に位置する富良野断層帯西部と、富良野盆地の東縁とその東側の丘陵の境界付近に位置する富良野断層帯東部からなる。

富良野断層帯西部は、北海道空知郡上富良野町から同郡中富良野町を経て、富良野市に至る長さ約 27km の断層帯で、北北東－南南西方向に延びており、断層の西側が相対的に隆起する逆断層と推定されている。

富良野断層帯東部は、中富良野町から富良野市を経て、空知郡南富良野町に至る長さ約 25km の断層帯である。北北東－南南西方向に延びており、断層の東側が相対的に隆起する逆断層である可能性がある。

ア　富良野断層帯西部

富良野断層帯西部の平均的な上下方向のずれの速度は 0.5 m／千年程度で、最新活動時期は２世紀以後、1739(元文 4)年以前であった可能性がある。また、調査研究成果による

直接的なデータではないが、経験則から求めた１回のずれの量と平均的なずれの速度に基づくと、平均活動間隔は４千年程度の可能性がある。

全体が１つの区間として活動する場合、マグニチュード７.２程度の地震が発生する可能性があり、また、その際には、断層近傍の地表面では西側が東側に対して相対的に２ｍ程度高まる段差やたわみが生じる可能性がある。

イ　富良野断層帯東部

富良野断層帯東部の平均的な上下方向のずれの速度は 0.1－0.4 ｍ／千年程度の可能性がある。また、経験則から求めた１回のずれの量と平均的なずれの速度に基づくと、平均活動間隔は９千－２万２千年程度の可能性がある。

全体が１つの区間として活動する場合、マグニチュード７.２程度の地震が発生する可能性がある。また、その際には、断層近傍の地表面では東側が西側に対して相対的に２ｍ程度高まる段差やたわみが生じる可能性がある。

本断層帯は、最新活動時期が判明していないので、通常の活断層評価とは異なる手法により地震発生の長期確率を求めている。

表 2－１　主要活断層における地震発生確率等の長期評価　※ 北海道耐震改修促進計画から転載

断層帯名	地震規模（ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ）	地震発生確率			平均活動間隔
		30 年以内	50 年以内	100 年以内	最新活動時期
標津断層帯	7.7 程度以上	不明	不明	不明	不明
十勝平野断層帯（主部）	8.0 程度	0.1～0.2%	0.2～0.3%	0.5～0.6%	17000 年－22000 年程度 不明
同　（光地園断層）	7.2 程度	0.1～0.4%	0.2～0.7%	0.5～1%	7000 年－21000 年程度 約 21000 年前以後に 2 回 不明
富良野断層帯（西部）	7.2 程度	ほぼ 0～0.03%	ほぼ 0～0.05%	ほぼ 0～0.1%	4000 年程度 2 世紀－1739 年
同　（東部）	7.2 程度	ほぼ 0～0.01%	ほぼ 0～0.02%	ほぼ 0～0.05%	9000 年－22000 年程度
増毛山地東縁断層帯･沼田－砂川付近の断層帯（増毛山地東縁断層帯）	7.8 程度	0.6%以下	1%以下	2%以下	5000 年程度以上 特定できない
同（沼田－砂川付近の断層帯）	7.5 程度	不明	不明	不明	不明 不明 約 4300 年前－2400 年前
当別断層	7.0 程度	ほぼ 0～2%	ほぼ 0～4%	ほぼ 0～8%	7500 年－15000 年程度
石狩低地東縁断層帯（主部）	7.9 程度	0.05～6% もしくはそれ以下	0.09～10% もしくはそれ以下	0.2～20％もしくはそれ以下	約 3300 年－6300 年 約 5200 年前－3300 年前
同　（南部）	7.1 程度以上	不明	不明	不明	不明 不明 約 11000 年前－2200 年前
黒松内低地断層帯	7.3 程度以上	2～5%以下	3～9%以下	7～20%以下	3600 年-5000 年程度以上 約 5900 年前－4900 年前
函館平野西縁断層帯	7.0～7.5 程度	ほぼ 0～1%	ほぼ 0～2%	ほぼ 0～3%	13000 年－17000 年 14000 年前以後

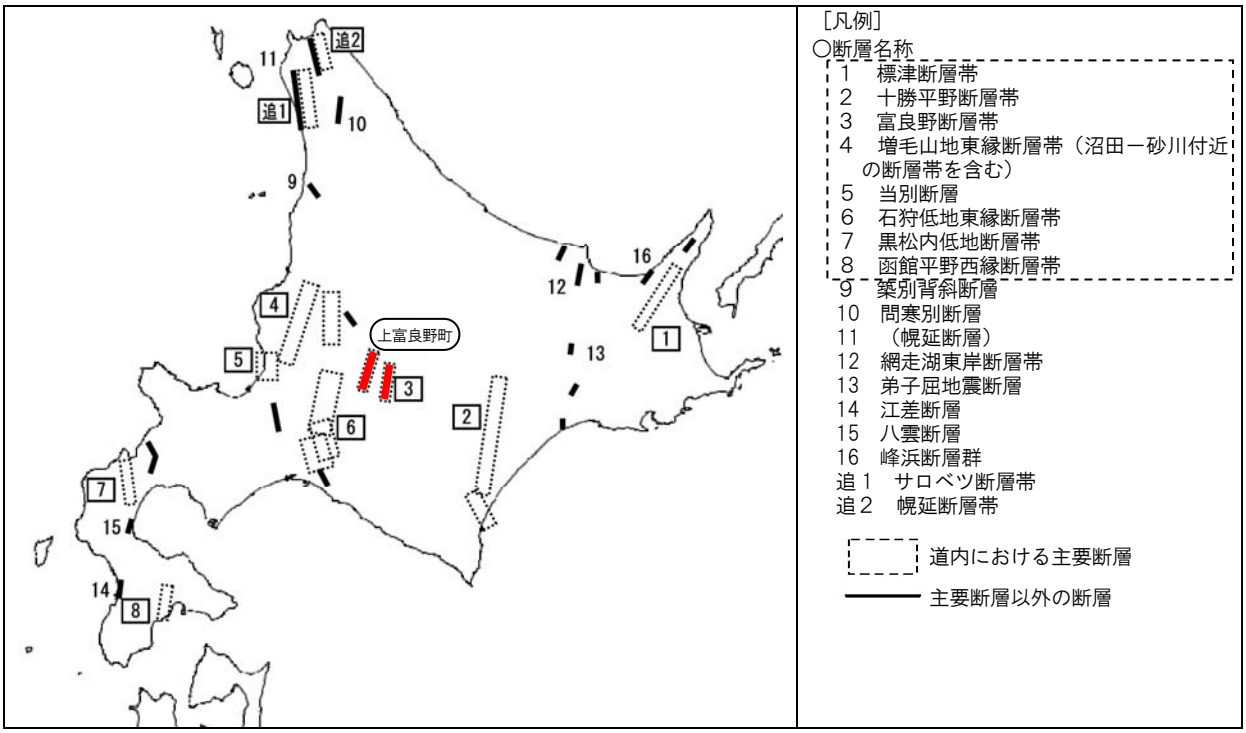

図２－２　北海道で想定される「8 つの断層帯」　　※　北海道耐震改修促進計画から転載

(2) 全国どこでも起こりうる直下の地震

北海道では、明治以前の歴史資料や地震による**液状化現象**(※)の痕跡などの資料が少なく、他の都府県ほど詳しく過去からの地震活動の特徴を把握できていない状況にある。このことからも、道内のどの地域においても大規模な地震が発生する可能性がある。

中央防災会議では、地震に対応する活断層が地表で認められていない地震を想定し、その地震規模の上限をつぎのような考えで想定している。

① 過去の事例から、マグニチュード 6.5 以下の地震ではほとんど活断層が地表で認められていなく、マグニチュード 6.8 の地震の場合では活断層が地表で認められるものと認められないものがあること。

② 防災上の観点から、全ての地域で何時地震が発生するか分からないとして防災対策上の備えが必要であること。

これらのことから、マグニチュード 6.9 の震源として、全ての場所の直下で起こりうると想定している。

上富良野町においても、全国どこでも起こりうる直下の地震の規模を、マグニチュード 6.9 による地震として想定する。

２－２　被害の予測

想定した 2 タイプの地震では、いずれも最大震度 6 弱が予測されている。

また、同地震における上富良野町内の建築物被害については、**全壊**(※)約 50～100 棟、**半壊**(※)約 600～800 棟が予測され、その多くは昭和 56(1981)年以前に建築された木造建築物となっている。

人的被害については、**死者**(※)数 1～2 名、**負傷者**(※)数 60～90 名（うち**重傷者**(※)数 10 名未満）と予測される。

表 2－2　想定地震と被害の予測

地震のタイプ 地震属性	震源	地震規模(M)	最大震度	建築物被害予測	人的被害予測
富良野断層帯	富良野市から上富良野町域の富良野盆地東部及び西部外縁	7.2	6 弱	全壊 103 棟 （木造:97 棟,非木造:6 棟） 半壊 826 棟 （木造:796 棟,非木造:30 棟）	死者数　2 名 負傷者数　89 名 うち重傷者数 9 名
全国どこでも起こりうる直下の地震	町内の直下	6.9	6 弱	全壊 49 棟 （木造:45 棟,非木造:4 棟） 半壊 611 棟 （木造:589 棟,非木造:22 棟）	死者数　1 名 負傷者数　59 名 うち重傷者数 6 名

（注 1）気象庁の震度階級と計測震度の関係

気象庁の震度階級	震度４	震度５弱	震度５強	震度６弱	震度６強
計測震度	3.5～4.4	4.5～4.9	5.0～5.4	5.5～5.9	6.0～6.4

（注 2）震度と全半壊率の関係

地震の計測震度と建築年次別の全半壊率の関係は、内閣府により過去の地震被害をもとに経験的に整理されており、昭和 56(1981)年以前（旧耐震基準時）に建てられた建築物の震度５強から６弱の地震時における全半壊率は、昭和 57(1982)年以降（新耐震基準時）に建てられた建築物の４倍以上になるものと予測されている。

（注 3）建築物被害と人的被害の予測

建築物被害の評価は、内閣府（平成 17(2005)年）が阪神・淡路大震災等、過去の地震被害に基づき作成した手法を適用する。

死者数の評価は、木造・非木造別の全壊棟数と住家内滞留率を用いた中央防災会議（平成 18(2006)年）の手法を適用する。

負傷者数及び重傷者数の評価は、阪神・淡路大震災における建物被害率と負傷者率との関係及び負傷者数に占める重傷者の割合（重傷者比率）を用いた大阪府の手法（平成 9(1997)年）を適用する。

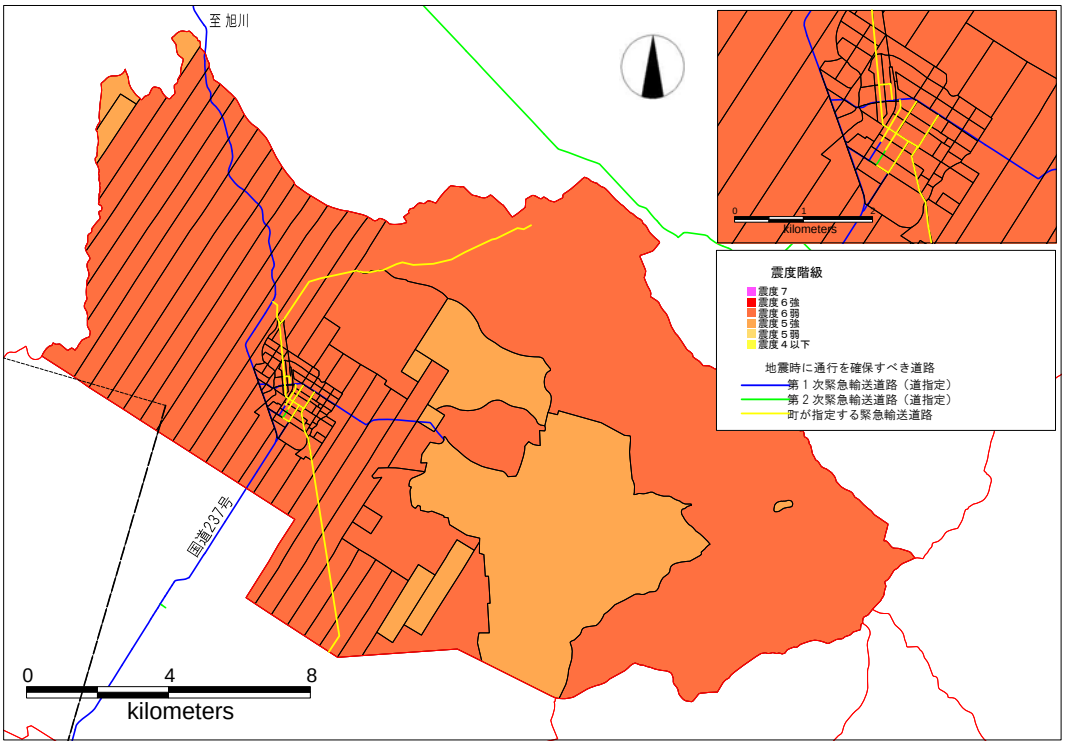

図２－３　「富良野断層帯」において想定される震度分布図

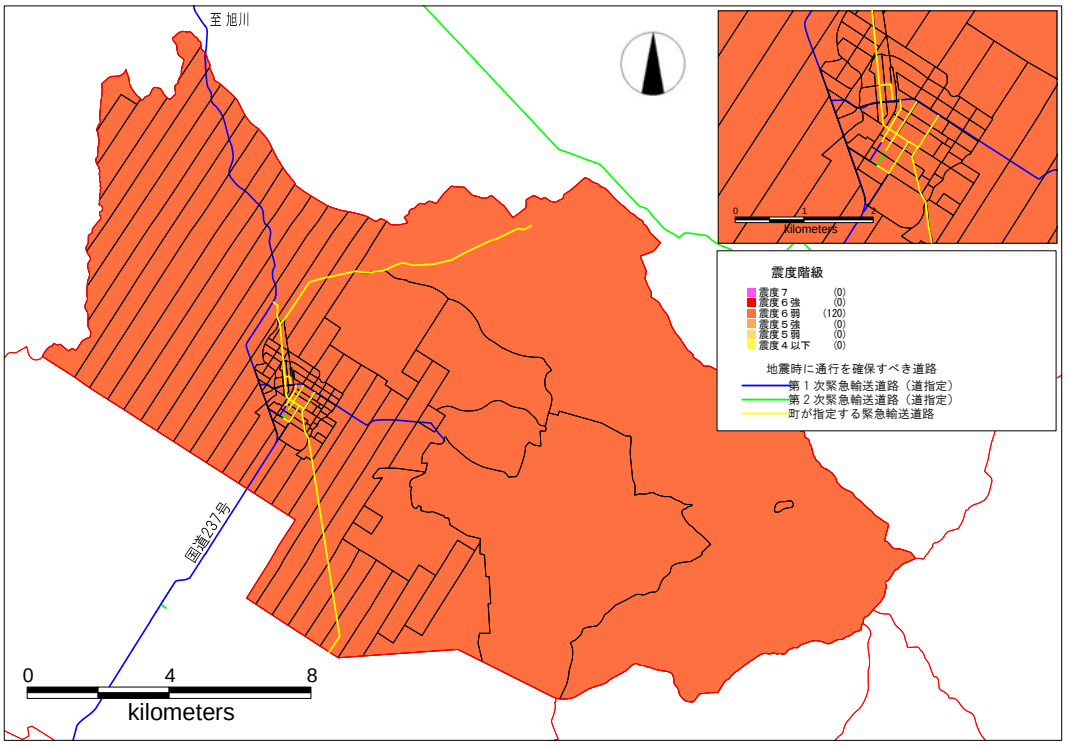

図２－４　「全国どこでも起こりうる直下の地震」において想定される震度分布図

※以上、上富良野町耐震改修促進計画（平成 21 年 2 月）より抜粋。

3−5　重要水防区域一覧

重　要　水　防　区　域　一　覧

河川名	河川種別	河川管理者	重要水防区域	
			左右岸の別	延長
富良野川	1級	北　海　道	左岸	境橋から 5.3 ㎞
富良野川	1級	北　海　道	右岸	境橋から 5.8 ㎞
ベベルイ川	1級	北　海　道	左岸・右岸	15 号橋 0.2 ㎞上流から 6.0 ㎞
ヌッカクシ富良野川	1級	北　海　道	左岸	第 20 号橋 0.45 ㎞上流から 1.5 ㎞
江幌完別川	1級	北　海　道	左岸・右岸	富良野川との合流点から 0.2 ㎞
コルコニウシベツ川	1級	北　海　道	左岸・右岸	富良野川との合流点から 0.2 ㎞
27 号川	普通	上富良野町	左岸	江幌完別川との合流点から 2.0 ㎞
北 30 号川	普通	上富良野町	左岸	江幌完別川との合流点から 2.0 ㎞
山花川	普通	上富良野町	左岸	エバナマエホロカンベツ川合流点から 1.9 ㎞
旭川	普通	上富良野町	右岸	江幌完別川との合流点から 2.0 ㎞
コルコニウシベツ川	普通	上富良野町	左岸	普通河川起点より 0.4 ㎞
旭日川	普通	上富良野町	右岸	コルコニウシベツ川の合流点から 0.6 ㎞
エバナマエホロカンベツ川	普通	上富良野町	右岸	普通河川起点から 1.0 ㎞

富良野川（北海道）：水位観測所：上富良野町西町１丁目２０８－３地先
はん濫注意水位：205.72
水防団待機水位：204.67

水防団待機水位：水防法「水防警報対象河川」の主要な水位観測所に定められている水位
同法で定める各水防管理団体が、水防活動に入る準備を行うための水位

はん濫注意水位：水防法の「水防警報対象河川」の主要な水位観測所に定められている水位
同法で定める各水防管理団体が、水害の発生に備えて出動し、又は出動の準備に入る水位

３－６　富良野川・ベベルイ川・ヌッカクシ富良野川浸水想定区域図

石狩川水系富良野川・ベベルイ川・ヌッカクシ富良野川　浸水想定区域図
（富良野市・中富良野町・上富良野町）

1．　説明文

(1)　この図は、石狩川水系富良野川・ベベルイ川・ヌッカクシ富良野川について、水防法の規定により指定された浸水想定区域と、当該区域が浸水した場合に想定される水深その他を示したものです。

(2)　この浸水想定区域は、平成 20 年 3 月時点の富良野川・ベベルイ川・ヌッカクシ富良野川の河道整備状況を勘案して、洪水防御に関する計画の基本となる降雨である、概ね 50 年に 1 回程度起こる大雨が降ったことにより、富良野川・ベベルイ川・ヌッカクシ富良野川がはん濫した場合に想定される浸水の状況を、シミュレーションにより求めたものです。

(3)　なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支派川のはん濫、想定を超える降雨、内水によるはん濫等を考慮していませんので、この浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2．　基本事項

(1)　作成主体　北海道
(2)　指定年月日　平成 18 年 3 月 29 日
(3)　告示番号　河川第 2109 号
(4)　指定の根拠法令　水防法（昭和 24 年法律第 193 号）
　　第 14 条の第 1 項
(5)　対象となる水位周知河川
・石狩川水系富良野川
　（実施区間：　空知郡上富良野町 113 番 2 地先の JR 第 3 富良野川橋梁下流端から空知川への合流点まで）
・石狩川水系ベベルイ川
　（実施区間：　富良野市字大沼 85 番 1 地先の東八線川合流点から富良野川への合流点まで）
・石狩川水系ヌッカクシ富良野川
　（実施区間：　空知郡中富良野町字中富良野 7720 番 3 地先のデポツナイ川合流点からベベルイ川への合流点まで）
(6)　指定の前提となる計画の基本となる降雨
富良野川流域全体に 24 時間総雨量 178mm の降雨がある場合で、既往 2 位となる昭和 36 年 7 月洪水の雨量をカバーする降雨
(7)　関係市町村　富良野市・中富良野町・上富良野町
(8)　その他の計算条件
はん濫域を 50m メッシュに分割し、メッシュ毎の浸水深を計算

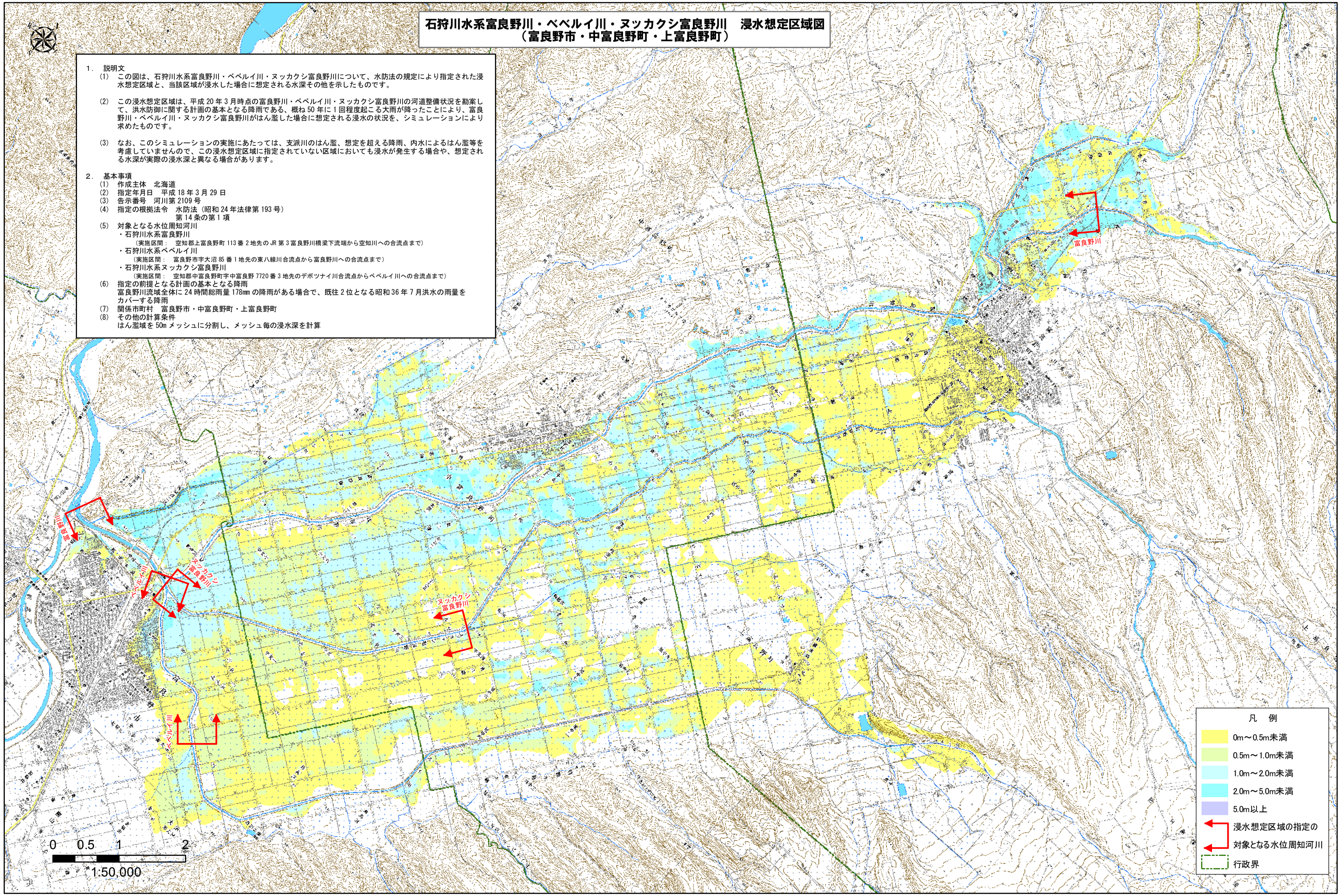

上富良野町
洪水ハザードマップ
（1/30,000）

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号　平21業複、第513号）」

洪水ハザードマップの利用にあたって

1. この洪水ハザードマップは、北海道が富良野川、ベベルイ川、ヌッカクシ富良野川が大雨（概ね50年に1回程度起こる大雨で、富良野川流域に24時間総雨量178mmを想定）で数十箇所の堤防が決壊したときの状況をシミュレーションして作成した浸水想定区域図（予想される浸水の範囲及び浸水の深さを示した地図）を基に作成しております。
2. 洪水ハザードマップに示した浸水範囲及び浸水の深さは、堤防が決壊する場所によって変わりますので想定区域すべてが同時に浸水することはありません。
3. 想定を超える降雨、内水によるはん濫を考慮していませんので、指定されていない区域においても浸水する場合があります。また、想定される浸水の深さが実際の深さと異なる場合があります。

！危険箇所を確認しましょう

●洪水浸水区域
富良野川・ベベルイ川・ヌッカクシ富良野川が大雨によって増水し堤防が決壊した場合に予想される区域です。自分の住んでいる地区が、どの程度浸水するのかを確認し、その後の対応について話し合っておきましょう。

●土砂災害危険箇所
土砂災害危険箇所を確認し、自分の住んでいる地区の危険性を確認しておきましょう。

！避難所・避難経路を確認しましょう

自分の住んでいる地区が、どの経路で、どこに避難するのか、確認しておきましょう。

裏面へ　1/15,000拡大図参照

凡　例

収容避難所		急傾斜地危険箇所	
国　道		土石流危険渓流	
道　道		町界線	
J　R		字界線	
想定破堤地点			

浸水想定区域　凡例

	0.5m未満の浸水予想範囲
	0.5m～1.0m未満の浸水予想範囲
	1.0m～2.0m未満の浸水予想範囲
	2.0m以上の浸水予想範囲

●浸水深の目安

浸水深	浸水の目安
2.0m以上	1階の軒下以上が浸水する程度
1.0～2.0m未満	1階の軒下まで浸水する程度
0.5～1.0m未満	大人の腰までつかる程度
0.5m以下	大人の膝までつかる程度

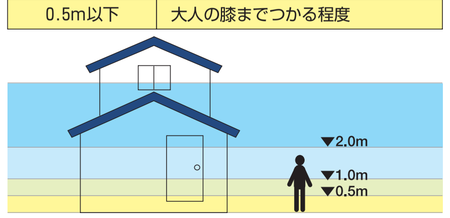

0　1km　2km
1:30,000

上富良野町
洪水ハザードマップ
(1/15,000)

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号　平21業複、第513号）」

1	上富良野小学校	9	上富良野公民館	17	上富良野西小学校	25	東中会館
2	聞信寺	10	中央保育所	18	泉栄防災センター	27	日新会館
3	上富良野中学校	11	葬斎場	19	上富良野町役場	28	草分防災センター
4	東児童館	12	セントラルプラザ	20	子どもセンター	29	草分１会館
5	わかば愛育園	13	大雄寺	21	明憲寺	33	江花会館
6	社会教育総合センター	14	ふらの農業協同組合 上富良野支所	22	特別養護老人ホーム ラベンダーハイツ	34	日東会館
7	上富良野高等学校	15	専誠寺	23	上富良野東中学校	36	富原会館
8	東明会館	16	高田幼稚園	24	上富良野東中小学校		

凡　例			
収容避難所		急傾斜地危険箇所	
国　道	237	土石流危険渓流	
道　道	291	町 界 線	
J　R		字 界 線	
想定破堤地点			

浸水想定区域　凡例
0.5m未満の浸水予想範囲
0.5m～1.0m未満の浸水予想範囲
1.0m～2.0m未満の浸水予想範囲
2.0m以上の浸水予想範囲

●浸水深の目安

浸水深	浸水の目安
2.0m以上	1階の軒下以上が浸水する程度
1.0～2.0m未満	1階の軒下まで浸水する程度
0.5～1.0m未満	大人の腰までつかる程度
0.5m以下	大人の膝までつかる程度

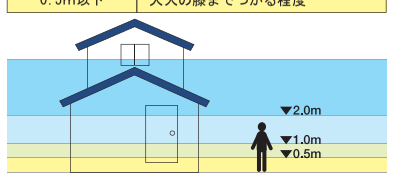

洪水ハザードマップの利用にあたって

1. この洪水ハザードマップは、北海道が富良野川、ベベルイ川、ヌッカクシ富良野川が大雨（概ね50年に1回程度起こる大雨で、富良野川流域に24時間総雨量178mmを想定）で数十箇所の堤防が決壊したときの状況をシミュレーションして作成した浸水想定区域図（予想される浸水の範囲及び浸水の深さを示した地図）を基に作成しております。
2. 洪水ハザードマップに示した浸水範囲及び浸水の深さは、堤防が決壊する場所によって変わりますので想定区域すべてが同時に浸水することはありません。
3. 想定を超える降雨、内水によるはん濫を考慮していませんので、指定されていない区域においても浸水する場合があります。また、想定される浸水の深さが実際の深さと異なる場合があります。

危険箇所を確認しましょう

●洪水浸水区域

富良野川・ベベルイ川・ヌッカクシ富良野川が大雨によって増水し堤防が決壊した場合に予想される区域です。自分の住んでいる地区が、どの程度浸水するのかを確認し、その後の対応について話し合っておきましょう。

●土砂災害危険箇所

土砂災害危険箇所を確認し、自分の住んでいる地区の危険性を確認しておきましょう。

避難所・避難経路を確認しましょう

自分の住んでいる地区が、どの経路で、どこに避難するのか、確認しておきましょう。

浸水想定区域内の災害時要援護者利用施設

（1） 富良野川

施設区分	施設の名称	施設所在地	伝達手段			備考
			ＦＡＸ	電話	Ｅメール	
学校	上富良野西小学校	扇町3丁目		45-2577		
保育所	西保育園	泉町1丁目5番15号		45-4072		
児童施設	西児童館	泉町1丁目5番1号		45-6346		
高齢者施設	ふくしん	泉町2丁目4番15号		45-3506		

（2） ヌッカクシ富良野川

施設区分	施設の名称	施設所在地	伝達手段			備考
			ＦＡＸ	電話	Ｅメール	
保育所	中央保育所	富町1丁目4番90号		45-2074		
病院	町立病院	大町3丁目2番15号		45-3171		
学校	上富良野小学校	宮町1丁目3番13号		45-2052		
高齢者施設	ケアハウス　かみふらのハイムいしずえ	大町2丁目6番3号		39-4055		
児童施設	子どもセンター	大町3丁目2番22号		45-6501		
病院	小野沢整形外科	南町2丁目1054番地301		39-4177		
保育所	わかば愛育園	旭町3丁目5番43号		45-2803		
児童施設	東児童館	旭町2丁目1番17号		45-4097		
高齢者施設	デイサービスセンター　かみん	大町2丁目8番4号		45-2256		
障害児・障害者施設	北の峯学園上富良野事業所	緑町3丁目1番8号		45-2111		

（3）ベベルイ川

施設区分	施設の名称	施設所在地	伝達手段			備考
			ＦＡＸ	電話	Ｅメール	
学校	東中小学校	東8線北18号		45-9653		

平成２５年１２月現在

3−8　地すべり・崖くずれ・土石流等危険区域一覧及び箇所図

地すべり・がけ崩れ等危険区域一覧
(位置図：http://www.hcc-s.jp/sanchisaigai/で確認できます)

	危険区域の現況			予想される被害			備考
	地区名	場所	危険区域面積(Ha)	住家（戸）	公共施設（棟）	その他	
地すべり危険区域	清富	清富小学校	0.4	4	2		
	十勝岳	凌雲閣	0.8	1	0		
急傾斜地崩壊危険区域	江幌	江幌団地	3.0	0			
	ﾌｰﾗﾇｲ川上流	日進団地１	5.0	1			
	〃	日進団地２	3.0	0			
	〃	日進団地３	4.0	0			
	〃	日進団地４	3.0	2			
	〃	日進団地５	2.0	0			
	〃	日進団地６	2.0	0			
	〃	日進団地７	2.0	0			
	〃	日進団地８	2.0	0			
	〃	原田地先１	3.0	0			
	〃	原田地先２	3.0	1			
	東中	倍本団地１	3.0	3			
	〃	倍本団地２	5.0	3			
	日新	藤山団地１	2.0	1			
	〃	藤山団地２	3.0	1			
	〃	片蔵団地	4.0	1			
	東中	東幸団地１	5.0	3			
	〃	東幸団地２	3.0	1			
	〃	東幸団地３	5.0	1			
	〃	東幸団地４	3.0	1			

土石流危険区域一覧

危険区域の現況						予想される被害			備考
区域名	水系名	河川名	渓流名	渓流概況		住家（戸）	公共施設（棟）	その他	
				渓流長（km）	面積（Ha）				
清富	石狩川	ﾋﾟﾘｶﾌﾗﾇｲ川	本流沢川	2.55	0.0	8			
十勝岳	〃	ｲﾇｲｻﾞﾜ川	望岳台沢	10.0	18.0	0 (21)			
江花	〃	山花川	山花川	0.8	2.0	0			
〃	〃	ﾖｼﾄﾐ川	江花の沢	2.3	14.0	3			
〃	〃	〃	江幌の沢	0.2	1.0	6			
〃	〃	北29号川	北29号沢	0.2	1.0	5			
日新	〃	ｶｼﾞｶ沢川	一色の沢	1.5	7.0	4			
〃	〃	〃	カジカの沢	0.6	2.0	0			
江花	〃	ｴﾊﾞﾅﾊﾞｴﾎﾛｶﾝﾍﾞﾂ川	江花二の沢	0.5	2.0	9			
日新	〃	ｶｼﾞｶ沢川	小野の沢	0.2	1.0	0			
〃	〃	〃	白井の沢	0.4	1.0	4			
旭野	〃	ﾅｶｼﾞﾏ沢川	中島の沢	0.5	2.0	0			
江花	〃	ｴﾊﾞﾅﾊﾞｴﾎﾛｶﾝﾍﾞﾂ川	江花第２	1.7	8.0	6			
清富	〃	ﾋﾟﾘｶ富良野川	道々の沢	1.5	2.0	5			
フーラヌイ川上流	〃	小泉沢川	小泉の沢	1.4	4.0	4			
〃	〃	白井沢川	白井の沢	0.4	1.0	0			
〃	〃	渡辺沢川	日新の沢	0.9	3.0	0			
〃	〃	〃	渡辺の沢	1.6	5.0	0			
第１安井牧場	〃	20号川	高松の沢	0.8	2.0	6			
〃	〃	ﾍﾞﾍﾞﾙｲ川	多田の沢	0.3	1.0	7			
第２安井牧場	〃	富良野川	松浦の沢	1.0	3.0	4			
〃	〃	山加川	上川の沢	0.3	1.0	3			
〃	〃	富良野川	山本の沢	0.3	1.0	6			
金子農場	〃	ﾖｼﾄﾐ川	吉富の沢	0.5	1.0	0			

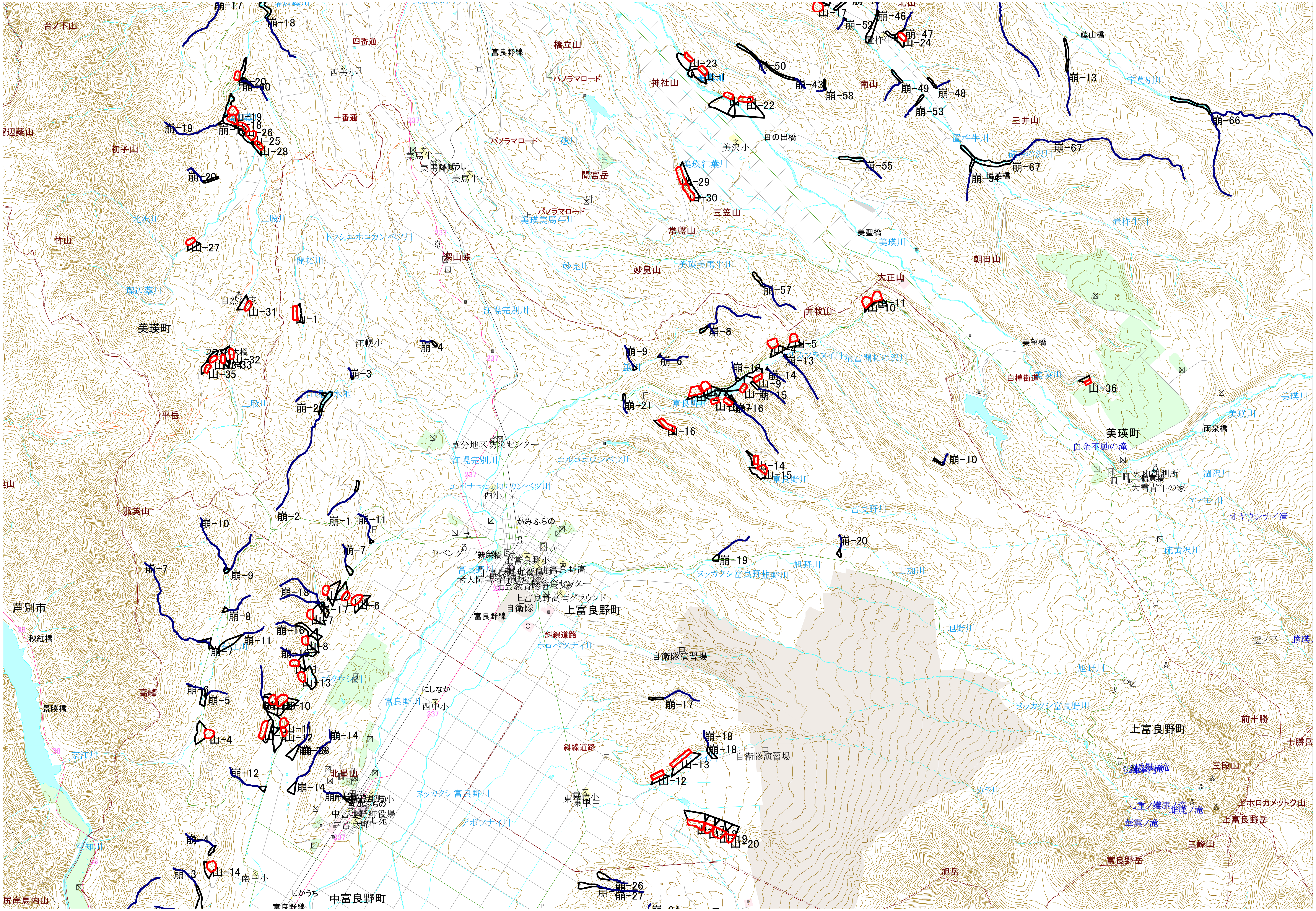
美瑛町
上富良野町
中富良野町
芦別市
十勝岳
上ホロカメットク山
富良野岳
三峰山
三段山
前十勝
旭岳
朝日山
三井山
大正山
井牧山
神社山
南山
三笠山
常盤山
妙見山
間宮岳
橘立山
深山峠
平岳
那英山
高峰
竹山
切子山
台ノ下山
富良野線
パノラマロード
自衛隊演習場
斜線道路
白金不動の滝
美瑛川
富良野川
ヌッカクシ富良野川
崩-1
崩-2
崩-3
崩-4
崩-5
崩-6
崩-7
崩-8
崩-9
崩-10
崩-11
崩-12
崩-13
崩-14
崩-16
崩-17
崩-18
崩-19
崩-20
崩-21
崩-22
崩-26
崩-27
崩-28
崩-43
崩-46
崩-47
崩-48
崩-49
崩-50
崩-52
崩-53
崩-55
崩-57
崩-58
崩-66
崩-67
山-1
山-4
山-5
山-10
山-11
山-12
山-13
山-14
山-15
山-16
山-19
山-20
山-22
山-23
山-24
山-25
山-26
山-27
山-28
山-29
山-30
山-31
山-32
山-35
山-36

3-29

1 : 75000

開拓川
山-31
山-1
江幌小
崩-4
崩-3
江幌貯水池
崩-22
江幌完別川
崩-2
崩-1
崩-11
崩-7
ラベンダーハイツ
新栄橋
富良野川
崩-18
山-2
山-3
山-6
崩-17

1：20000

自衛隊演習場

崩-17

崩-18

崩-18

自衛隊演習場

山-13

山-12

山-17

山-18

山-19

山-20

崩-26

崩-27

崩-27

崩-24

崩-25

本幸小

1：20000

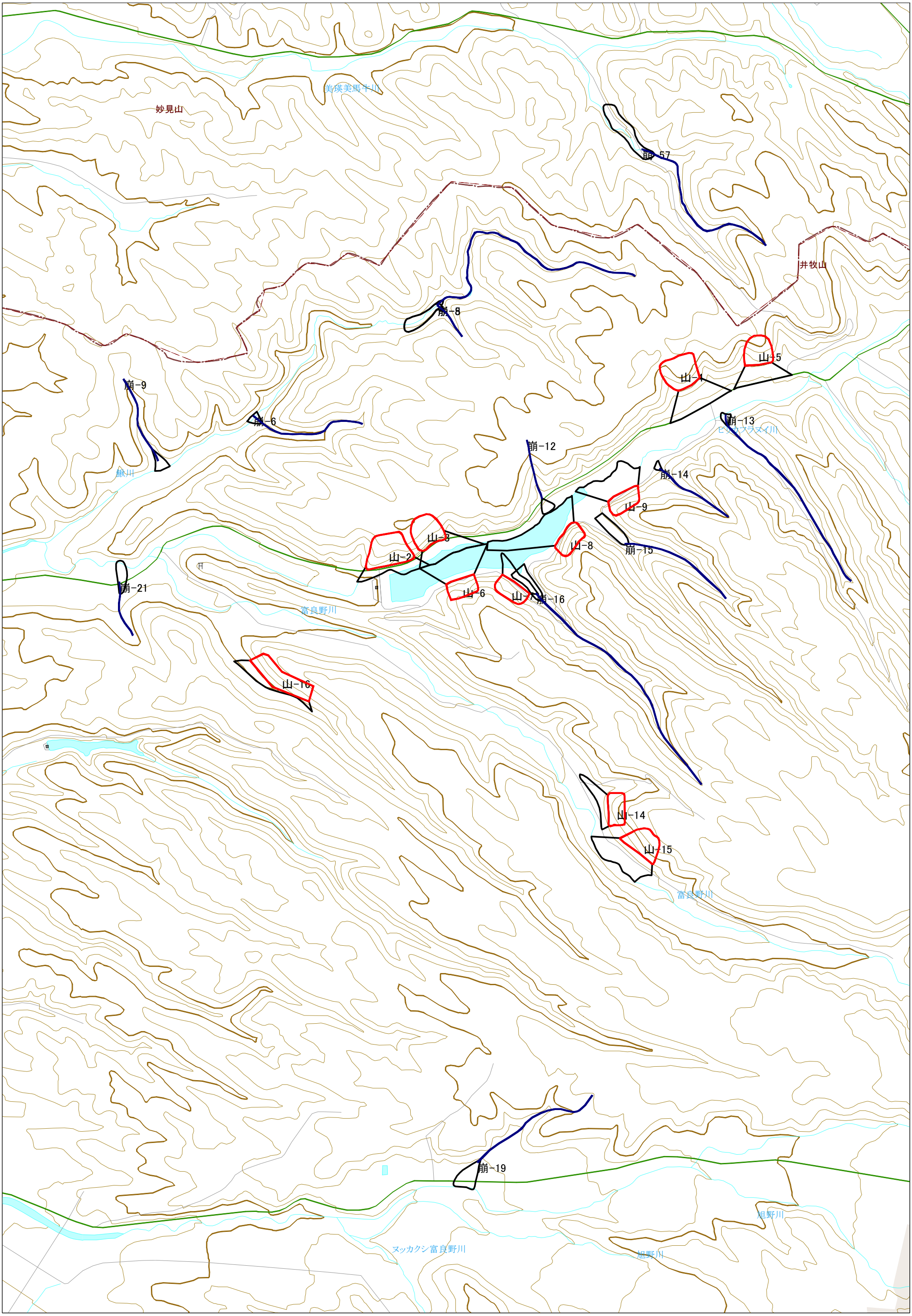
美瑛美馬牛川
妙見山
崩-57
井牧山
崩-8
山-5
山-1
崩-9
崩-6
崩-13
ピウカスラスイ川
崩-12
崩-14
山-9
山-3
山-2
山-8
崩-15
崩-21
山-6
山-7
崩-16
富良野川
山-16
山-14
山-15
富良野川
崩-19
旭野川
ヌッカクシ富良野川
旭野川

1：20000

美瑛川
朝日山
大正山
山-11
山-12
井牧山
山-15
山-1
崩-13
ピリカフラヌイ川
清富開拓の沢川
-14
白樺街
崩-10
富良野川
崩-20
富良野川
旭野川
山加川

1：20000

旭川建設管理部富良野出張所管内土砂災害危険箇所一覧

土石流危険渓流（位置図は別途）

危険区域の現況						予想される被害			備考【図番号】（渓流番号）
区域名	水系名	河川名	渓流名	渓流概況		住家（戸）	公共施設（棟）	その他	
				渓流長（km）	面積（Ha）				
江花	石狩川	ヨシトミ川	江花の沢川						土 001 Ⅱ43-0090
草分	〃		草分の沢川						土 002 Ⅱ43-0100
清富	〃	ﾋﾟﾘｶﾌﾗﾉ川	清富の沢川	0.5	17.0	1			土 003 Ⅱ43-0110
日新	〃	富良野川	日新二の沢川	0.5	13.0	1			土 004 Ⅰ43-0120
日の出	〃		日の出二の沢川						土 005 Ⅱ43-0130
旭野	〃		旭野の沢川						土 006 Ⅱ43-0140

土石流危険渓流（位置図は別途）

	危険区域の現況			予想される被害			備考【図番号】（箇所番号）
	地区名	場所	危険区域面積(Ha)	住家（戸）	公共施設（棟）	その他	
急傾斜地崩壊危険区域	清富	清富	0.1	1			急 001 Ⅰ-2195
	十勝岳	十勝岳温泉１					急 002 Ⅰ-2196
	十勝岳	十勝岳温泉２					急 003 Ⅰ-2197
	清富	清富３	0.1	0			急 004 Ⅱ-1557
	日新	日新１					急 005 Ⅱ-1558
	日新	日新２					急 006 Ⅱ-1559
	日新	日新３					急 007 Ⅱ-1560

旭川土木現業所富良野出張所管内土砂災害危険箇所図
（上富良野町・中富良野町）　4－1

図郭割　S＝1：800,000

位置図

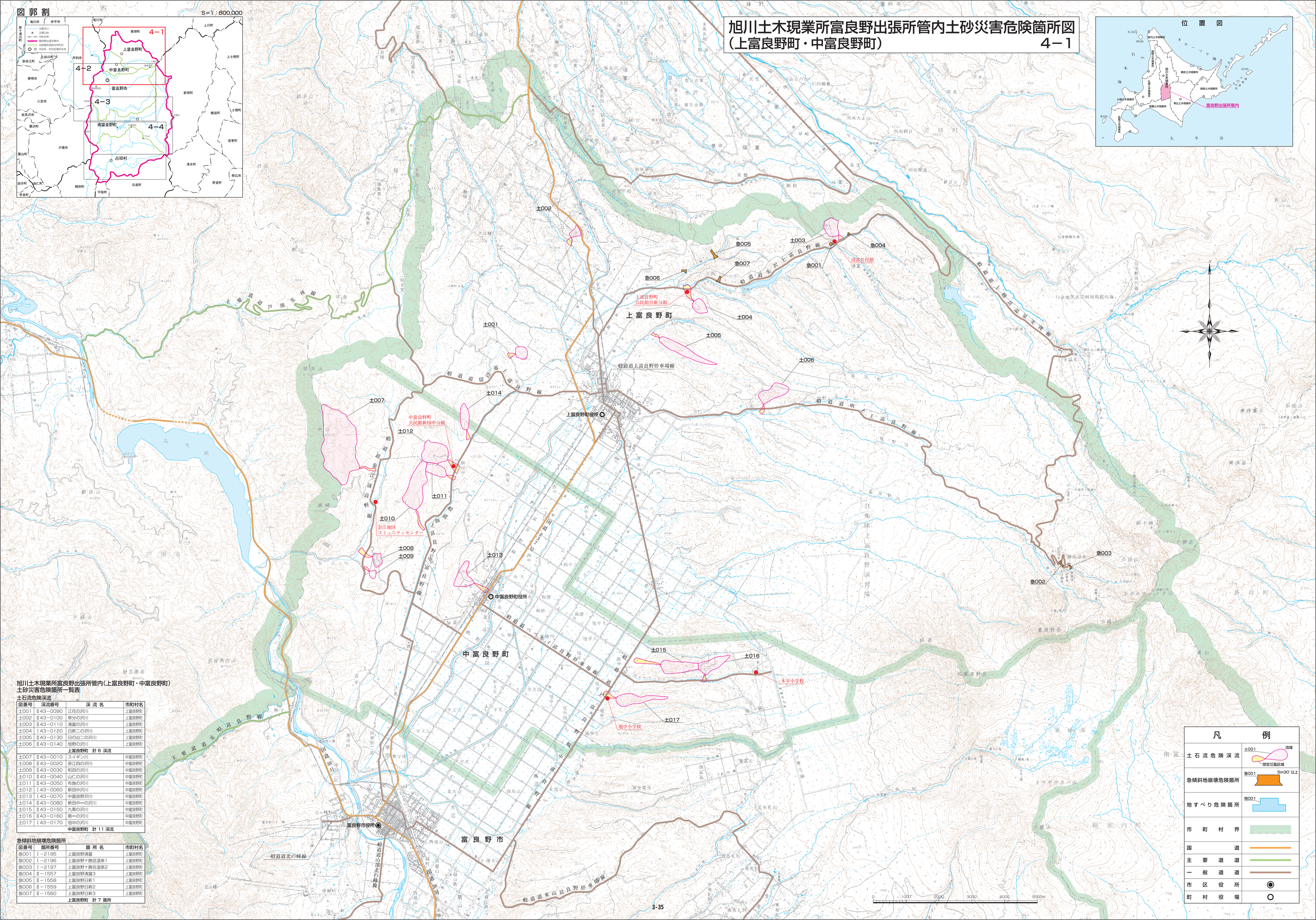

旭川土木現業所富良野出張所管内（上富良野町・中富良野町）
土砂災害危険箇所一覧表

土石流危険渓流

図番号	渓流番号	渓 流 名	市町村名
±001	Ⅱ43－0090	江花の沢川	上富良野町
±002	Ⅱ43－0100	草分の沢川	上富良野町
±003	Ⅱ43－0110	清富の沢川	上富良野町
±004	Ⅰ43－0120	日新二の沢川	上富良野町
±005	Ⅱ43－0130	日の出二の沢川	上富良野町
±006	Ⅱ43－0140	旭野の沢川	上富良野町
		上富良野町　計６渓流	
±007	Ⅱ43－0010	スイポン川	中富良野町
±008	Ⅱ43－0020	奈江四の沢川	中富良野町
±009	Ⅱ43－0030	和田の沢川	中富良野町
±010	Ⅱ43－0040	山仁の沢川	中富良野町
±011	Ⅱ43－0050	布施の沢川	中富良野町
±012	Ⅰ43－0060	新田中沢川	中富良野町
±013	Ⅰ43－0070	中富良野沢川	中富良野町
±014	Ⅱ43－0080	新田中一の沢川	中富良野町
±015	Ⅱ43－0150	九栗の沢川	中富良野町
±016	Ⅱ43－0160	第一の沢川	中富良野町
±017	Ⅰ43－0170	旭中の沢川	中富良野町
		中富良野町　計１１渓流	

急傾斜地崩壊危険箇所

図番号	箇所番号	箇 所 名	市町村名
急001	Ⅰ－2195	上富良野清富	上富良野町
急002	Ⅰ－2196	上富良野十勝岳温泉１	上富良野町
急003	Ⅰ－2197	上富良野十勝岳温泉２	上富良野町
急004	Ⅱ－1557	上富良野清富３	上富良野町
急005	Ⅱ－1558	上富良野日新１	上富良野町
急006	Ⅱ－1559	上富良野日新２	上富良野町
急007	Ⅱ－1560	上富良野日新３	上富良野町
		上富良野町　計７箇所	

凡例

- 土石流危険渓流（±001　流域　想定氾濫区域）
- 急傾斜地崩壊危険箇所（急001　5m30°以上）
- 地すべり危険箇所（地001）
- 市町村界
- 国道
- 主要道道
- 一般道道
- 市区役所
- 町村役場

0　1000　2000　3000　4000　5000m

3－9　土砂災害警戒区域及び特別警戒区域一覧及び位置図

土砂災害警戒区域及び特別警戒区域

現象名	地区	区域の名称	指定月日	警戒区域	特別警戒区域	備考
急傾斜地の崩壊	清富	清富	平成 24 年 04 月 20 日	○	○	
	清富	清富 3	平成 24 年 04 月 20 日	○	○	
	清富	清富の沢川	平成 24 年 04 月 20 日	○	－	
土石流	日新	日新二の沢川	平成 22 年 02 月 16 日	○	－	

http://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/others/displayDesignatedList.do?municipality=01460 で確認できます。

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書（その1）

表紙　概況、位置図

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
箇所番号	Ⅰ-4-52-2195
箇所名	上富良野清富
所在地	北海道空知郡上富良野町清富
調査機関	北海道上川総合振興局旭川建設管理部

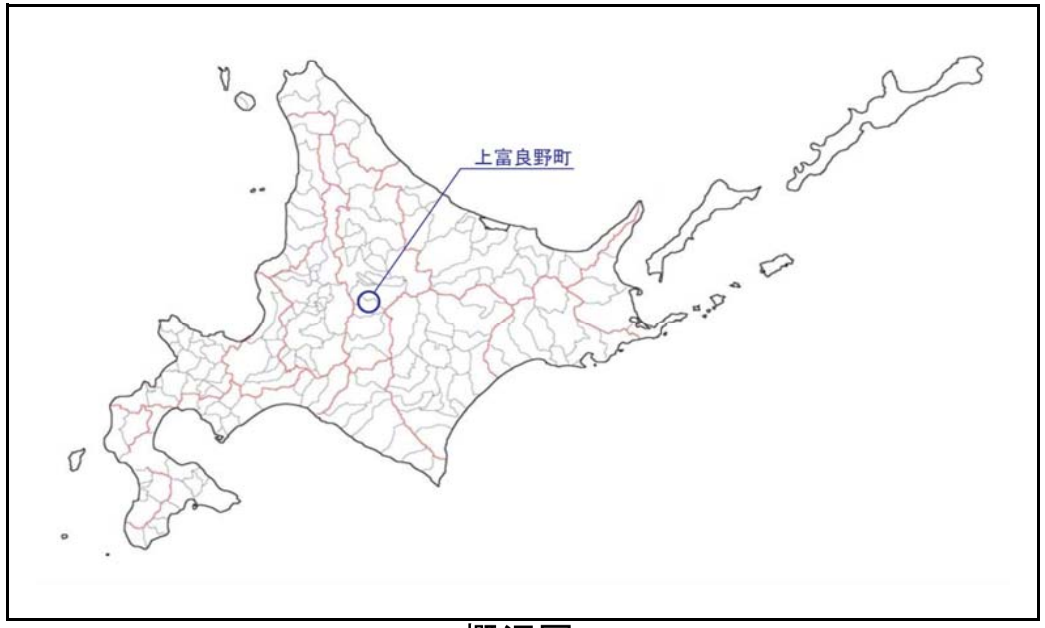

概況図

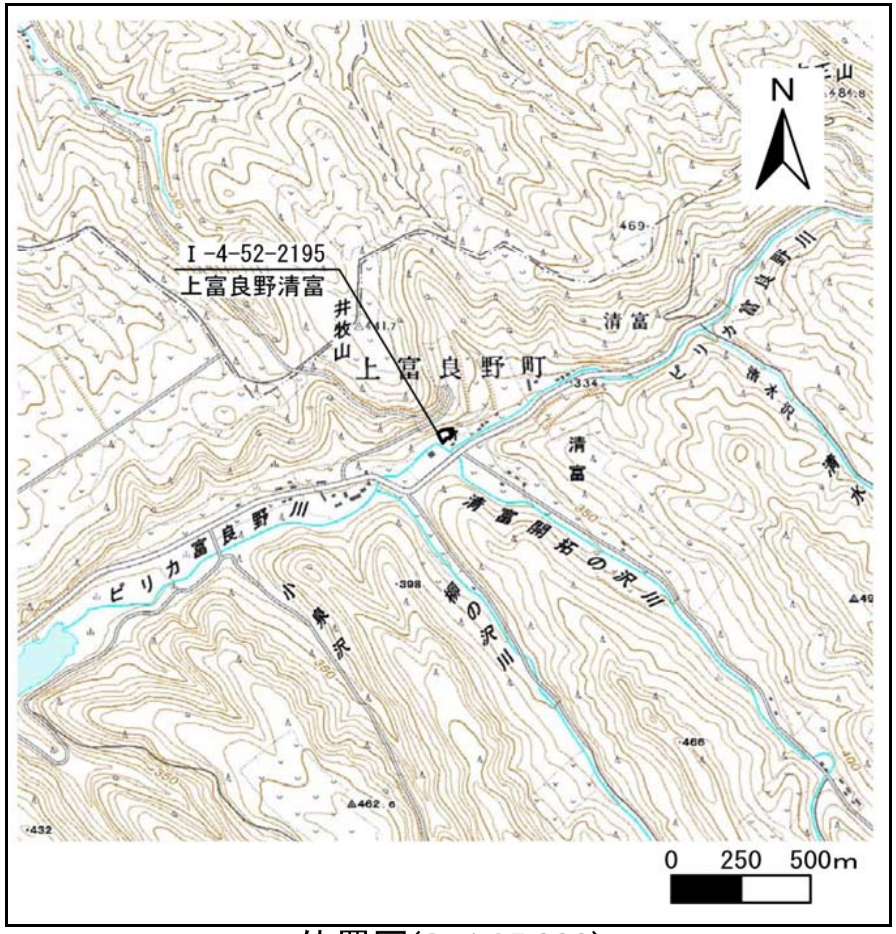

位置図(S=1:25,000)

位置図について…「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号　平23情複、 第225号）」
なお、第三者がさらに複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

北海道

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書（その2）

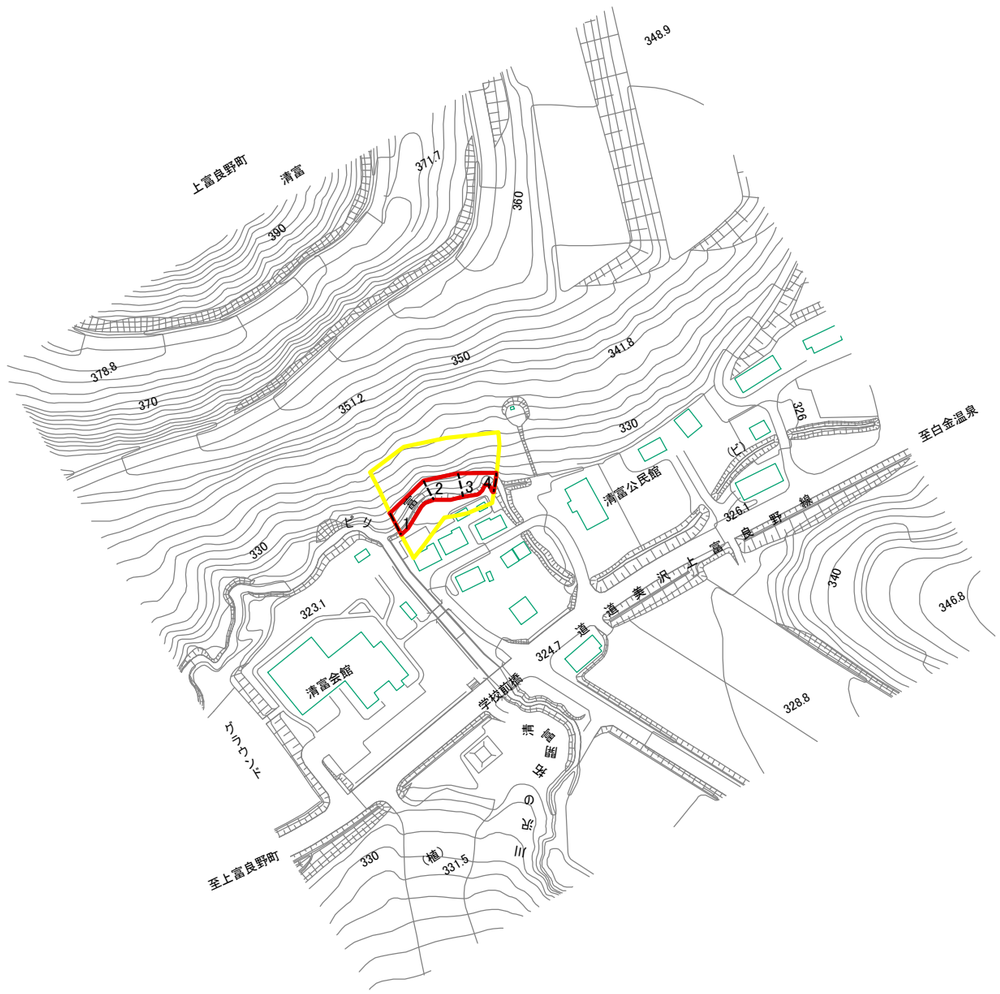

0 25 50 100 m

図中の数字は横断測線番号を示す

様式－2（急）
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
区域図（その1）

土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N	
土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	土石等の（移動）高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/mを超える区域		
	土石等の堆積の高さが3mを超える区域	縮尺	
	それ以外の区域	1:2,500	

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-4-52-2195
告示番号		箇所名	上富良野清富
告示年月日		所在地	北海道空知郡上富良野町清富

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書（その1）

表紙　概況、位置図

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
箇所番号	Ⅱ-4-41-1557
箇所名	上富良野清富3
所在地	北海道空知郡上富良野町清富
調査機関	北海道上川総合振興局旭川建設管理部

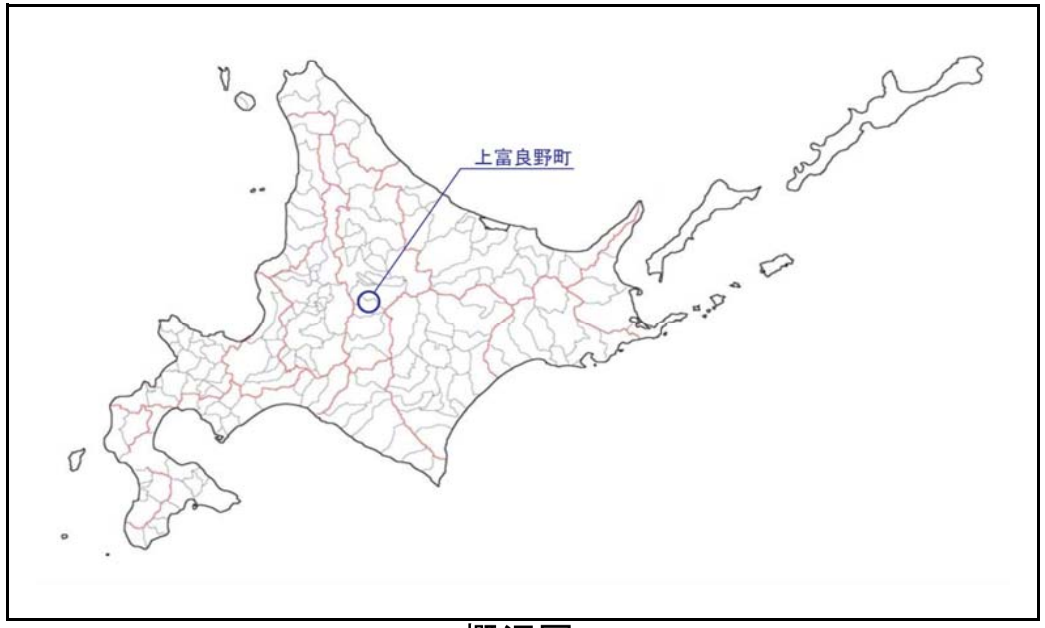

概況図

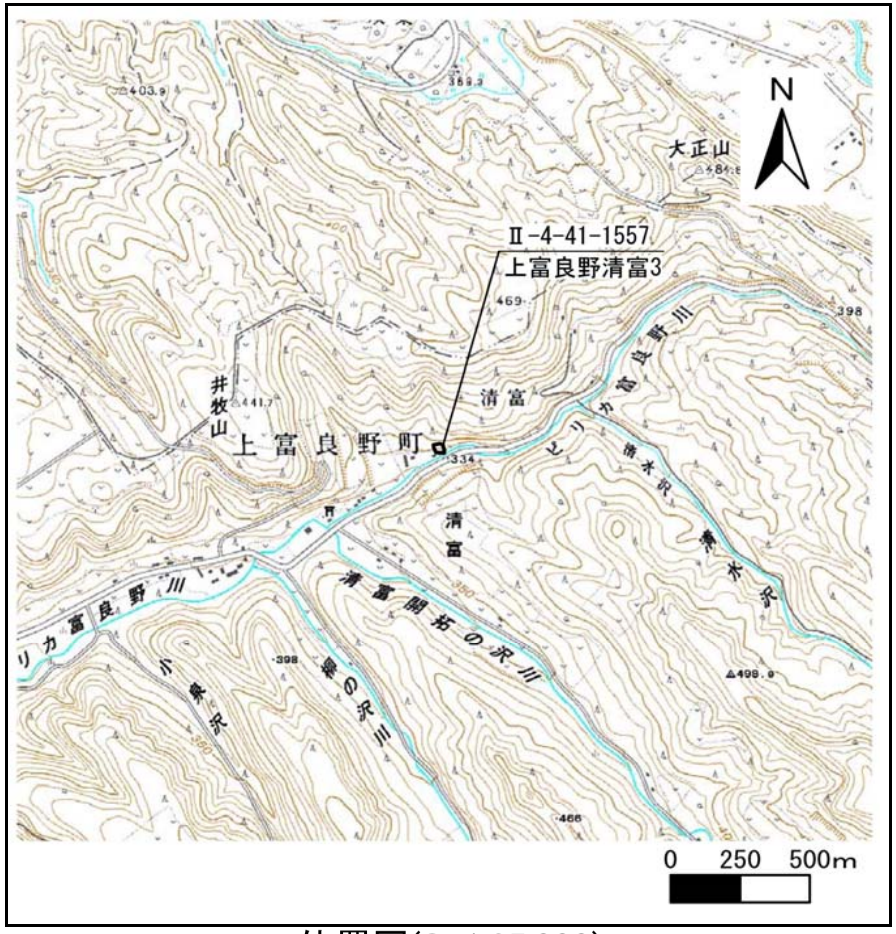

位置図(S=1:25,000)

位置図について…「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号　平23情複、 第225号）」
なお、第三者がさらに複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

北海道

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書（その2）

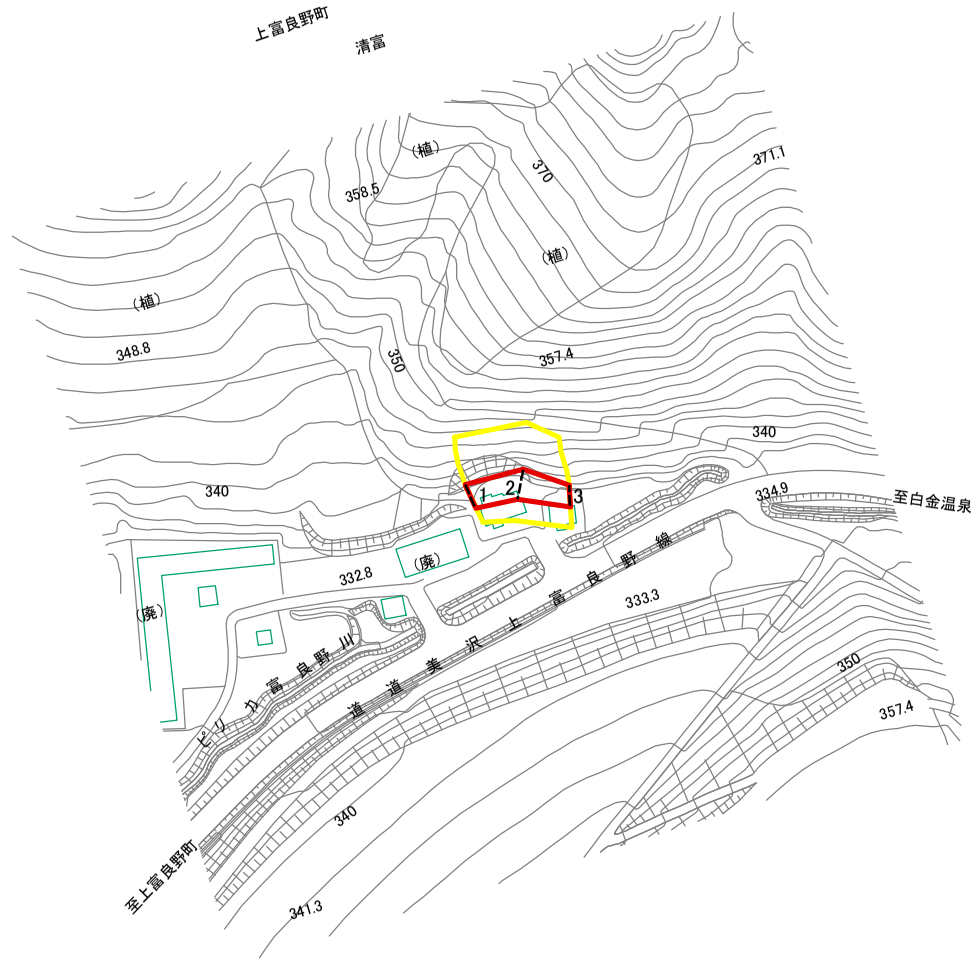

0 25 50 100 m

図中の数字は横断測線番号を示す

様式－2（急）
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
区域図（その1）

土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域			
土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	土石等の（移動）高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/mを超える区域		
	土石等の堆積の高さが3mを超える区域		
	それ以外の区域		

N

縮尺 1:2,500

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	Ⅱ-4-41-1557
告示番号		箇所名	上富良野清富3
告示年月日		所在地	北海道空知郡上富良野町清富

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書　（その１）

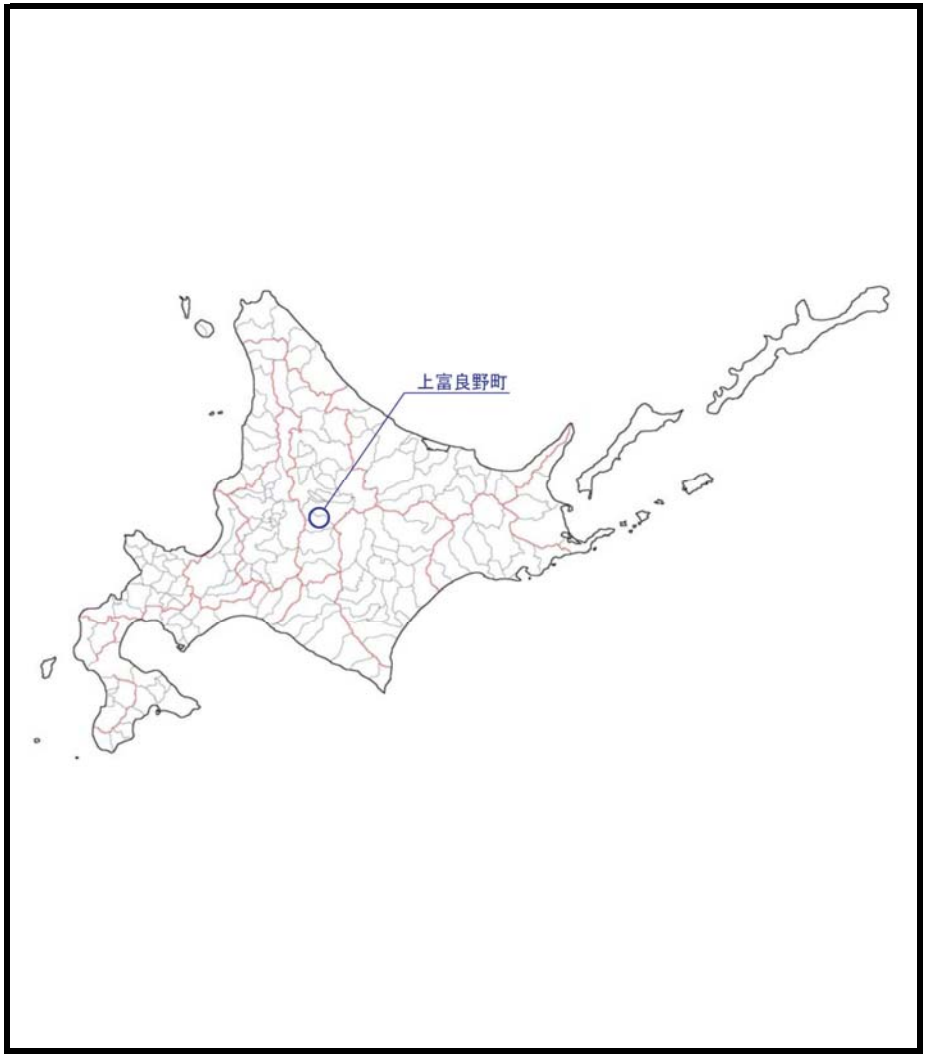

概況図

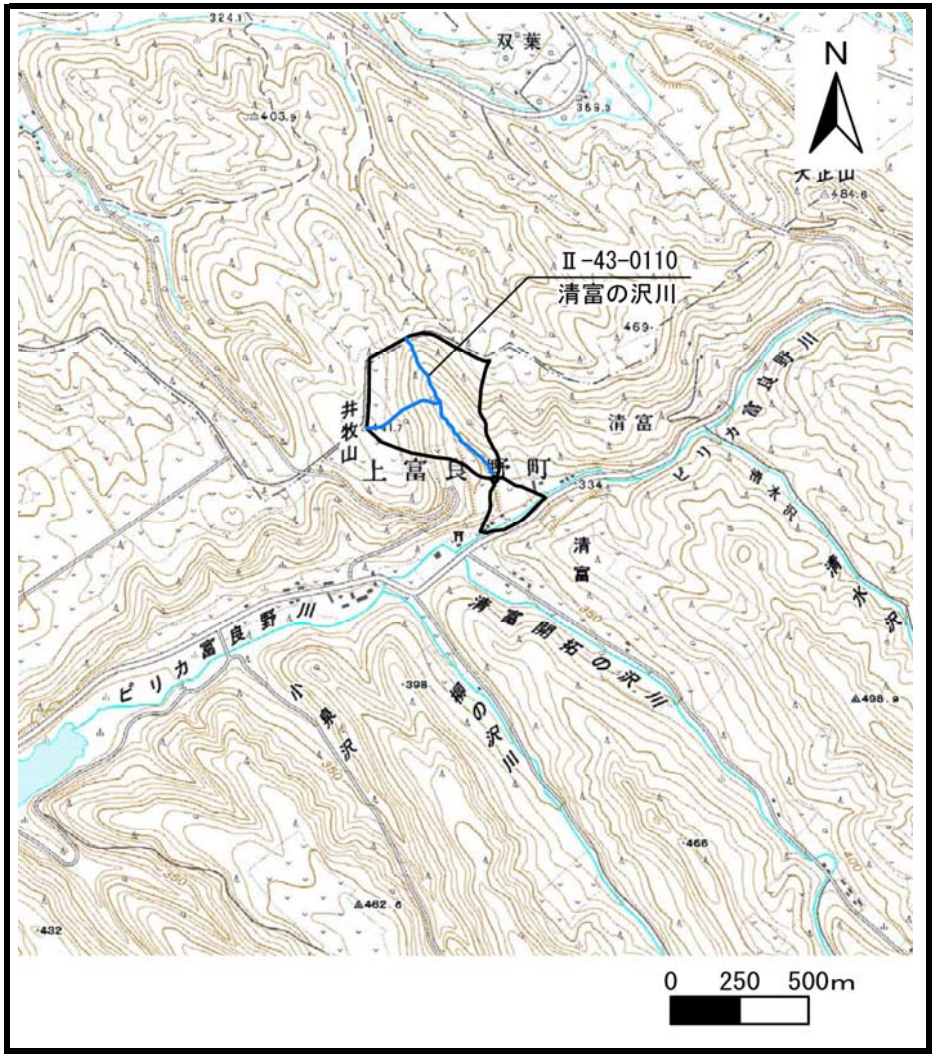

位置図(1/25,000)

様式－１（土） 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域　位置図	自然現象の種類	土石流
	渓流番号	Ⅱ-43-0110
	渓流名	清富の沢川
	所在地	北海道空知郡上富良野町清富

位置図について・・・「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号　平23情複、　第225号）」
なお、第三者がさらに複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書（その2）

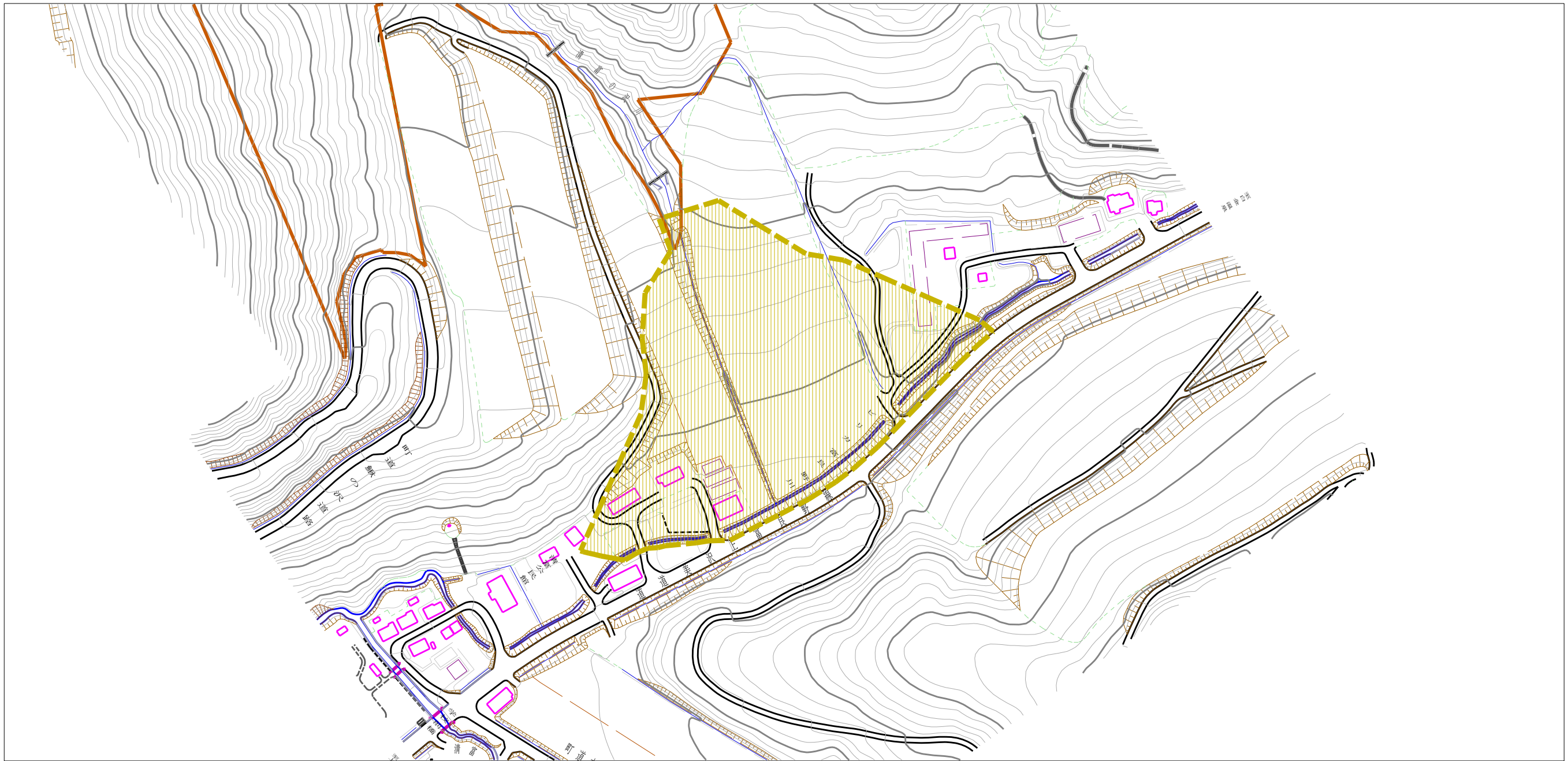

様式－2（土）

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域区域図

土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		
土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	土石流の高さが1m超える場合、土石等の移動による力が50kN/㎡を超える区域	
	土石流の高さが1m超える場合、土石等の移動による力が50kN/㎡以下の区域	
	それ以外の区域	

N

縮尺 1:2,500

自然現象の種類	土石流	渓流番号	Ⅱ-43-0110
告示番号		渓流名	清富の沢川
告示年月日		所在地	北海道空知郡上富良野町清富

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書　（その１）

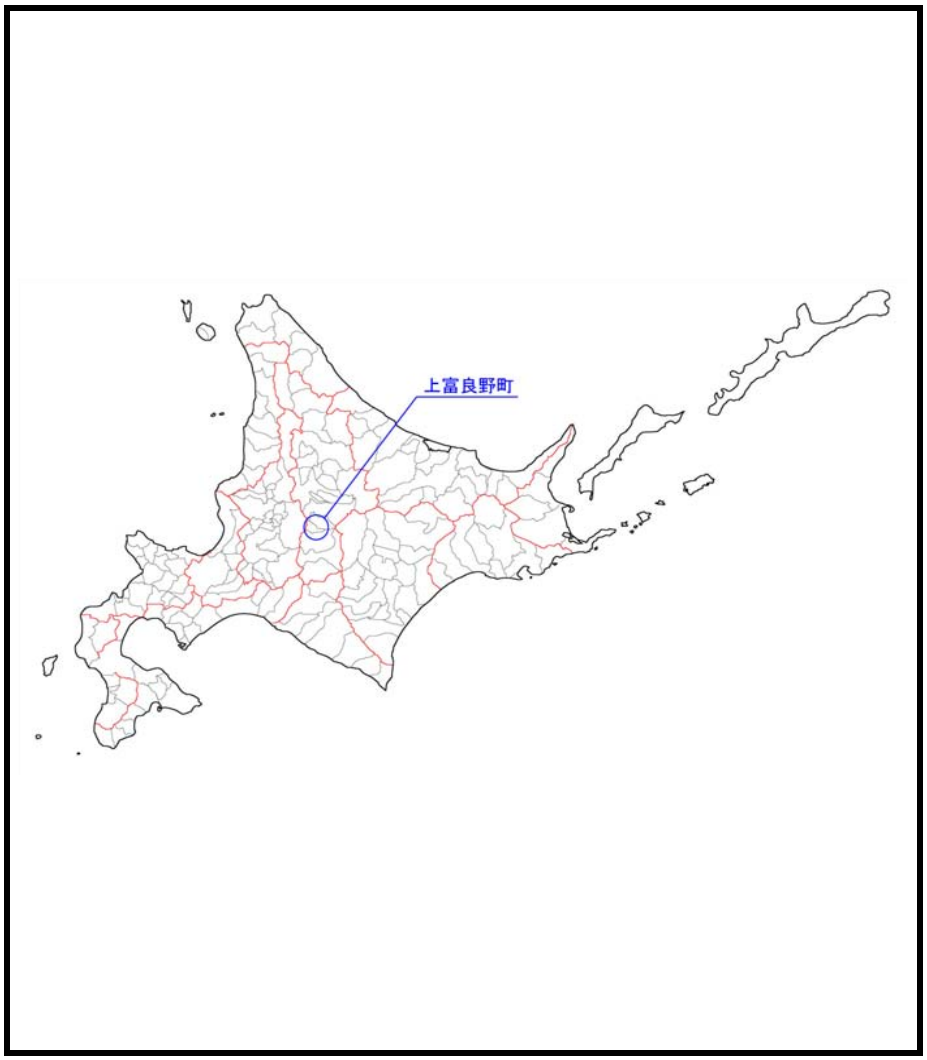

概況図

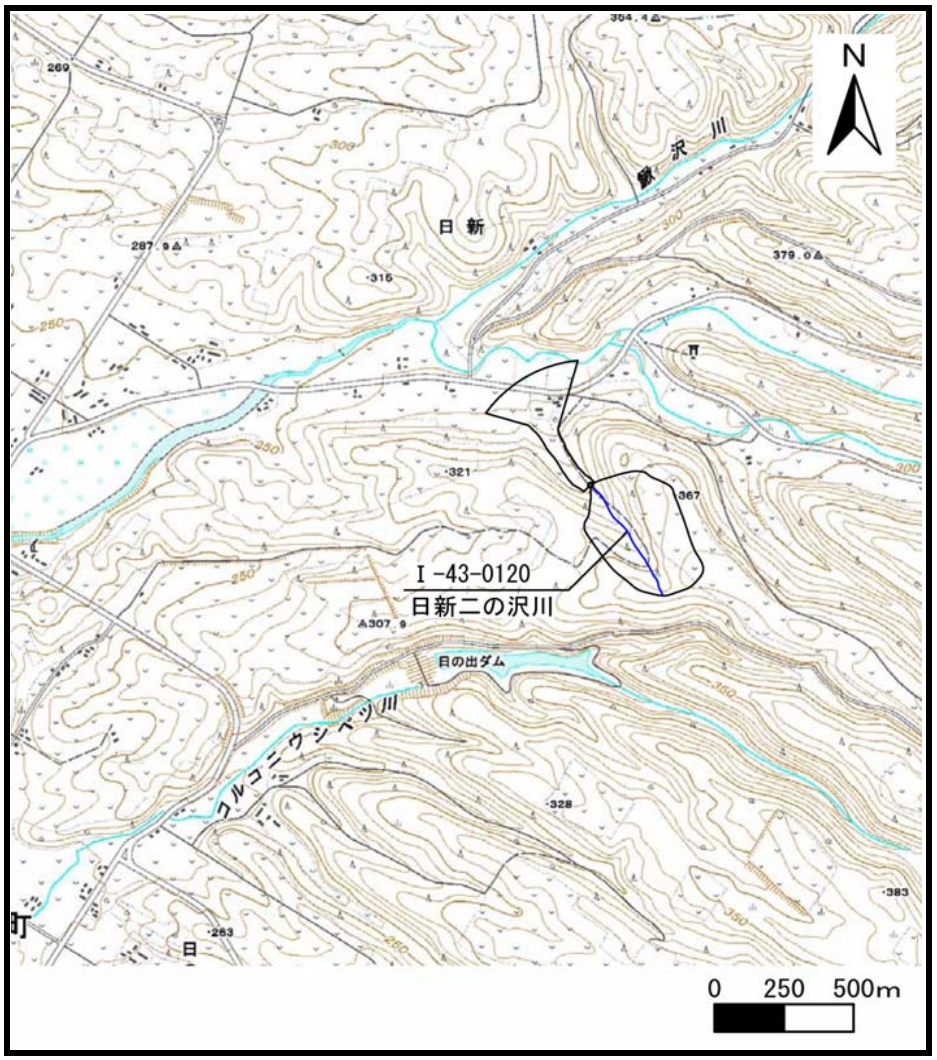

位置図(1/25,000)

様式－１（土） 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域　位置図	自然現象の種類	土石流
	渓流番号	Ｉ-43-0120
	渓流名	日新二の沢川
	所在地	北海道空知郡上富良野町日新

位置図について・・・「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図及び数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号　平20業複、弟873号）」
なお、第三者がさらに複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書（その2）

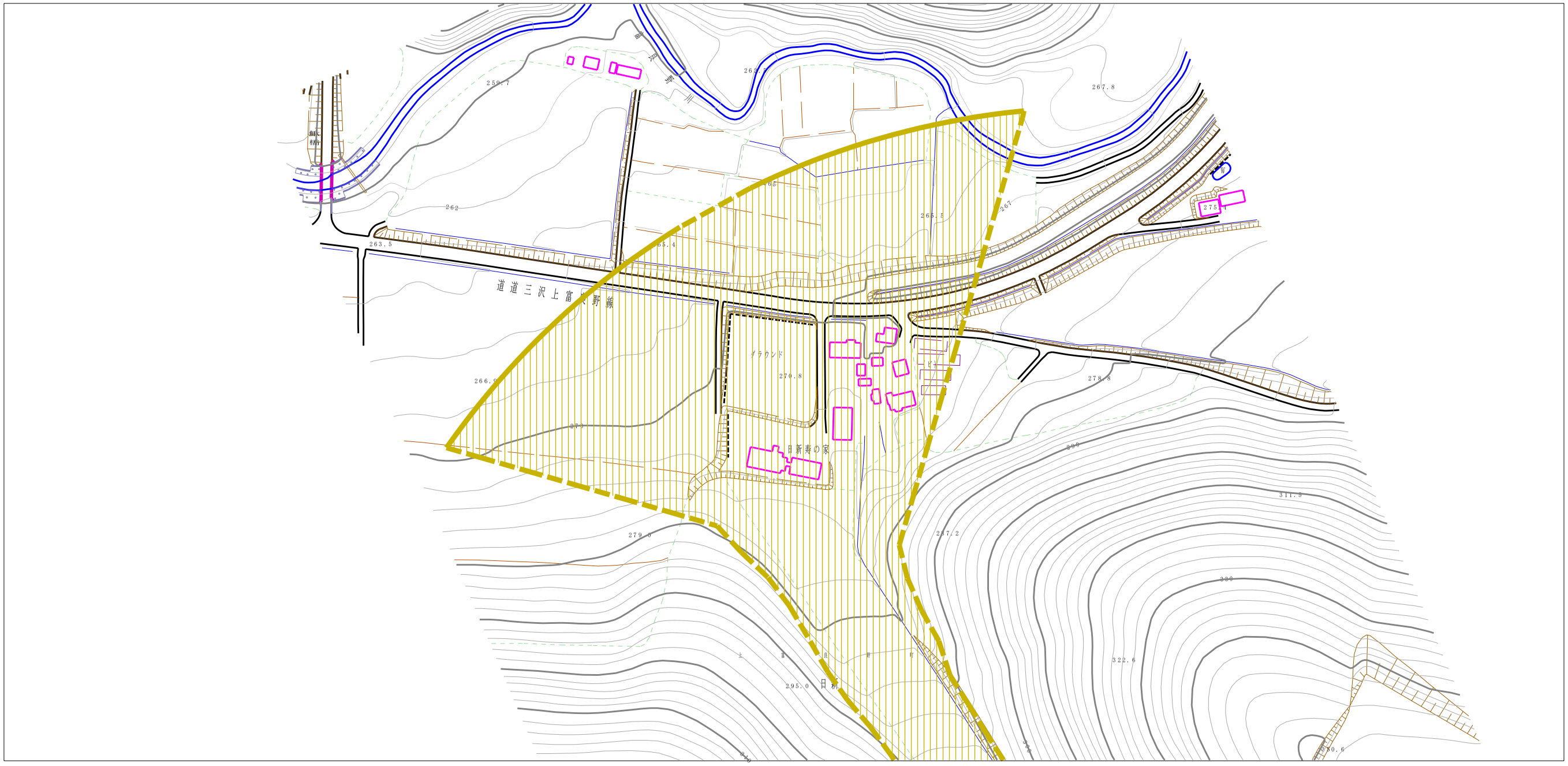

0　1　×100m

インデックス
インデックス内（2）

様式－2（土）

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
区域図

土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		
土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	土石流の高さが1m超える場合、土石等の移動による力が50kN/㎡を超える区域	
	土石流の高さが1m超える場合、土石等の移動による力が50kN/㎡を超えない区域	
	その他の区域	

N

縮尺
1:2,500

自然現象の種類	土石流	渓流番号	Ⅰ-43-0120
告示番号		渓流名	日新二の沢川
告示年月日		所在地	北海道空知郡上富良野町日新

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書（その2－1）

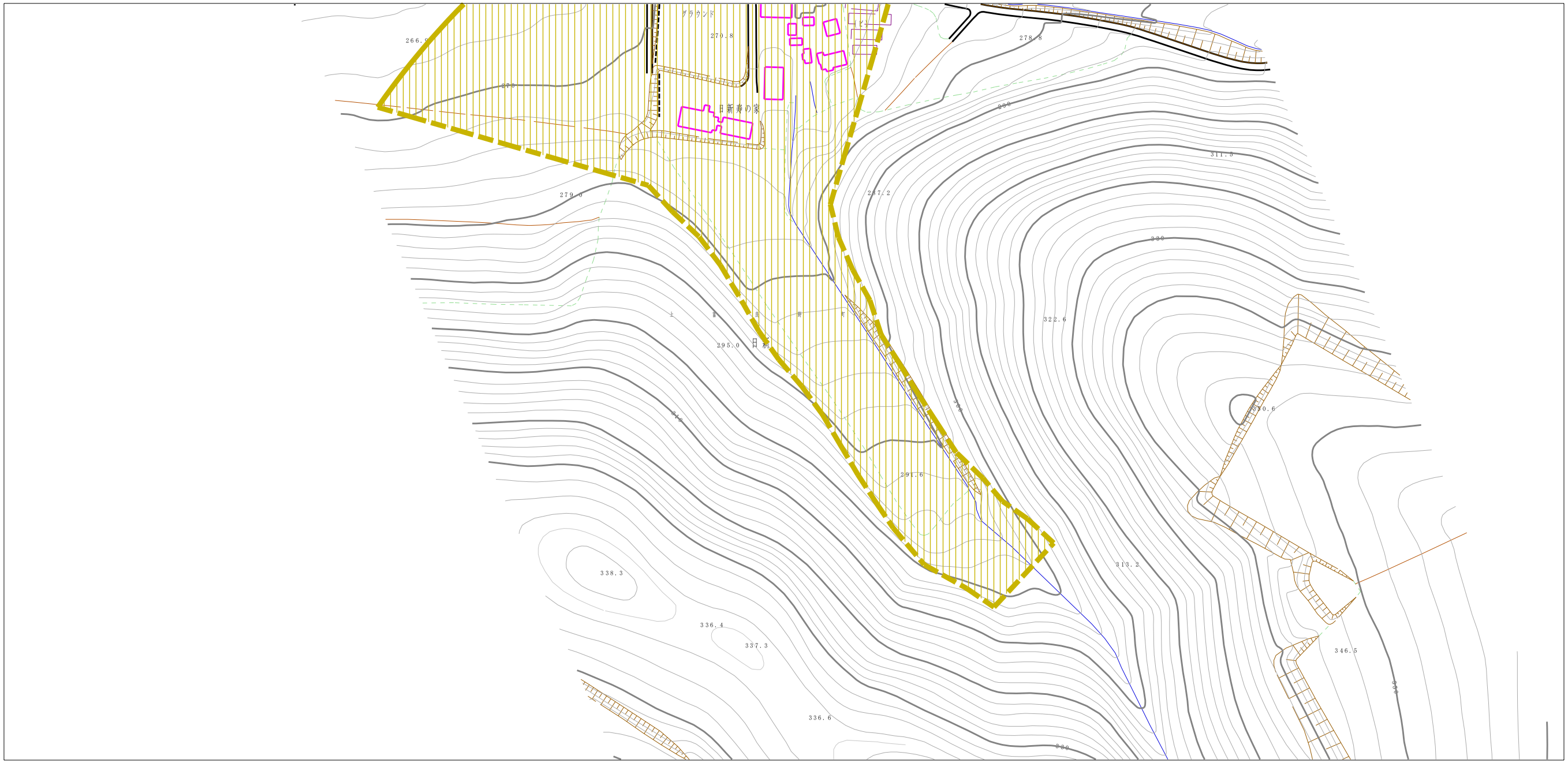

0　1　×100m

インデックス
インデックス内（1）

様式－2（土）

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域区域図

土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		
土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	土石流の高さが1m超える場合、土石等の移動による力が50kN/㎡を超える区域	
	土石流の高さが1m超える場合、土石等の移動による力が50kN/㎡を超えない区域	
	その他の区域	

N

縮尺 1:2,500

自然現象の種類	土石流	渓流番号	Ⅰ-43-0120
告示番号		渓流名	日新二の沢川
告示年月日		所在地	北海道空知郡上富良野町日新

中規模噴火の場合（最近約1000年間程度で最大の規模）

実際の火山噴火では、予想と全く同じになるとは限りません。想定より大きくなることも、小さくなることもあります。

上空の風向きが平常と異なると、この方角でも
灰の厚さが10cmに達することがあります

美瑛町
びえい
237
日新ダム
白金温泉
風向によって
降灰方向が変わる
かみふらの
上富良野町
望岳台
十勝岳保養センター
吹上露天の湯
62-II火口
上空の
卓越風
方向
吹上温泉
十勝岳
なかふらの
バーデンかみふらの
凌雲圏
カミホロ荘
噴石の到達範囲
十勝岳温泉
中富良野町
富良野市
0 2 4 6 8 10km

凡例

風下になった場合に、火山灰が10cm以上積もる可能性のある範囲

直径１m程度の岩塊が到達する可能性のある範囲

火砕流・火砕サージ予想到達範囲

火砕サージ到達範囲（オレンジ色部分）

火砕流本体到達範囲（赤い部分）

溶岩流予想到達範囲

融雪型火山泥流予想到達範囲

（積雪期に発生します）

※美瑛川沿いの融雪型火山泥流については、美瑛町発行（平成14年6月）の「防災緊急避難図」に掲載されている大正泥流の氾濫範囲を示しています。

緊急避難図

深山食堂
西4線北31号及川地先
西2線北31号一色地先(北)
西3線北30号広川地先
西5線北29号伊藤地先
西2線北31号一色地先(南)
新井牧場白井地先
細野農場菊地地先
清富公民館
日新ダム
草分防災センター
草分1会館
西1線北29号内田地先
西5線北27号加藤地先
237
西1線北29号加藤地先
基線北28号橋本地先
西3線北26号小原地先
上富良野西小学校
西3線北25号高橋地先
泉栄防災センター
日東会館
高田幼稚園
ふらの農協上富良野支所
セントラルプラザ
葬祭場
明憲寺
ラベンダーハイツ
上富良野小学校
上富良野公民館
上富良野中学校
上富良野町役場
西2線北21号北川地先
JR線
上富良野町
中富良野町

20～30分で到達
30～40分で到達
40～60分で到達
1～2時間で到達

20分以内で到達

泥流発生からの予想到達時間（でいりゅうはっせいからのよそうとうたつじかん）

泥流流下方向（でいりゅうりゅうかほうこう）

事前に避難場所を確認し記入しておきましょう。（じぜんにひなんばしょをかくにんしきにゅうしておきましょう。）

わが家の避難場所は（わがやのひなんばしょは）

火山噴火時の指定避難所（かざんふんかじのしていひなんじょ）
- 屋外（高台）（おくがい（たかだい））
- 屋内避難所（おくない）

ピンク色に塗った範囲は、中規模程度の噴火で起きる融雪型泥流の予想到達範囲です。（ピンクいろにぬったはんいは、ちゅうきぼていどのふんかでおきるゆうせつがたでいりゅうのよそうとうたつはんいです。）

黄色く塗った範囲にも、条件が少し変わると泥流が到達する可能性があります。（きいろくぬったはんいにも、じょうけんがすこしかわるとでいりゅうがとうたつするかのうせいがあります。）

キロメートル
0 1 2

上川管内（上富良野町）雪崩危険箇所一覧

雪崩危険箇所（位置図は別途）

箇所番号	箇所名	備考
Ⅰ-876	上富良野清富	
Ⅰ-2340	上富良野十勝岳温泉	

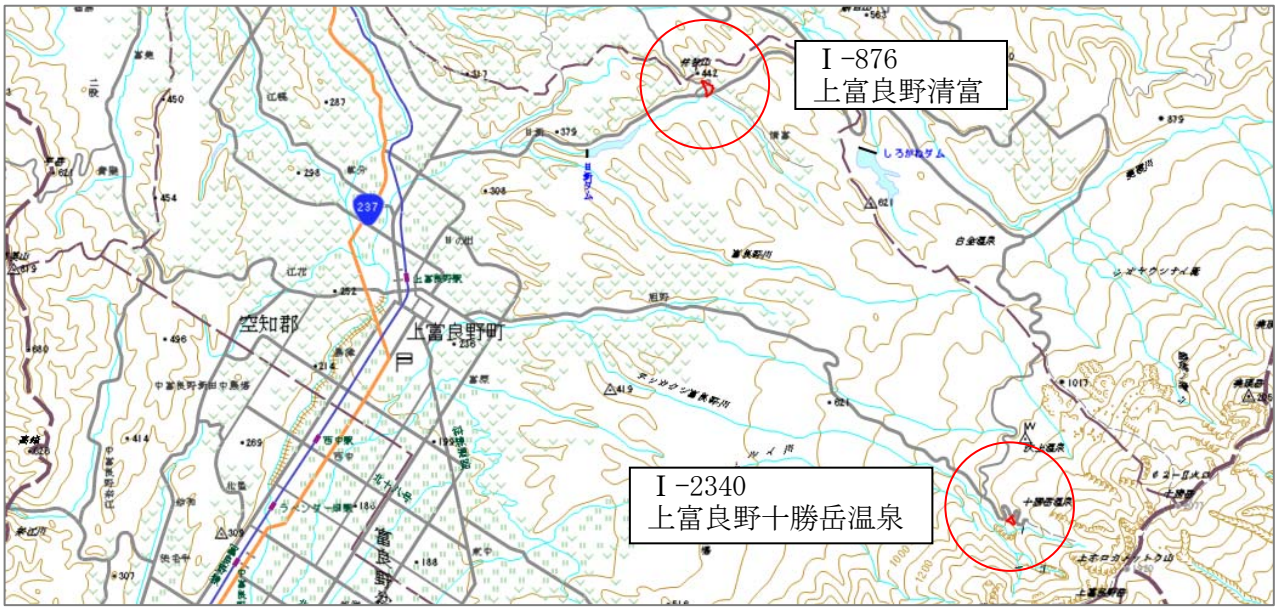

雪崩危険箇所位置図

■雪崩危険箇所①　Ⅰ-876　上富良野清富

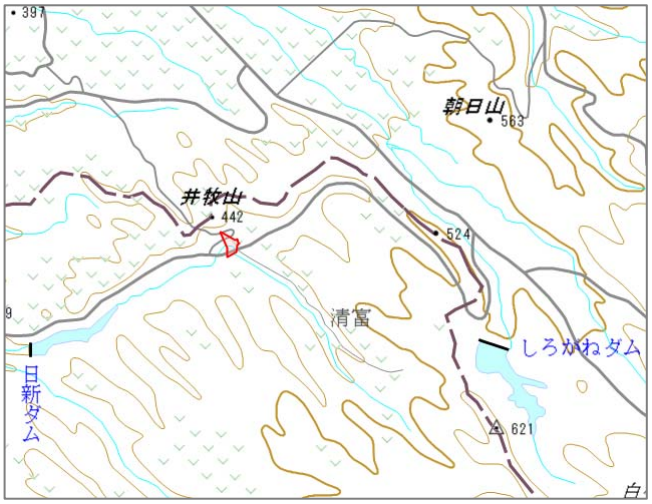

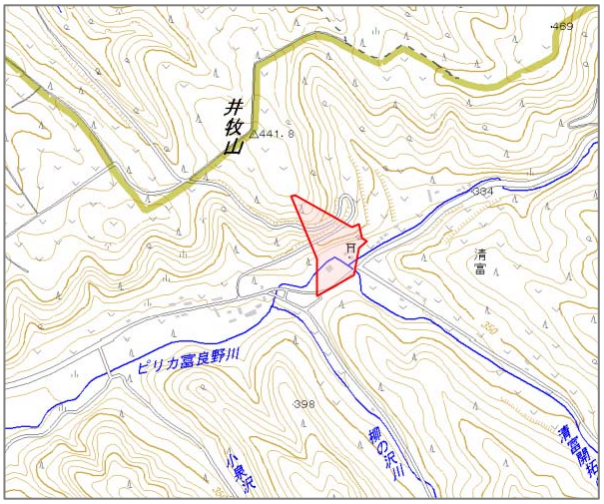

■雪崩危険箇所②　Ⅰ-2340　上富良野十勝岳温泉

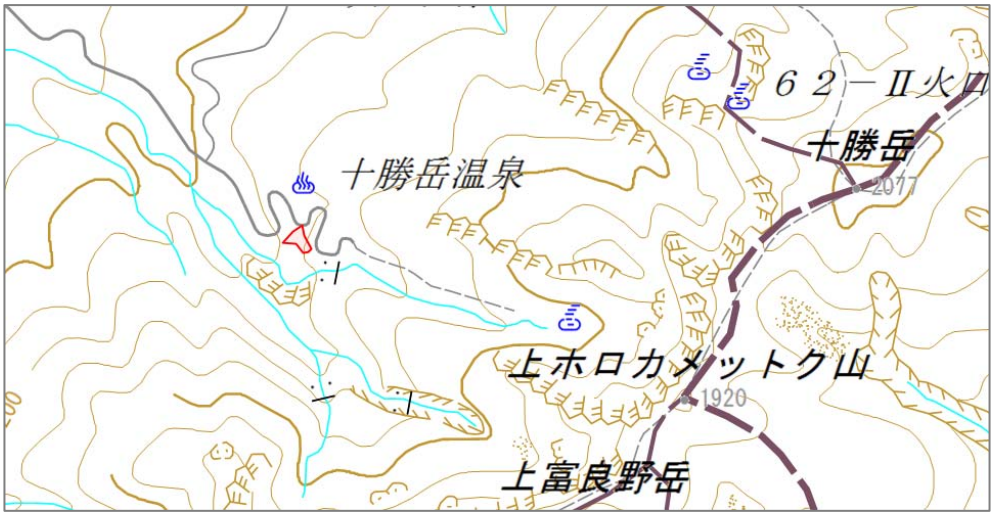

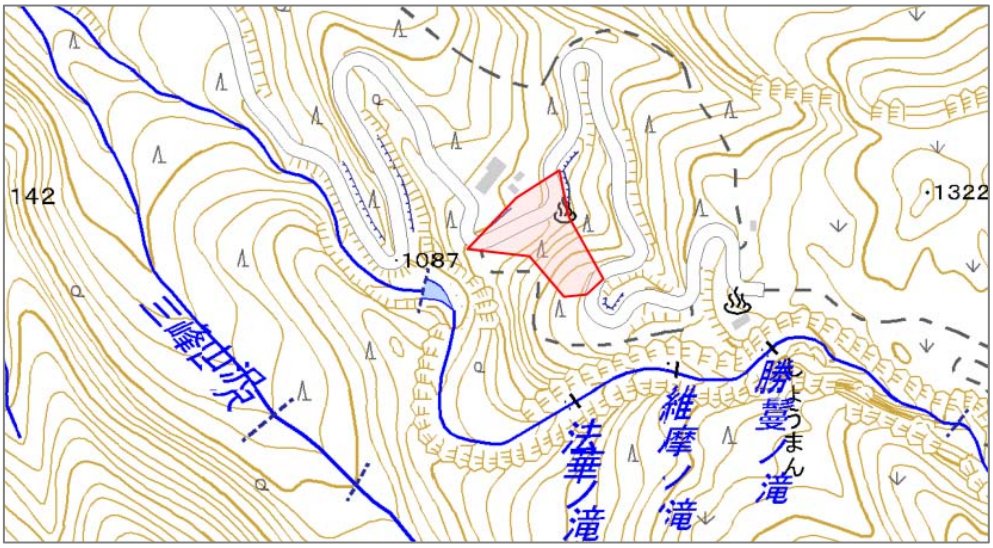

４　組織・体制

4－1　防災関係機関連絡先一覧

防　災　関　係　機　関　連　絡　先　一　覧　　平成26年3月31日現在

	機　　関　　名	部　　署	郵便番号	住　　所	電話番号	内線	FAX番号
壮瞥	北海道大学有珠火山観測所		052-0106	有珠郡壮瞥町立香142番地	0142-66-4011		0142-66-4012
札幌	独立行政法人　北海道立総合研究機構 地質研究所		060-0819	札幌市北区北19条西12丁目	011-747-2420		011-737-9071
	札幌管区気象台 気象防災部地震火山課	火山監視･情報センター	060-0002	札幌市中央区北2条西18丁目2	011-611-2421		011-611-6130
	北海道 危機対策局危機対策課	防災グループ	060-8588	札幌市中央区北3条西6丁目	011-231-4111		011-231-4314
	北海道大学　大学院理学研究院	地震火山研究観測センター	060-0810	札幌市北区北10条西8丁目	011-706-3591		011-716-2165
旭川	北海道警察旭川方面本部	警備課	078-8511	旭川市1条通25丁目487番地6	0166-35-0110	5762	0166-31-7023
	陸上自衛隊第２師団司令部	第３部防衛班	070-8630	旭川市春光町国有無番地	0166-51-6111	2700	0166-53-1414
	北海道開発局旭川開発建設部	防災対策官	078-8513	旭川市宮前通東4155番31 旭川合同庁舎	0166-32-0613		0166-32-0545
	北海道開発局旭川開発建設部	治水課	078-8329	旭川市宮前通東4155番31 旭川合同庁舎	0166-32-4247		0166-32-2927
	旭川地方気象台		078-8329	旭川市宮前通東4155番31 旭川合同庁舎	0166-32-7102		0166-32-6407
	北海道農政事務所 旭川地域センター		078-8506	旭川市宮前通東4155番31 旭川合同庁舎	0166-76-1277		0166-35-9480
	上川総合振興局旭川建設管理部	用地管理室	070-8613	旭川市永山6条19丁目　上川合同庁舎	0166-46-4957		0166-46-5373
	上川総合振興局	地域政策部地域政策課	070-8610	旭川市永山6条19丁目　上川合同庁舎	0166-46-5918		0166-46-5204
	㈱ＮＴＴ東日本-北海道　旭川支店	総括担当	070-8520	旭川市10条通10丁目　NTT10条ビル	0166-20-5410		0166-29-0417
	北海道旅客鉄道㈱旭川支社	企画グループ	070-0030	旭川市宮下通6丁目	0166-25-6003		0166-25-1168
	ＮＨＫ旭川放送局	放送センター	070-8680	旭川市6条通6丁目27	0166-24-8808		0166-23-1966
東川	環境省自然保護局　西北海道地区	東川自然保護官事務所	071-1423	上川郡東川町東町1-13-15	0166-82-2527		0166-82-5088
富良野	北海道警察旭川方面本部富良野警察署	警備係	076-0022	富良野市若葉町11番1号	0167-22-0110	461	0167-22-0110
	上川総合振興局旭川建設管理部富良野出張所	砂防係	076-0021	富良野市緑町8番1号	0167-23-2168		0167-23-3393
	北海道電力㈱富良野営業所		076-0023	富良野市栄町20番1号	0167-23-4131		0167-22-1025
	北海道開発局旭川開発建設部	富良野道路事務所	076-0006	富良野市西扇山1丁目	0167-23-3171		0167-23-5039
	上川総合振興局保健環境部富良野地域保健室	企画総務課	076-0011	富良野市末広町2番10号	0167-23-3161		0167-23-3163

	富良野医師会		076-0031	富良野市本町７番 10 号　商工会議所内	0167-22-2767		0167-23-1955
	北海道新聞社	富良野支局	076-0032	富良野市若松町 14 番１号	0167-23-2019		0167-23-2796
	富良野市	総務課	076-8555	富良野市弥生町１番１号	0167-39-2300		0167-23-2120
南富	上川南部森林管理署		079-2401	南富良野町字幾寅	0167-52-2772		0167-52-2319
中富	富良野土地改良区		071-0742	中富良野町基線北 10 号	0167-44-2131		0167-44-2736
	中富良野町	総務課	071-0795	中富良野町本町９番１号	0167-44-2122		0167-45-2127
美瑛	十勝岳火山砂防情報センター		071-0235	美瑛町白金	0166-94-3301		
	美瑛町役場	総務課総務係	071-0292	上川郡美瑛町本町４丁目６番１号	0166-92-4316		0166-92-4414
	北海道旅客鉄道㈱旭川支社	美瑛駅	070-0208	美瑛町本町１丁目	0166-92-1854		0166-92-1425
	陸上自衛隊上富良野駐屯地第４特科群	第３科	071-0562	上富良野町南町４丁目 948 番地	0167-45-3101	231	内線　239
	陸上自衛隊上富良野駐屯地第２戦車連隊	第３科	071-0562	上富良野町南町４丁目 948 番地	0167-45-3101	438	内線　437
	富良野広域連合消防本部	警防係	071-0561	上富良野町大町２丁目２番 46 号	0167-45-1119	402	0167-45-9983
	富良野広域連合上富良野消防署	消防係	071-0561	上富良野町大町２丁目２番 46 号	0167-45-2119	413	0167-45-9983
	上富良野町生活安全推進協議会	町民生活課生活環境班	071-0596	上富良野町大町２丁目２番 11 号	0167-45-6985		0167-45-5362
	北海道旭川方面富良野警察署	上富良野交番	071-0552	上富良野町宮町１丁目１番 33 号	0167-45-2039	手動切替	0167-45-2039
	上富良野町	総務課	071-0596	上富良野町大町２丁目２番 11 号	0167-45-6400		0167-45-5362
	吹上温泉保養センター「白銀荘」		071-0500	上富良野町国有林 上川南部森林管理署 425 林班・426 林班	0167-45-4126		0167-45-6634
	ふらの農業協同組合上富良野支所	総務課	071-0544	上富良野町栄町２丁目２番 45 号	0167-45-3131		0167-45-3733
	上富良野町商工会		071-0543	上富良野町中町１丁目１番８号	0167-45-2191		0167-45-9989
	(一社) かみふらの十勝岳観光協会		071-0543	上富良野町中町１丁目１番８号	0167-45-3150		0167-45-6301
	北海道旅客鉄道㈱旭川支社	上富良野駅	071-0543	上富良野町中町１丁目１番 28 号	0167-45-2051		0167-45-5097
	上川南部森林管理署	上富良野森林事務所	071-0563	上富良野町緑町１丁目８番３号	0167-45-2004		0167-45-2004
	上富良野郵便局		071-0561	上富良野町大町１丁目１番２号	0167-45-2614		0167-45-2296

上富良野町災害対策本部の組織

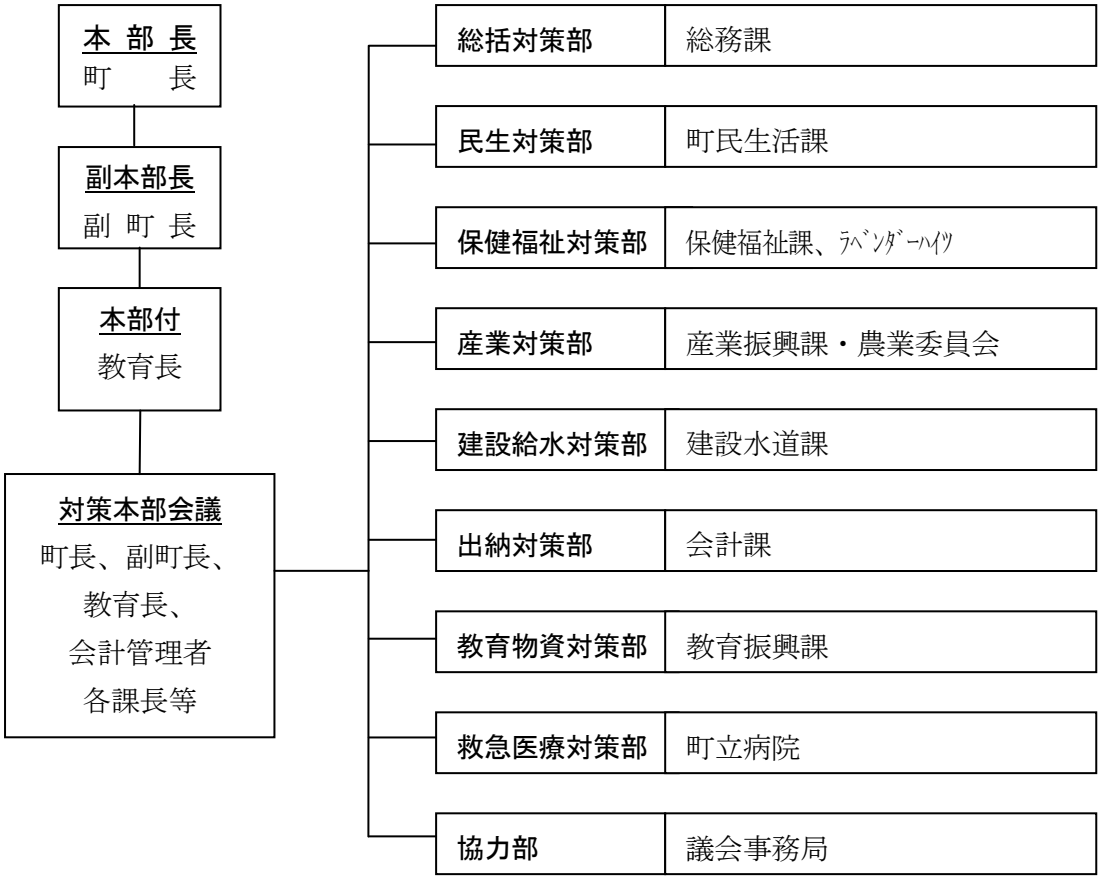

4−3　上富良野町災害対策本部事務分掌

上富良野町災害対策本部事務分掌

部	所管課・班	初動期事務分掌	応急期事務分掌	復旧期事務分掌
総括対策部	総務課 総務班 企画財政班 基地調整室	1災害情報及び被害状況の総括 2応急災害対策の総括 3所管施設の被害調査の要請 4避難勧告及び避難指示の発令 5自衛隊の災害派遣要請 6消防の出動要請 7庁舎の応急措置 8車輌の確保及び配車計画	1気象の予警報及び情報の受理及び伝達に関すること 2災害情報の収集・整理に関すること 3災害対策本部の非常配備体制に関すること 4災害対策本部の庶務及び各部との連絡調整に関すること 5防災会議及び防災関係機関との連絡調整に関すること 6国及び道に対する要請及び報告に関すること 7災害に係る他自治体との連絡調整に関すること 8自衛隊の災害派遣要請に関すること 9災害時における職員の動員に関すること 10 災害に係る派遣職員の給与等の決定及び支給に関すること 11 災害に係る職員の公務災害補償に関すること 12 災害対策業務従事職員への物資供給に関すること 13 災害物資の購入及び調達に関すること 14 庁舎の応急措置及び復旧対策に関すること 15 町有財産の緊急使用に関すること 16 被災地への応急物資及び本部職員の輸送に関すること 17 町情報システムの被害調査及び応急対策に関すること 18 災害時の車両確保及び配車に関すること 19 緊急通行車輌に関すること 20 災害に係る財政に関すること 21 災害に係る中央関係機関との連絡調整に関すること 22 災害見舞者及び視察者の応対に関すること 23 他自治体等の応援隊受入れに関すること 24 報道機関との連絡調整に関すること 25 その他各課に属さないこと ※部内の総括及び連絡調整に関すること	1災害日誌及び災害記録 2災害対策本部の廃止 3その他同左のとおり
民生対策部	町民生活課 総合窓口班 生活環境班 自治推進班 税務班	1所管施設の被害調査 2避難所の開設 3住民の避難誘導 4ペット対策 5災害情報の広報(町民) 6住宅の応急対策	1避難所の開設及び管理に関すること 2避難者の誘導に関すること 3避難者の交通安全対策に関すること 4被災地のし尿収集・処理に関すること 5被災地の汚物、塵芥、灰じん等の処理計画に関すること 6被災地の汚物、塵芥、灰じん等の処理用地確保に関すること 7災害に伴う火葬の許可及び火葬場の使用許可に関すること 8火葬場の確保に関すること 9被災者の相談に関すること 10 被災証明に関すること 11 ペット対策に関すること 12 被災地の消毒に関すること 13 放浪動物に関すること 14 町民広報に関すること 15 住民組織との連絡調整に関すること 16 町営住宅の被害調査及び応急対策に関すること 17 応急仮設住宅の管理に関すること 18 被災世帯、被災人員、被災家屋等の被害状況の調査に関すること 19 一時帰宅者の車輌の取扱に関すること 20 罹災証明に関すること 21 町税の納税猶予に関すること 22 町民税の減免に関すること 23 固定資産税減免に関すること 24 償却資産に係る固定資産税の減免に関すること ※部内の総括及び連絡調整に関すること	1し尿の収集処理 2災害廃棄物の処理 3町営、民間住宅の確保 4応急仮設住宅の管理に関すること 5被災住民に対する町税の減免、猶予 6その他同左のとおり

部	所管課･班	初動期事務分掌	応急期事務分掌	復旧期事務分掌
保健福祉対策部	保健福祉課 健康推進班 福祉対策班 子育て支援班 高齢者支援班 ラベンダーハイツ	1所管施設の被害調査 2避難行動要支援者の安全確保 3被災者の救出 4行方不明者の捜索 5町内保育所（園）幼児の安全確認 6老人ホームの応急対策	1要配慮者の保護に関すること 2災害ボランティアに関すること 3日赤救助活動との連絡調整に関すること 4被災者の保健予防に関すること 5被災者の保健指導に関すること 6被災者の衛生指導に関すること 7被災者の心のケアに関すること 8死体の捜索、収容、埋葬に関すること 9被災地の防疫に関すること 10応急保育に関すること 11老人ホームの応急対策 12避難所の開設及び管理の応援協力に関すること ※部内の総括及び連絡調整に関すること	1災害弔慰金の支給 2災害援護資金の貸付 3要配慮者の対策 4巡回医療 4 5精神のケア対策 6災害救助法に関すること 7応急仮設住宅の入居に関すること 8その他同左のとおり
産業対策部	産業振興課 商工観光班 農業振興班 農業委員会	1所管施設の被害調査 2商工･観光関係施設の被害調査 3農業等施設の被害調査 4家畜の避難対策 5避難所の開設の支援 6住民の避難誘導の支援	1商業の被害調査に関すること 2工業の被害調査に関すること 3観光施設の被害調査及び応急対策に関すること 4危険区域の巡視に関すること 5農作物の被害調査及び応急対策に関すること 6農地及び農業用施設の被災調査及び応急対策に関すること 7農作物の防疫に関すること 8被災農家の相談に関すること 9農地及び農業用施設の災害復旧工事に関すること 10食料物資の応援協力に関すること 11家畜、畜舎の被害調査及び応急対策に関すること 12家畜飼料の確保に関すること 13家畜の防疫に関すること 14林野等の被害調査及び応急対策に関すること 15林野の火災予防に関すること 16林野の病害虫異常発生の防疫に関すること ※部内の総括及び連絡調整に関すること	1商工業者等への融資利子補給 2農業用施設の復旧作業 3救農土木事業 4林野の病害虫の防疫 5その他同左のとおり
建設給水対策部	建設水道課 建設班 上下水道班	1所管施設の被害調査 2道路、橋梁の応急措置 3緊急輸送路の確保 4緊急除雪 5緊急輸送の実施 6河川の被害調査及び応急対策 7飲料水の緊急給水	1各災害状況の調査に関すること 2危険区域の巡視に関すること 3交通規制等の措置に関すること 4道路障害物の除去に関すること 5街路樹の被害調査及び応急対策に関すること 6道路関係の災害復旧工事に関すること 7河川･排水路等の被害調査、応急対策、復旧工事に関すること 8緊急除雪に関すること 9河川水位に関すること 10建築物の被害調査、応急危険度判定及び応急対策に関すること 11応急仮設住宅設置に関すること 12公共施設の応急処理に関すること 13公園、緑地の被害調査及び応急対策に関すること 14応急資材の調達及び配分に関すること 15災害救助法適用時における住宅の応急修理に関すること 16被災水道施設の調査及び応急修理に関すること 17水道施設の警戒配備に関すること 18飲料水の非常給水及び広報活動に関すること 19水質の保全と検査に関すること 20排水調整に関すること 21下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること 22下水道施設の警戒配備に関すること 23下水道施設の災害復旧に関すること	1災害地の復旧土木工事 2住宅の応急修理 3家屋の解体、撤去 4給水の拡大 5施設の復旧対策 6その他同左のとおり

部	所管課・班	初動期事務分掌	応急期事務分掌	復旧期事務分掌
出納対策部	会計課	1『民生対策部を支援』 2避難所の開設を支援 3住民の避難誘導を支援	1災害関係経費の出納に関すること 2義援金に関すること ※部内の総括及び連絡調整に関すること	1災害対策経費の会計処理 2義援金の配分 3その他同左のとおり
教育物資対策部	教育振興課 学校教育班 社会教育班	1所管施設の被害調査 2児童・生徒の安全確保 3避難所（所管施設）の開設を支援	1施設の被害調査及び応急対策に関すること 2施設の応急利用に関すること 3各学校及び教育関係機関との連絡調整に関すること 4教職員の動員に関すること 5児童生徒の保護計画及び実施に関すること 6応急教育施設の確保に関すること 7災害時における学校運営、学習指導及び児童生徒の指導に関すること 8被災児童生徒に対する学用品の給付に関すること 9被災児童生徒及び学校施設の衛生管理に関すること 10 給食設備、給食用物資の被害調査及び応急対策に関すること 11 災害時における学校給食の対策に関すること 12 避難所（所管施設）の開設及び管理の応援協力に関すること 13 救援物資の受け入れ・管理に関すること 14 生活必需品等の調達・供給に関すること ※部内の総括及び連絡調整に関すること	1施設の復旧対策 2その他同左のとおり

部	所管課･班	初動期事務分掌	応急期事務分掌	復旧期事務分掌
救急医療対策部	町立病院	1所管施設の被害調査 2救護所の設置 3医療救護班の編成 4医療救護の実施 5医薬品、医療用資機材の確保	1被災者の応急医療救護、収容、介助及び看護に関すること 2救護所の設置及び管理に関すること 3医療等の委託に関すること 4医療、助産の薬品等の調達に関すること 5感染症患者及び精神病患者の収容及び医療措置に関すること 6助産及び被災者の救護に関すること 7入院患者及び通院患者の避難誘導に関すること 8救急医療に関すること ※部内の総括及び連絡調整に関すること	1巡回医療 2精神のケア対策 3その他同左のとおり
協力部	議会事務局	1『民生対策部を支援』 2避難所の開設を支援 3住民の避難誘導を支援	1議長、副議長及び各議員への連絡調整に関すること 2緊急応援に関すること ※部内の総括及び連絡調整に関すること	その他同左のとおり

４－４　十勝岳における火山観測・監視体制

○ 震動観測

観測点名	設置機関
硫黄沢	気象庁
避難小屋東	気象庁
望岳台	気象庁
美瑛	気象庁
翁温泉	気象庁
摺鉢火口	気象庁
グラウンド火口西	気象庁
上ホロ避難小屋	気象庁
南富良野	気象庁
坑道	北海道大学
吹上温泉	北海道大学
十勝岳温泉	北海道大学
十勝吹上	北海道
十勝安政	北海道
美瑛東	防災科学技術研究所
中富良野	防災科学技術研究所
新得北	防災科学技術研究所

○ 地殻変動観測（GNSS）

観測点名	設置機関
湯の滝	気象庁
望岳台	気象庁
美瑛	気象庁
翁温泉	気象庁
上ホロ避難小屋	気象庁
磯部跡	北海道立総合研究機構地質研究所
前十勝	北海道立総合研究機構地質研究所
美瑛	国土地理院
富良野	国土地理院
新得	国土地理院
上富良野	国土地理院

○ 地殻変動観測（傾斜計）

観測点名	設置機関
望岳台	気象庁
翁温泉	気象庁
坑道	北海道大学

○ 空振観測

観測点名	設置機関
避難小屋	気象庁
白金温泉	気象庁
望岳台	気象庁
翁温泉	気象庁
吹上温泉	北海道大学
十勝安政	北海道
十勝吹上	北海道

○ 遠望観測

観測点名	設置機関
白金模範牧場	気象庁
望岳台	北海道開発局
センターサイド	北海道開発局
模範牧場横	北海道開発局
吹上温泉	北海道
安政火口	北海道
避難小屋	北海道開発局

山頂付近の観測点配置図（平成 26 年３月現在：日本活火山総覧第４版から引用）

※ 同一地点に複数の計器を設置している場合には、観測点の位置を●で示し、その周囲に設置している観測点の種類を示している。

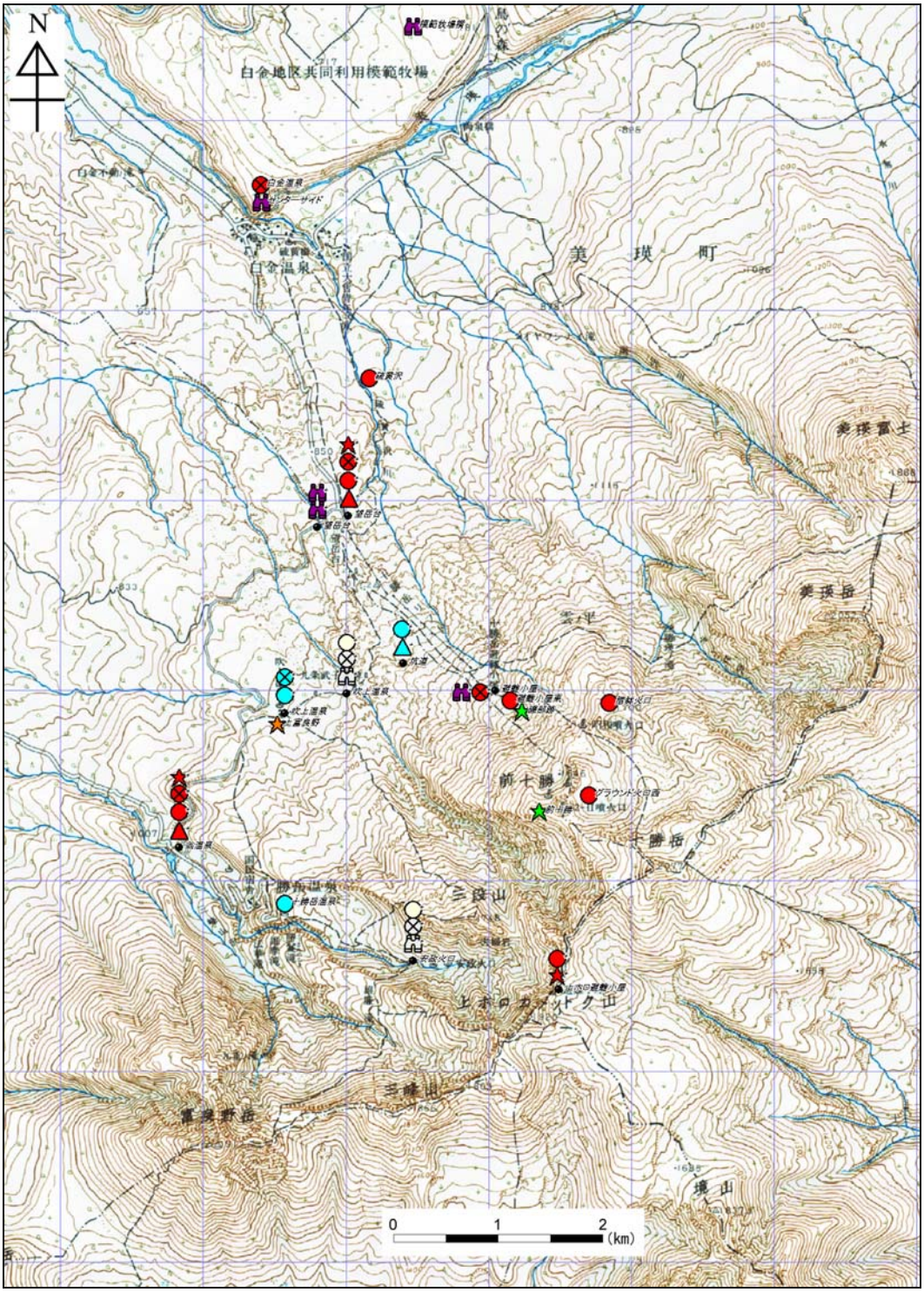

国土地理院発行の５万分の１地形図(十勝岳)

凡　　例

（気象庁）
- 地震計（短周期）
- GNSS
- 傾斜計
- 空振計
- 遠望カメラ

（国土地理院）
- GNSS

（北海道大学）
- 地震計（短周期）
- 傾斜計
- 空振計

（北海道開発局）
- 遠望カメラ

（北海道）
- 地震計（短周期）
- 空振計
- 遠望カメラ

（北海道立総合研究機構地質研究所）
- GNSS

４－５　消防署組織図及び消防団組織図

富良野広域連合消防組織図　　平成２６年１月１日現在

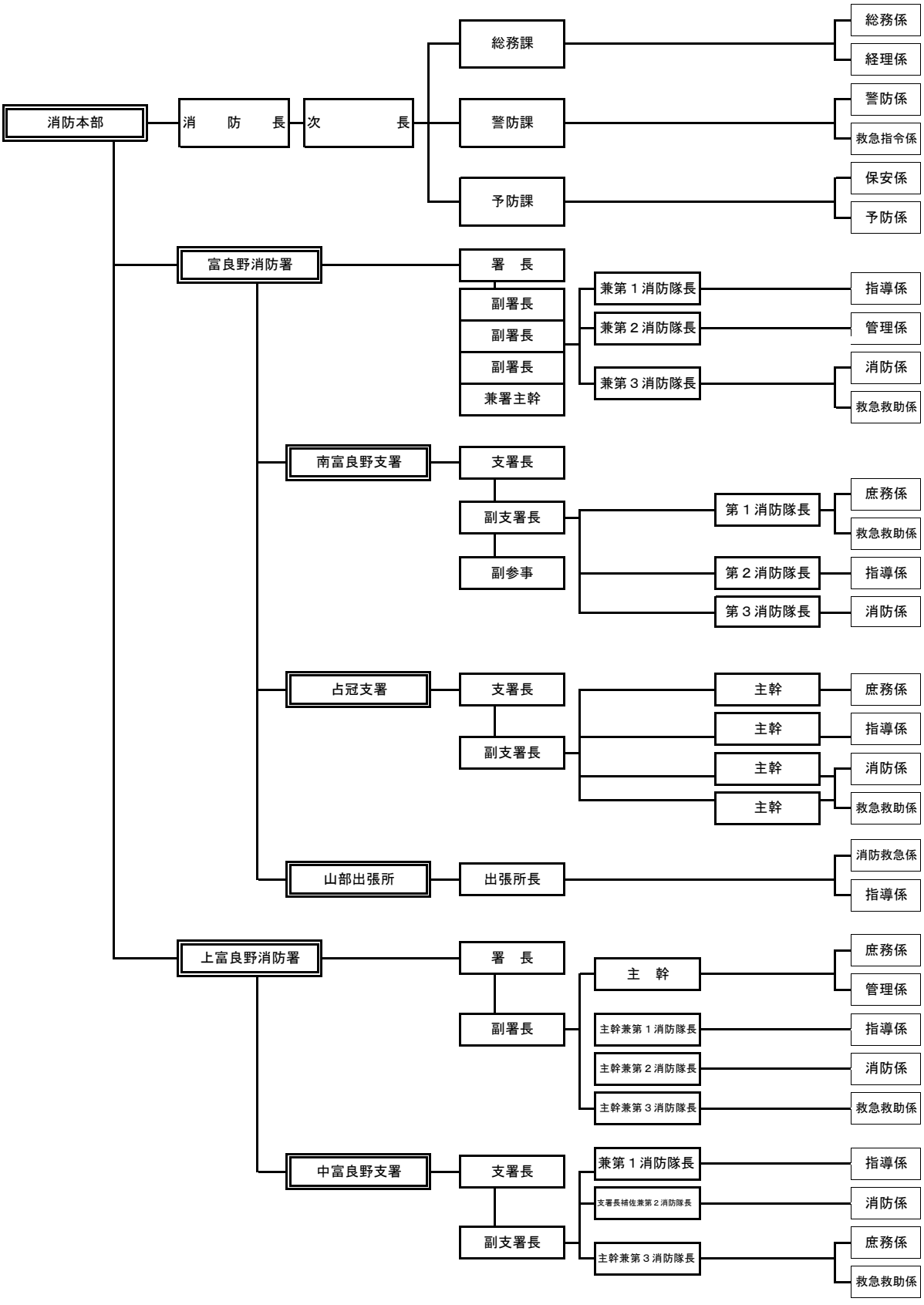

上 富 良 野 消 防 団 組 織 図

平成２６年４月　１日現在（５５名）

団　長(1)

副団長

（総務）　1

（訓練）　1

第一分団（１７名）

分団長(1) ― 副分団長(1) ― 部　長(2) ― 班　長(3) ― 団　員(10)

第二分団（１７名）

分団長(1) ― 副分団長(1) ― 部　長(2) ― 班　長(3) ― 団　員(10)

第三分団（１８名）

分団長(1) ― 副分団長(2) ― 部　長(2) ― 班　長(3) ― 団　員(10)

5　応援・協定

５－１　災害時応援協定締結事業者等一覧

(1)北海道等締結応援・協定

番号	協　定　先	協定名等	締結日	備考
1	北海道消防及び消防所在市	北海道広域消防相互応援協定	H03.02.23	
2	北海道⇔一部事務組合（消防）	北海道消防防災ヘリコプター応援協定	H08.06.25	
3	北海道⇔北海道市長会長及び北海道町村会長	災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	H09.11.05	
4	北海道⇔北海道葬祭業協同組合	災害時における葬祭用品の供給に関する協定	H14.03.29	
5	上川町村会⇔(社)旭川歯科医師会	災害時の歯科医療救助活動に関する協定書	H14.04.23	

(2)上富良野町締結応援・協定

番号	協　定　先	協定名等	締結日	備考
1	富良野医師会	災害時の医療救護活動に関する協定	H01.01.26	
2	上富良野郵便局	災害発生時における上富良野郵便局と上富良野町の協力に関する協定	H10.04.01	H20.11.01郵政民営化に伴う再協定 H24.03.07更新，H26.03.13更新
3	日本水道協会北海道支部道北地区協議会	日本水道協会北海道支部道北地区協議会災害時相互応援協定	H10.12.01	地区及び各ブロックとして協定
4	上富良野郵便局	道路提供サービスに関する覚書	H11.12.01	(建設水道課所管)
5	北海道コカ・コーラボトリング㈱	災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定	H18.12.22	
6	北海道開発局	北海道地方における災害時の応援に関する申合せ	H22.05.28	
7	北海道エルピーガス災害対策協議会	災害発生時における応急・復旧活動支援に関する協定	H22.07.05	
8	一般財団法人　北海道電気保安協会	災害時協力協定	H23.06.03	
9	公益法人隊友会　旭川地方隊友会上富良野支部	災害時における隊友会の協力に関する協定	H24.06.26	
10	三重県津市	災害時の情報発信に関する相互応援協定	H24.10.09	
11	㈱ラジオふらの	災害時における放送の協力に関する協定	H25.03.25	
12	富良野市	災害時における放送の協力に関する協定細目に関する協定	H25.03.25	
13	北海道	北海道総合行政ネットワーク管理運営に関する協定	H25.04.01	老朽化更新により再協定(名称変更)
14	富良野地方石油業組合	災害時における（石油類）燃料の供給等に関する協定	H25.05.27	
15	㈱共成レンテム　上富良野営業所	災害時における建設資材等の協力に関する協定	H25.06.05	
16	道北電気工事業協同組合富良野支部	災害時における応急対応業務に関する協定	H25.08.26	
17	上川町村会所属町村	「かみかわの絆１９」～上川管内町村広域防災に関する決議	H26.02.14	
18	北海道財務局	災害時の応援に関する協定	H26.03.28	
－	サントリーフーズ株式会社	災害時における飲料の提供等に関する協定		協議中

5－2　北海道等締結応援・協定

5－2－1　北海道広域消防相互応援協定

北海道広域消防相互応援協定

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 21 条の規定に基づき、北海道広域消防相互応援協定を次のとおり締結する。

（目的）

第１条　この協定は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 21 条の規定に基づき、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の応援体制を確立し、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれのある場合に有効に対処することを目的とする。

（対象とした災害）

第２条　この協定の対象とする災害は、法第１条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町等の　応援を必要とするものとする。

（地域区分）

第３条　この協定による相互応援を円滑に実施するため、市町等を別表に掲げる地域に区分する。

（代表消防機関の設置及び任務）

第４条　この協定による相互応援を円滑に実施するため、別表に規定する地域ごとに地域代表消防　機関を置き、地域代表消防機関を総括する総括代表消防機関を置く。

２　地域代表消防機関及び総括代表消防機関の選定は、市町等の消防長の協議により行う。

３　地域代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 総括代表消防機関及び当該地域内消防本部との連絡調整及び情報交換に関すること。

(2) 当該地域内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。

(3) 応援の要請時における当該地域内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

４　総括代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 北海道との連絡調整及び情報交換に関すること。

(2) 地域代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。

(3) 北海道内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。

(4) 応援の要請時における北海道内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

（応援の種別）

第５条　この協定による応援の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 陸上応援　消防隊、救助隊、救急隊又は支援隊（情報収集、伝達、広報等の活動を行う隊を　　いう。以下同じ。）による応援

(2) 航空応援　回転翼航空機を装備した消防吏員の一隊（以下「航空隊」という。）による応援

（応援隊等の登録）

第６条　市町等は、応援が可能な消防隊、救助隊、救急隊、支援隊及び航空隊（以下「応援隊」という。）並びに資機材をあらかじめ登録するものとする。

（応援要請の方法）

第７条　応援の要請は、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町等（以下「要請側」という。）の長から他の市町等の長に対し、災害の規模等に応じて次の各号の区分により行う。

(1) 陸上応援要請

ア　第１要請

当該市町等が隣接の市町等に対して行う応援要請

イ　第２要請

当該市町等が構成する別表の地域内の他の市町等に対して行う応援要請（第１要請を除く。）

ウ　第３要請

当該市町等が構成する別表の地域外の市町等に対して行う応援要請（第１要請を除く。）

(2) 航空応援要請

航空隊の応援を必要とする応援要請

２　陸上応援要請は、第１要請、第２要請、第３要請の順に行うものとする。ただし、要請側の長　が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

３　前項の陸上応援要請のうち、第２要請にあっては要請側の地域代表消防機関を、第３要請にあっては要請側の地域代表消防機関、総括代表消防機関及び応援要請をされた市町等の地域代表消防機関を経由して行うものとする。

（応援要請の代行）

第７条の２　地域代表消防機関を置く市町等の長は、災害の状況により応援の必要があると認める　ときは、北海道知事及び総括代表消防機関を置く市町等の長と協議し、要請側の長に代わり他の市町等の長に応援の要請をすることができるものとする。

２　前項の応援の要請は、前条の規定により要請側の長が行った応援の要請とみなすものとする。

（応援隊の派遣）

第８条　前２条の規定により応援の要請を受けた市町等（以下「応援側」という。）の長は、特別　の事情がない限り、応援隊を派遣するものとする。

２　応援側の長は、応援隊を派遣するときは、要請側の長に対し、その旨を通知しなければならない。この場合において、第７条第３項の規定により経由することとされている代表消防機関を経由した応援要請にあっては、当該代表消防機関を経由して通知するものとする。

（応援隊の指揮）

第９条　応援隊の指揮は、要請側の長が行うものとする。

（応援経費の負担）

第 10 条　陸上応援に要する経費は、要請側の負担とする。ただし、次の各号に掲げる経費は、応援側の負担とする。

(1) 応援隊員の出動に係る旅費及び諸手当

(2) 車両及び機械器具の燃料費（現地で調達したものを除く。）

(3) 車両及び機械器具の修理費

(4) 消耗品の補充費（現地で調達したものを除く。）

２　航空応援に要する応援隊員の出動に係る旅費及び諸手当並びに回転翼航空機の燃料費は、原則として要請側の負担とする。

３　応援側の長は、前２項の規定により要請側の負担とされる経費を要請側の長に直接請求するものとする。

（損害賠償）

第 11 条　応援隊の応援に伴い発生した事故の処理に要する次の各号に掲げる経費は、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害賠償に要する経費は、応援側の負担とする。

(1) 土地、建物、工作物等に対する損害賠償

(2) 一般人の死傷に伴う損害賠償

２　前項に定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を控除した金額とする。

（協議）

第 12 条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度市町等の長が協議して決定するものとする。

（委任）

第 13 条　この協定の実施に関し必要な事項は、市町等の消防長が協議して定める。

附　則

この協定は、平成３年４月１日から施行する。

附　則（平成６年７月 25 日締結）

この協定は、平成６年８月１日から施行する。

本協定の成立を証するため協定書 72 通を作成し、記名押印のうえ市町等において各１通を保有する。

平成３年２月 13 日

別　表　　（平成26年4月1日現在）

地　域	構　　成　　市　　町　　等
道西地域	函館市、森町、八雲町、長万部町、渡島西部広域事務組合、南渡島消防事務組合、檜山広域行政組合
道南地域	室蘭市、苫小牧市、登別市、白老町、西胆振消防組合、胆振東部消防組合、日高東部消防組合、日高中部消防組合、日高西部消防組合
道央地域	札幌市、小樽市、夕張市、美唄市、江別市、三笠市、千歳市、歌志内市、恵庭市、北広島市、石狩北部地区消防事務組合、羊蹄山ろく消防組合、岩内寿都地方消防組合、北後志消防組合、滝川地区広域消防事務組合、岩見沢地区消防事務組合、深川地区消防組合、砂川地区広域消防組合、南空知消防組合
道北地域	旭川市、増毛町、上川北部消防事務組合、士別地方消防事務組合、大雪消防組合、北留萌消防組合、留萌消防組合、稚内地区消防事務組合、利尻礼文消防事務組合、南宗谷消防組合、富良野広域連合
道東地域	釧路市、帯広市、根室市、網走地区消防組合、北見地区消防組合、紋別地区消防組合、遠軽地区広域組合、美幌・津別消防事務組合、斜里地区消防組合、西十勝消防組合、北十勝消防事務組合、東十勝消防事務組合、池北三町行政事務組合、南十勝消防事務組合、釧路北部消防事務組合、釧路東部消防組合、根室北部消防事務組合

北海道消防防災ヘリコプター応援協定

（目　的）

第１条　この協定は、北海道の市、町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）が災害による被害を最小限に軽減するため北海道の所有する消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリコプター」という。）の応援を求めることに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（災害の範囲）

第２条　この協定において「災害」とは、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第１号に規定する災害をいう。

（応援要請等）

第３条　災害が発生した市町等（以下「発災市町等」という。）の長は、次のいずれかに該当し、消防防災ヘリコプターによる活動を必要と判断する場合に、北海道知事（以下「知事」という。）に対して、この協定に基づき応援要請を行うものとする。

(1)　発災市町等の消防力によっては災害防止が著しく困難な場合

(2)　災害が、隣接する市町村に拡大し、又は影響を与える恐れのある場合

(3)　その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

２　応援要請は、北海道総務部防災消防課防災航空室に電話等により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

(1)　災害の種類

(2)　災害発生の日時及び場所並びに災害の状況

(3)　災害現場の気象状況

(4)　災害現場の最高指揮者の職･氏名及び災害現場への連絡方法

(5)　消防防災ヘリコプターが離発着する場所及び地上支援体制

(6)　応援に要する資機材の品目及び数量

(7)　その他必要な事項

（防災航空隊の派遣）

第４条　知事は、前条第１項の協定による消防防災ヘリコプターの応援要請を受けた場合において、災害現場の気象状況等を確認し飛行が可能な場合は、総務部防災消防課防災航空室防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）を派遣するものとする。

２　知事は、消防防災ヘリコプターの応援に応じることができない場合は、その旨を速やかに発災市町等の長に通報するものとする。

（防災航空隊の隊員の指揮）

第５条　前条第１項の規定により防災航空隊を派遣した場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町等の消防長が行うものとする。

（消防活動に従事する場合の特例）

第６条　第３条第１項の規定による応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町等の長からの知事への応援要請をもって、隊員を派遣している市町等の長に対し北海道広域消防相互応援協定（以下「消防相互応援協定」という。）第７条第１項の規定による応援要請があったものとみなす。

（経費負担）

第７条　この協定に基づく応援に要する隊員の出動にかかる旅費及び諸手当並びに消防防災ヘリコプターの燃料費は、消防相互応援協定第 10 条の規定にかかわらず、北海道が負担するものとする。

（協　議）

第８条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度知事と市町等の長が協議して決定するものとする。

附　則

この協定は、平成８年７月１日から適用する。

この協定総結を証するため、本書 73 通を作成し、知事及び市町等の長は、記名押印の上、それぞれの１通を保有するものとする。

平成８年６月 25 日

北　海　道　知　事

上川南部消防事務組合消防長

（第　　報）

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

要請日時：　　年　　月　　日　　時　　分

次のとおりヘリコプターの出動を要請します。

要請機関名	
担当者職氏名	
連絡先	TEL　　FAX

災害の状況・派遣理由	覚知	年　月　日　時　分
	災害発生日時	年　月　日　時　分
	災害発生場所	
	災害名	
	災害発生状況・措置状況	

派遣を必要とする区域		希望する活動内容	
気象の状況			

離着陸場の状況	離着陸場名	
	特記事項	（照明、Ⓗマーク、吹き流し、離着陸場周辺の状況（障害物等）ほか）

必要とする機材		現地での資機材確保状況	
		特記事項	
傷病者の搬送先		救急自動車等の手配状況	

他機関の応援状況	他に応援要請している機関名	
	現場付近で活動中の航空機の状況	
現地最高指揮者	（機関名）　　（職・氏名）	
無線連絡方法	（周波数）　　Hz	
その他参考となる事項		

搭乗者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢	備考

災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定

北海道と各市町村の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長は、災害時における北海道及び市町村相互の応援に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）
第１条　この協定は、道内における災害が発生し、被災市町村のみでは十分な応急措置を実施できない場合において、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 67 条第 1 項及び第 68 条第 1 項に基づく道及び市町村相互の応援（以下「応援」という。）を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）
第２条　応援の種類は、次に掲げるとおりとする。
（１）食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん
（２）被災者の救出、医療及び防疫、施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及びあっせん
（３）災害応急活動に必要な車両等の提供及びあっせん
（４）災害応急活動に必要な職員の派遣
（５）被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
（６）前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（地域区分）
第３条　応援の円滑な実施を図るため、市町村を別表の総合振興局地域に区分するものとする。

（道の役割）
第４条　道は、市町村の処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援するとともに、市町村との連絡調整、情報交換等につき総合調整を果たすものとする。

（連絡担当部局）
第５条　道及び市町村は、必要な情報等を相互に交換することなどにより応援の円滑な実施を図るため、あらかじめ連絡担当部局を定めるものとする。

（応援の要請の区分）
第６条　応援の要請は、被災市町村の長から知事又は他の市町村の長に対し、災害の規模等に応じて次に掲げる区分により行うものとする。
（１）第１要請　被災市町村の長が当該総合振興局地域内の市町村の長に対して行う応援の要請
（２）第２要請　被災市町村の長が他の総合振興局地域内の市町村の長に対して行う応援の要請
（３）第３要請　被災市町村の長が知事に対して行う応援の要請

（応援の要請の手続）
第７条　被災市町村の長は、次に掲げる事項を明らかにして、前条に規定する区分に応じ、知事又は他の市町村の長に対し応援の要請を行うものとする。
（１）被害の種類及び状況
（２）第 2 条第 1 号及び第 2 号に掲げるものの品名、数量等
（３）第 2 条第 3 号に掲げる車両等の種類、規格及び台数
（４）第 2 条第 4 号に掲げる職員の職種別人員
（５）応援場所及び応援場所への経路
（６）応援の期間
（７）前各号に定めるもののほか、応援の実施に関し必要な事項
２　応援の要請を受けた知事及び市町村の長は、応援の要請に応じる場合にあってはその応援の内

容を、応援の要請に応じることができない場合にあってはその旨を当該被災市町村の長通報するものとする。
3　前2項に規定する応援の要請及び応援の可否に関する通報は、第1要請及び第2要請にあっては、原則として道を経由して行うものとする。

（応援の経費の負担）
第8条　応援に要した経費は、応援を受けた被災市町村において負担するものとする。
2　応援を受けた被災市町村において前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、応援を受けた被災町村の求めにより、応援を行った道及び市町村は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。
3　前2項の規定により難い場合については、その都度、応援を受けた被災市町村と応援を行った道及び市町村とが協議して定めるものとする。

（自主応援）
第9条　知事及び市町村の長は、被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であって必要があると認めたときは、自主的に、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援を行うものとする。
2　自主応援については、第7条第1項の規定による被災市町村の長からの要請があったものとみなす。
3　自主応援に要する経費の負担については、前条の規定を準用する。
　ただし、被災市町村の情報収集に要する経費は、応援を行った道及び市町村において負担するものとする。

（他の協定との関係）
第10条　この協定は、道及び市町村相互において締結している北海道広域消防応援協定、北海道消防防災ヘリコプター応援協定その他の災害時の相互応援に係る協定を妨げるものではない。

（その他）
第11条　この協定の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。
2　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附　則

この協定は、平成9年11月5日から施行する。

この協定の締結を証するため、協定書に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自1通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成9年11月5日

北海道
北海道知事　　堀　　達　也

北海道市長会
北海道市長会長　桂　　信　雄
北海道町村会
北海道町村会長　佐々木　隆　人

別表

地域区分	構成市町村
石狩総合振興局	石狩総合振興局管内の市町村
渡島総合振興局	渡島総合振興局管内の市町村
檜山総合振興局	檜山総合振興局管内の市
後志総合振興局	後志総合振興局管内の市町村
空知総合振興局	空知総合振興局管内の市町村
上川総合振興局	上川総合振興局管内の市町村
留萌総合振興局	留萌総合振興局管内の市町村
宗谷総合振興局	宗谷総合振興局管内の市町村
網走総合振興局	網走総合振興局管内の市町村
胆振総合振興局	胆振総合振興局管内の市町村
日高総合振興局	日高総合振興局管内の町
十勝総合振興局	十勝総合振興局管内の市町村
釧路総合振興局	釧路総合振興局管内の市町村
根室総合振興局	根室総合振興局管内の市町

災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定細目

（趣旨）

第１条　この実施細目は、災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定（以下「協定」という。）第 11 条第１項の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当部局）

第２条　協定第５条に規定する連絡担当部局は、別表第１のとおりとする。

（応援の要請の方法）

第３条　協定第７条第１項に規定する応援の要請は、電話、電信等により行うものとし、後日速やかに応援を行った道及び市町村に要請文書を提出するものとする。

（応援の要請等の連絡系統）

第４条　協定第７条に規定する応援の要請及び応援の可否に関する通報の連絡系統は、別表２のとおりとする。

（経費負担の内容等）

第５条　協定第８条第１項に規定する応援を受けた被災市町村（以下「要請市町村」という。）が負担する経費の学は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

（１）応援職員の派遣　応援を行った道及び市町村が別に定める規定に基づき算定した当該応援職員に係る旅費及び諸手当の合計額の範囲内の額

（２）備蓄物資　当該物資の時価評価額及び輸送費

（３）調達物資　当該物資の購入費及び輸送費

（４）車両、船艇、機械器具等　借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

（５）施設の提供　借上料

（６）協定第２条第６号に規定する事項　その実施に要した額

２　協定第８条第２項の規定により応援に要した経費を一時繰替支弁した場合には、応援を行った道及び市町村は、当該経費の額を、知事及び市町村の長名による請求書により関係書類を添付の上、要請市町村に請求するものとする。

３　応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）の規定に基づき、必要な補償を行うものとする。

４　応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合には、その損害が応援業務中に生じたものにあっては要請市町村が、要請市町村への往復の途中において生じたものにあっては応援を行った道及び市町村が、当該損害を賠償するものとする。

５　前各項の規定により難い場合については、要請市町村を応援を行った道及び市町村とが協議して定めるものとする。

（その他）

第６条　この実施細目に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附　則

この実施細目は、平成９年 11 月５日から施行する。

この実施細目の締結を証するため、実施細目に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自１通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成９年 11 月５日

北海道
北海道知事　　堀　　達　也

北海道市長会
北海道市長会長　　桂　　信　雄

北海道町村会
北海道町村会長　　佐々木　隆　人

別表第１

連絡担当部局（北海道）

担当部課名	ＮＴＴ電話番号（内線）	道総合行政情報ネットワーク電話番号
総務部防災消防課		
石狩総合振興局地域政策部地域政策課		
渡島総合振興局地域政策部地域政策課		
檜山総合振興局地域政策部地域政策課		
後志総合振興局地域政策部地域政策観光課		
空知総合振興局地域政策部地域政策課		
上川総合振興局地域政策部地域政策課		
留萌総合振興局地域政策部地域政策課		
宗谷総合振興局地域政策部地域政策課		
網走総合振興局地域政策部地域政策課		
胆振総合振興局地域政策部地域政策課		
日高総合振興局地域政策部地域政策課		
十勝総合振興局地域政策部地域政策課		
釧路総合振興局地域政策部地域政策課		
根室総合振興局地域政策部地域政策課		

災害時の歯科医療救護活動に関する協定書

災害時における歯科医療救護活動の万全を期するため、上川総合振興局管内の各町村長から協定の締結について委任を受けた上川総合振興局管内町村会（以下「甲」という。）と社団法人旭川歯科医師会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、甲を構成する各町村が地域防災計画に基づき行う歯科医療救護活動に対する乙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（救護の派遣）
第２条　甲を構成する町村は、各町村の地域防災計画に基づき歯科医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し救護班の編成及び派遣を要請するものとする。
２　乙は、前項の規定により町村から要請を受けた場合は、直ちに救護班を編成し、災害現場等の救護所等に派遣するものとする。
３　乙は、災害の状況により緊急を要するものと判断し、救護班を派遣した場合は、速やかに班を派遣した町村に報告し、その了承を得るものとする。
４　前項の規定により承認を得た場合は､第１項の規定による要請により派遣されたものとみなす。
５　第２項及び第３項に規定する救護班の編成は、乙の会員、歯科技工士、歯科衛生士、その他の職員により構成するものとする。
６　乙は、災害が激甚で救護班に危害を及ぼし、又はその恐れがあると判断した場合は、派遣の要請を拒むことができる。

（災害歯科医療救護計画の策定及び提出）
第３条　乙は、前条の規定により歯科医療救護活動を実施するため、災害歯科医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。
２　災害歯科医療救護計画は、乙が行う救護班の編成及び歯科医療救護活動を実施するに当たり必要な事項を定めるものとする。

（救護班の業務）
第４条　救護班は、派遣を要請した町村の避難所、災害現場等に設置する救護所において歯科医療救護活動を実施するものとする。
２　救護班の業務は、次のとおりとする。
（１）歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
（２）後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
（３）避難所内における転送困難な患者及び軽易な患者に対する歯科治療・衛生指導
（４）検死・検案に際しての法歯学上の協力（ただし、関係する機関からの要請の場合とする。）
（５）前４号に掲げるもののほか、歯科医療救護活動及び救護班本部に伴う業務

（救護班に対する指揮命令等）
第５条　救護班に対する指揮命令は、乙の長が行うものとし、歯科医療救護活動に係る連絡調整等については、派遣を要請した町村と乙が密に行うものとする。

（救護班の輸送）
第６条　派遣を要請した町村は、歯科医療救護活動が円滑に実施できるよう、救護班の輸送について必要な措置を取るものとする。

（医療指揮材等の提供）
第７条　派遣を要請した町村は、乙が派遣する救護班に対し、当該町村が保管管理している医療資器材を提供するものとする。

（衣料品の補給等）
第８条　派遣を要請した町村は、衣料品及び衛生材料の補給、通信の確保等、歯科医療救護活動が円滑に実施されるために必要な措置を講ずるものとする。

（医療費）
第９条　救護所における医療費は、無料とする。
２　収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。
３　前項の規定にかかわらず、医療費を患者負担とすることが困難な事態又は支払い不能の事態が生じ、収容医療機関に損害を与えると判断したときは、当該自体が生じた町村は、乙と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

（医事紛争）
第 10 条　甲及び乙は、この協定に定める歯科医療救護活動において医事紛争が生じたときは、誠意をもって協議を行い解決のための適切な措置をとるものとする。

（費用弁償等）
第 11 条　甲を構成する町村の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、要請した町村が負担するものとする。
（１）救護班の編成及び派遣に要する費用
（２）救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
（３）救護班員が歯科医療救護活動において負傷、疾病、障害又は死亡の場合の扶助金
（４）収容医療機関における施設又は設備の損傷に係る実費
（５）前各号に該当しない費用であって、この協定実施のために要した費用

（細目）
第 12 条　この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は別に定めるものとする。

（協議）
第 13 条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）
第 14 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１月前までに、甲乙いずれから何ら意思表示もないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して１年間この協定は延長され、以降同様とする。
　この協定の締結を証するため本書２通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成 14 年４月 23 日

旭川市永山６条 19 丁目
甲　上川総合振興局管内町村会
会　長　　大　澤　秀　了

旭川市金星町１丁目１番 52 号
乙　社団法人　旭川歯科医師会
会　長　　越　智　孝　司

災害時の歯科医療救護活動に関する協定書実施細則

平成 14 年 4 月 23 日付けで締結した災害時の歯科医療救護活動に関する協定書（以下「協定書」という。）第 12 条に基づく細則は、次のとおりとする。

（歯科医療救護活動の報告）

第 1 条　社団法人旭川歯科医師会（以下「乙」という。）が、協定書第 2 条の規定により救護班を派遣したときは、歯科医療救護活動終了後速やかに、「歯科医療救護活動報告書」（第 1 号様式）、「班人名簿」（第 2 号様式）及び「医薬品等使用報告書」（第 3 号様式）を取りまとめ、班を派遣した町村に報告するものとする。

（事故報告）

第 2 条　乙は、協定書第 2 条に基づく歯科医療救護活動において、救護班員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、「事故報告書」（第 4 号様式）により、速やかに班を派遣した町村に報告するものとする。

（費用弁償等の請求）

第 3 条　協定書第 11 号第 1 号、第 2 号、第 4 号及び第 5 号に規定する費用については、乙が「費用弁償請求書」（第 5 号様式）により、班を派遣した町村に請求するものとする。

2　協定書第 11 条第 3 号に規定する扶助費については、支給を受けようとする者が、「扶助金支給申請書」（第 6 号様式）により、班を派遣した町村に請求するものとする。

（費用弁償の額）

第 4 条　協定書第 11 条第 1 号に規定する費用弁償の額は、別表に定める額とする。

2　協定書第 11 条第 2 号に規定する費用弁償の額は、使用した医薬品等に係る実費とする。

3　協定書第 11 条第 3 号に規定する扶助費の算定については、原則として北海道災害応急措置業務従事者の損害補償に関する条例（昭和 38 年北海道条例第 56 号）の例によるものとする。

4　協定書第11条第4号に規定する費用弁償の額は、施設、設備の修復に要した費用の実費とする。

5　協定書第 11 条第 5 号に規定する費用弁償の額は、同条第 1 号、第 2 号、第 3 号及び第 4 条に該当しない費用であって、この協定実施のために要したものとする。

（支払）

第 5 条　班の派遣を要請した町村は、前 2 条の規定により請求を受けた場合は、関係書類を確認のうえ、速やかに乙に対し支払うものとする。

別　表

<table>
<tr><td rowspan="4">日　　当</td><td>歯 科 医 師</td><td rowspan="3">災害救助法施行細則（昭和 31 年北海道規則第 142 号）別表第 2 に定める額に準じた額とする。この場合において、歯科技工士、歯科衛生士は、保健師、助産婦及び看護士の職務にある者の相当額に準じた額とする。</td></tr>
<tr><td>歯科技工士</td></tr>
<tr><td>歯科衛生士</td></tr>
<tr><td>補 助 職 員</td><td>歯科技工士、歯科衛生士の日当の 3 分の 2 に相当する額とする。（１００円未満切捨）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">旅　　費</td><td>歯 科 医 師</td><td rowspan="4">班の派遣を要請した町村職員の旅費に関する条例の例による。</td></tr>
<tr><td>歯科技工士</td></tr>
<tr><td>歯科衛生士</td></tr>
<tr><td>補 助 職 員</td></tr>
<tr><td rowspan="4">時間外勤務手当</td><td>歯 科 医 師</td><td rowspan="4">班の派遣を要請した町村職員の給与に関する条例を準用する。</td></tr>
<tr><td>歯科技工士</td></tr>
<tr><td>歯科衛生士</td></tr>
<tr><td>補 助 職 員</td></tr>
</table>

この表において、「補助職員」とは、歯科医師、歯科技工士、歯科衛生士を補助し、救護班の歯科医療活動を行うその他職員をいう。

覚　　書

上川総合振興局管内町村会（以下「甲」という。）と社団法人旭川歯科医師会（以下「乙」という。）
との間において、災害時の歯科医療救護活動に関する協定書（以下「協定書」という。）第 11 条第 3 号に関する扶助金について次のとおり覚書を交換する。

（障害補償及び遺族補償の限度額）
第１条　扶助金のうち障害補償及び遺族補償の限度額を次のとおり定めるものとする。
ただし、その原因が災害のうち天災によるものを除くものとする。
（１）歯　科　医　師　　１００，０００，０００円
（２）歯科技工士、歯科衛生士及び補助職員　　５０，０００，０００円

（療養補償の額）
第２条　扶助金のうち療養補償については、次に定める金額を当該療養に要した日数に応じて支給するものとする。
（１）入院の場合の日額
歯　科　医　師　　１５，０００円
歯科技工士、歯科衛生士及び補助職員　　１０，０００円
（２）通院の場合の日額
歯　科　医　師　　１０，０００円
歯科技工士、歯科衛生士及び補助職員　　５，０００円

（保険料の額）
第３条　前２条の規定による扶助金は、損害保険会社における期間限定保険を活用することとし、その保険料は甲が負担する。

（名簿等の提出）
第４条　前条の規定により、甲が行う手続きに関し、乙が救護班の編成及び派遣を行ったときは、乙は速やかに甲に通知することとし、必要な名簿等の書類を遅滞なく甲に提出するものとする。

平成 14 年 4 月 23 日

旭川市永山 6 条 19 丁目
甲　上川総合振興局管内町村会
会　長　　大　澤　秀　了

旭川市金星町 1 丁目 1 番 52 号
乙　社団法人　旭川歯科医師会
会　長　　越　智　孝　司

第１号様式（第１条関係）

歯 科 医 療 救 護 活 動 報 告 書

班　名	災害発生場所	歯科医療救護活動場所	活　動　状　況			備　考
			月 日（ ） 時分から 時分まで	取り扱い件数	件	
				移送件数	件	
				死体件数	件	
			月 日（ ） 時分から 時分まで	取り扱い件数	件	
				移送件数	件	
				死体件数	件	
			月 日（ ） 時分から 時分まで	取り扱い件数	件	
				移送件数	件	
				死体件数	件	
			月 日（ ） 時分から 時分まで	取り扱い件数	件	
				移送件数	件	
				死体件数	件	
			月 日（ ） 時分から 時分まで	取り扱い件数	件	
				移送件数	件	
				死体件数	件	

第２号様式（第１条関係）

救　護　班　員　名　簿

班名	職　種	氏　　名	所　属	住　　所	従事期間

第3号様式（第1条関係）

医薬品等使用報告書

班名	

品　名	規　格	数　量	薬価基準	
			単　価	金　額
合　　計	—	—	—	

第４号様式（第２条関係）

事　故　報　告　書

年　　月　　日から、同　　年　　月　　日までにおける災害時の歯科医療救護活動において、別紙のとおり事故　傷病
死亡　者が発生したので報告します。

平成　　年　　月　　日

（あて先）
町長

住　　所

氏　　名　　印

事故 傷病 死亡 者概要

氏　名			性別	男・女	歳
住　所					
職　種		勤務先		所属救護班名	
傷病名			程度	重傷・中等度・軽傷	
外来・入院（　　月　　日～　　月　　日）			診療医療機関名		
受傷（発病）日時	年　　月　　日　　午前・午後　　時　　分				
受傷（発病）場所					
死　亡　原　因					
死　亡　日　時	年　　月　　日　　午前・午後　　時　　分				
死　亡　場　所					
受傷（発病）・死亡時の状況					

第５号様式（第３条関係）

費　用　弁　償　請　求　書

平成　　年　　月　　日

（あて先）

町長

住　所

氏　名　　印

次の金額を請求します。

金　額　　円

ただし、平成　　年　　月　　日から平成　　年　　月　　日までにおける災害時の歯科医療救護活動に対する費用弁償額。

（費用弁償額請求明細書　　別紙のとおり）

第6号様式（第3条関係）

扶　助　金　支　給　申　請　書

平成　　年　　月　　日

（あて先）

町長

住　所
氏　名　　印

災害時の歯科医療救護活動に関する協定書第11号第3号の規定による扶助金を支給されたく、別紙関係書類を添えて申請します。

<table>
<tr><td rowspan="6">負傷・疾病又は死亡した者の状況</td><td>氏　名</td><td colspan="3"></td><td>性別</td><td>男・女</td><td colspan="2">年　月　日生</td></tr>
<tr><td>住　所</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td>職　種</td><td></td><td>勤務先</td><td colspan="2"></td><td>所属救護班名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>傷病名</td><td colspan="3"></td><td colspan="2">受傷（発病）年月日</td><td colspan="2">年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">死亡原因</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">死　亡　年　月　日</td><td colspan="2">年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">障害級別</td><td></td><td colspan="2">療養開始年月日</td><td></td><td>治療年月日</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">休業日数</td><td colspan="3">年　月　日から
年　月　日まで　日間</td><td colspan="2">休業期間中における業務上の収入の有無</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">扶助金支給基礎額</td><td colspan="3"></td><td colspan="2">北海道災害応急措置業務従事者の損害補償に関する条例第3条該当</td></tr>
<tr><td colspan="3">扶助金支給申請額</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="8">備　考</td></tr>
</table>

注１．「扶助金支給基礎額」算出の証明書類（事業主の証明又は市町村長の証明あるもの）を添付すること（療養扶助金申請の場合は不要）。

２．療養扶助金申請の場合は、医師の診断書及び療養費の領収書又は請求書を添付すること。

３．休業扶助金申請の場合は、診断書（休業が必要と認められる機関の記載のあるもの）及び事業主の証明書を添付すること。

４．障害扶助金申請の場合は、医師の意見を付した障害診断書を添付すること。

５．遺族扶助金申請の場合は、受給順位を明らかにした書類を添付すること。

６．葬祭扶助金申請の場合は、死亡診断書を添付すること。

７．打切扶助金申請の場合は、療養経過を明らかにした診断書を添付すること。

委　任　状

私は、災害時の歯科医療救護活動に関する社団法人旭川歯科医師会会長越智孝司との協定の締結に関する権限を、上川総合振興局管内町村会長大澤秀了氏に委任します。

平成 14 年 3 月 18 日

住　　所　　空知郡上富良野町大町 2 丁目 2 番 11 号
町 村 名　　上富良野町役場
町村町名　　上富良野町長　尾　岸　孝　雄

災害時における葬祭用品の供給に関する協定

北海道（以下、甲という。）と北海道葬祭業協同組合（以下、乙という。）は、災害救助法の適用があった災害において、同法に基づき埋葬の委任を受けた市町村（以下、丙という。）の業務を支援するため、次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、北海道内において災害が発生した場合において、北海道地域防災計画に基づき、甲が乙に葬祭用品の供給について協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第２条　甲は､丙からの要請､その他災害時において葬祭用品を供給する必要が生じたときは、乙に対し協力を要請するものとする。

２　乙は、前項の規定により、甲の要請を受けたときは、丙の指示により指定された遺体収容所等へ葬祭用品の供給等について速やかに措置するものとする。

（緊急要請）

第３条　第２条の要請において、やむを得ない事情により、甲が乙と連絡が取れない場合、甲は、乙の会員に対し、直接協力を要請することができる。

（搬送）

第４条　葬祭用品の搬送は、乙が行うものとする。但し、乙の搬送経路の確保について、甲は必要な措置を講じるものとする。

（報告）

第５条　乙は、第２条の要請に基づいて、葬祭用品を供給したときは、その実施内容を丙に報告するものとする。

２　甲並びに丙は、この協定に基づく葬祭用品の供給が円滑に行われるよう、必要と認めた場合は、乙に対し、葬祭用品の確保可能数量等の報告を求めることができる。

（実施細目）

第６条　この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

（他都府県への応援）

第７条　甲が、被災した他の都府県から葬祭用品の供給に関する応援を行うために、乙に葬祭用品の確保について協力要請を行った場合においても、乙はこの協定に準じて、可能な限り甲に協力するものとする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

（摘要）
第９条　この協定は、平成 14 年３月 29 日から適用する。

甲と乙とは、本協定書２通を作成し、それぞれ記名押印の上、その１通を保管する。

平成 14 年３月 29 日

甲　　札幌市中央区北３条西６丁目
北海道知事　堀　　達　也

乙　　札幌市中央区皆見 16 条西９丁目　2-5-304
北海道葬祭業協同組合
理事長　坂　下　成　行

災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定実施細目

（趣旨）

第１条　この実施細目は、平成 14 年３月 29 日に締結した災害時における葬祭用品の供給に関する協定（以下、協定という。）第６条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

２　この実施細目の用語の意味は、協定の例による。

（葬祭用品の範囲）

第２条　協定第１条に規定する甲が供給を要請する葬祭用品の範囲は、次のとおりとする。

(1)　内張り棺（衣装、納棺セット等を含む）

(2)　骨つぼ等その他必要な事項

（要請手続き）

第３条　協手第２条の規定による甲の要請は、次に掲げる事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請を行い、後日文書を提出するものとする。

(1)　要請を行ったものの職・氏名

(2)　要請する棺等葬祭用品の品目、数量

(3)　丙の担当者、連絡先

(4)　履行の期日及び場所

(5)　その他必要な事項

２　甲が乙に要請する文書は、別記様式１のとおりとする。

（業務計画）

第４条　乙は、甲の要請があったとき、適切に措置できるよう業務計画を策定するものとし、これを甲に提出するものとする。

（報告書）

第５条　協定第５条第１項に規定する報告は、次に掲げる事項を口頭または電話等で速報し、事後、文書により行うものとする。

(1)　供給した棺等葬祭用品の品目、数量

(2)　従事者の氏名

(3)　その他甲に報告する文書は、別記様式２のとおりとする。

（経費の額）

第６条　乙が供給する葬祭用品の額は、災害救助法に規定する埋葬費用を限度とする。

別記様式１

第　　号
年　月　日

北海道葬祭業共同組合
理事長　　様

北海道知事

災害時における葬祭用品の供給に関する協力要請について（第　報）

災害時における葬祭用品の供給に関する協定第２条に基づき、次のとおり協力を要請します。

電話等による連絡日時	年　月　日　時　分
要請する棺等埋葬用品の数量、履行期日及び場所	用品名 数　量 期　日　年　月　日 場　所
要請者	職 氏名 連絡先（電話）
市町村担当者	職 氏名 連絡先（電話）
備　考	

別記様式２

第　　号
年　月　日

様

北海道葬祭業協同組合
理事長

災害時における葬祭用品の供給に関する実施報告について

災害時における葬祭用品の供給に関する協定第５条に基づき、次のとおり実施内容を報告します。

要請番号	年　　月　　日付け　第　　号（第　報）
供給した棺等埋葬用品の数量、履行期日及び場所	用品名 数　量 期　日　　年　　月　　日 場　所
従事者氏名	所属・職 氏名 連絡先（電話）
備　　考	

5−3　上富良野町締結応援・協定

5−3−1　災害時の医療救護活動に関する協定及び実施細目

災害時の医療救護活動に関する協定

災害時における救護活動の万全を期するため、上富良野町（以下「甲」という。）と富良野医師会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣　旨）
第１条　この協定は、上富良野町地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（救護班の派遣）
第２条　甲は、上富良野町防災計画に基づき甲が行う医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対救護班の編成及び派遣を要請するものとする。
２　乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに救護班を編成し、災害現場等の救護所等に派遣するものとする

（災害医療救護計画の策定及び提出）
第３条　乙は、前条の規定により医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

（救護班の業務）
第４条　救護班は、甲が避難所、災害現場等に設置する救護所において医療救護活動を行うことを原則とする。
２　救護班の業務は、次のとおりとする。
(1) 傷病者に対する応急措置及び医療
(2) 傷病者の収容医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
(3) 被災者の死亡の確認及び死体の検案

（救護班に対する指揮命令等）
第５条　救護班に対する指揮命令及び医療救護活動に係わる連絡調整は、甲が指定するものが行うものとする。

（医薬品の補給等）
第６条　甲は、医薬品及び衛生材料の補給、救護班の輸送、通信の確保等、医療救護活動が円滑に実施されるために必要な措置を講ずるものとする。

（収容医療機関の指定）
第７条　乙は、甲が傷病者の収容医療機関を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

（調剤費）
第８条　救護所における医療費は、無料とする。
２　収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

（費用弁償等）
第９条　甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。
（１）救護班の編成及び派遣に要する費用
（２）救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費

（３）救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助金
（４）前各号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したもの

（細　目）
第 10 条　この協定に定めるもののほか、この協定の実施のために必要な事項は、別に定める。

（協　議）
第 11 条　この協定に定めのない事項について、又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）
第 12 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示もないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して１年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成元年 1 月 26 日

甲　空知郡上富良野町大町 2 丁目 2 番 11 号
上富良野町長　　酒　匂　佑　一

乙　富良野市本町 7 番 10 号
富良野医師会長　加　藤　健治郎

災害時の医療救護活動に関する協定書実施細目

平成元年1月26日付けで締結した災害時の医療救護活動に関する協定書（以下「協定書」という。）第10条に基づく細則は、次のとおりとする。

（医療救護活動の報告）

第１条　富良野医師会（以下「乙」という。）が、協定書第2条の規定により救護班を派遣したときは、医療救護活動終了後速やかに、各救護班ごとの「医療救護活動報告書」（第1号様式）、「班員名簿」（第2号様式）及び「医薬品等使用報告書」（第3号様式）を取りまとめ、富良野市（以下「甲」という。）に報告するものとする。

（事故報告）

第２条　乙は、協定書第2条に基づく医療救護活動において、救護班員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、「事故報告書」（第4号様式）により、速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償等の請求）

第３条　協定書第9条第1号、第2号及び第4号に規定する費用については乙が各救護班分を取りまとめ「費用弁償請求書」（第5号様式）により、甲に請求するものとする。

２　協定書第9条第3項に規定する扶助金については、支給を受けようとする者が「扶助金支給申請書」（第6号様式）により、甲に請求するものとする。

（費用弁償の額）

第４条　協定書第9条第1号に規定する費用弁償の額は、災害救助法施行令第11条の規定に基づき知事が定めた額、又は災害対策基本法の規定に準じた額とする。

２　協定書第9条第2号に規定する実費弁償の額は、使用した医薬品等に係る実費とする。

３　協定書第9条第3項に規定する扶助金については、北海道災害応急措置業務従事者の損害賠償に関する条例（昭和38年北海道条例56号）に準ずるものとする。

４　協定書第9条第4号に規定する費用弁償の額は、同条第1号、第2号及び第3号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したものとする。

（支　払）

第５条　甲は、前2条の規定により請求をうけた場合は、関係書類を確認の上、速やかに乙に支払うものとする。

第１号様式

医 療 救 護 活 動 報 告 書

班　　名	災害発生場所	医療救護活動場所	活　動　状　況	備　　考
			月　日　時　分～　時　分 取扱件数　　件 移　送　　件 死体処理　　件	
			月　日　時　分～　時　分 取扱件数　　件 移　送　　件 死体処理　　件	
			月　日　時　分～　時　分 取扱件数　　件 移　送　　件 死体処理　　件	
			月　日　時　分～　時　分 取扱件数　　件 移　送　　件 死体処理　　件	
			月　日　時　分～　時　分 取扱件数　　件 移　送　　件 死体処理　　件	
			月　日　時　分～　時　分 取扱件数　　件 移　送　　件 死体処理　　件	
			月　日　時　分～　時　分 取扱件数　　件 移　送　　件 死体処理　　件	

第 2 号様式

医療救護班員名簿

班名	職　種	氏　　名	所　　属	住　　所	従事期間

第3号様式

医 薬 品 等 使 用 報 告 書

班名	

品　名	規　格	数　量	薬　価　基　準	
			単　価	金　額

第4号様式

事　故　報　告　書

平成　　年　　月　　日から、同　　年　　月　　日までにおける災害時の歯科医療救護活動において、別紙のとおり事故　傷病／死亡　者が発生したので報告します。

平成　　年　　月　　日

上富良野町町長　　殿

住　所

氏　名　　印

別　紙

事　故　傷　病　死　亡　者　概　要

氏　名			性別	男・女	歳
住　所					
職　種		勤務先		所属医療 救護班名	
傷病名			程度	重傷・中等度・軽傷	
外来・入院（　　月　　日～　　月　　日）			診療（入院） 医療機関名		
受傷（発病）日時	年　　月　　日　　午前・午後　　時　　分				
受傷（発病）場所					
死　亡　原　因					
死　亡　日　時	年　　月　　日　　午前・午後　　時　　分				
死　亡　場　所					
受傷（発病）・死亡時の状況					

第５号様式

費　用　弁　償　請　求　書

平成　　年　　月　　日

上富良野町長　　殿

住　所

氏　名　　印

次の金額を請求します。

金　額　　円

ただし、平成　　年　　月　　日から平成　　年　　月　　日までにおける災害時の歯科医療救護活動に対する費用弁償額。

（費用弁償額請求明細書　　別紙のとおり）

第６号様式（第３条関係）

扶　助　金　支　給　申　請　書

平成　　年　　月　　日

（あて先）

町長

住　所

氏　名　　印

災害時の医療救護活動に関する協定書第９号第３号の規定による扶助金を支給されたく、別紙関係書類を添えて申請します。

<table>
<tr><td rowspan="6">負傷･疾病又は死亡した者の状況</td><td>氏　名</td><td colspan="3"></td><td>性別</td><td>男・女</td><td colspan="2">年　月　日生</td></tr>
<tr><td>住　所</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td>職　種</td><td></td><td>勤務先</td><td colspan="2"></td><td>所属医療救護班名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>傷病名</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">受傷（発病）年月日</td><td colspan="2">年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">死亡原因</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">死　亡　年　月　日</td><td colspan="2">年　月　日</td></tr>
<tr><td>障害級別</td><td></td><td colspan="2">療養開始年月日</td><td colspan="2"></td><td>治ゆ年月日</td><td></td></tr>
<tr><td>休業日数</td><td colspan="3">年　月　日から
年　月　日まで　日間</td><td colspan="3">休業期間中における業務上の収入の有無</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">扶助金支給基礎額</td><td colspan="3"></td><td colspan="3">北海道災害応急措置業務従事者の損害補償に関する条例第３条第２項第（　）号該当</td></tr>
<tr><td colspan="2">扶助金支給申請額</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="8">備　考</td></tr>
</table>

注１.「扶助金支給基礎額」算出の証明書類（事業主の証明又は市町村長の証明あるもの）を添付すること（療養扶助金申請の場合は不要)。

２.療養扶助金申請の場合は､医師の診断書及び療養費の領収書又は請求書を添付すること。

３．休業扶助金申請の場合は、診断書（休業が必要と認められる機関の記載のあるもの）及び事業主の証明書を添付すること。

４．障害扶助金申請の場合は、医師の意見を付した障害診断書を添付すること。

５．遺族扶助金申請の場合は、受給順位を明らかにした書類を添付すること。

６．葬祭扶助金申請の場合は、死亡診断書を添付すること。

７．打切扶助金申請の場合は、療養経過を明らかにした診断書を添付すること。

5−3−2　災害発生時における上富良野郵便局と上富良野町の協力に関する協定

災害発生時における上富良野郵便局と上富良野町の協力に関する協定

上富良野町内郵便局（以下「甲」という。）と上富良野町（以下「乙」という。）は、課上富良野町内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互協力し、必要な対応を円滑に遂行するために、次のとおり協定する。

（定義）

第１条　この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２３３号）第２条第１項に定める被害をいう。

（協力要請）

第２条　甲及び乙は、上富良野町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1)　郵便局ネットワークを活用した広報活動

(2)　被災者の避難先及び避難者リスト等の情報を相互に提供

(3)　甲が所有する車両を緊急車両等として業務に支障がない範囲で提供

(4)　郵便事業株式会社の災害特別事務取扱い、株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて各社から要請があった場合の取扱い

(5)　全各号に掲げるもののほか、要請があったもののうち協力できる事項

（協力の実施）

第３条　甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その、緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（会議）

第４条　甲は、業務の遂行に支障のない範囲内で、乙が開催する防災会議に出席する。

（訓練）

第５条　甲は、業務の遂行に支障のない範囲内で、乙が行う防災訓練に参加する。

（経費の負担）

第６条　第２条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

２　前項の規程により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害情報連絡体制の整備）
第７条　甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。
（情報の交換）
第８条　甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

（連絡責任者）
第９条　この協定に関する連絡責任者はそれぞれ次のとおりとする。
甲　郵便局株式会社上富良野郵便局長
乙　上富良野町防災担当課長

（協議）
第10条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

（有効期間）
第11条　この協定の有効期間は、平成20年11月１日から平成23年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がない時は、有効期間最終日から起算し、さらに１年間効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙双方が押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２０年１１月１日

甲　住所
上富良野町内郵便局
代表　郵便局株式会社　　上富良野郵便局長　小椋　雅博

乙　住所
上富良野町
代表　　上 富 良 野 町 長　尾岸　孝雄

「防災協定書の一部変更」に関する覚書

上富良野町内郵便局を「甲」とし、上富良野町を「乙」として平成２０年１１月　１日に締結した、災害発生時における上富良野町内郵便局と上富良野町の協力に関する協定(以下「原協定書」という。）の一部を次のとおり変更する。

変更内容

原協定書中、第１１条「有効期間」に関する条項について

「第１１条　この協定の有効期間は、平成 20 年 11 月１日から平成 23 年 3 月 31 日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がない時は、有効期間最終日から起算し、さらに１年間効力を有するものとする。」

を

「第１１条　この協定の有効期間は、平成 20 年 11 月１日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がない時は、有効期間最終日から起算し、さらに１年間効力を有するものとする。」

に変更する。

なお、他の条項については、原協定書のとおりとする

本覚書は、平成２４年　3月２７日から効力が発生するものとし、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通ずつ原協定書と共に保管する。

平成２４年3月２７日

甲　住所
上富良野町大町１丁目１番２号
上富良野町内郵便局
代表　郵便局株式会社　　上富良野郵便局長　小椋　雅博

乙　住所
上富良野町大町２丁目２番１１号
上富良野町
代表　　上 富 良 野 町 長　向山　富夫

災害発生時における上富良野町と上富良野町内郵便局の協力に関する協定

北海道上富良野町（以下「甲」という。）と上富良野町内郵便局（以下「乙」という。）は、上富良野町内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために、次のとおり協定する。

（定義）

第１条　この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に定める被害をいう。

（協力要請）

第２条　甲及び乙は、上富良野町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1) 緊急車両等としての車両の提供
（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）

(2) 地方公共団体又は当社が収集した被災者の避難所開設状況及び（同意の上で作成した）避難者リスト等の情報の相互提供

(3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動

(4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
ア　災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
イ　被災者が差し出す郵便物の料金免除
ウ　被災地あて救助用郵便物等の料金免除
エ　被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の地方公共団体等への情報提供

(6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置

(7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い

(8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（協力の実施）

第３条　甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第４条　第２条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

２　前項の規程により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害情報連絡体制の整備）

第５条　甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（情報の交換）

第６条　甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

（連絡責任者）

第７条　この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲　上富良野町　防災を担当する課長

乙　上富良野郵便局長

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、平成２６年４月１日から平成３１年３月３１日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算してさらに１年間効力を有するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方が押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２６年３月１２日

甲　住所　空知郡上富良野町大町２丁目２番11号
上富良野町
代表　上富良野町長　向山　富夫　印

乙　住所　空知郡上富良野町大町１丁目１－２
上富良野町内郵便局（上富良野郵便局、東中郵便局）
代表　日本郵便株式会社　北海道支社長　佐藤　恭市　印

日本水道協会北海道地方支部道北地区協議会
災害時相互応援に関する協定

（趣旨）

第１条　この協定は、地震、異常渇水等による水道災害において、日本水道協会北海道地方支部道北地区協議会（以下「地区」という。）が、被災都市の速やかな給水能力の回復のため地区管内の各会員相互間で行う応援活動について、必要な事項を定める。

（会員の責務）

第２条　地区管内において水道施設に被害が発生した場合は、会員は、この協定の定めるところにより、被災会員に対し、当該被害の復旧にあたり、全面的に協力する責務を負う。なお、日本水道協会北海道地方支部（以下「地方支部」という。）から応援の要請があった場合においても地区の長（以下「区長」という。）の要請に基づき応援協力をすることとする。

（ブロックの設置）

第３条　地区管内の各会員を第１ブロック、第２ブロック、第３ブロック①、第３ブロック②、第４ブロック①，第４ブロック②，第５ブロックの７ブロックに分け，各ブロックに代表都市を設置する。

（応援要請内容）

第４条　応援要請の手順は、次の各号による。

(1) 各会員は、その属するブロックの代表都市へ応援する。

(2) 代表都市は、ブロック内の他の会員に応援を要請し、さらに必要と認めたときは、区長都市へ応援を要請する。

(3) 区長都市は、地区管内の他のブロックの代表としに応援を要請し、さらに必要を認めたときは、地方支部へ応援を要請する。

（応援要請内容）

第５条　応援の要請は、次の事項を明らかにし、口頭、電話又は無線等の伝達手段を用いて行い、後日、様式により速やかに要請先まで提出する。

(1) 災害の状況

(2) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量

(3) 必要とする職員の職種別人員

(4) 応援の場所及び応援場所への経路

(5) 応援の期間

(6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援活動の種類）

第６条　会員が行う応援活動は、おおむね次のとおりとする。

(1) 応急給水作業

(2) 応急復旧作業

(3) 応急復旧用資材の供出

(4) 工事業者のあっせん
(5) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

（応援要員の派遣）
第７条　応援要員を派遣するときは、被災状況に応じ給水用具、作業用工器具、衣類、食料その他日用品のほか野外で宿営できるようにテント、シュラフ、携行電灯、カメラなどを携行させるものとする。
２　派遣応援要員は、被災会員の指示に従って作業に従事する。
３　派遣応援要員は、会員を表示した腕章等を着用する。

（応援要員の受入）
第８条　応援活動が迅速かつ適切に遂行できるようにするため、被災会員は応援要員の宿泊施設及び応援車両の集合場所等を指定するものとする。

（費用の負担）
第９条　この協定に基づく応援に要する費用は、応援要員に係る基本的な人件費及びその他法令に別段の定めがあるものを除くほか、原則として被災事業体が負担するものとする。

（会員以外への協力）
第 10 条　会員は、地方支部管内の会員以外の水道事業体が災害により被災したときは、前各条に準じ応急給水等の協力に努めるものとする。

（委任）
第 11 条　この協定の実施に関し必要な事項については、区長が別に定める。

附　則
１　この協定は、平成 11 年１月８日から施行する。
２　この協定第３条の代表都市は次のとおりとし、第２ブロックの代表都市は、区長都市（旭川市）とする。
第１ブロックは稚内市、第３ブロック①は名寄市、第３ブロック②は士別市、第４ブロック①は富良野市、第４ブロック②は留萌市、第５ブロックは深川市とする。
３　この協定の細部に関しては、平成 10 年７月１日締結の日本水道協会北海道地方支部災害相互応援に関する指針等を準用する。
４　この協定の成立を証するため本書 33 通を作成し、道北地区協議会区長、ブロック代表都市及び各会員記名押印の上、各自その一通を保有する。

平成 10 年 12 月１日

日本水道協会北海道地方支部道北地区協議会区長
旭川市長　　菅　原　功　一

日本水道協会北海道支部道北地区協議会第４ブロック①代表都市
富良野市長　　高　田　忠　尚
第４ブロック①　　上富良野町長　尾　岸　孝　雄

5−3−4　道路提供サービスに関する覚書

道路提供サービスに関する覚書

上富良野町（以下「甲」という。）と上富良野郵便局（以下「乙」という。）とは、乙が業務途上で収集した道路損傷状況等に関する情報の提供について、甲に提供することについて、次のとおり覚書を交わす。

（乙が提供する情報）
第１条　乙が提供する情報は、乙が上富良野町内を巡回する際に収集した道路状況等に関する情報を甲に提供する。
（情報の内容）
第２条　乙が甲に提供する情報の内容は、次のとおりとする。
（１）道路の走行等に危険な段差・亀裂・陥没等
（２）道路案内標識等の倒壊・き損等
（３）街路灯等の倒壊・き損等
（４）街路樹等の倒壊等
（５）その他通行障害等交通事故防止に関する情報
（情報の提供時期）
第３条　乙は、甲に対し別紙により毎週月曜日（祝日等の場合は、その翌日）とする。
ただし、緊急を要すると認められる情報については都度提供する。
（情報提供手段）
第４条　甲・乙間における情報提供手段は、原則として郵送によるものとする。
ただし、緊急を要すると認められる情報は電話・ファクシミリにより通報する。
（対応及び処理状況等の報告）
第５条　甲は、乙から提供を受けた情報に関し、関係機関との対応及び処理状況等を乙に報告するものとする。
（プライバシーの保護）
第６条　プライバシーの侵害となる情報の提供は行わないものとする。
（連絡責任者）
第７条　この連絡に関する責任者は甲においては上富良野町道路河川課長、乙においては上富良野町郵便局長副局長とする。
（有効期間）
第８条　この覚書は、覚書締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が１か月以上前に文書を持って覚書の終了通知をしない限りその効力は維持するものとする。
（協議）
第９条　この覚書に定めのない事項及び覚書に疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この覚書を証するため本書２通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成 11 年 12 月１日

甲　空知郡上富良野町大町２丁目２番 11 号
上富良野町長　　尾　岸　孝　雄

乙　空知郡上富良野町大町１丁目１−２
上富良野町郵便局長　　新　国　洋　靖

別紙１

道路損傷状況のお知らせ

平成　　年　　月　　日

上富良野町長　殿

上富良野郵便局長

標記について、下記のとおり道路の損傷等を発見したので情報提供します。

記

項　目	内　　容
発見日時	平成　　年　　月　　日（　　）　　時　　分ころ
道路損傷 状 況 等	
発見場所 （位置略図 など記入）	

災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定書

上富良野町（以下「甲」という。）と北海道コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、北海道と乙との間で平成 18 年 12 月 22 日付締結した「災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定」（以下「防災協力協定」という。）に基づき、甲の地域において災害対応型自動販売機により取り組む協働事業について、次のとおり協定を締結する。

（目的・協働事業）

第１条　本協働事業は、防災協力協定に基づき、地域及び住民の安全・安心の補完、平常時からの防災意識の高揚による地域防災力の強化並びに地域振興活動の充実を目的として、乙保有のネットワーク接続された災害対応型自動販売機（電光掲示機能搭載型）を通して、次のサービスを提供するものである。

(1)　災害対応型自動販売機の電光掲示板による甲の地域情報、行政情報、災害情報、気象情報等（以下「情報」という。）の提供。

(2)　甲の災害基準により対策本部が設置された場合などの緊急時（以下「緊急時」という。）における災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供（以下「商品提供」という。）

（情報提供に関する事項）

第２条　災害対応型自動販売機の電光掲示板に掲示する情報の管理は甲が行うこととし、これによって生じる責任については、乙は一切負わないものとする。

２　電光掲示板の保全に要する費用及び電光掲示情報の送信等に係る費用は乙が負担するものとする。

（商品提供に関する事項）

第３条　乙は、緊急時の認定及び商品提供の実行権限を甲に委任するものとする。乙がその商品提供の開始時期を決定した場合は、可能な限り事前に電話等にてその旨を乙に報告するものとし、後日速やかに報告書（様式１）を乙に提出するものとする。

（災害対応型自動販売機の設置施設）

第４条　災害対応型自動販売機の設置施設は、別紙のとおりとする。

２　甲は、災害対応型自動販売機での情報提供及び商品提供を行うために乙より貸与された「認証キー」等を、善良たる管理者の注意をもって保管するとともに、紛失した場合は甲が実費弁償するものとする。

（連絡先）

第５条　甲及び乙の連絡先は、次のとおりとする。

（甲の連絡先の表示）

名称	電話番号
上富良野町　総務課	０１６７－４５－６４００
当直（休日・緊急時）	０１６７－４５－６４００

（乙の連絡先の表示）

名称	電話番号
富良野販売課（代表）	０１６７－２２－４３４３
富良野販売課（衛星携帯）	０９０－６６９０－０８６０
本社総務部（夜間・休日／衛星携帯電話）	０９０－１０１７－０１３８

（守秘義務）

第６条　甲、乙は協働事業の遂行にあたり、知り得たすべての情報及び相手方の営業上の秘密を、その目的・手段を問わず、第三者に漏洩してはならない。ただし、次に掲げる情報はこの限りではない。

(1)　開示又は知得の際、既に公知・公用となっているもの

(2)　開示又は知得の際、自己が所有していたもの

(3)　正当な権限を有する第三者から入手したもの

２　前項に定める義務は、この協定の有効期間満了後も有効に存続するものとする。

（効力）

第７条　この協定の有効期間は締結の日から１年間とし、有効期間満了までに甲乙双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは１年間更新されるものとし、以降同様とする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成２２年３月２５日

甲　　空知郡上富良野町大町２丁目２番１１号
上富良野町長　　向　山　富　夫

乙　　札幌市清田区清田一条一丁目２番１号
北海道コカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長　　・　野　中　原

（別紙）

災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定
第４条に基づく災害対応型自動販売機の設置施設

災害対応型自動販売機の設置施設の表示（上富良野町）

設　置　施　設　名	所　　在　　地
上富良野町ラベンダーハイツ　特別養護老人ホーム 1Ｆ ロビー	空知郡上富良野町西１線北２４号

以　上

（様式１）

災害対応型自動販売機　商品提供報告書

平成　　年　　月　　日

北海道コカ・コーラボトリング株式会社
富 良 野 販 売 課 長　　殿

上富良野町○○課○○○（担当○○）印

平成２２年　　月　　日締結した災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定第３条第１項の規定に基づき、貴社災害対応型自動販売機内在庫商品の無償提供を行いましたので、ご報告いたします。

● 災害内容

● 商品提供時間
平成○○年○○月○○日　○○時 ～平成○○年○○月○○日　○○時

● 商品提供を行った災害対応型自動販売機

設置施設名	所在地	マシンＮＯ.

以　上

北海道地方における災害時の応援に関する申合せ

北海道開発局長（以下「甲」という。）と、上富良野町長（以下「乙」という。）は災害時において、甲から乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のとおり申合せを行う。

（目的）

第１条　この申合せは、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等に被害が発生した場合に、被害の拡大や二次災害の防止に資するため、甲が被災直後の緊急的な対応（以下「応援」という。）を実施することにより、国民の安全・安心を確保し、もって民生の安定を保持することを目的とする。

（定義）

第２条　この申合せにおいて、「大規模自然災害発生時」とは、地震、津波、風水害、土砂災害、雪害、火山噴火等の自然災害により社会的な影響が大きい重大な被害が発生した場合をいう。

２　この申合せにおいて、「管轄開発建設部」とは、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等を管理する甲の機関である開発建設部をいう。

（応援の要請）

第３条　乙は、大規模自然災害発生時に、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等に被害が発生し、甲による応援が必要と判断した場合は、電話またはファクシミリ等により甲に応援を要請することができる。

（応援の実施）

第４条　甲は、次の各号に掲げる場合において、乙に対して応援を実施することができるものとする。

（１）大規模災害発生時に、乙から応援の要請を受けた場合

（２）大規模災害発生時に、乙から応援要請がない場合であっても、被災状況によっては特に緊急を要し、かつ要請をまついとまがないと甲が認め、独自に応援を行うと判断した場合

（３）その他、特に甲が緊急に応援を実施する必要があると認めた場合

２　甲が独自の判断により応援を実施する場合には、乙に対して応援内容を速やかに通知するものとする。

（応援の内容）

第５条　前条に基づく甲の応援の内容は、次の各号に掲げるものとする。

（１）土木施設等の被害状況の把握

（２）二次災害の防止に資する応急措置の準備（資機材の運搬、被災箇所の監視、進入路の確保等）

（３）その他、甲が緊急に応援を実施する必要があると認めるもの

（費用負担）
第６条　乙の要請に基づく甲の応援の実施に要する経費は、他に特段の定めのある場合を除き、原則として乙の負担とする。ただし、乙の負担を求めることが困難又は不適当な場合は、相互に協議するものとする。

（相互の情報交換）
第７条　甲、乙及び管轄開発建設部は、災害時の協力が円滑に実施されるよう、平時から緊急時の連絡体制等に関する情報交換を行うものとする。

（他の協定との関係）
第８条　この申合せは、乙が既に締結している他の相互応援に関する協定等による応援及び新たな相互応援に関する協定等の締結を妨げるものではない。

（その他）
第９条　この申合せに疑義を生じたとき、又はこの申合せに定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議の上定めるものとする。

（適用）
第１０条　この申合せは平成２２年５月２８日から適用するものとする。

平成２２年５月２８日

甲　　北海道開発局長

乙　　上 富 良 野 町 長

災害等の発生時における上富良野町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定

上富良野町（以下「甲」という）と北海道エルピーガス災害対策協議会（以下「乙」という。）は、上富良野町の区域内に災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害等の発生時」という。）における応急・復旧活動の支援に関して必要な事項を定め、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第１条　この協定における「災害等」とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１項に定める災害、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成１６年法律第１１２号）第２条第４項に定める武力攻撃災害及び緊急対処事態（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成１５年法律第７９号）第２５条第１項に規定する緊急対処事態をいう。）により直接又は間接に生じる人的又は物的災害をいう。

（協力体制の確保）

第２条　災害等の発生時に必要な応急・復旧活動を行うため、甲は、乙に対し情報提供及び第４条の規定による要請を行うこととし、乙は、それを受け乙の会員事業者に対して必要な指示を行うものとする。

（応急・復旧活動支援の範囲）

第３条　この協定の対象となる応急･復旧活動支援とは､次に掲げるものとする。

(1)　被災場所におけるＬＰガスの被害状況及び復旧状況の情報提供
(2)　被災場所における応急措置及び復旧工事
(3)　避難場所へのＬＰガスの供給及び供給に必要な関連機器の設置工事
(4)　ＬＰガス供給停止が長期となった場合の簡易コンロ等の手配
(5)　大規模火災現場におけるＬＰガス設置の撤去等の安全対策
(6)　その他甲が必要とする要請事項

（応急・復旧活動の支援要請）

第４条　甲は、災害等の発生時に必要があると認めるときは、乙に対し応急・復旧活動の支援を要請できるものとする。要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出す

るものとする。

（災害対策本部会議等への参加）

第５条　乙は、甲の要請があった場合、甲が設置する上富良野町災害対策本部会議、上富良野町国民保護対策本部会議又は防災関係機関情報連絡本部等にその職員を出席させ、又は派遣するものとする。

（応急・復旧活動支援の実施）

第６条　乙は、甲の要請により応急・復旧活動の支援を行う場合、積極的な協力に努めるものとする。

（費用の負担）

第７条　乙が甲の要請による応急・復旧活動の支援に要した費用（人件費は除く。）は原則として甲が負担する。

２　前項の費用は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

３　乙が要した費用の支払い方法等は、甲乙協議によるものとし、甲はその支払に責任を負うものとする。

（災害補償）

第８条　甲の要請により応急・復旧活動の支援業務に従事した者が、その業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の会員事業者が使用者責任において行うものとする。

（損害の負担）

第９条　乙が甲の要請による応急・復旧活動の支援を行ったことにより生じた物的損害の負担について、その割合は、その都度、甲乙協議し定めるものとする。

（防災意識の向上）

第10条　乙は、その協議会活動を通じて、ＬＰガスの備蓄、緊急時対応設備の整備を日常的に行うほか、甲が行う防災訓練に参加するなど、会員の防災意識の向上に努めることとし、甲は、乙に対して必要な協力を行うものとする。

（協議事項）

第11条　この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）
第12条　この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自１通を保有する。

平成２２年　７　月　５　日

甲　空知郡上富良野町大町２丁目２番１１号
上富良野町
上富良野町長　　向山　富夫

乙　旭川市永山３条１８丁目１－１１
北海道エルピーガス災害対策協議会
現地本部長　八田　光永

災害時協力協定書

上富良野町（以下「甲」という。）と一般財団法人北海道電気保安協会（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、上富良野町において自然災害や重大事故が発生した場合、及び、発生するおそれがある場合の、甲の電気使用設備の安全点検・検査の実施について定め、上富良野町における迅速かつ円滑な災害復旧活動に資することを目的とする。

（対象となる災害）

第２条　この協定の対象となる災害は、台風、地震等の自然災害及び大規模停電、大規模火災・爆発等の重大事故が発生した場合、及び、発生するおそれがある場合で、甲が乙に対して協力を要請する必要があると認めた災害とする。

（応急対策活動の内容）

第３条　この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策活動は、次のとおりとする。

（１）公共施設の電力復旧のために必要な調査等の応急対策活動

（２）公共施設の電力復旧工事の監督、指導及び検査

（３）その他、甲が必要と認める応急対策活動

（協力要請）

第４条　甲は、前条の応急対策活動の実施について、乙に対し、次に掲げる事項を記載した文書をもって協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（１）応急対策活動の実施期間及び場所

（２）応急対策活動の内容

（３）その他必要な事項

２　乙は、前項の規定による要請を受けた場合は、甲に協力するものとする。

（実施報告）

第５条　乙は、前条の規定により応急対策活動を実施した場合は、甲に対し、次に掲げる事項を文書により報告するものとする。ただし、緊急の場合は口頭で報告し、その後速やかに文書を提出するもとする。

（１）応急対策活動の実施期間及び場所

（２）応急対策活動の内容

（３）その他必要な事項

（費用負担）

第６条　乙が緊急対策活動に要した費用は、乙が負担する。ただし、資材等の材料費は甲の負担とする。

（公務災害補償）

第７条　乙は、応急対策活動の実施にあたっては、職員が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受けるための手続きをあらかじめ実施する。

（協定の有効期限）

第８条　この協定の有効期限は、締結の日から平成２４年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の３０日前までに、甲又は乙から文書を持って協定終了の意思表示をしない限り期間満了の日の翌日から１年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（その他）

第９条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して決定する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成２３年 ６ 月 ３ 日

空知郡上富良野町大町２丁目２番１１号

甲　上 富 良 野 町

上富良野町長

札幌市西区発寒６条１２丁目６番１１号

乙　一般財団法人　北海道電気保安協会

理事長

災害時における隊友会の協力に関する協定書

上富良野町（以下「甲」という。）と公益社団法人隊友会、旭川地方隊友会上富良野支部（以下「乙」という。）は、大規模災害等から、地域住民の生命、身体及び財産を守るために行う協力（以下「協力」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目　的）

第１条　この協定は、町内において噴火、地震、風水害、雪害その他大規模災害等発生のため、協力の必要性が生じ、又は発生の恐れがある場合（以下「災害等」という。）において、甲が乙に対して協力を要請する際に必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第２条　甲は、災害等において災害対策本部（以下「本部等」という。）を設置した場合、乙の協力が必要であると認められるときは、乙に対し次の事項について協力を要請することができる。

(1)　災害、安否及び生活情報の収集・伝達の補助
(2)　給水及び炊き出し、その他の救助活動の補助
(3)　避難所の開設及び運営の補助
(4)　瓦礫の撤去及び清掃、又は防疫の補助
(5)　物資・資材等の輸送及び配分の補助
(6)　その他、甲が必要と認める業務の補助

（協力の要請等）

第３条　甲が、乙に対して前条各号に定める協力を要請するときは、文書により行うものとする。ただし、文書による要請のいとまがないときは、口頭で要請し、じ後、速やかに文書を送付するものとする。

２　乙は、甲の要請に可能な範囲で協力するものとする。

３　甲は、乙に対して要請した協力の必要がなくなったときは、速やかに文書により乙に通知するものとする。

（安全の確保）
第４条　甲は、要請を受けて協力する乙の会員に対し、その協力の内容に応じ安全の確保に十分配慮するものとする。
２　甲が、協力要請を行う場合は、乙に対して協力実施地域の被災状況及び交通規制等の情報を提供するものとする。

（会員の移動手段）
第５条　甲の要請により、乙の会員が協力実施地域に移動する手段は、原則として乙が行うものとする。この際甲は、乙の会員の移動が円滑なものとなるよう必要な措置を講ずるものとする。
ただし、乙による移動手段の手配が困難な場合は、甲が行うものとする。

（会員の受入）
第６条　甲は、乙の会員が指定した場所に到着後、乙の会員を直ちに受入れするとともに、乙の会員に必要な指示を行うものとする。
２　甲は、乙の会員を受入れたときは、乙に対して速やかに受入れ完了を通知するものとする。

（協力のための準備）
第７条　甲及び乙は、災害時における連絡体制等について、平常時より相互に通知しておくものとする。
２　乙は、甲から協力の要請に迅速・的確に応じるため、年度当初に会員数を把握するものとする。

（経費の負担）
第８条　乙が協力を行う際に生じる諸経費は、乙の負担とする。

（災害補償）
第９条　甲は、要請により協力した乙の会員が、その者の責に帰すことができない理由により死亡、その他の事故が生じたときは、「北海道災害応急措置業務従事者の損害賠償に関する条例」（昭和３８年北海道条例５６号）に準じ補償する。
ただし、他の法令により、療養その他給付若しくは補償を受けたとき、同一の事故については、その給付若しくは補償の限界において損害補償の責を免れる。

（平常時の活動）

第 10 条　甲及び乙は、協力が円滑に行われるように、平素から情報交換を行うものとする。

２　乙は、甲が実施する訓練等へ参加に努めるなど、防災意識高揚し、災害時に備える。又、甲は、乙の協力に必要な支援行うものとする。

（協　議）

第 11 条　この協定に定めのない事項又は協定内容に疑義が生じたとは、その都度、甲・乙協議して定めるものとする。

（有効期限）

第 12 条　この協定の有効期間は、協定を締結した日から１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了日の１ヶ月前までに、甲乙いずれからも文書をもって協定の終了を通知しないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して１年間この協定は延長されたものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２４年 ６ 月２６日

甲 上　富　良　野　町

町　　長　　向　山　富　夫

乙　　公益社団法人　隊友会　旭川地方隊友会　上富良野支部

支 部 長　　早　坂　吉　春

5－3－10　災害時の情報発信に関する相互応援協定書

災害時の情報発信に関する相互応援協定書

津市と上富良野町は、いずれかの地域において災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条１号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合における情報発信に関する相互の応援体制について、次のとおり協定を締結する。

（目　的）

第１条　この協定は、津市又は上富良野町において大規模な災害が発生し、被災した自治体（以下「被災自治体」という。）がサーバ・通信機器・通信回線の損壊等により、自治体ウェブサイトによる自前での情報発信が行えなくなった場合に備え、被害状況、避難所情報、ライフラインに関する情報等を、依頼を受けたもう一方の自治体（以下「応援自治体」という。）がウェブ上で代行発信することで、情報発信体制を維持する仕組みを構築することを目的とする。

（応援の手続き）

第２条　被災自治体は、この協定に基づく応援を要請するときは、次に掲げる事項を明確にして、利用可能な通信手段を用いて行うものとする。

⑴　災害の概要（種別、発生日時、場所等）
⑵　被害状況
⑶　避難所開設情報
⑷　ライフライン情報
⑸　その他必要な事項

（応援の実施）

第３条　応援自治体は、要請を受けた内容を、予めウェブ上に用意した情報媒体に掲載し、速やかな情報発信を行うものとする。

（応援協力要請解除）

第４条　機器等の復旧により代行発信業務を終了する場合は、被災自治体が応援自治体に対して応援協力要請解除の連絡を行う。

（連絡体制）

第５条　この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、あらかじめ相互応援のための連絡窓口及び連絡方法を定めておくものとする。

（訓練等の実施）

第６条　この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平常時における運用想定訓練を実施するものとする。

※この協定の遂行のため、もっとも有効的な方法を双方随時協議検討し、実施するものとする。

（疑義等の決定）

第７条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度両者が協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、両者が記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成　　年　　月　　日

津市西丸之内２３番１号
津市
　津　　市　　長

北海道空知郡上富良野町大町２丁目２番１１号
上富良野町
　上富良野町長

5−3−11　災害等における放送の協力に関する協定

災害等における放送の協力に関する協定

災害等における放送の協力に関し、上富良野町（以下「甲」という。）と株式会社ラジオふらの（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、上富良野町内において、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号で定義された災害及び大規模な事故等が発生した場合（以下「災害等」という。）、また発生するおそれがある場合において放送の協力に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（放送の協力）

第２条　甲は、災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、放送による住民への周知が必要と認めるときは、放送協力要請書（別紙様式）に掲げる事項を明らかにし、乙に協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はファクシミリ等により要請し、事後速やかに放送協力要請書を提出するものとする。

（放送の実施）

第３条　乙は、前条の規定により甲から放送の協力要請があったときは、特に業務上の支障その他やむを得ない事情のない限り、第１条の目的を達成するため、乙が自己の運営する放送局において、自己の所有する放送設備を使用して他の放送に優先して災害等の情報を速やかに放送（以下「緊急放送」という。）を実施するものとする。

２　甲は、緊急放送が必要であると判断した場合において、乙の通常時間外でやむを得ず連絡がつかない場合において、乙の協定先の災害緊急放送システムを利用し臨時放送（以下「緊急割込放送」という。）を実施するものとする。その場合、その実施日時及びその内容を文書により乙に事後報告をするものとする。

３　前項の実施にあたっては別途協力締結を行うものとする。

（費用の負担）

第４条　甲から協力要請に基づく放送に要した費用は、乙が負担する。

２　緊急放送実施により、同時刻に予定していた広告放送が実施できないときは、乙と当該広告依頼人との交渉により、その解決を図るものとする。

（連絡責任者）

第５条　放送の協力要請及び放送実施の連絡調整を円滑に行うため、甲乙双方においてそれぞれ連絡責任者を定める。

（協議）

第６条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第７条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、期間満了の日の１か月前までに、甲乙いずれからも協定解除の申出がない場合は、さらに１年間期間を延長する。以後の場合も同様とする。

この協定の締結を証するため本書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成　　年　　月　　日

甲　空知郡上富良野町大町２丁目２番１１号

上富良野町長　　印

乙　富良野市本町７番１０号

株式会社　ラジオふらの

代表取締役　　印

別紙様式

放　送　協　力　要　請　書

株式会社　ラジオふらの
　代表取締役　丸　山　一　敏　様

上富良野町長　向　山　富　夫

　災害等における放送の協力に関する協定第２条の規定により、下記のとおり放送の協力を要請します。

記

災害等の種類	
気象予警報の内容及び事象について	
防災上の注意事項又は要請事項	
その他の事項	
要請事項に関する問い合わせ先	電話　　－　　－

災害等における放送の協力に関する協定細目に関する協定

災害等における放送の協力に関する協定細目に関する協定に関し、富良野市（以下「甲」という。）と上富良野町（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、乙と株式会社ラジオふらの（以下「丙」という。）とが平成２５年３月２２日締結の災害等における放送の協力に関する協定（以下「放送の協力協定」という。）の第３条第２項の事項について、必要事項を定めることを目的とする。

（緊急割込放送実施の協力及び実施）

第２条　乙は、甲に対し放送の協力協定第３条第２項の実施が必要であると認めた場合、甲の災害緊急放送システムと丙の放送設備と連動させ、乙が必要とする情報を丙の放送に自動的に割込放送をすることとする。

２　乙は甲に対し放送の協力要請及び放送する内容を文書により要請するものとする。その連絡方法について、ファクシミリ等を利用するものとする。ただしその方法が使用できない場合は電話で連絡するものとし、事後速やかに依頼文を提出するものとする。

（連絡責任者）

第３条　放送の要請及び実施の連絡調整を円滑の行うために、甲乙双方においてそれぞれ連絡責任者を定める。

（協議）

第４条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

第５条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、期間満了の日の１カ月前までに、甲乙いずれからも協定解除の申出がない場合は、更に１年間期間を延長する。以後の場合も同様とする。

２　前項に関わらず、放送の協力協定が解除された場合はその効力を失うものとする。

この、協定の締結を証するため本証を３通作成し、甲乙記名押印のうえ、甲乙丙各１通を保有する。

平成２５年　３月２５日

甲　富良野市弥生町１番１号
富良野市長　　能　登　芳　昭

乙　空知郡上富良野町大町２丁目２番１１号
上富良野町長　向　山　富　夫

北海道総合行政情報ネットワークの管理運営に関する協定

北海道（以下「甲」という。）は、上富良野町（以下「乙」という。）とは、甲の設置する北海道総合行政情報ネットワークの設置、管理、運営及び経費負担について、次のとおり協定する。

（目的）

第１条　甲は、乙の所管する庁舎、施設内（以下「庁舎等」という。）に北海道総合行政情報ネットワークの通信設備（以下「通信設備」という。）を設置し、災害対策事務並びに行政事務に関する甲と乙との緊密な連携に資するものとする。

（施設の使用等）

第２条　乙は、通信設備の設置に要する庁舎等を甲に無償で使用させるものとする。

（通信設備の使用）

第３条　乙は、第１条の範囲内において、庁舎等に設置された通信設備を無償で使用することができる。

２　乙の地域を管轄する消防組織が乙の電話交換機に内線でせつぞうされている場合、当該消防組織は無償で通信設備を経由した通信を行うことができる。

（通信設備の管理）

第４条　乙は、通信設備の端末装置等を利用者として適切に管理するとともに、コンピューターウィルスの持ち込み防止など、通信設備の障害回避に努めるものとする。

２　甲は、通信設備を確実かつ安全に運用するため、必要なセキュリティ対策を講ずるほか、定期的に通信設備の点検を行うものとする。

３　前項の点検等の作業に際して、乙は、作業に要する範囲において便宜を供するものとする。

（経費の負担）

第５条　通信設備の維持管理に要する経費の負担は次のとおりとする。

(1)　甲が負担する経費。

ア　通信設備の維持管理に要する経費。

イ　機器の故障復旧に要する経費。

ウ　甲の都合により通信設備の変更工事をする場合の当該工事に要する経費。

ただし、ア及びイに係る経費のうち、乙の責によるものの経費は、乙の負担とする。

(2)　乙が負担する経費。

ア　通信設備に要する電気料金

イ　乙の都合により通信設備の変更工事をする場合の当該工事に要する経費。

ウ　乙の庁舎と消防本部を接続する専用回線に係る回線使用料金。

エ　通信設備の使用に要する消耗品費。

（ア）　用紙及びトナーカートリッジ。

（イ）　可搬型発動発電機のエンジンオイル、燃料、バッテリー補充液及びプラグ。
（ウ）　一斉指令用自動録音装置の録音テープ及び乾電池。

（設置場所の変更等）
第６条　乙は、庁舎の移転、改築等により通信設備の設置場所を変更しようとする場合は、あらかじめ甲に協議するものとする。

（協定の期間）
第７条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成２６年３月 31 日までとする。ただし、協定期間満了１ヶ月前に甲又は乙から特段の意志表示がないときは、協定期間満了の日の翌日から１年間、なおその効力があるものとし、以後、同様とする。

（協定に定めのない事項）
第８条　この協定に定めのない事項は、必要に応じ、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を２通作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自その１通を保有する。

附　則
この協定は、平成２５年４月１日から施行する。

平成２５年４月１日

甲　北海道
北海道知事　　高　橋　はるみ

乙　上富良野町
上富良野町長　向　山　富　夫

5－3－14　災害時における（石油類）燃料の供給等に関する協定書

災害時における（石油類）燃料の供給等に関する協定書

上富良野町（以下「甲」という。）と富良野地方石油業協同組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の大規模災害等、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）が発生し、又は発生のおそれがある場合並びに市町村等相互の応援措置を行う場合（以下「災害時等」という。）に必要な事項に関して、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第１条　災害時等において、甲は、乙及び乙の組合員（以下「乙等」という。）に対して、次の各号について協力を要請することができるものとする。

(1)　甲が指定する緊急車両等への燃料等の優先給油

(2)　甲が指定する災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設等への燃料等の優先提供

(3)　乙等が取り扱う物資（第１号及び第２号で規定する燃料を除く。）の供給及び要員の動員等

２　前項の要請は、「石油類燃料の供給等要請書」（別記第１号様式）によるものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

（支援の実施）

第２条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、やむを得ない事由がない限り、可能な範囲内において支援を実施するものとする。

ただし、乙は、通信の途絶等により甲が乙に要請できないと判断したときは、甲の要請を待たないで支援を実施するよう指導するものとする。

（報告手続）

第３条　乙等は、（第１条第１項第１号から第３号までの）協力を行った場合には口頭で甲に報告し、その後、速やかに「救援実施報告書」（別記第２号様式）を提出するものとする。

（経費の負担）

第４条　第１条第１項第１号から第３号までの規定により乙等が供給した燃料等の対価及び乙等が行った運搬の費用（以下「費用」という。）については、災害発生時直前における通常の価格を基準として、甲と乙等が協議のうえ決定するものとする。

（費用の支払）

第５条　甲は、乙等からの請求があったときは、その費用を速やかに支払うものとする。

（事故等）

第６条　乙等は、その燃料等の供給等に際し、やむを得ぬ事由が発生し供給等を中断したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

（損害の負担）

第７条　第１条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

（災害補償）

第８条　甲は、第１条の規定による業務に従事する乙等並びにその役員及び従業員について、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、「北海道災害応急措置業務従事者の損害賠償に関する条例」（昭和 38 年北海道条例 56 号）に準じ補償をする。

ただし、他の法令により、療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、同一の事故については、その給付若しくは補償の限度において損害補償の責を免れる。

（協力体制の構築）

第９条　甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために事務担当者名簿を作成し、相互に交換するとともに、平常時から防災に関し、必要な対策について協議するものとする。

２　甲は、災害時に、乙等が燃料等の供給能力を十分発揮できるよう、北海道の「中小企業者等に対する受注機会の確保に関する推進方針」に沿って、分離・分割発注の推進等について配慮するものとする。

（協定の有効期間）

第１０条　本協定の有効期間は協定締結日から１年間とし、有効期間満了までに、甲又は乙から特段の意思表示がないときは更新されるものとする。

（協議）

第１１条　この協定に定めがない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するための本書２通を作成し、甲乙記名の上、各１通を保有するものとする。

平成　　年　　月　　日

甲

乙

5－3－15　災害時等におけるレンタル機材の提供に関する協定書

災害時等におけるレンタル機材の提供に関する協定書

上富良野町（以下「甲」という。）と株式会社共成レンテム上富良野営業所（以下「乙」という。）とは、災害時等におけるレンタル機材（以下「機材」という。）の提供に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、上富良野町区域内において災害対策基本法第２条第１号で定義された災害及び、大規模な事故等が発生した場合（以下「災害時等」という。)に甲と乙が相互に協力して災害時等における住民生活の早期安定を図ることを目的として、機材の提供に関する事項を定めるものとする。

（協力事項の発効）

第２条　この協定に定める災害時等の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

（協力の要請）

第３条　災害時等において機材を必要とするときは、甲は、乙に対して保有機材についての協力を要請するものとする。

２　甲の乙に対する要請の手続きは、機材提供に関する要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等をもって要請し、事後に機材提供に関する要請書を提出するものとする。

３　前項の規定する連絡を行うため双方の担当者及び連絡先について書面を持って周知するものとする。

（機材の品目）

第４条　甲が乙に提供要請する品目は、発電機、投光機、ストーブ、仮設トイレ、仮設ハウスのほか、乙が機材として保有又は調達できるものとする。

２　前項の規定の品目について、品目調達可能台数を必要に応じ、甲に提供するものとする。

（協力の実施）

第５条　乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、保有機材の優先提供及び運搬に対する協力等について積極的に努めるものとする。

２　乙は、甲の要請に的確に対応するため、保有機材の提供可能な体制を保持するものとする。

（機材の引渡し）
第６条　乙は、要請を受けたときは甲の指定する場所に機材を運搬し、甲の指定する職員の確認を受けて引き渡すものとする。
（費用の負担及び価格の決定）
第７条　乙が提供した機材に要する対価及び運搬の費用については、甲が負担する。
２　費用は、災害発生時直前における適正価格等を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

（費用の請求及び支払い）
第８条　乙は、機材及び運搬に要する費用を整理し、書面により甲に請求するものとする。
２　甲は、前項に基づき乙から費用の支払い請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

（協定に定めのない事項）
第９条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲と乙が協議をして決定するものとする。

（有効期限）
第 10 条　この協定は調印の日から施行し､甲又は乙が文書をもって終了を通知しない限りその効力を有する。

この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

平成２５年　６　月　５　日

甲　上富良野町長　向　山　富　夫

乙　株式会社共成レンテム上富良野営業所
所　長　　阪　本　俊　史

別記様式（第３条関係）

第　　号
平成　　年　　月　　日

株式会社共成レンテム上富良野営業所
所　長　　様

上富良野町長

機材提供に関する要望書

電話等連絡日時	年　月　日　時　分		
要請する機材の種類・数量	品　目	数　量	単　位
搬入先	所在地 名　称 現地担当者		
搬入希望日時	年　月　日　時　分		
連絡担当者	電話		
備考			

災害時における応急対策業務に関する協定書

上富良野町（以下「甲」という。）と道北電気工事業協同組合富良野支部（以下「乙」という。）は、上富良野町内で災害等が発生すると予測され、又は発生した場合（以下「災害時」という。）において、災害応急対策を迅速かつ円滑に行うため、甲の応急対策業務に関する乙の協力について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時における甲が所有する公共建築物等の機能の確保及び回復のほか、甲が必要と認める災害応急対策活動について、甲と乙が協力し、迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、前条の目的を達成するために、乙の協力が必要と認めたときは、乙に対し次に掲げる事項について協力を要請するものとする。

（１）　被災する恐れがある又は被災した甲が所有する施設の設備等の応急措置及び復旧に関すること。

（２）　前号に掲げるもののほか、甲が必要と認めた業務に関すること。

（要請）

第３条　前条の協定による要請は、次の各号に掲げる事項を明確にした災害応急対策業務協力要請書（様式第１号）により要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により要請し、事後に災害応急対策業務協力要請書を提出するものとする。

（１）　出動場所

（２）　災害の状況

（３）　応急対策業務の内容

（４）　その他必要な事項

（協力）

第４条　乙は、前条の要請を受けた場合は、やむを得ない事情がない限り、他の業務に優先して当該要請に応じるものとする。

（報告）

第５条　乙は、甲の要請した応急対策業務を実施したときは、次に掲げる事項を明確にした災害応急対策業務報告書（様式第２号）により甲に報告するものとする。

（１）　従事期間

（２） 従事者数
（３） 使用資機材の種類及び数量
（４） その他必要な事項

（費用負担）
第６条　乙が甲の要請による応急対策業務に要した費用は、甲が負担するものとする。
甲が負担する費用は、災害発生直前における適正価格を基準として甲乙協議の上で決定するものとする。

（情報交換）
第７条　甲乙は、定期的にこの協定に係る各種情報を交換し、災害時に円滑な運用が出来るよう努めるものとする。

（有効期間）
第８条　この協定の有効期間は平成２５年８月１日から平成２６年７月３１日までとする。ただし、有効期間満了の１ヶ月前までに、甲乙いずれからも何らかの意思表示がないときは、有効期間満了の翌日から起算して１年間有効を有するものとし、以後同様とする。

（協議）
第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２５年７月２６日

上富良野町
甲　　上富良野町長　　向山　富夫

富良野市若葉町６番１５号
乙　　道北電気工事業協同組合　富良野支部
支部長　　一戸　雄司

様式第１号

災害応急対策業務協力要請書

協力要請日時	
活動場所	
現場責任者	
災害状況	
要請資機材の種類 数量・人員等	
応急対策業務内容	
上富良野町担当者	

上記により災害応急対策業務の協定を要請します。

道北電気工事業協同組合　富良野支部　支部長　様

上富良野町長

様式第２号

平成　　年　　月　　日

上富良野町長　　様

災 害 応 急 対 策 業 務 報 告 書

平成　　年　　月　　日に要請されました災害応急対策業務の実施状況について、別紙業務完了報告書のとおり報告します。

業　務　完　了　報　告　書

業務名	
着手年月日 平成　　年　　月　　日	完了年月日 平成　　年　　月　　日

上記業務は次の成果品のとおり完了したので報告いたします。

品　　名	規　格	呼　称	数　量	備　　考
以下別紙のとおり				

平成　　年　　月　　日

（あて先）上富良野町長

受　理

受託者　　住　所

氏　名　　㊞

5−3−17　「かみかわの絆１９」～上川管内町村広域防災に関する決議～

「かみかわの絆１９」

～上川管内町村広域防災に関する決議～

鷹栖町・東神楽町・当麻町・比布町・愛別町・上川町・東川町・美瑛町・上富良野町・中富良野町・南富良野町・占冠村・和寒町・剣淵町・下川町・美深町・音威子府村・中川町・幌加内町（以下「提携町村」という。）は、防災に関して次のとおり決議する。

（目　的）

第１条　この決議は、平常時及び災害時における防災に関して国、道、市と連携を図るとともに、提携町村が相互に協力することにより、災害対策の強化並びに災害が発生した場合における迅速な応急活動を実施して被害の軽減を図り、もって提携町村住民の福祉の増進に資することを目的とする。

（平常時における相互協力）

第２条　提携町村は、平常時における災害の予防その他防災対策の充実を図るため、次の各号に掲げる事業について　　共同して実施若しくは相互協力に努めるものとする。

（１）地域防災計画その他各提携町村が作成又は取得した防災に関する資料及び情報の提供並びに共同研究等
（２）各提携町村が実施する防災訓練への協力参加
（３）情報伝達等の通信訓練その他の訓練の共同実施
（４）提携町村の職員及び住民を対象とした研修会、講演会その他防災に関する催事の共同開催
（５）被災時事務の共通化の推進並びに災害時医療体制その他広域的な対応が必要な事項の調整及び調査研究
（６）備蓄物品、資材等に関する情報交換、共同購入等
（７）その他この決議の目的達成のため有効な事業

（災害時における相互協力）

第３条　提携町村において災害が発生し、災害を受けた町村（以下「被災町村」という。）が独自では十分な応急措置が困難な場合においては、提携町村が加入する「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」及び「北海道広域消防相互応援協定」その他の災害応援協定に定めるもののほか、次条以下に定めるところにより、他の提携町村に対して応援を要請することができるものとする。

２　応援を要請された町村（以下「応援町村」という。）は、自己の区域内の災害に対する応急措置を実施する必要がある場合等、真にやむを得ない事情がある場合を除き救援に努めるものとする。

（応援の種類）

第４条　応援の種類は次のとおりとする。

（１）食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供又はあっ旋
（２）救援及び救助活動に必要な車両等の提供又はあっ旋
（３）被災者の救出、医療、防疫並びに応急復旧に必要な医薬品等の物資及び資機材の提供又はあっ旋
（４）救援及び応急復旧に必要な職員の派遣
（５）被災者の受入れ
（６）物資等供給拠点及びボランティア活動などの支援
（７）被災地における行政事務の支援
（８）前各号に掲げるもののほか、要請のあった事項

（応援要請手続）

第５条　被災町村が応援の要請をする場合は、次の事項を明らかにして、第９条第１項に定める連絡担当部局に対して電話又は電信により要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

（１）被害の状況

（２）前条第１号から第３号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資、車両、資機材の種類、品名及び数量

（３）前条第４号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人数及び業務内容

（４）前条第５号に掲げる応援を要請する場合にあっては、世帯数及び人数

（５）応援場所及び応援場所への経路

（６）応援の期間

（７）その他必要な事項

（応援のため派遣された職員の指揮）

第６条　応援のため派遣された職員は、原則として被災町村の町長又は村長の指揮の下に活動するものとする。

（経費の負担）

第７条　応援に要する経費の負担区分は、次のとおりとする。

（１）第４条第１号から第３号及び第５号から第７号に掲げる応援の経費については、原則として被災町村の負担とする。

（２）第４条第４号に掲げる応援の経費については、応援町村の負担とする。

（３）第４条第８号に掲げる応援の経費については、要請の内容に基づきその都度協議する。

（応援の自主出動）

第８条　災害が発生し、被災町村との連絡が取れない場合又は緊急を要する場合で、応援を行おうとする町村が必要と認めたときは、関係職員で構成する情報収集班を派遣し、被災地の情報収集を行なうとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

２　前項の応援に要した費用の負担については、原則として応援町村の負担とし、その他の経費については、前条の規定を準用する。

（連絡担当部局）

第９条　提携町村は、この決議に基づく相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

２　連絡担当部局は、応援の円滑化を図るため、災害が発生したときは、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

３　この決議の目的を達成するため、連絡担当部局の会議を開催する。

（決議の効力）

第 10 条　各提携町村は、この決議のほかに民間企業等と防災に関する協力の提携をする際には、他の提携町村に効力が及ぶよう当該民間企業等に働きかけるものとする。

２　前項の場合において、協定を締結した場合は、各提携町村への情報提供に努める。

（その他）

第 11 条　この決議の実行に関して必要な事項及びこの決議に定めのない事項は、提携町村が協議して定めるものとする。

この決議を証するため本書１９通を作成し、各町村の町長及び村長の職印を押印の上、各１通を保有する。

平成２６年　２月１４日

鷹栖町長　谷　　寿 男

東神楽町長　山 本　　進

当麻町長　菊 川 健 一

比布町長　伊 藤 喜代志

愛別町長　前 佛 秀 幸

上川町長　佐 藤 芳 治

東川町長　松 岡 市 郎

美瑛町長　浜 田　　哲

上富良野町長　向 山 富 夫

中富良野町長　木 佐 剛 三

南富良野町長　池 部　　彰

占冠村長　中 村　　博

和寒町長　奥 山　　盛

剣淵町長　早 坂 純 夫

下川町長　安 斎　　保

美深町長　山 口 信 夫

音威子府村長　佐 近　　勝

中川町長　川 口 精 雄

幌加内町長　守 田 秀 生

「かみかわの絆１９」～上川管内町村広域防災に関する決議～実施細目

（主　旨）

第１条　この実施細目は、「かみかわの絆１９」～上川管内町村広域防災に関する決議～（以下「決議」という。）第１１条の規定に基づき、決議の実行に必要な事項を定めるものとする。

（応援職員の公務災害等）

第２条　決議第４条第４号の規定により派遣した職員（以下「応援職員」という。）が、その応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援町村の負担とする。ただし、派遣場所において応急手当をした場合の経費については被災町村の負担とする。

（損害賠償責任）

第３条　応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、被災町村がその賠償責任を負う。ただし、応援職員の重大な過失により生じたもの及び被災町村への往復の途中において生じたものについては応援町村が賠償責任を負う。

（経費の負担方法）

第４条　決議第７条第１号の規定により、被災町村が負担すべき経費については、応援町村が一時繰替支弁するものとする。ただし、あっ旋した物質、資機材及び車両等の経費についてはこの限りではない。

２　応援町村は、前項により一時繰替支弁した経費について、次により算定した額を被災町村に請求する。

（１）物資及び貸与以外の資機材については、当該物資及び資機材の購入費（備蓄しているものを提供したときは、再調達価格）及び輸送費

（２）携行又は貸与した車両、機械器具、及び資機材については、借上料、燃料費（現地調達したものは除く）、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費（現地修理したものは除く）

３　前項に定める請求は、応援町村の町長及び村長名による請求書により、関係書類を添付して、被災町村の町長及び村長に請求する。

４　前２項の規定により難いときは、応援町村及び被災町村が協議して定める。

（応援職員の身分表示等）

第５条　応援職員は、応援町村名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

２　応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、装備及び当座の食糧等を携行するものとする。

（連絡担当部局）

第６条　決議第９条第１項に規定する連絡担当部局を定めたときは、当該部局名、責任者及び補助者の職・氏名並びに電話番号（勤務時間外の場合も含む）を、あらかじめ相互に通知するものとする。これを変更した場合も同様とする。

（事務局）

第７条　決議第２条及び第１１条に規定する事業並びに事務に関する事務局は、上川町村会事務局に置く。

5－3－18　災害時の応援に関する協定

災害時の応援に関する協定

財務省北海道財務局（以下「甲」という。）、北海道（以下「乙」という。）及び北海道内の市町村（以下「丙」）の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長（以下「丁」という。）は、北海道内で相当規模の災害が発生した場合において、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号、以下「法」という。）第 74 条の３の規定に基づく甲の乙又は丙に対する応援（以下「応援」という。）を円滑に行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、北海道内で相当規模の災害が発生した場合において、甲、乙及び丙の連携により初動時の情報収集、伝達を迅速に実施するほか、甲の乙及び丙への応援による各種業務の実施により、乙又は丙における円滑かつ迅速な災害復旧事務の遂行とともに民生の安定が図られることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定で、「相当規模の災害」とは、次の各号に掲げる災害をいう。

１　法第 24 条第１項に規定する非常災害対策本部又は法第 28 条の２に規定する緊急災害対策本部が設置された災害

２　災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）による救助の行われる災害

３　乙に法第 23 条に規定する災害対策本部が設置された災害のうち、特に乙が必要と認めるもの

（被害情報の収集・伝達）

第３条 相当規模の災害が発生した場合は、甲、乙及び丙相互に連絡し、情報の収集と伝達を行うものとする。

２ 甲、乙及び丙は、予め連絡体制を整備しておくものとする。

（支援の内容）

第４条 甲の応援により、甲が支援する業務の内容は、次の各号に掲げる事務及び作業とする。

１　避難施設運営補助（支援物資運搬、避難施設巡回等）

２　災害ボランティア及び支援物資等の受付事務

３　有価物（現金、保険証、貴金属等の遺失物）の分別等作業

４　り災証明書申請受付及び発行に関する事務

５　り災建物判定にかかる現地調査補助

６　その他乙又は丙の職員の指示に基づく災害応急対策に関する事務及び作業

（応援の要請）

第５条 相当規模の災害が発生した場合において、乙又は丙が必要に応じ第４条に定める応援の要請を行う場合は、甲に対し電話連絡等、口頭により要請を行い、事後速やかに要請内容を記載した文書を提出するものとする。

２　丙からの要請については、乙を経由するものとする。

（応援の実施）

第６条 甲は、乙又は丙から第５条に基づく要請を受けたときは、甲における業務継続可能な体制を考慮した上、可能な応援を行うものとする。

（自主応援）

第７条 甲は、乙若しくは被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であって必要があると認めるときは、自主的に又は乙との連携により、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援を行うものとする。

２ 自主応援については、第５条第１項の規定による要請があったものとみなす。
（費用負担）
第８条 甲の派遣に要する費用は、原則として甲が負担するものとする。
（その他）
第９条 この協定に定めのない事項に関しては、その都度、甲、乙及び丙が協議するものとする。

附 則

１ この協定は、平成 26 年３月 28 日から施行する。
２ この協定の締結を証するため、本書４通を作成し、甲、乙及び丁記名押印の上、各自１通を保有し、丁は丙に対し、その写しを交付するものとする。

6　施設・設備・備蓄

6-1　消防施設

管　轄　区　域　図

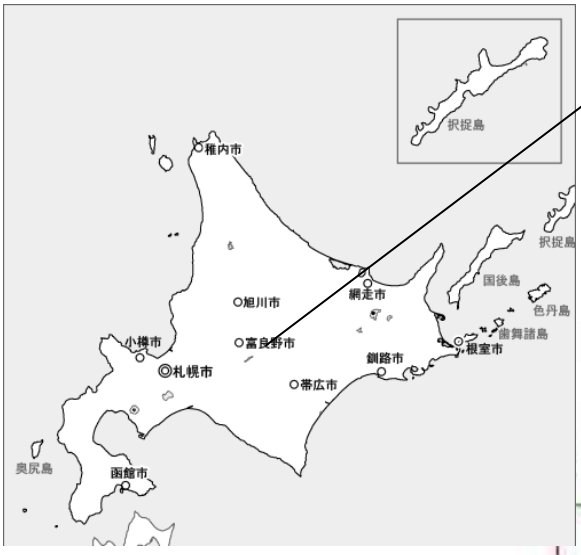

富　良　野　広　域　連　合	
凡例	◎消防本部 〇消防署・支署・出張所 ●消防団

◎富良野広域連合消防本部
〇上富良野消防署
●上富良野消防団本部・第１・３分団

●上富良野消防団第２分団（東中）

上富良野町

〇上富良野消防署中富良野支署
●中富良野消防団本部・第１・３分団

中富良野町

●中富良野消防団第２分団（旭中）

●富良野消防団第４分団
第２部（布礼別）

〇富良野消防署
●富良野消防団本部・第１分団

●富良野消防団第４分団
第１部（麓郷）

富良野市

●富良野消防団第５分団（布部）

〇富良野消防署山部出張所
●富良野消防団第３分団（山部）

●富良野消防団第２分団
第３部（老節布）

●富良野消防団第２分団
第１部（東山）

●富良野消防団第２分団
第２部（西達布）

南富良野町

●南富良野消防団第３分団（下金山）

〇富良野消防署南富良野支署
●南富良野消防団本部・第１分団

●南富良野消防団第４分団（金山）

●南富良野消防団第２分団（落合）

占冠村

●占冠消防団第２分団（トマム）

〇富良野消防署占冠支署
●占冠消防団本部・第１分団

消防庁舎の概要

	名　　称	所　在　地	構　　造	延面積（㎡）	建築年月日
上富良野町	消防本部 上富良野消防署	上富良野町 大町2丁目2番46号	RC造２階建 地下１階	1，333.00	S42.7.19
	消防団第１・３分団庁舎 防災車庫	上富良野町 大町2丁目2番46号	S造２階建	528.00	H18.12.14
	東中消防庁舎 消防団第２分団庁舎	上富良野町 東８線北１８号	Wモルタル一部 B造２階建	91.98	S55.11.21

消防水利保有状況

（H２５．４．１現在）

	防　火　水　槽	消　火　栓
上　富　良　野　町	３１	１６４

消防無線保有状況

	基　地　局	車載用移動局	携帯用移動局
消　防　本　部		１	１
上富良野消防署	かみふしょうぼう	１２	１２

消防車両保有状況＜消防本部・消防署＞

配　　置	車　　種			無線呼出名称	年　式	ポンプ種別
消防本部	指　令　車	ニッサン	ジープ	ふらのこういきほんぶしれい	H21	
	業　務　車	トヨタ	セダン		Ｈ３	
上富良野消防署	指　令　車	ニッサン	ジープ	かみふしれい	H21	
	タンク車	日　野	Ⅱ型	かみふたんく	H19	A-2
	大型水槽車	日　野	小型ポンプ付	かみふすいそう	H26	B-2
	高所救助作業車	日　野	地上高15.7m	かみふこうしょ	H19	
	救　急　車	トヨタ	高規格	かみふきゅうきゅう1	H21	
	救　急　車	トヨタ	2B	かみふきゅうきゅう2	H14	
	連　絡　車	トヨタ	ワゴン	かみふぎょうむ	H23	
	広　報　車	トヨタ	ミニバン	かみふこうほう	H18	
	雪　上　車	オオハラ	大型特殊		Ｈ元	

消防車両保有状況＜消防団＞

配　　置	車　　種			無線呼出名称	年　式	ポンプ種別
上富良野消防団	ポンプ車	トヨタ	CD-Ⅰ型	かみふだんぽんぷ１	H6	A-2
	ポンプ車	イスズ	CD-Ⅰ型	かみふだんぽんぷ２	H4	A-2
	タンク車	イスズ	Ⅱ型	かみふだんたんく	H5	A-1
	軽消防車	スバル	小型ポンプ付	かみふはんそう	H21	B-2

6-2　防災行政無線設置状況（移動系）

【400MHz】

種別	呼出名称	設置場所又は管理課
基地局（可搬）	ぼうさいかみふらの	建設水道課内
遠隔操作器		総務課内
		車両センター
		当直室
車載	ぼうさいかみふらの１	公用車・建設重機・バスに搭載
	ぼうさいかみふらの２	
	ぼうさいかみふらの４	
	ぼうさいかみふらの16	
	ぼうさいかみふらの17	
	ぼうさいかみふらの18	
	ぼうさいかみふらの19	
	ぼうさいかみふらの20	
	ぼうさいかみふらの21	
	ぼうさいかみふらの22	
	ぼうさいかみふらの23	
	ぼうさいかみふらの24	
	ぼうさいかみふらの25	
	ぼうさいかみふらの26	
	ぼうさいかみふらの27	
	ぼうさいかみふらの28	
	ぼうさいかみふらの29	
	ぼうさいかみふらの30	
	ぼうさいかみふらの41	
	ぼうさいかみふらの42	
	ぼうさいかみふらの43	
	ぼうさいかみふらの44	
	ぼうさいかみふらの45	
	ぼうさいかみふらの46	
	ぼうさいかみふらの47	
	ぼうさいかみふらの48	
	ぼうさいかみふらの49	
	ぼうさいかみふらの50	
	ぼうさいかみふらの51	
	ぼうさいかみふらの52	
	ぼうさいかみふらの53	
	ぼうさいかみふらの54	
	ぼうさいかみふらの55	
	ぼうさいかみふらの58	
施設設置（可搬型）	ぼうさいかみふらの３	吹上温泉保養センター
	ぼうさいかみふらの56	草分防災センター
	ぼうさいかみふらの57	泉栄防災センター
携帯型	ぼうさいかみふらの５	総務課基地調整室
	ぼうさいかみふらの６	総務課基地調整室
	ぼうさいかみふらの７	総務課基地調整室
	ぼうさいかみふらの８	総務課基地調整室
	ぼうさいかみふらの９	総務課基地調整室
	ぼうさいかみふらの10	総務課基地調整室
	ぼうさいかみふらの11	総務課基地調整室
	ぼうさいかみふらの12	総務課基地調整室
	ぼうさいかみふらの13	総務課基地調整室
	ぼうさいかみふらの14	総務課基地調整室
	ぼうさいかみふらの15	総務課基地調整室
	ぼうさいかみふらの32	総務課基地調整室
	ぼうさいかみふらの33	総務課基地調整室
	ぼうさいかみふらの34	総務課基地調整室
	ぼうさいかみふらの35	総務課基地調整室
	ぼうさいかみふらの36	総務課基地調整室
	ぼうさいかみふらの37	総務課基地調整室
	ぼうさいかみふらの38	総務課基地調整室
	ぼうさいかみふらの39	総務課基地調整室
	ぼうさいかみふらの40	総務課基地調整室

【150MHz】

種別	呼出名称	設置場所又は管理課
防災相互通信無線局	かみふらの１	消防大会議室
防災相互通信無線局	かみふらの２	消防大会議室

防災行政無線設置状況（同報系）

種別	識別信号	設置場所又は管理課
親局	ぼうさいかみふらの	役場内
遠隔操作器		災害対策本部内
遠隔操作器		消防通信室
屋外拡声器	EX- 1(大町拡声)	大町2丁目2番
	EX- 2(富町拡声)	富町1丁目3番
	EX- 3(西町拡声)	西町2丁目2番
	EX- 4(泉町拡声)	泉町3丁目4番
	EX- 5(中町拡声)	中町1丁目1番
	EX- 6(宮町拡声)	宮町1丁目3番
	EX- 7(緑町拡声)	緑町1丁目9番
	EX- 8(旭町１)	旭町1丁目1番
	EX- 9(丘町拡声)	丘町1丁目1番
	EX-10(旭町２)	旭町4丁目3番
	EX-11(東町拡声)	東町5丁目1番
	EX-12(東中拡声)	東8線北18号
	EX-13(日の出１)	日の出６
	EX-14(草分１)	草分三重の一
	EX-15(日の出２)	日の出４東
	EX-16(草分２)	草分６
	EX-17(草分３)	草分三重の一
	EX-18(草分４)	草分２
	EX-19(草分５)	草分１
	EX-20(草分６)	草分１
	EX-21(草分７)	草分２区更正
	EX-22(日新１)	日新
	EX-23(日新２)	日新
	EX-24(島津１)	基線北２３号
	EX-25(島津２)	東１線北２２号
戸別受信機		町内全戸

6－3　指定避難所一覧及び位置図

十勝岳火山噴火災害時における指定避難所

No.	避難所名	施設の区分	駐車場	収容可能人員	避難地域又は地区名
1	新井牧場 菊地（元白井）地先	高　台	なし		日新の一部
2	西2線北31号 一色地先(南)	高　台	なし		草分の一部
3	西2線北31号 一色地先(北)	高　台	なし		草分の一部
4	西3線北30号 広川 地先	高　台	なし		〃
5	西4線北31号 及川 地先	高　台	なし		〃
6	西5線北29号 伊藤 地先	高　台	20台		〃
7	西5線北27号 加藤 地先	高　台	なし		草分、日の出の一部
8	西1線北29号 内田 地先	高　台	なし		日の出の一部
9	西1線北29号 加藤 地先	高　台	なし		日の出、島津の一部
10	西3線北26号 小原 地先	高　台	なし		日の出、島津の一部
11	西3線北25号 高橋 地先	高　台	なし		草分、江花の一部
12	西2線北21号 北川 地先	高　台	なし		島津の一部
13	細野農場 菊地 地先	高　台	10台		日新の一部
14	基線北28号 橋本 地先	高　台	なし		日の出の一部
15	清富多世代交流センター	鉄筋平屋	10台	２００人	日新の一部
16	パティスリーメルシー地先	高台	100台		草分の一部
17	日東会館	木造平屋	20台	１５０人	日の出の一部
18	西小学校	鉄筋２階	20台	１，９００人	日の出、北町、扇町、泉町の一部
19	葬斎場	木造平屋	20台	６０人	島津の一部
20	ラベンダーハイツ	鉄筋平屋	20台	２００人	島津、光町の一部
21	明憲寺	木造平屋	20台	２２０人	西町、光町の一部
22	高田幼稚園	鉄筋２階	20台	６００人	栄町、中町の一部
23	ふらの農協上富良野支所	鉄筋３階	40台	１，４００人	栄町の一部
24	上富良野公民館	鉄筋２階	20台	２６０人	富町、錦町の一部
25	上富良野小学校	鉄筋２階	20台	２，３５０人	本町、宮町の一部
26	上富良野中学校	鉄筋３階	100台	２，３００人	本町、宮町の一部
27	上富良野町役場	鉄筋３階	100台	４００人	富町、大町の一部
28	草分１会館	木造平屋	10台	３０人	草分、北町の一部
29	草分防災センター	鉄筋平屋	50台	３５０人	草分、北町の一部
30	セントラルプラザ	鉄筋２階	20台	７５０人	中町、錦町の一部
31	泉栄防災センター	鉄筋２階	20台	４００人	泉町、栄町の一部

※ 避難が続くときは、社会教育総合センターに収容する。

※ 駐車場のデータは、「災害時最適避難経路と避難箇所選定に関する研究報告資料」から（1997.2.28 日本工営株式会社中央研究所）

※ 収容可能人員データは、上富良野町地域防災計画書による。

指　定　避　難　所　（　屋　内　）

避難地区名	地域内人口	番号	施設名	所在地	施設の状況	電話番号	使用可能場所	炊出し設備の有・無	収容可能人員	災害区分			備考
										火山噴火	風水害等	地震	
本町・宮町 大町		1	上富良野小学校	宮町1丁目3番13号	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ 3階建　7,783.84㎡	45-2052		有	2,350人	○	○	○	
		2	聞信寺	本町2丁目3番5号	木造 2階建　589.63㎡	45-2508		有	350人		○	○	
旭町・南町 緑町・桜町 丘町・向町		3	上富良野中学校	旭町1丁目1番5号	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ 3階建　6,231.00㎡	45-2072		有	2,300人	○	○	○	
		4	東児童館	旭町2丁目1番17号	木造 平屋建　247.05㎡	45-4097		有	90人		○	○	
		5	わかば愛育園	旭町3丁目5番43号	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ 平屋建　485.59㎡	45-2803		有	180人		○	○	
		6	社会教育総合センター	緑町1丁目	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ 2階建　4,966.37㎡	45-5511		有	3,000人		○	○	
新町・東町		7	上富良野高等学校	東町3丁目1番3号	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ 2階建　3,057.90㎡	45-4447		有	1,853人		○	○	
		8	東明児童会館	東町5丁目1番3号	木造 平屋建　159.57㎡	公衆電話		有	90人		○	○	
富町・島津		9	上富良野公民館	富町1丁目3番25号	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ 2階建　429.66㎡	45-3158		有	260人	○	○	○	
		10	中央保育所	富町1丁目4番90号	木造 平屋建　503.97㎡	45-2074		有	300人		○	○	
		11	葬斎場	西2線北25号	木造 平屋建　187.20㎡	45-5030		有	60人	○			
栄町・中町 錦町		12	セントラルプラザ	中町1丁目1番8号	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ 2階建	45-2191		有		○	○	○	
		13	大雄寺	中町3丁目4番43号	木造 平屋建　768.10㎡	45-3855		有	320人		○	○	
		14	ふらの農業協同組合 上富良野支所	栄町2丁目2番45号	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ 3階建　2,385.00㎡	45-3131		有	1,400人	○	○	○	
		15	専誠寺	栄町3丁目2番27号	木造 2階建　115.00㎡	45-2446		有	60人		○	○	
		16	高田幼稚園	栄町3丁目2番2号	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ 2階建　1,088.05㎡	45-2446		有	600人	○	○	○	
扇町・泉町		17	上富良野西小学校	扇町3丁目	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	45-2577		有		○	○	○	
		18	泉栄防災センター	泉町1丁目5番1号	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ 2階建　624.35㎡	45-6346		有	400人	○	○	○	
大町		19	上富良野町役場	大町2丁目2番11号	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ 3階建　2,662.02㎡	45-6400		有	400人	○	○	○	
		20	子どもセンター	大町3丁目2番22号	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ 平屋建　1,012.50㎡	45-6501		有	600人		○	○	

避難地区名	地域内人口	地域内人口	施設名	所在地	施設の状況	電話番号	使用可能場所	炊出し設備の有・無	収容可能人員	災害区分			備考
										火山噴火	風水害等	地震	
光町・西町		21	明憲寺	西町1丁目1番1号	木造 ２階建　369.00㎡	45-2421		有	220人	○	○	○	
		22	特別養護老人ホーム ラベンダーハイツ	西1線北24号	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ 平屋建　1,664.00㎡	45-2300		有	200人	○	○	○	
東中		23	上富良野東中中学校	東8線北18号	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ ２階建　2,541.00㎡			有	1,540人		○	○	
		24	上富良野東中小学校	東8線北18号	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ ２階建　2,125.00㎡	45-6953		有	1,280人		○	○	
		25	東中公民館	東8線北18号	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ 平屋建　539.00㎡	45-9800		有	320人		○	○	
清富		26	清富多世代交流センター	松井牧場	鉄筋 平屋建　953.59㎡	45-4430		有	350人	○	○	○	
日新		27	日新公民館	新井牧場	木造 平屋建　150.21㎡			有	30人		○	○	土砂災害の危険性のある場合は使用しない
草分		28	草分防災センター	西3線北28号	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ 平屋建　574.65㎡	45-9804		有	350人	○	○	○	
		29	草分１会館	西2線北29号	木造 平屋建	45-6119		有		○			
静修・里仁		30	里仁公民館	西11線北36号	木造 平屋建　149.06㎡			有	90人		○	○	
江幌		31	江幌小学校	西9線北29号	鉄筋 平屋建　1,046.54㎡	45-9655		有	630人		○	○	
江花		32	江花公民館	西5線北23号	木造 平屋建　385.26㎡	45-9801		有	200人		○	○	
日の出		33	日東会館	本町6丁目	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ 平屋建　347.00㎡			有	210人	○	○	○	
旭野		34	旭野公民館	十人牧場	木造 平屋建　153.90㎡			有	90人		○	○	
富原		35	富原公民館	東3線北23号	木造 平屋建　215.30㎡	45-9803		有	130人		○	○	
十勝岳地区		36 37 38	最短の宿泊施設	十勝岳	白銀荘 カミホロ荘 凌雲閣	45-4126 45-2970 39-4111		有 有 有	100人		○	○	

※番号は避難所位置図の番号を示す。

指 定 避 難 所 （ 屋 外 ： 高 台 ）

避難地区名	地域内人口	番号	施設名	所在地	施設の状況	電話番号	使用可能場所	炊出し設備の有・無	収容可能人員	災害区分			備考（駐車場）
										火山噴火	風水害等	地震	
日新の一部		39	新井牧場菊地（元白井）地先高台	上富良野町新井牧場						○			なし
草分の一部		40	パティスリーメルシー地先	西 6 線北 31 号						○			なし
		41	西 2 線北 31 号一色地先（南）高台	西 2 線北 31 号						○			なし
		42	西 2 線北 31 号一色地先（北）高台	西 2 線北 31 号						○			なし
		43	西 3 線北 30 号広川地先高台	西 3 線北 30 号						○			なし
		44	西 4 線北 31 号及川地先高台	西 4 線北 31 号						○			なし
		45	西 5 線北 29 号伊藤地先高台	西 5 線北 29 号						○			20 台
草分、日の出の一部		46	西 5 線北 27 号加藤地先高台	西 5 線北 27 号						○			なし
日の出の一部		47	西 1 線北 29 号内田地先高台	西 1 線北 29 号						○			なし
日の出、島津の一部		48	西 1 線北 29 号加藤地先高台	西 1 線北 29 号						○			なし
		49	西 3 線北 26 号小原地先高台	西 3 線北 26 号						○			なし
草分、江花の一部		50	西 3 線北 25 号高橋地先高台	西 3 線北 25 号						○			なし
島津の一部		51	西 2 線北 21 号北川地先高台	西 2 線北 21 号						○			なし
日新の一部		52	細野農場菊池地先高台	細野農場						○			10 台
日の出の一部		53	基線北 28 号橋本地先高台	基線北 28 号						○			なし

※番号は避難所位置図の番号を示す。

避難所位置図

凡例

避難所種別

- 避難所（屋内）
- 避難所（高台）

0 0.5 1 1.5 2 Km

避難所位置図

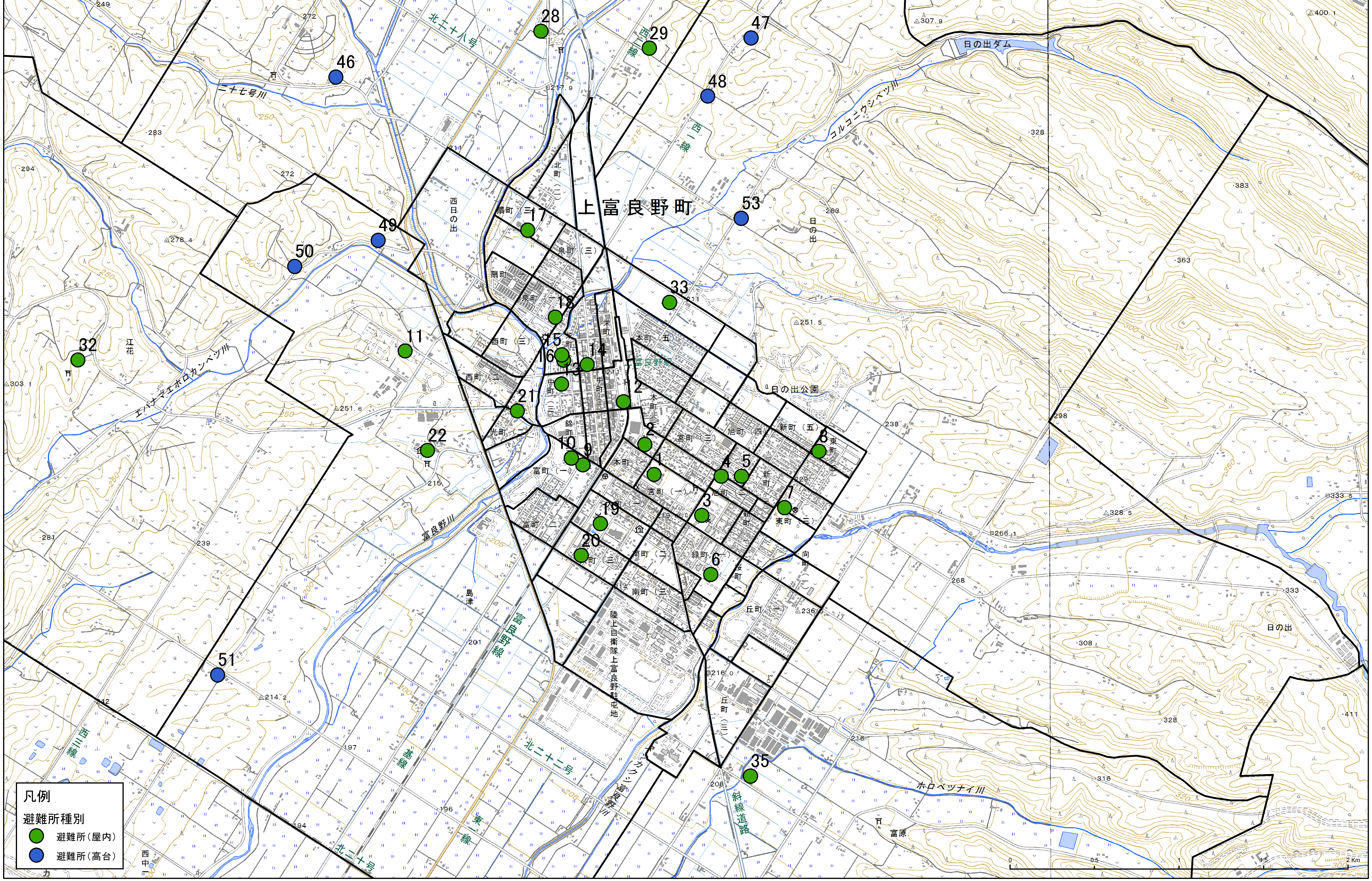
上富良野町
日の出ダム
コルコニウシベツ川
エバナマエホロカンベツ川
富良野川
ホロベツナイ川
北二十八号
北二十二号
北二十号
西一線
西二線
西三線
東一線
基線
斜線道路
富良野線
日の出公園
陸上自衛隊上富良野駐屯地
28
29
46
47
48
53
17
49
50
33
18
15
16
14
13
11
32
2
21
22
10
9
1
8
4
5
3
7
19
20
6
51
35
凡例
避難所種別
避難所（屋内）
避難所（高台）

6-4　緊急輸送道路一覧及び箇所図

※上富良野町耐震改修促進計画より抜粋

北海道耐震改修促進計画では、「北海道緊急輸送道路ネットワーク計画（平成 18(2006)年 3 月：北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会）」において緊急輸送道路として位置づけられた下記の道路を、耐震改修促進法第 6 条第 3 号の「地震時に通行を確保すべき道路」として指定している。

表－1　北海道耐震改修促進計画における耐震改修促進法第 6 条第 3 号適用道路

第 1 次緊急輸送道路ネットワーク	札幌市、地方中心都市及び重要港湾、空港、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路［北海道耐震改修促進計画指定→　特に重要な地震時に通行を確保すべき道路］
第 2 次緊急輸送道路ネットワーク	第 1 次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等）を連絡する道路［北海道耐震改修促進計画指定→　地震時に通行を確保すべき道路］
第 3 次緊急輸送道路ネットワーク	その他の道路［北海道耐震改修促進計画指定→　地震時に通行を確保すべき道路］

上富良野町耐震改修促進計画では、上富良野町地域防災計画との整合を図りながら、重要性・必要性を勘案し、平成 27(2015)年まで優先的に沿道建築物の耐震化を図るべき緊急輸送道路として、次のとおり指定している。

表－2　上富良野町耐震改修促進計画における北海道耐震改修促進計画「第４－１－(6)地震時に通行を確保すべき道路の指定」に基づく指定

道路区分	道路特性	町内総延長
優先的に沿道建築物の耐震化を図るべき緊急輸送道路	町内の地区及び防災拠点（行政・公共機関の支所等、社会福祉施設、主要な避難場所、医療施設等）を連絡する道路	44.9km

表－3　指定路線一覧

路線番号	路線名	指定区間	関係施設等	備考
国 237	国道 237 号	美瑛町界－中富良野町界		13.6
道 291	道道吹上上富良野線	町道翁道路－国道 237 号	草分防災センター・ふらの農協上富良野支所・ＪＲ上富良野駅・小玉医院	4.2
道 298	道道上富良野旭中富良野線	道道上富良野停車場線－中富良野町界	上富良野中学校・陸上自衛隊上富良野駐屯地・富原会館・東中中学校・東中小学校・東中多世代交流センター・消防団東中分団	7.2
道 299	道道上富良野停車場線	道道吹上上富良野線－国道 237 号	上富良野郵便局・富良野警察上富良野交番・陸上自衛隊上富良野駐屯地	2.1
道 353	道道美沢上富良野線	道道吹上上富良野線－清富	日新会館・清富会館・清富多世代交流センター	8.5
道 581	道道留辺蘂上富良野線	道道上富良野停車場線－国道 237 号		0.8
町 002	北 3 丁目通り	全線	道道吹上上富良野線、道道留辺蘂上富良野線及び道道上富良野停車場線の接続	0.1
町 004	東 2 丁目通り	全線	上富良野町役場・町立病院・保健福祉総合センター・子どもセンター・富良野警察上富良野交番	1.1
町 008	翁道路	全線	陸上自衛隊上富良野演習場	3.4
町 055	東 5 丁目通り	全線	上富良野中学校・東児童館	0.6
町 056	東 1 丁目通り	全線	上富良野町役場車両センター・富良野広域連合消防本部・上富良野消防署	1.0
町 064	北 24 号道路	国道 237 号－道道上富良野停車場線	陸上自衛隊上富良野駐屯地、国道 237 号及び道道上富良野停車場線の接続	2.3

各延長：国道　13.6km　道道 22.8km　町道 8.5 km

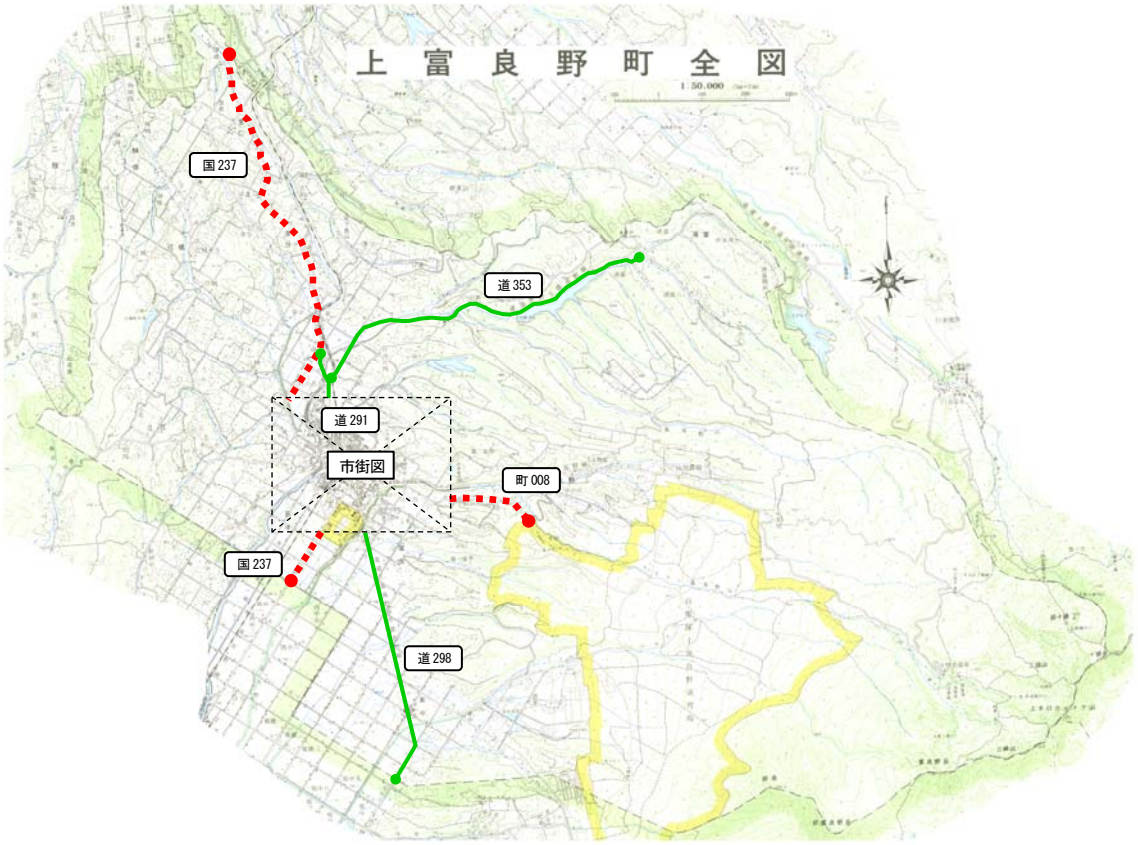
上 富 良 野 町 全 図
国 237
道 353
道 291
市街図
町 008
国 237
道 298

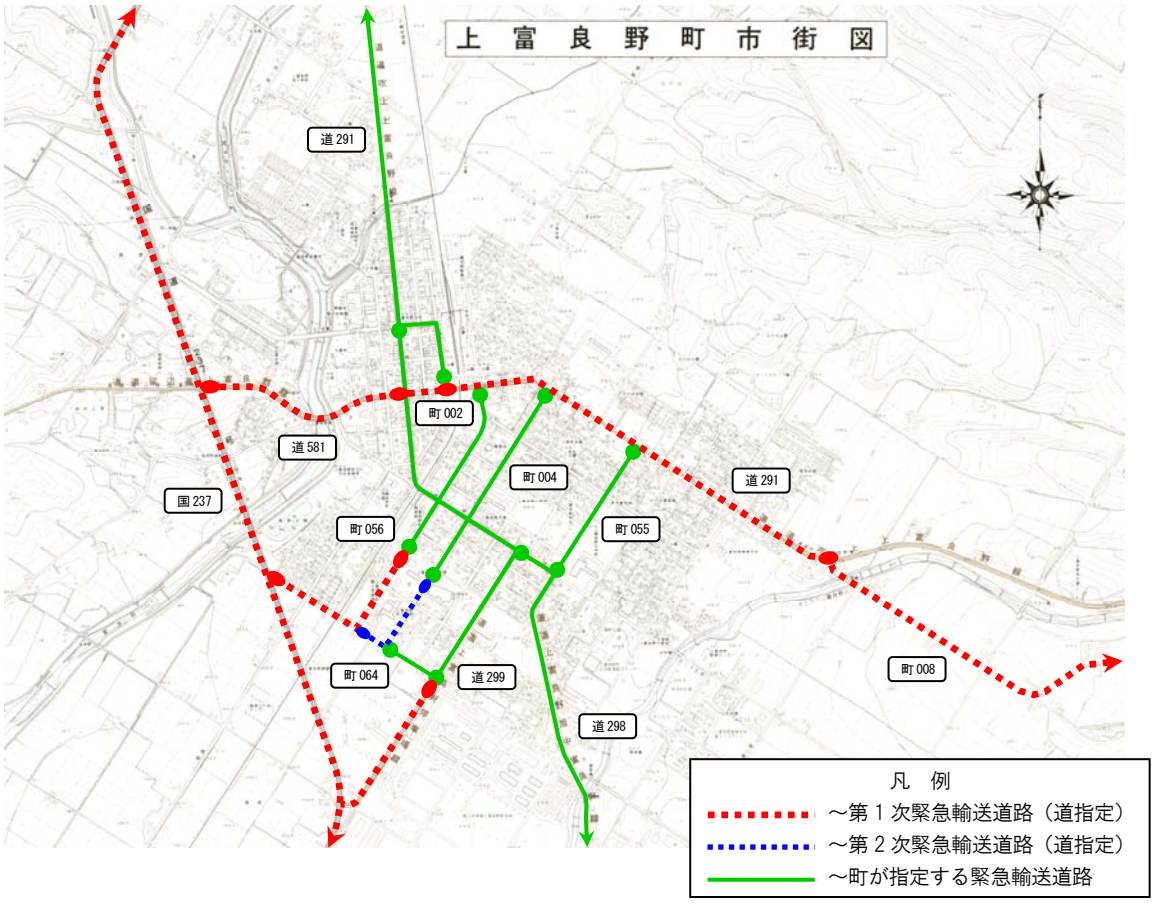
上 富 良 野 町 市 街 図
道 291
町 002
道 581
町 004
道 291
国 237
町 056
町 055
町 064
道 299
町 008
道 298
凡 例
～第 1 次緊急輸送道路（道指定）
～第 2 次緊急輸送道路（道指定）
～町が指定する緊急輸送道路

6-5　ヘリポート適地

No.	施設名	住所	広さ	電話番号	①	②	③	④	⑤
1	上富良野駐屯地ヘリポート	上富良野町南町４丁目	180×100	0167-45-3101	○			○	
2	上富良野西小学校グランド	上富良野町扇町３丁目	100×116	0167-45-2577			○		
3	上富良野小学校グランド	上富良野町宮町１丁目３番 13 号	120×110	0167-45-2052			○		
4	上富良野中学校グランド	上富良野町旭町１丁目１番５号	142×110	0167-45-2072		○	○		
5	上富良野高校グランド	上富良野町東町３丁目	124×138	0167-45-2524	○		○		
6	上富良野東中小学校グランド	上富良野町東８線北 18 号	74×100	0167-45-9653			○		
7	草分防災センター	上富良野町西３線北 28 号	80×80	0167-45-9804	○		○	○	
8	泉栄防災センター	上富良野町泉町１丁目５番１号	45×80	0167-45-6346			○		
9	上富良野東中中学校	上富良野町東８線北 18 号	90×128	0167-45-9651			○		
10	十勝岳温泉避難広場	上富良野町吹上地区	100×50	0167-45-3251	○		○	○	
11	富原運動公園	上富良野町丘町	140×183	0167-45-5511			○		
12	多田分屯地グランド	上富良野町	65×63	0167-45-4411				○	
13	多田スポット	上富良野町	18×20	0167-45-3101				○	
14	多田着陸場	上富良野町	400×50	0167-45-3101				○	

① 指定されたヘリポート　　国土交通省の指定を受けている離着陸場（道警ヘリ）

② 林野火災用消火ヘリポート　　森林管理局及び各森林管理署が林野火災時に利用する離着陸場

③ 市町村指定の着陸適地　　各市町村が災害時に利用可能としている離着陸適地

④ 自衛隊施設等　　自衛隊駐屯地・自衛隊施設及び自衛隊ヘリが緊急時の利用に事前承諾を得ている離着陸場

⑤ その他　　民間会社等のヘリポート等

※本資料は第2師団から提供を受けた

6-6　水位・雨量観測所及び水位一覧

■水位観測所

河川名	観測所名	位置	所管	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位
富良野川	上富良野	上富良野町西町1丁目208番地先河川敷	北海道旭川建設管理部	204.73m	205.53m	205.54m	207.13m
ヌッカクシ富良野川	ヌッカクシ富良野川	中富良野町5631番1地先河川敷	北海道旭川建設管理部	167.79m	168.90m	169.60m	170.48m
ベベルイ川	東4線橋	富良野市新光町1077番29地先河川敷	北海道旭川建設管理部	166.25m	166.88m	167.13m	168.63m

■雨量観測所

所管区分	観測所名	河川名	位置	通報先(照会先)	電話番号
北海道開発局	上富良野	富良野川	上富良野町丘町1丁目417-1	札幌開発建設部	011-611-0340
	十勝岳温泉	ヌッカクシ富良野川	上富良野町国有林421林班う小班		
北海道	カミホロ	富良野川	上富良野町十勝岳南部森林管理所富良野事業区421へ林小班	旭川建設管理部	0166-46-4925
	ベベルイ	ベベルイ川	上富良野町1238番10地先道路敷		
気象庁	上富良野（気象）	－	上富良野町大町	旭川地方気象台	0166-32-6368

※次のホームページから水位・雨量の観測情報を参照可能。

ホームページタイトル	情報の概要（URL）	提供元
気象庁ホームページ	気象や津波などの注意報、警報、雨量等 http://www.jma.go.jp/jma/index.html	気象庁
川の防災情報	国、道が管理する雨量水位並びに洪水予報 http://www.river.go.jp/	国土交通省
川の防災情報－市町村向け	国、道が管理する雨量水位並びに洪水予報 http://city.river.go.jp/title_city.html	国土交通省
防災情報提供センター	道内の土砂災害警戒情報 http://www.jma.go.jp/jp/contents/index.html	国土交通省
北海道土砂災害警戒情報システム	道内の土砂災害警戒情報 http://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/	北海道
北海道防災情報	防災情報、避難勧告・指示の発令状況等 http://www.bousai-hokkaido.jp/	北海道
北海道地区道路情報	道内の国道、道道の交通情報等 http://info-road.hdb.hkd.mlit.go.jp/index.htm	北海道開発局

6-7　浸水想定区域内の要配慮者利用施設

（1）　富良野川

施設所在地	施設の名称	施設区分	電話	備考
学校	上富良野西小学校	扇町3丁目	45-2577	
保育所	西保育園	泉町1丁目5番15号	45-4072	
児童施設	西児童館	泉町1丁目5番1号	45-6346	
高齢者施設	ふくしん	泉町2丁目4番15号	45-3506	

（2）　ヌッカクシ富良野川

施設所在地	施設の名称	施設区分	電話	備考
保育所	中央保育所	富町1丁目4番90号	45-2074	
病院	町立病院	大町3丁目2番15号	45-3171	
学校	上富良野小学校	宮町1丁目3番13号	45-2052	
高齢者施設	ケアハウス かみふらのハイム いしずえ	大町2丁目6番3号	39-4055	
児童施設	子どもセンター	大町3丁目2番22号	45-6501	
病院	小野沢整形外科	南町2丁目1054番地301	39-4177	
保育所	わかば愛育園	旭町3丁目5番43号	45-2803	
児童施設	東児童館	旭町2丁目1番17号	45-4097	
高齢者施設	デイサービス センター　かみん	大町2丁目8番4号	45-2256	
障害児・障害者施設	北の峯学園 上富良野事業所	緑町3丁目1番8号	45-2111	

（3）ベベルイ川

施設所在地	施設の名称	施設区分	電話	備考
学校	東中小学校	東8線北18号	45-9653	

6-8　医療機関一覧

（1）　病院

病院名	住所	診療科目	電話番号	備考
町立病院	上富良野町大町 3 丁目 2 番 15 号	内科・外科・泌尿器科 循環器科・眼科	0167-45-3171	
医療法人社団紫岳会 小玉外科医院	上富良野町宮町 4 丁目 1 番 25 号	内科・胃腸科・外科 整形外科	0167-45-3808	
渋江医院	上富良野町栄町 2 丁目 2 番 5 号	内科・呼吸器科・循環器科 小児科・アレルギー科	0167-45-2013	
医療法人 小野沢整形外科	上富良野町南町 2 丁目 1054 番 301 号	内整形外科・リウマチ科 リハビリテーション科	0167-39-4177	

（2）　歯科

病院名	住所	診療科目	電話番号	備考
園田歯科医院	上富良野町富町 1 丁目 1 番 56 号	歯科	0167-45-2559	
矢花歯科クリニック	上富良野町大町 2 丁目 2 番 10 号	歯科	0167-45-5000	
大倉歯科医院	上富良野町栄町 1 丁目 2 番 6 号	歯科	0167-45-3890	
こだま歯科医院	上富良野町宮町 4 丁目 1 番 24 号	歯科	0167-45-4935	
大町歯科クリニック	上富良野町大町 4 丁目 966 番 43 号	歯科	0167-45-3633	

上富良野町災害時備蓄計画(案)

1　基本的な考え方

東日本大震災は、東北地方太平洋沿岸において、大きな揺れと巨大津波により、沿岸部に死者１万８千人を超える未曾有の被害をもたらした。

さらに、近年各地で豪雨に伴う洪水災害や土砂災害が発生し、甚大な被害が生じている。

このような災害時には、被災地において、道路ネットワークが寸断され、流通機能が停止したり、救援物資が届きにくくなる。

そのため、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本的な考え方に基づき、町民は日頃から被災後に必要な物資を準備しておく必要がある。

しかし、災害時は、家屋の倒壊や焼失等により、非常持ち出し品を持ち出せない多数の避難者や負傷者の発生が予想される。このため、町は、非常持出品を持ち出せない避難者等のための最小限の食糧、生活必需品等を備蓄する。

2　備蓄及び調達のイメージ

本町における備蓄及び調達イメージは以下の通りである。

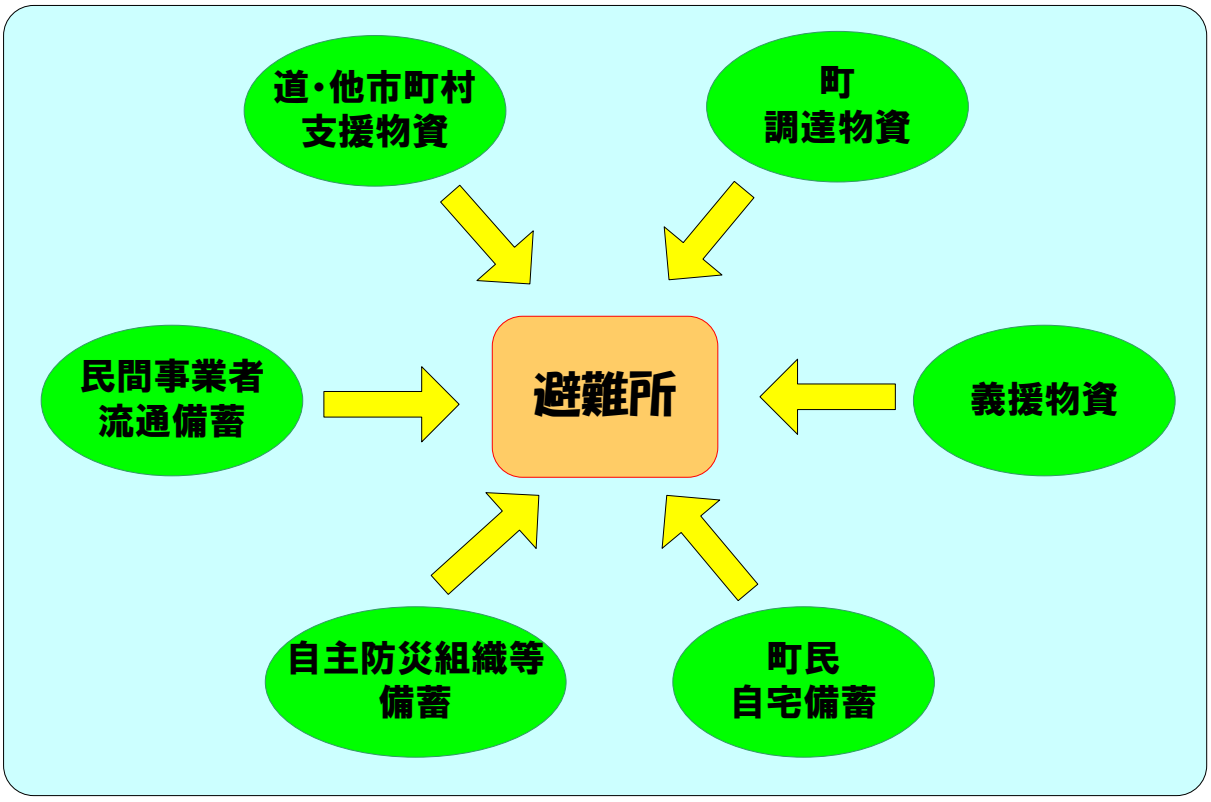

（1） 町による備蓄

町は、大規模災害や、局地的な災害に備えて、常に必要な物資を必要とする避難所等に配送できる環境を確保する。

（2） 事業所による流通備蓄

事前に事業所等と災害時において、食糧品等の備蓄物資を供給する協定を締結し、不足する避難所等へ迅速に配分する。

（3） 町民による非常用持出品

町民は、災害時に備え非常用持出品として、3 日分程度の食糧や飲料水、ラジオ、懐中電灯、医薬品等の必要な備蓄を行う。

（4） 住民会･自主防災組織等による備蓄

町からの補助等により、住民会や自主防災組織等において食糧品等の備蓄を行い、避難者への配給を行う。

（5） 救援物資

町は、災害時において、各種団体や民間事業者、個人から善意で寄せられる物資について、不足する避難所に配付する。

（6） 自治体からの支援物資

町は、北海道や応援協定先自治体等から不足する食糧品等を支援物資として調達し配分する。

3　備蓄物資の目標

（1）　備蓄物資の対象者数

備蓄物資の配分が必要な対象者数は、各種災害について以下に基づき算出する。

①火山災害：十勝岳噴火時の融雪型泥流の予想到達範囲内に居住する町民
②洪水災害：富良野川・ベベルイ川・ヌッカクシ富良野川の浸水想定区域内に居住する町民
③地震災害：富良野断層帯による地震に伴い全半壊する住宅に居住する町民

上記①～③に該当する人数を算出すると下表の通りとなる。

表-1　各種災害の対象人口・世帯数

	①火山災害	②洪水災害	③地震災害
対象人口	5,035 人	5,628 人	2,433 人 （全半壊 929 棟）
対象世帯数	2,035 世帯	2,128 世帯	929 世帯

※平成 22 年度国勢調査に基づき算出。

※火山災害は泥流が到達する可能性のある区域（黄色）を含めて算出。

※地震災害における 1 世帯当たり人数は、平成 22 年度国勢調査に基づく上富良野町の人口・世帯数より算。

⇒　11,613 人／4,439 世帯＝2.62 人／世帯

上表より、備蓄物資の対象者として、避難人数が最大になることが想定される洪水災害の対象者数を踏まえて、以下の通りとする。

◆対象者数：5,628 人　⇒　6,000 人

但し、上富良野町では、年間約 653.9 千人（平成 23 年度）の観光客が訪れている。特に、7 月の観光客の入込みが多く、年間の約 29.8%（平成 23 年度、194.9 千人）を占めており、1 日平均 6.3 千人の観光客が訪れていることになる。

備蓄物資の当面の目標として、上富良野町民を対象に考えるが、将来的には観光客の支援を含めた備蓄計画も必要である。

（2） 備蓄物資の目標数量

備蓄物資の目標数量は、6,000 人を基本とし、食糧及び飲料水について 3 日分の備蓄を行う。4 日目以降は、自衛隊や各自治体からの支援、救援物資等により補うことが可能と考えられるため、3 日までの備蓄を目標とする。

【必要とする数量】

食　糧：6,000 人×9 食　　＝54,000 食　※1 日３食
飲料水：6,000 人×9 リットル　＝54,000 リットル　※1 日３リットル

【町民による持出】

対象者 6,000 人のうち、
非常食等を持ち出せる避難者数を半数の 3,000 人を目標

【町による備蓄】

非常食等を持ち出せない 3,000 人のうち半数の 1,500 人分を備蓄

【全体数量】

区分	食糧	水
町	13,500 食	13,500 リットル
町民	27,000 食	27,000 リットル
流通備蓄	13,500 食	13,500 リットル
計	54,000 食	54,000 リットル

上記を整理すると以下の通りとなる。

（1） 町による備蓄

町が行う食糧及び飲料水の目標数量は、13,500 食、13,500 リットルとする。

（2） 民間事業者等(コンビニ等)による流通備蓄

町による備蓄の不足分として、13,500 食、13,500 リットルを目標とする。

（3） 自主防災組織等による備蓄

全ての自主防災組織等に配備できるよう、啓発に努める。

（4） 町民による非常用持出品の準備

町民自らの非常持ち出し品の目標数量は、27,000 食、27,000 リットルとする。

5　備蓄の種類

備蓄の種類は、家屋が全半壊、浸水し避難した町民にとって、災害発生後、町や民間事業者から物資が届くまでの間に必要不可欠な食糧、生活必需品などを事前に選定する。

（1）　食糧品等

調理が不要な食糧（乾パン、ごはん等)、飲料水（500ml のペットボトル)、粉ミルクなど

（2）　生活必需品

毛布、簡易トイレ、タオル、マスク、トイレットペーパー、生理用品、カセットボンベ等

（3）　資機材

懐中電灯、携帯ラジオ、発電機、簡易担架、スコップ、ストーブ、ロープ、軍手・手袋等

（4）　医薬品

救急袋

6　整備計画

整備計画を次のとおりとする。

（1）　避難所での備蓄

ア　調理が不要な食糧不要食、非常用飲料水を毎年 1,000 食・1,000 リットルずつ準備し、常時 5 千食・5 千リットル保存する。なお、賞味期限が長いもの（5 年など）を購入し、5 年目において、地域や学校等の防災訓練などで使用する。

イ　粉ミルクについては、賞味期限が長いものを購入し、計画的に配備する。

ウ　生活必需品・資機材・医薬品

避難所等において、不足が生じると予想される場合に、随時、補完する。

（2）　民間事業所等による流通備蓄

現在、飲料水について２社と災害協定を締結している。今後、具体的な備蓄数量を整理し、北海道が締結している飲料や物資の供給に関する協力協定を踏まえた上で、随時、備蓄目標を達成できるように協定の内容等を見直しする。

※資料編５－１　災害時応援協定締結事業者等一覧

7　町民による非常持ち出し品

今後の災害に備えて､3 日分以上の食糧や飲料水の備蓄を呼びかけていく必要がある。また､様々な機会を活用したり､自主防災組織等の平時の活動においても､家庭内での備蓄や地域における備蓄を促す。

（１）非常用持出品の備蓄

各家庭では、次のものを非常用持出品として備える必要がある。

また、非常用持出品は、直ちに持ち出せるようリュックサックなど、持ち運びやすいものに収納する。

【最低限必ず備蓄するもの】

・食糧
・飲料水（長期保存可能なもの）
・携帯ラジオ
・懐中電灯

【その他の備蓄品】

・毛布、タオル、ティッシュ、救急医薬品、常備薬（メモでも良い)、携帯電話、充電器、懐中電灯、ライター、軍手など

（２）家庭内での備蓄に適した食糧・飲料水

普段購入しているものを活用することで、まかなうことができる。家庭内での備蓄について、以下に示すような物資を普段から購入するよう、心がけることが必要である。なお、飲料水は、１人１日３リットルが目安になる。

例）レトルト主食（白米、五目御飯、白粥)、米、冷凍おにぎり、冷凍めん、個包装もち、粉類（小麦粉、ホットケーキミックス)、乾パン、即席めん、ビスケット、クラッカー、せんべい、缶詰など

8　物資の備蓄

物資の備蓄について、学校施設や会館等の避難所の活用が想定される。備蓄物資の整備状況を踏まえ、必要に応じて、備蓄倉庫を整備する。

なお、既存の学校施設や会館等の避難所活用について、以下のように考える。

ア　学校施設

廃校の校舎や空き教室等の活用を図る。

イ　集会所等

自主防災組織機能強化補助金による防災倉庫、資機材等の補助申請の促進を図る。

7　書式・様式

7-1 自衛隊派遣要請書

自衛隊派遣要請書

様式第1号

派遣要請書

第　　号

平成　　年　　月　　日

北海道知事　様

上富良野町長　　印

災害派遣の要請について

このことについて、次のとおり人命保護のため緊急措置が必要なので、自衛隊の災害派遣を要請願います。

記

１．災害の状況及び派遣を要請する事由

２．派遣を希望する期間

３．派遣を希望する区域及び活動内容

４．派遣部隊が展開できる場所

５．派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

※ヘリコプターの場合、添乗者の職・氏名・年齢・職業・続柄等を記入すること。

7-2 自衛隊撤収要請書

自衛隊撤収要請書

様式第2号

撤収要請書

第　　号
平成　　年　　月　　日

北海道知事　様

上富良野町長　　印

災害派遣撤収要請について

平成　　年　　月　　日付け、第　　号をもって要請した災害派遣については、
ので、下記の日時をもって撤収します。

記

撤収要請日時　　平成　　年　　月　　日　　時　　分

7-3 配置人員報告書

配置人員報告書

日　時	配備区分	部長級	課長級	係長級	その他の職員	計	備　考
日 時　分 現在	第　配備	人	人	人	人	人	

7-4 消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

要請日時：平成　　年　　月　　日　　時　　分

次のとおりヘリコプターの出動を要請します。

		要請機関	石　狩　市
		担当者職氏名	
		連絡先	TEL　　FAX

災害の状況・派遣理由	覚　　知	平成　　年　　月　　日　　時　　分			
	災害発生日時	平成　　年　　月　　日　　時　　分			
	災害発生場所				
	災　害　名				
	災害発生状況・措置状況				
派遣を必要とする区域			希望する活動内容		
気象の状況					
離着陸場の状況	離着陸場名				
	特記事項	（照明・Ⓗマーク、吹き流し、離着陸場の状況（障害物等）他）			
必要とする資機材			現地での資機材確保状況		
			特記事項		
傷病者の搬送先			救急自動車等の手配状況		
他機関の応援状況	他に応援要請している機関名				
	現場付近で活動中の航空機の状況				
現地最高指揮者	（機関名） （職・氏名）				
無線連絡方法		（周波数）　　Hz			
その他参考となる事項					

搭乗者	所　属	職	氏　名	年齢	所　属	職	氏　名	年齢	備考

7-5 救急患者の緊急搬送情報伝達票

救急患者の緊急搬送情報伝達票

様式第２号　　第　　報

救急患者の緊急搬送情報伝達票

（　　）

要請年月日	平成　年　月　日　時　分			
1　要請市町村名	上富良野町　電　話		ＦＡＸ	
担当者　課名　職名　氏名				
2　依頼病院名				
所在地		電　話		
担当者（医師名）　医師　氏名				
3　受入れ医療機関名				
所在地		電　話		
ＦＡＸ				
受入れ医療機関の了承　有　・　無				
4　患者氏名（ふりがな）	生年月日　年　月　日生　歳　男・女 体　重　kg　職業			
住　所（ふりがな）				
病　名（ふりがな）	現状			
経　過				
5　付添搭乗者（医師、看護師の所属：依頼病院　・　受入れ医療機関）				
氏名	医　師		年齢　歳	体重　kg
	看護師		年齢　歳	体重　kg
	付添人	続柄	年齢　歳	体重　kg
6　運航上の必要事項				
⑴　患者に装備されている医療機器の状況				
①点滴（規格　×　、重量　g）②保育器（規格^{H}　×^{W}　×^{L}　、重量　g）				
③酸素吸入器（規格　×　、重量　g）				
④その他（名称　、規格　×　、重量　g）				
⑵　積載される機器の種類、重量及び規格				
①依　頼　病　院	kg	kg	kg	
②受入れ医療機関	kg	kg	kg	
現地離着陸場		メモ		

7-6 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

様式第2号（第8条関係）

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

第　　号
年　　月　　日

総括管理者
北海道総務部危機管理監　様

上富良野町長　　印

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第8条の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

災害発生日時	年　　月　　日（ ）　　時　　分
災害発生場所	
派遣区域	
離着陸場	
使用した資機材	
傷病者の搬送先	
消防防災ヘリコプターに係る活動内容等	【地元の活動状況(消防防災ヘリコプター運航に係る分)】 【消防防災ヘリコプターによる活動内容】
災害発生状況・措置状況	
その他参考となる事項	

	所　属	職	氏　　名	年齢	所　　属	職	氏　　名	年齢	備考
搭乗者									

7-7 被害状況報告

別表２

被害状況報告（速報　中間　最終）

災害発生日時			月　日　時　分		災害の原因				
災害発生場所									
報告の時限			月　日　時　分現在		発受信日時			月　日　時　分	
発信機関					受信機関				
発　信　者					受　信　者				
項　目			件　数	被害金額（千円）	項　目			件　数	被害金額（千円）
人的災害	死　者			1 氏名	被害	共同利用施設			
	行方不明			2 性別		営農施設			
	重　傷			3 年齢		その他			
	軽　傷			4 原因					
	計					計			
住家被害	全　壊	棟　数			土木被害	道工事	河　川		
		世帯数					海　岸		
		人　員					砂防施設		
	半　壊	棟　数					道　路		
		世帯数					橋　梁		
		人　員					小　計		
	一　部 破　損	棟　数				市町村工事	河　川		
		世帯数					道　路		
		人　員					橋　梁		
	床　上 浸　水	棟　数							
		世帯数					小　計		
		人　員				港　湾			
	床　下 浸　水	棟　数				漁　港			
		世帯数				下水道			
		人　員				公　園			
	計	棟　数				崖くずれ			
		世帯数							
		人　員				計			
非住家被害	全　壊	公共建物			水産被害	漁船	沈没流出		
		その他					破　損		
	半　壊	公共建物					計		
		その他				漁港施設			
	計	公共建物				共用利用施設			
		その他				その他施設			
農業	農　地 ha	田				漁具（網）			
		畑				水産製品			
	農作物 ha	田				その他			
		畑							
	農業用施設					計			

項目			件数	被害金額(千円)	項目		件数	被害金額(千円)
林業被害	道有林	林地			公立文教被害	小学校		
		治山施設				中学校		
		林道				高校		
		林産物				その他文教施設		
		その他				計		
		小計			社会教育施設			
	一般民有林	林地			社会福祉施設	公立		
		治山施設				法人		
		林道				計		
		林産物			その他	都市施設		
		その他				空港		
		小計						
	計							
衛生被害	水道							
	病院	公立						
		個人						
	一般廃棄物処理施設							
	火葬場							
	計							
商工被害	商業							
	工業							
	その他							
	計				被害総額			

参考		
	異常現象等の状況	
	交通通信水道等の状況	
	応急対策出動人員(延)	市町村職員　名　消防職員　名　消防団員　名　その他(住民等)　名

摘　要

7-8 緊急通行車両の標章及び確認証明書

1　標章

（備考）1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

2　緊急通行車両確認証明書

<table>
<tr><td colspan="4">第　　号
年　　月　　日
緊急通行車両確認証明書
知事　　印
北海道公安委員会　印</td></tr>
<tr><td colspan="2">番号標に表示されている番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては､輸送人員又は品名)</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">使　用　者</td><td>住　所</td><td colspan="2">(　　)　　局　　番</td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">通　行　日　時</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">通　行　経　路</td><td>出　発　地</td><td>目　的　地</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

備考　用紙は日本工業規格Ａ５とする

7-9 災害救助法による救助の概要

〇災害救助法（昭和 22 年 10 月 18 日法律第 118 号）

１ 目的

災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ること。

２ 実施体制

災害救助法による救助は、都道府県知事が行い（法定受託事務）、市町村長がこれを補助する。なお、必要な場合は、救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

３ 適用基準

災害救助法による救助は、災害により市町村の人口に応じた一定数以上の住家の滅失がある場合等（例人口５，０００人未満住家全壊３０世帯以上）に行う。

４ 救助の種類、程度、方法及び期間

(1)救助の種類

① 避難所、応急仮設住宅の設置
② 食品、飲料水の給与
③ 被服、寝具等の給与
④ 医療、助産
⑤ 被災者の救出
⑥ 住宅の応急修理
⑦ 学用品の給与
⑧ 埋葬
⑨ 死体の捜索及び処理
⑩ 住居又はその周辺の土石等の障害物の除去

(2)救助の程度、方法及び期間

内閣総理大臣が定める基準に従って、都道府県知事が定めるところにより現物で行う。

５ 強制権の発動

災害に際し、迅速な救助の実施を図るため、必要な物資の収容、施設の管理、医療、土木工事等の関係者に対する従事命令等の強制権が確保されている。

６ 経費の支弁及び国庫負担

(1)都道府県の支弁：救助に要する費用は、都道府県が支弁

(2)国庫負担：(1)により費用が１００万円以上となる場合、その額の都道府県の普通税収入見込額の割合に応じ、次により負担

ア普通税収入見込額の 2/100 以下の部分----------50/100
イ普通税収入見込額の 2/100 をこえ 4/100 以下の部分----------80/100
ウ普通税収入見込額の 4/100 をこえる部分----------90/100

７ 災害救助基金について

(1)積立義務（災害救助法第２２条）

過去３ 年間における都道府県普通税収入額決算額の平均年額の５／１０００相当額を積み立てる義務が課せられている。

(2)運用

災害救助法による救助に要する給与品の事前購入により備蓄物資とすることができる。

災害救助法適用基準（災害救助法施行令）

１　住家等への被害が生じた場合

（１）区域内の人口に応じ次の世帯数以上であること（令第１条第１項**第１号**、令別表第１）

市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
	５，０００人未満	３０
５，０００人以上	１５，０００人未満	４０
１５，０００人以上	３０，０００人未満	５０
３０，０００人以上	５０，０００人未満	６０
５０，０００人以上	１００，０００人未満	８０
１００，０００人以上	３００，０００人未満	１００
３００，０００人以上		１５０

（２）当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ①に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ②に示す数以上であること（令第１条第１項**第２号**、令別表第２・第３）

①　都道府県の区域内の人口		住家滅失世帯数
	１，０００，０００人未満	１，０００
１，０００，０００人以上	２，０００，０００人未満	１，５００
２，０００，０００人以上	３，０００，０００人未満	２，０００
３，０００，０００人以上		２，５００

②　市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
	５，０００人未満	１５
５，０００人以上	１５，０００人未満	２０
１５，０００人以上	３０，０００人未満	２５
３０，０００人以上	５０，０００人未満	３０
５０，０００人以上	１００，０００人未満	４０
１００，０００人以上	３００，０００人未満	５０
３００，０００人以上		７５

（３）当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ次に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が多数であること
（令第１条第１項**第３号**前段、令別表第４）

都道府県の区域内の人口		住家滅失世帯数
	１，０００，０００人未満	５，０００
１，０００，０００人以上	２，０００，０００人未満	７，０００
２，０００，０００人以上	３，０００，０００人未満	９，０００
３，０００，０００人以上		１２，０００

※１　半壊又は半焼した世帯は、２世帯をもって滅失した一の世帯とする
※２　床上浸水した世帯は、３世帯をもって滅失した一の世帯とする

（４）災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること（令第１条第１項**第３号**後段）

・　災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。（基準府令第１条）

２　生命・身体への危害が生じた場合

多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき（令第１条第１項**第４号**）

・　災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。（基準府令第２条第１号）

・　災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。（基準府令第２条第２号）

災害救助法による応急救助の実施概念図

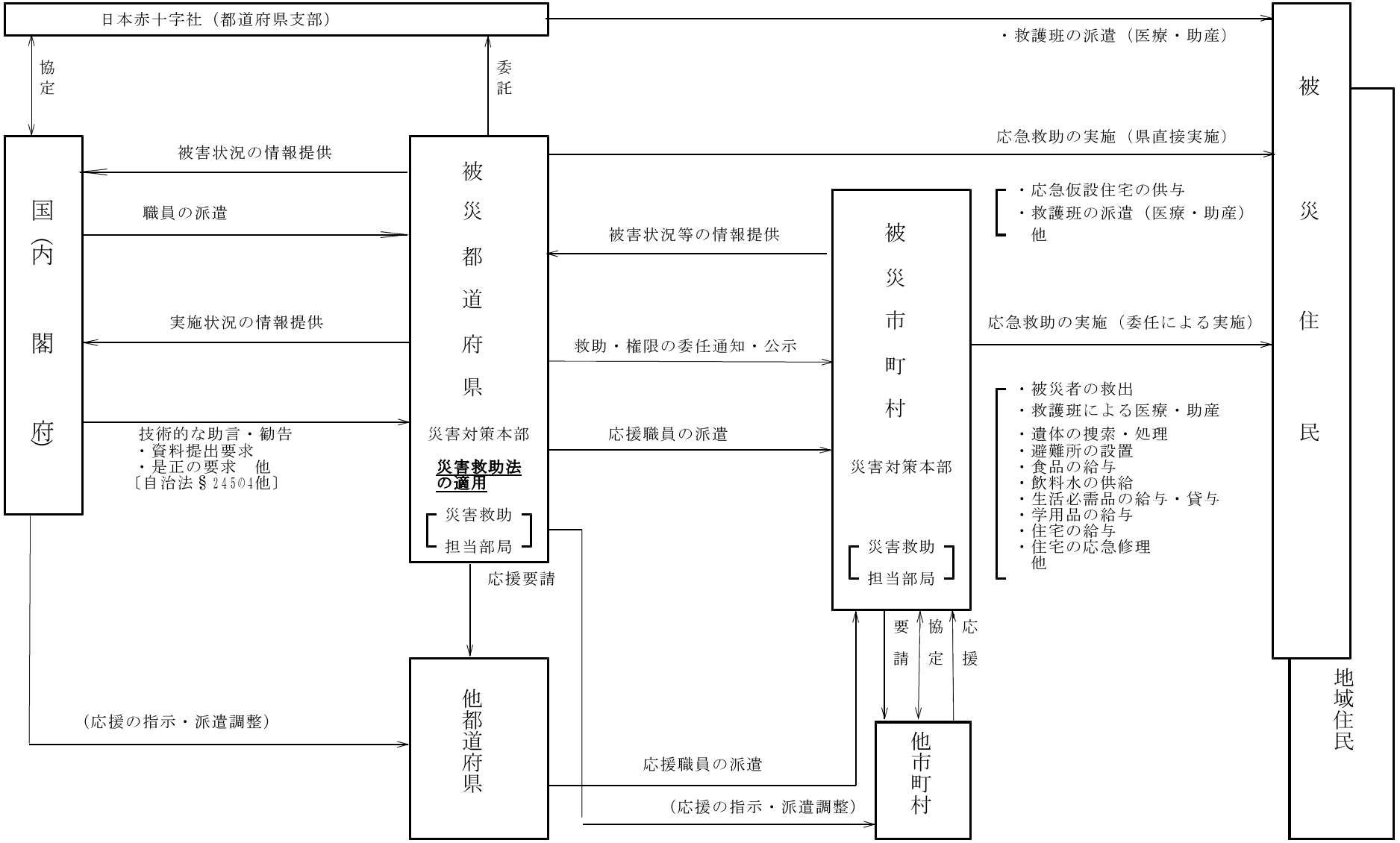

平成２５年度災害救助基準

<table>
<tr><th>救助の種類</th><th>対　　象</th><th>費 用 の 限 度 額</th><th>期　　間</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td>避難所の設置</td><td>災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。</td><td>（基本額）
避難所設置費
１人　１日当たり
３００円以内
（加算額）
冬季　別に定める額を加算

高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。</td><td>災害発生の日から７日以内</td><td>１　費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。
２　避難に当たっての輸送費は別途計上</td></tr>
<tr><td>応急仮設住宅の供与</td><td>住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者</td><td>１　規格　１戸当たり平均２９．７㎡（９坪）を標準とする。
２　限度額　１戸当たり
2,401,000円以内
３　同一敷地内等に概ね５０戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（規模、費用は別に定めるところによる）</td><td>災害発生の日から２０日以内着工</td><td>１　平均１戸当たり29.7㎡、2,401,000円以内であればよい。
２　高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。
３　供与期間　最高２年以内
４　民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。</td></tr>
<tr><td>炊き出しその他による食品の給与</td><td>１　避難所に収容された者
２　全半壊（焼）、流失、床上浸水で炊事できない者</td><td>１人１日当たり
１，０１０円以内</td><td>災害発生の日から７日以内</td><td>食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。
（１食は 1/3日）</td></tr>
<tr><td>飲料水の供給</td><td>現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）</td><td>当該地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から７日以内</td><td>１　輸送費、人件費は別途計上</td></tr>
<tr><td>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td>全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者</td><td>１　夏季（４月～９月）冬季（１０月～３月）の季別は災害発生の日をもって決定する。
２　下記金額の範囲内</td><td>災害発生の日から１０日以内</td><td>１　備蓄物資の価格は年度当初の評価額
２　現物給付に限ること</td></tr>
</table>

区　　分		１人世帯	２人世帯	３人世帯	４人世帯	５人世帯	６人以上１人増すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	17,200	22,200	32,700	39,200	49,700	7,300
	冬	28,500	36,900	51,400	60,200	75,700	10,400
半壊 半焼 床上浸水	夏	5,600	7,600	11,400	13,800	17,400	2,400
	冬	9,100	12,000	16,800	19,900	25,300	3,300

救助の種類	対　　象	費 用 の 限 度 額	期　　間	備　　考
医　　療	医療の途を失った者（応急的処置）	1　救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2　病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3　施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から１４日以内	患者等の移送費は、別途計上
助　　産	災害発生の日以前又は以後７日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1　救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2　助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から７日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1　現に生命、身体が危険な状態にある者 2　生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から３日以内	1　期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2　輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1　住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 １世帯当り ５２０，０００円以内	災害発生の日から１ヵ月以内	
学 用 品 の 給 与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒。	1　教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2　文房具及び通学用品は、１人当たり次の金額以内 小学生児童　４，１００円 中学生生徒　４，４００円 高等学校等生徒　４，８００円	災害発生の日から （教科書） １ヵ月以内 （文房具及び通学用品） １５日以内	1　備蓄物資は評価額 2　入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋　　葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	１体当たり 大人（１２歳以上） ２０１，０００円以内 小人（１２歳未満） １６０，８００円以内	災害発生の日から１０日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死 体 の 捜 索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から１０日以内	1　輸送費、人件費は、別途計上 2　災害発生後３日を経過したものは一応死亡した者と推定している。

救助の種類	対　　象	費 用 の 限 度 額	期　　間	備　　考
死 体 の 処 理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） １体当り３，３００円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 １体当り ５，０００円以内 検案　救護班以外は慣行料金	災害発生の日から１０日以内	１　検案は原則として救護班 ２　輸送費、人件費は、別途計上 ３　死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	１世帯当り １３３，９００円以内	災害発生の日から１０日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	１　被災者の避難 ２　医療及び助産 ３　被災者の救出 ４　飲料水の供給 ５　死体の捜索 ６　死体の処理 ７　救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
	範　　囲	費 用 の 限 度 額	期　　間	備　　考
実　費　弁　償	災害救助法施行令第１０条第１号から第４号までに規定する者	災害救助法第７条第１項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※　この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

７-１０ 生活必需物資給付（貸与）簿

生活必需物資給付（貸与）簿

上富良野町

住宅被害 程度区分		給付（貸与）の基礎となった世帯構成員数	人 ┌男　人 　└女　人

世帯主　住　所 上富良野町＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

連絡先（避難所・電話番号等）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

給付（貸与）年月日	品　名	数　量	備　考

7-１１ 公用負担命令書等

（別記様式１）

第　　号

公　用　負　担　命　令　書

住　所
氏　名

水防法第28条第1項の規定により、次のとおり公用負担を命ずる。

１　目的物
⑴　所在地
⑵　名　称
⑶　種　類
⑷　数　量

２　負担内容
（使用、収容、処分等について詳記すること）

年　　月　　日

命令者　職　氏名　　印

（日本工業規格A4版）

（別記様式２）

第　　号

公用負担権限委任証

住　所
職　名
氏　名

上記の者に、　　区域おける水防法第21条第1項の権限行使について委任したことを証明する。

年　　月　　日

委任者　氏名　　印

（縦 9cm、横 6cm）

水 防 活 動 実 施 報 告 書

（上川総合振興局）

区 分	水 防 活 動		使 用 資 材 費			左のうち主要資材35万円以上使用団体分				備 考
	団体数	活動延人員	主要資材	その他資材	計	団 体 数	使 用 資 材 費			
							主要資材	その他資材	計	
振興局分 前 回 迄	－	人	円	円	円					
月 分	－									
累 計	－									
水防管理団体 分前 回迄										
月 分	（ ）									
累 計							円	円	円	

（作成要領）

１．「前回迄」欄は、前回報告分にかかる「累計」欄の数及び金額を記入すること。

２．「団体数」欄の（ ）書きには、当該月内に水防活動を行った水防管理団体数を、その他の欄には水防管理団体の実数を記入すること。

３．「月分」欄は、当該期間の調査対象月数に応じ区分すること。ただし、水防活動を行わない月の欄は不要。

４．「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石及び土砂の使用額を記入すること。

５．「その他資材」欄は、主要資材以外の資材使用額を記入すること。

６．「左のうち主要資材35万円以上使用団体分」の各欄の記入は、水防管理団体分の「累計」欄のみ記入すること。

7-１３ 水防標識及び立入検査証

１　水防標識

水防法第 18 条の規定により知事の定めた水防のために出動する車輌等の標識は次のとおり。

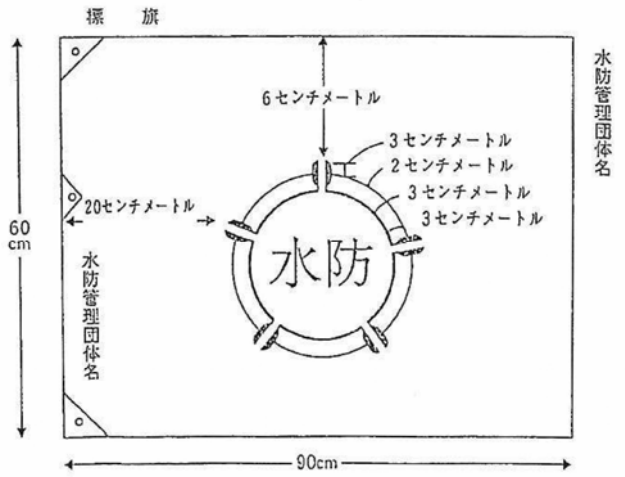

２　立入検査証

水防法第 49 条第 1 項の定める業務を行うための町の職員及び消防機関に属する者の身分証明書は、次のとおり。

表

水防立入検査証 所属 職 氏名 年　月　日 水防管理者　　印

裏

注　　意 1　本書は、他人に貸与し若しくは贈与し又は勝手に訂正しないこと。 2　本書は、身分を失ったときは直ちに発行者に返還すること。 3　本書は、水防法第 49 第 2 項による立入票である。

8　復旧・復興

８－１　事業別国庫負担等一覧

	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
公共土木施設災害復旧事業国庫負担法	河　川	国、道、市町村	堤防、護岸、水制、床止等	国施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上 市町村施行1カ所 60万円以上	標準税収入と対比して算定する。
	海　岸	〃	堤防、護岸、突堤等	〃	〃
	砂防設備	国、道	治水上施行する砂防施設等	国施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上	〃
	林地荒廃防止施設	道	山林砂防、海岸砂防施設（防波堤を含む）	道施行1カ所　60万円以上	〃
	地すべり防止施設	国、道	地すべり防止区域内にある排水施設、擁壁、ダム等	国 その都度決定する。 道施行1カ所 120万円以上	〃
	急傾斜地崩壊防止施設	〃	急傾斜地崩壊危険区域内にある擁壁、排水施設等	〃	〃
	道　路	国、道、市町村	トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となってその効果を全うする施設又は工作物等	国施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上 市町村施行1カ所 60万円以上	〃
	港　湾	〃	水域施設（航路、泊地、船だまり） 外かく施設（防波堤、水門、堤防） 係留施設（岸壁、浮標）等	国施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上 市町村施行1カ所 60万円以上	〃
	漁　港	国、道、市町村	水域施設 外かく施設 けい留施設、輸送施設	国施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上 市町村施行1カ所 60万円以上	〃
	下水道	道、市町村	公共下水道、流域下水道、都市下水路	道施行1カ所 120万円以上 市町村施行1カ所 60万円以上	〃
	公園等	〃	都市公園及び特定地区公園（カントリーパーク）の園路・広場、修景施設、保養施設、運動施設等	〃	〃
空港法	空　港	国、道、市町村	基本施設（滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン）、排水施設、照明施設、護岸、道路、自動車駐車場、橋、法令で定める空港用地、無線施設、気象施設、管制施設（道、市については、上記から無線施設、気象施設、管制施設を除く）	１施設　120万円以上	8/10 国直轄事業のうち基本施設に要する費用の2/10は地方負担
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農　地	道 市町村、土地改良区等	農地	1カ所　40万円以上	5/10（通常）、8/10、9/10（高率該当分）
	農業用施設	道、市町村、土地改良区等	用排水路、ため池、頭首工、揚水施設、農業用道路、農地保全施設	1カ所　40万円以上	6.5/10（通常）、9/10、10/10（高率該当分）
	林業用施設	道、市町村、組合	林地荒廃防止施設・林道	1カ所　40万円以上	5/10～6.5/10（通常）、7.5/10～10/10（高率後）
	漁業用施設	道、組合	沿岸漁場整備開発施設（消波堤、離岸堤、潜堤、護岸、導流堤、水路又は着定基質） 漁港施設（水産業協同組合の維持管理に属する外郭施設、係留施設、水域施設）	1カ所　40万円以上	6.5/10（通常）、10/10（高率該当分）
	共同利用施設	組合	倉庫、加工施設、共同作業場、その他	〃	2/10

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容		単位当事業費	国庫補助率
土地改良法	農業用施設	開発局	事業実施地区	土地改良法第85条、第85条の2、第85条の3、第87条の2の規定に基基づいて国が実施している土地改良事業地区	1地区の復旧事業費（当該地区における1カ所の復旧事業費75万円以上のものの合算額）が500万円以上で、当該地区における当該年度残事業費の100分の1を超えるもの。	土地改良法施行令第52条第1項第3項、第2項第3号及び第6～8項の規定に基づき算定する。
				北海道が、土地改良法第89条の規定に基づき農林水産大臣から工事の委任を受けて実施している土地改良事業地区	1カ所　75万円以上	
			事業完了地区	基本事業が完了したもので、当該土地改良財産を土地改良法第94条の規定に基づき土地改良区等に委託を了していない地区	1カ所　75万円以上	
				基本事業が完了したもので、当該土地改良財産を土地改良法第94条の規定に基づき土地改良区に委託を了した地区	・1カ所　概ね2,000万円以上 ・工事が高度な技術を要するとき ・激甚な災害を被り直轄災害復旧事業として施行する必要なとき	
公営住宅法	公営住宅	道、市町村	公営住宅		毎年国から示される	2/5～3/4
生活保護法	保護施設	道、市町村、社会福祉法人、日本赤十字社北海道支部	救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供施設		施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上設備整備～災害復旧費協議額1件につき60万円以上	1/2
老人福祉法	老人福祉施設	道、市町村、社会福祉法人	養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター等		〃	1/2 または 1/3
身体障害者福祉法	身体障害者更生援護施設	〃	身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者福祉センター等		〃	1/2
知的障害者福祉法	知的障害者援護施設	〃	知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホーム		〃	〃
売春防止法	婦人保護施設	〃	婦人相談所、婦人保護施設		〃	〃
児童福祉法	児童福祉施設	道、市町村、社会福祉法人、日本赤十字社北海道支部	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設等		施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上（保育所については、40万円以上）設備整備～災害復旧費協議額1件につき60万円以上（保育所については、30万円以上）	1/2 または 1/3
母子及び寡婦福祉法	母子福祉施設	道、市町村、社会福祉法人	母子福祉センター、母子休養ホーム		施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上	〃

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神障害者社会復帰施設	道、市町村、非営利法人等	精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム、精神障害者福祉工場、精神障害者地域生活支援センター	施設整備～災害復旧費協議額１件につき８０万円以上	1/3
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症指定医療機関	市町村	感染症指定医療機関	災害復旧所要額１件につき60万以上	1/2
	感染症法予防事業	〃	感染症予防・ねずみ族昆虫の駆除等	各種事業による	〃
上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱	上水道	市町村	○被災した施設を原形に復旧する事業（原形に復旧することが著しく困難な場合においては、当該施設の従前の効用を復旧するための施設を設置する事業を含む。） ○応急的に施設を設置する事業（応急的に共同給水装置を設置する事業を含む。）	○上水道事業または水道用水供給事業 ①本復旧費＞現在給水人口×130円 ②本復旧費＞1,900千円（町村は1,000千円） ○簡易水道事業 ①本復旧費＞現在給水人口×110円 ②本復旧費＞1,000千円（町村は500千円）	1/2～8/10
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設災害復旧事業	道、市町村	公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校の施設（建物、建物以外の工作物、土地、設備）	施設整備 道80万円以上 市町村40万円以上 設備整備 道60万円以上 市町村30万円以上	2/3 （離島 4/5）
公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱	公立学校施設災害復旧事業	道、市町村	教員住宅、特定学校借上施設及び校舎の新築復旧に伴う応急仮設校舎等	施設整備 道　80万円以上 市町村　40万円以上	2/3 （離島 4/5）

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針	街　路	道、市町村	都市計画法第18条、第19条又は第22条の規定により決定された施設道路及び土地区画整理事業により築造された道路(道路の附属物のうち、道路上のさく及び駒止を含む。)で道路法第18条第2項の規定による道路の供用の開始の告示がなされていないもの	道　120万円以上 市町村　60万円以上	1/2
	都市排水施設等	〃	都市計画区域内にある都市排水施設で排水路、排水機、樋門及びその付属施設 都市計画区域内にある地方公共団体の維持管理に属する公園（自然公園を除く。）、広場、緑地、運動場、墓園及び公共空地	〃	〃
	堆積土砂排除	市町村	一つの市町村の区域内の市街地において災害により発生した土砂等の流入、崩壊等により堆積した土砂の総量が３万m^3以上であるもの、又は２千m^3以上の一団をなす堆積土砂又は20m以内の間隔で連続する堆積土砂で、その量２千m^3以上であるもので、基本方針に定める条件に該当する堆積土砂を排除する事業	市町村　60万円以上	〃
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害廃棄物処理等	市町村（一部事務組合、地域連合含む）	災害その他の事由のために実施した生活環境の保全上、特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業並びに災害に伴って便槽に流出した汚水の収集、運搬及び処分に係る事業等	指定市：８０万円以上 市町村：４０万円以上	１／２
活動火山対策特別措置法 都市局所管降灰除去事業費補助金交付要綱	1)下水道		公共下水道並びに都市下水路の配水管及び排水渠(これらに直接接続するポンプ場の沈砂池等を含む)内に堆積した降灰を収集し、運搬し及び処分する事業とする	その都度決定	2/3
	2)都市排水路		都市排水路の水路内に堆積した降灰収集し、運搬し及び処分する事業とする。		1/2
	3)公　園		公園上に堆積した降灰収集し、運搬し及び処分する事業とする		1/2
	4)宅　地		建築物の敷地である土地(これに準ずるものを含む)に堆積した降灰で、市町村長が指定した場所に集積されたものを運搬し及び処分する事業とする。		1/2